様式ID	NTA1TEZ010010180

★

L01 ＿＿ ＿＿ 年分の所得税及び復興特別所得税の更正の請求書

（令和七年分以降用）

年　月　日　提出

提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03			個人番号	F02		
氏　名	F04			職　業	K02		
納税地（住所等）	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	—	—
	納税地	F06					

請求の目的となった申告又は処分の種類		申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日	年　月　日
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	E01		
添付した書類			

				請求額 (円)				請求額 (円)
総合課税の所得金額	E02		G01		税額	⑮に対する金額	G22	
	E03		G02			⑯に対する金額	G23	
	E04		G03			⑰に対する金額	G24	
	E05		G04			計	G25	
	E06		G05		配当控除 投資税額等の控除		G26	
	合計	①	G06		（特定増改築等）住宅借入金等特別控除		G27	
※ E07		②	G07		政党等寄附金等特別控除		G28	
※ E08		③	G08		住宅耐震改修特別控除等		G29	
所得から差し引かれる金額	社会保険料 小規模企業共済等掛金	④	G09		差引所得税額		G30	
	生命保険料 地震保険料	⑤	G10		災害減免額		G31	
	寡婦・ひとり親 勤労学生・障害者	⑥	G11		再差引所得税額（基準所得税額）		G32	
	配偶者（特別）	⑦	G12		復興特別所得税額		G33	
	扶養 ＿人	⑧	G13		所得税及び復興特別所得税の額		G34	
	特定親族特別 ＿人	⑨	G49		外国税額控除等		G35	
	基礎	⑩	G14		源泉徴収税額		G36	
	④から⑩までの計	⑪	G15		申告納税額		G37	
	雑損 医療費（特例）	⑫	G16		予定納税額（第1期分・第2期分）		G38	
	寄附金	⑬	G17		第3期分の税額	納める税金 A	G39	
	合計	⑭	G18			還付される税金 B	G40	
所得金額課税される	①に対する金額	⑮	G19	000	この請求前の第3期分の税額（還付の場合は頭に△を記載）	C	G41	
	②に対する金額	⑯	G20	000	第3期分の税額の差額（減少額（C－A＋B））		G42	
	③に対する金額	⑰	G21	000				

※　②、③の各欄は、「分離短期譲渡所得」、「分離長期譲渡所得」、「一般株式等の譲渡所得等」、「上場株式等の譲渡所得等」、「上場株式等の分離配当所得等」、「先物取引の分離雑所得等」、「山林所得」、「退職所得」を記載してください。

還付される税金の受取場所	ゆうちょ銀行以外	金融機関名	Z01		金融機関区分	Z02		1:銀行 2:金庫 3:組合 4:農協 5:漁協
		支店名	Z03		本支店区分	Z04		1:本店 2:支店 3:本所 4:支所 5:出張所
		預金種類	Z05		1:普通 2:当座 3:納税準備 4:通知 5:別段 6:貯蓄 9:その他			
		口座番号	Z06					
	ゆうちょ銀行	記号番号	Z08	—				
		郵便局名（※窓口受取）	Z07		郵便局			
公金受取口座への登録に同意する			G47		（公金受取口座への振込みを希望する場合）公金受取口座を利用する		G48	

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	—	—

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考					
		F12									
	個人番号カード／通知カード　・　運転免許証　その他（　　）					番号確認	K21		身元確認	K22	

様式ID	NTA1TEZ010010170

★

L01 令和 06 年分の所得税及び復興特別所得税の更正の請求書

（令和六年分用）

年　月　日　提出 | 提出先 | F01 | | 税務署長

フリガナ	F03			個人番号	F02		
氏　名	F04			職　業	K02		
納税地（住所等）	郵便番号	F05	—	電話番号 F07	—	—	
	納税地	F06					

請求の目的となった申告又は処分の種類		申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日	年　月　日
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	E01		
添付した書類			

				請求額（円）				請求額（円）
総合課税の所得金額	E02		G01		税額	⑭に対する金額	G22	
	E03		G02			⑮に対する金額	G23	
	E04		G03			⑯に対する金額	G24	
	E05		G04			計	G25	
	E06		G05		配当控除		G26	
	合計	①	G06		投資税額等の控除（特定増改築等）住宅借入金等特別控除		G27	
※ E07		②	G07		政党等寄附金等特別控除		G28	
※ E08		③	G08		住宅耐震改修特別控除等		G29	
所得から差し引かれる金額	社会保険料 小規模企業共済等掛金	④	G09		差引所得税額		G30	
	生命保険料 地震保険料	⑤	G10		災害減免額		G31	
	寡婦・ひとり親 勤労学生・障害者	⑥	G11		再差引所得税額		G32	
	配偶者（特別）	⑦	G12		令和６年分特別税額控除	人	G45	
	扶養 人	⑧	G13		再々差引所得税額（基準所得税額）		G46	
	基礎	⑨	G14		復興特別所得税額		G33	
	④から⑨までの計	⑩	G15		所得税及び復興特別所得税の額		G34	
	雑損 医療費（特例）	⑪	G16		外国税額控除等		G35	
	寄附金	⑫	G17		源泉徴収税額		G36	
	合計	⑬	G18		申告納税額		G37	
所得金額課税される	①に対する金額	⑭	G19	0 0 0	予定納税額（第１期分・第２期分）		G38	
	②に対する金額	⑮	G20	0 0 0	第３期分の税額	納める税金 A	G39	
	③に対する金額	⑯	G21	0 0 0		還付される税金 B	G40	
					この請求前の第３期分の税額（還付の場合は頭に△を記載）	C	G41	
					第３期分の税額の差額（減少額（C − A + B））		G42	

※　②、③の各欄は、「分離短期譲渡所得」、「分離長期譲渡所得」、「一般株式等の譲渡所得等」、「上場株式等の譲渡所得等」、「上場株式等の分離配当所得等」、「先物取引の分離雑所得等」、「山林所得」、「退職所得」を記載してください。

還付される税金の受取場所	ゆうちょ銀行以外	金融機関名	Z01		金融機関区分	Z02		1:銀行 2:金庫 3:組合 4:農協 5:漁協
		支店名	Z03		本支店区分	Z04		1:本店 2:支店 3:本所 4:支所 5:出張所
		預金種類	Z05		1:普通 2:当座 3:納税準備 4:通知 5:別段 6:貯蓄 9:その他			
		口座番号	Z06					
	ゆうちょ銀行	記号番号	Z08	—				
		郵便局名（※窓口受取）	Z07		郵便局			

公金受取口座への登録に同意する	G47		（公金受取口座への振込みを希望する場合）公金受取口座を利用する	G48	

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考		
		F12						
	個人番号カード／通知カード　・　運転免許証　その他（　）					番号確認	K21	身元確認 K22

様式ID NTA1TEZ010010160

★

L01 令和 　 年分の所得税及び復興特別所得税の更正の請求書

（令和四年分以降用）

年　月　日　提出 | 提出先 | F01 | | 税務署長

フリガナ	F03		個人番号	F02		
氏　名	F04		職　業	K02		
納税地（住所等）	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	— —
	納税地	F06				

請求の目的となった申告又は処分の種類		申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日	年　月　日	
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	E01			
添付した書類				

				請求額（円）				請求額（円）
総合課税の所得金額	E02		G01		税額	⑭に対する金額	G22	
	E03		G02			⑮に対する金額	G23	
	E04		G03			⑯に対する金額	G24	
	E05		G04			計	G25	
	E06		G05		配当控除 投資税額等の控除		G26	
	合計	①	G06		（特定増改築等）住宅借入金等特別控除		G27	
※ E07		②	G07		政党等寄附金等特別控除		G28	
※ E08		③	G08		住宅耐震改修特別控除等		G29	
所得から差し引かれる金額	社会保険料 小規模企業共済等掛金	④	G09		差引所得税額		G30	
	生命保険料 地震保険料	⑤	G10		災害減免額		G31	
	寡婦・ひとり親 勤労学生・障害者	⑥	G11		再差引所得税額（基準所得税額）		G32	
	配偶者（特別）	⑦	G12		復興特別所得税額		G33	
	扶養 人	⑧	G13		所得税及び復興特別所得税の額		G34	
	基礎	⑨	G14		外国税額控除等		G35	
	④から⑨までの計	⑩	G15		源泉徴収税額		G36	
	雑損 医療費（特例）	⑪	G16		申告納税額		G37	
	寄附金	⑫	G17		予定納税額（第1期分・第2期分）		G38	
	合計	⑬	G18		第3期分の税額	納める税金 A	G39	
所得金額課税される	①に対する金額	⑭	G19	0 0 0		還付される税金 B	G40	
	②に対する金額	⑮	G20	0 0 0	この請求前の第3期分の税額（還付の場合は頭に△を記載）	C	G41	
	③に対する金額	⑯	G21	0 0 0	第3期分の税額の差額（減少額（C − A + B））		G42	

※　②、③の各欄は、「分離短期譲渡所得」、「分離長期譲渡所得」、「一般株式等の譲渡所得等」、「上場株式等の譲渡所得等」、「上場株式等の分離配当所得等」、「先物取引の分離雑所得等」、「山林所得」、「退職所得」を記載してください。

還付される税金の受取場所	ゆうちょ銀行以外	金融機関名	Z01		金融機関区分	Z02		1:銀行 2:金庫 3:組合 4:農協 5:漁協
		支店名	Z03		本支店区分	Z04		1:本店 2:支店 3:本所 4:支所 5:出張所
		預金種類	Z05		1:普通 2:当座 3:納税準備 4:通知 5:別段 6:貯蓄 9:その他			
		口座番号	Z06					
	ゆうちょ銀行	記号番号	Z08	—				
		郵便局名（※窓口受取）	Z07		郵便局			
公金受取口座への登録に同意する			G43		（公金受取口座への振込みを希望する場合）公金受取口座を利用する		G44	

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考				
		F12								
	個人番号カード／通知カード　・　運転免許証　その他（　）					番号確認	K21		身元確認	K22

様式ID	NTA1TEZ010010150

★

L01 令和 03 年分の所得税及び復興特別所得税の更正の請求書

（令和三年分用）

年　月　日　提出　提出先 F01　税務署長

フリガナ	F03			個人番号	F02		
氏　名	F04			職　業	K02		
納税地（住所等）	郵便番号	F05	—	電話番号 F07		—	—
	納税地	F06					

請求の目的となった申告又は処分の種類		申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日	年　月　日
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	E01		
添付した書類			

			申告し又は処分の通知を受けた額（円）		請求額（円）			申告し又は処分の通知を受けた額（円）		請求額（円）
総合課税の所得金額	E02				G01		税額 ⑭に対する金額		G22	
	E03				G02		⑮に対する金額		G23	
	E04				G03		⑯に対する金額		G24	
	E05				G04		計		G25	
	E06				G05		配当控除 投資税額等の控除		G26	
	合計		①		G06		（特定増改築等）住宅借入金等特別控除		G27	
※ E07			②		G07		政党等寄附金等特別控除		G28	
※ E08			③		G08		住宅耐震改修特別控除等		G29	
所得から差し引かれる金額	社会保険料 小規模企業共済等掛金		④		G09		差引所得税額		G30	
	生命保険料 地震保険料		⑤		G10		災害減免額		G31	
	寡婦・ひとり親 勤労学生・障害者		⑥		G11		再差引所得税額（基準所得税額）		G32	
	配偶者（特別）		⑦		G12		復興特別所得税額		G33	
	扶養	人	⑧		G13		所得税及び復興特別所得税の額		G34	
	基礎		⑨		G14		外国税額控除等		G35	
	④から⑨までの計		⑩		G15		源泉徴収税額		G36	
	雑損 医療費（特例）		⑪		G16		申告納税額		G37	
	寄附金		⑫		G17		予定納税額（第１期分・第２期分）		G38	
	合計		⑬		G18		第３期分の税額 納める税金		G39	
所得金額課税される	①に対する金額		⑭		G19		第３期分の税額 還付される税金		G40	
	②に対する金額		⑮		G20		加算税 申告加算税		G43	
	③に対する金額		⑯		G21		加算税 重加算税		G44	

※　②、③の各欄は、「分離短期譲渡所得」、「分離長期譲渡所得」、「一般株式等の譲渡所得等」、「上場株式等の譲渡所得等」、「上場株式の分離配当所得等」、「先物取引の分離雑所得等」、「山林所得」、「退職所得」を記載してください。

還付される税金の受取場所	ゆうちょ銀行以外	金融機関名	Z01		金融機関区分	Z02	1:銀行 2:金庫 3:組合 4:農協 5:漁協
		支店名	Z03		本支店区分	Z04	1:本店 2:支店 3:本所 4:支所 5:出張所
		預金種類	Z05		1:普通 2:当座 3:納税準備 4:通知 5:別段 6:貯蓄 9:その他		
		口座番号	Z06				
	ゆうちょ銀行	記号番号	Z08	—			
		郵便局名（※窓口受取）	Z07		郵便局		

税理士署名	R01	電話番号（税理士）	R02

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日	備考	
	個人番号カード／通知カード　・　運転免許証　その他（　）					番号確認 K21	身元確認 K22

様式ID	NTA1K0Z090010070

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書

（復興特別所得税の還付の請求はできません。）

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長
フリガナ F03	個人番号	F02		
氏名 F04	職業	K02		
納税地の区分 K05 ← 以下の該当番号を記載してください。 5.住所地　6.居所地　7.事業所等	電話番号	F07	—	—
納税地 郵便番号 F05 — 住所等 F06				
納税地以外の住所地・事業所等 郵便番号 F08 — 住所等 F09				

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付について次のとおり請求します。

		元号	年分		
純損失の金額の生じた年分	L01			還付請求金額（下の還付請求金額の計算書の㉒の金額）	円
純損失の金額を繰り戻す年分（純損失の金額の生じた年の前年分を書きます。）	L02				

還付請求が、事業の廃止、相当期間の休止、事業の全部又は重要部分の譲渡、相続によるものである場合は下の欄に記入してください。

請求の事由	G01	←以下の該当番号を記載してください。 事業の廃止(1)・休止(2)・譲渡(3)、相続(4)	左の事実の生じた年月日　・　・ 休止期間　・　・　～　・　・	この純損失の金額について、既に繰戻しによる還付を受けた事実の有無 有　・　無

還付請求金額の計算書（　　）

					金額（円）						金額（円）
純損失の金額の年分の	A 純損失の金額	総所得	変動所得	①	G02	B Aのうち前年分に繰り戻す金額	総所得	変動所得	④	G05	
			その他	②	G03			その他	⑤	G06	
		山林所得		③	G04		山林所得		⑥	G07	
所得税の還付金額の計算	前年分の税額	C 所得金額課税される	総所得	⑦	G08	繰戻し控除後の税額	E 繰戻し後の所得金額の課税	総所得	⑮	G16	
			山林所得	⑧	G09			山林所得	⑯	G17	
			退職所得	⑨	G10			退職所得	⑰	G18	
		D Cに対する税額	⑦に対する税額	⑩	G11		F Eに対する税額	⑮に対する税額	⑱	G19	
			⑧に対する税額	⑪	G12			⑯に対する税額	⑲	G20	
			⑨に対する税額	⑫	G13			⑰に対する税額	⑳	G21	
			計（100円未満の端数切捨て）	⑬	G14			計（100円未満の端数切捨て）	㉑	G22	
		源泉徴収税額を差し引く前の所得税額		⑭	G15		純損失の金額の繰戻しによる還付金額（「⑬－㉑」と⑭のいずれか少ない方の金額）		㉒	G23	

還付される税金の受取場所								
	ゆうちょ銀行以外	金融機関名	Z01		金融機関区分	Z02		1:銀行 2:金庫 3:組合 4:農協 5:漁協
		支店名	Z03		本支店区分	Z04		1:本店 2:支店 3:本所 4:支所 5:出張所
		預金種類	Z05		1:普通 2:当座 3:納税準備 4:通知 5:別段 6:貯蓄 9:その他			
		口座番号	Z06					
	ゆうちょ銀行	記号番号	Z08		—			
		郵便局名（※窓口受取）	Z07		郵便局			

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	—	—

税務署税理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考					
		F12									
	個人番号カード／通知カード　・　運転免許証 その他（　　）					番号確認	K21		身元確認	K22	

様式ID	NTA1K0Z060010040

個人事業の開業・廃業等届出書

年　　月　　日　提出

提出先	F01		税務署長	マイナンバー（個人番号）	F02							
フリガナ（氏名）	F03			生年月日	K01	元号	年	月	日	フリガナ（屋号）	K03	
氏名	F04			職業	K02					屋号	K04	
区分	K05		← 納税地について以下の該当する番号を記載してください 5.住所地　6.居所地　7.事業所等	電話番号	F07	—			—			
納税地	郵便番号	F05	—	納税地	F06							
上記以外の住所地・事業所等	郵便番号	P01	—	住所地等	E01							

個人事業の開廃業等について次のとおり届けます。

↓太枠内は、「届出の区分」欄の説明に従い、該当する番号を記載してください。

届出の区分 該当する届出に「1」を記載してください。	開　　業	G01		事業の引継ぎを受けた場合には、受けた先の住所・氏名を記載します。 （住所）　　（氏名）
	廃　　業	G03		事業の引継ぎ（譲渡）による場合は、引き継いだ（譲渡した）先の住所・氏名を記載します。 （住所）　　（氏名）
該当する項目の番号を記載してください。	事務所・事業所の新設等	G02		1.新設　2.増設　3.移転　4.廃止
所得の種類	☐ 不動産所得　☐ 山林所得　☐ 事業（農業）所得			（廃止の場合…　☐ 全部　☐一部（　　））

開業・廃業等日	開業や廃業、事務所・事業所の新増設等のあった日		元号	年	月	日
		N01				

事業所等を新増設、移転、廃止した場合	新増設、移転後の所在地	（電話）
	廃止前の所在地	

廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合	設立法人名		代表者名	
	法人納税地		設立登記	年　月　日

開業・廃業に伴う届出書の提出の有無	「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」	☐ 有　☐ 無
	消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」	☐ 有　☐ 無

事業の概要（できるだけ具体的に記載します。）	

給与等の支払の状況	区分	従事員数	給与の定め方	税額の有無	その他参考事項	
	専従者	人		☐ 有　☐ 無		
	使用人			☐ 有　☐ 無		
				☐ 有　☐ 無		
	計					

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の提出の有無	☐ 有　☐ 無	給与支払を開始する年月日	年　月　日

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	—　—

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考					
		F12									
	個人番号カード／通知カード　・　運転免許証 その他（　　）					番号確認	K21		身元確認	K22	

様式ID	NTA1K0Z100010040

所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する申出書

〔税　目〕所得税 G01 ／ 消費税 G02 ← 該当する税目には「１」を該当しない税目には「２」を記載してください。

〔届出区分〕G03 ←以下の該当番号を記載してください。
1.異動　2.変更

年　月　日　提出

元号　年　月　日

提出先	F01		税務署長	生年月日	K01				
フリガナ	F03			フリガナ(屋号)	K03				
氏名	F04			屋号	K04				
納税地の区分	K05		← 以下の該当番号を記載してください。 5.住所地　6.居所地　7.事業所等						
納税地		郵便番号(納税地)	F05	—		電話番号(納税地)	F07	—	—
		納税地	F06						
納税地以外の住所地等		郵便番号	P01	—		電話番号	T01	—	—
		住所地等	E01						

納税地を次のとおり異動又は変更したので申し出ます。

1　納税地

(1)　異動・変更前の納税地

住所・居所・事業所等の区分	G04		← 以下の該当番号を記載してください。 1.住所地　2.居所地　3.事業所等
郵便番号(納税地)	P02	—	
住所・居所・事業所等	E02		

(2)　異動・変更後の納税地

上記の「納税地」のとおり。

2　その他参考事項

税理士署名	R01		電話番号(税理士)	R02	—	—	

税務署整理欄	通信日付印の年月日		(西暦) 年	月	日	備考	
		F12					

様式ID	NTA1TEZ240010030

所得税・消費税の納税管理人の選任・解任届出書

年　　月　　日　提出

						元号	年	月	日
提出先	F01		税務署長	生年月日	K01				
個人番号	F02			職業	K02				
フリガナ	F03			フリガナ（屋号）	E01				
氏名	F04			屋号	K04				
納税地の区分	K05		← 以下の該当番号を記載してください。 5. 住所地　6. 居所地　7. 事業所等						
納税地		郵便番号（納税地）	F05	－	電話番号（納税地）	F07	－		
		納税地	F06						
納税地以外の住所地等 （納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します）		郵便番号	P01	－	電話番号	T01	－		
		住所地等	E02						

所得税・資産の譲渡等に係る消費税の納税管理人として、次の者を選任・解任したので届けます。

1　届出の区分　G01 [　]　← 選任の場合は「1」を、解任の場合は「2」を記載してください。

〔税目〕所得税　G02 [　]　消費税　G03 [　]　← 該当する税目の欄に「1」を記載してください。

2　選任・解任した納税管理人

住所（居所）	郵便番号	P02	－				
	住所地等	E03		生年月日	年　月　日		
フリガナ	E04						
氏名	E05						
電話番号	T02	－	－	本人との続柄（関係）		職業	

3　法の施行地外における住所又は居所となるべき場所（選任の場合）又は選任していたときの納税地（解任の場合）

4　納税管理人を選任・解任した理由

5　その他参考事項（(1) 及び(2)は選任の場合のみ記載してください。）

(1)　出国（予定）年月日　　令和　　年　月　日　　帰国予定年月日　　令和　　年　月　日

(2)　国内で生じる所得内容（該当する所得を○で囲むか、又はその内容を記載します。）

事業所得　不動産所得　給与所得　譲渡所得

上記以外の所得がある場合又は所得の種類が不明な場合（　　）

(3)　その他

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	－	－

税務署整理欄	個人番号カード／通知カード　・　運転免許証 その他（　　）	番号確認	K21		身元確認	K22	

様式ID	NTA1K0Z210010021

所得税の青色申告承認申請書

年　　月　　日　提出

						元号	年	月	日
提出先	F01		税務署長	生年月日	K01				
フリガナ	F03			職業	K02				
氏名	F04			フリガナ (屋号)	K03				
納税地 の区分		← 以下の該当番号を記載してください。 5.住所地　6.居所地　7.事業所等		屋号	K04				
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	－	電話番号 (納税地)	F07	－			
	納税地	F06							
納税地以外の 住所地等 (納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します)	郵便番号	F32	－	電話番号	F35	－			
	住所地等	F33							

＿＿＿＿年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。

1　事業所又は所得の基因となる資産の名称及びその所在地（事業所又は資産の異なるごとに記載します。）

名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿

名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿

2　所得の種類（該当する事項を○で囲んでください。）

事業所得　・　不動産所得　・　山林所得

3　いままでに青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無

⑴　有（取消し・取りやめ）　＿＿＿年　＿＿＿月　＿＿＿日　　⑵　無

4　本年１月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日　＿＿＿年　＿＿＿月　＿＿＿日

5　相続による事業承継の有無

⑴　有　相続開始年月日　＿＿＿年　＿＿＿月　＿＿＿日　被相続人の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

⑵　無

6　その他参考事項

⑴　簿記方式（青色申告のための簿記の方法のうち、該当するものを○で囲んでください。）

複式簿記　・　簡易簿記　・　その他（　　）

⑵　備付帳簿名（青色申告のため備付ける帳簿名を○で囲んでください。）

現金出納帳・売掛帳・買掛帳・経費帳・固定資産台帳・預金出納帳・手形記入帳 債権債務記入帳・総勘定元帳・仕訳帳・入金伝票・出金伝票・振替伝票・現金式簡易帳簿・その他

⑶　その他

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	－	－

税務署 整理欄	通信日付印 の年月日		(西暦) 年	月	日	備考		
		F12						

様式ID	NTA1K0Z200010011

所得税の青色申告の取りやめ届出書

年　　月　　日　提出

				生年月日		元号	年	月	日
提出先	F01		税務署長		K01				
フリガナ	F03			職業	K02				
氏名	F04			フリガナ (屋号)	K03				
納税地 の区分	K05		←　以下の該当番号を記載してください。 5.住所地　6.居所地　7.事業所等	屋号	K04				
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	－	電話番号 (納税地)	F07	－			
	納税地	F06							
納税地以外の 住所地等 (納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します)	郵便番号	P01	－	電話番号	T01	－			
	住所地等	E01							

	元号	年	
L01			年分の所得税から、青色申告書による申告を取りやめることとしたので届けます。

○　その他参考事項

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	－	－

税務署 整理欄	通信日付印 の年月日		(西暦) 年	月	日	備考	
		F12					

様式ID	NTA1K0Z290010040

青色事業専従者給与に関する 届出 / 変更届出書

年　月　日　提出

						元号	年	月	日
提出先	F01		税務署長	生年月日	K01				
フリガナ	F03			職業	K02				
氏名	F04			フリガナ（屋号）	K03				
納税地の区分		← 以下の該当番号を記載してください。 5. 住所地　6. 居所地　7. 事業所等		屋号	K04				
納税地	郵便番号（納税地）	F05	—	電話番号（納税地）	F07	—			
	納税地	F06							
納税地以外の住所地等（納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します）	郵便番号	F32	—	電話番号	F35	—			
	住所地等	F33							

＿＿＿＿年＿＿月以後の青色事業専従者給与の支給に関しては次のとおり 定めた / 変更することとした ので届けます。

1　青色事業専従者給与

	専従者の氏名	続柄	年齢 / 経験年数	仕事の内容・従事の程度	資格等	給料 支給期	給料 金額（月額）	賞与 支給期	賞与 支給の基準（金額）	昇給の基準
1			歳 / 年							
2										
3										

2　その他参考事項（他の職業の併有等）

3　変更理由（変更届出書を提出する場合、その理由を具体的に記載します。）

4　使用人の給与（この欄は、この届出（変更）書の提出日の現況で記載します。）

	使用人の氏名	年齢 / 経験年数	仕事の内容・従事の程度	資格等	給料 支給期	給料 金額（月額）	賞与 支給期	賞与 支給の基準（金額）	昇給の基準
1		歳 / 年							
2									
3									
4									

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	—	—

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

様式ID	NTA1K0Z050010020

現金主義による所得計算の特例を受けることの届出書

年　月　日　提出

						元号	年	月	日
提出先	F01		税務署長	生年月日	K01				
フリガナ	F03			職業	K02				
氏名	F04			フリガナ (屋号)	K03				
納税地 の区分	K05		← 以下の該当番号を記載してください。 5.住所地　6.居所地　7.事業所等	屋号	K04				
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	－	電話番号 (納税地)	F07	－			
	納税地	F06							
納税地以外の 住所地等 (納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します)	郵便番号	P01	－	電話番号	T01	－			
	住所地等	E01							

	元号	年
L01		

年分の所得税から、「現金主義による所得計算の特例」の適用を受けることとしたので届けます。

1　この特例の適用を受けようとする年の前々年分の所得（前年12月31日現在で記載します。）

(1) 不動産所得の金額 G01 ＿＿＿＿円 ＋ 青色事業専従者給与額 G02 ＿＿＿＿円 ＝ G03 ＿＿＿＿円
（赤字のときは0）

(2) 事業所得の金額 G04 ＿＿＿＿円 ＋ 青色事業専従者給与額 G05 ＿＿＿＿円 ＝ G06 ＿＿＿＿円
（赤字のときは0）

(3) (1) ＋ (2) ＝ G07 ＿＿＿＿円

2　この特例を受けようとする年の前年12月31日（年の中途で開業した人は、その開業の日）現在の売掛金、買掛金等の資産負債の額
（裏面の記載欄に記載します。）

3　その他参考事項

(1) 備付帳簿名　　イ　現金式簡易帳簿　　ロ　その他（　　）

(2) その他

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	－	－

税務署 整理欄	通信日付印 の年月日		(西暦) 年	月	日	備考	
		F12					

様式ID	NTA0KOZ050020020

売掛金・買掛金等の資産負債の額（　　年　　月　　日現在）			
資　　産		負　　債	
	円		円
売掛金（未収入金を含む。）		買　　掛　　金	
受　　取　　手　　形		支　　払　　手　　形	
棚　　卸　　資　　産		前　　受　　金	
前　　払　　費　　用		未　　払　　費　　用	
		引当金 準備金	
計		計	

様式ID	NTA1KOZ040010020

★

現金主義による所得計算の特例を受けることの取りやめ届出書

年　　月　　日　提出

						元号	年	月	日
提出先	F01		税務署長	生年月日	K01				
フリガナ	F03			職業	K02				
氏名	F04			フリガナ (屋号)	K03				
納税地 の区分	K05		← 以下の該当番号を記載してください。 5.住所地　6.居所地　7.事業所等	屋号	K04				
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	－	電話番号 (納税地)	F07	－			
	納税地	F06							
納税地以外の 住所地等 (納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します)	郵便番号	P01	－	電話番号	T01	－			
	住所地等	E01							

	元号	年	
L01			年分の所得税から、現金主義による所得計算の特例の適用を取りやめることとしたので届けます。

1　この特例の適用を受けた最初の年の前年の12月31日（年の中途で開業した人は、その開業の日）現在の売掛金、買掛金等の資産負債の額

先に提出した「現金主義による所得計算の特例の適用を受けることの届出書」に記載した額と同じ額を記載します。

売掛金・買掛金等の資産負債の額（　　年　　月　　日現在）			
資産		負債	
売掛金（未収入金を含む。）	円	買掛金	円
受取手形		支払手形	
棚卸資産		前受金	
前払費用		未払費用	
		引当金 準備金	
計		計	

2　その他参考事項（取りやめる事情など）

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	－	－

税務署 整理欄	通信日付印 の年月日		(西暦) 年	月	日	備考	
		F12					

様式ID	NTA1KOZ070010020

再び現金主義による所得計算の特例の適用を受けることの承認申請書

年　　月　　日　提出

						元号	年	月	日
提出先	F01		税務署長	生年月日	K01				
フリガナ	F03			職業	K02				
氏名	F04			フリガナ (屋号)	K03				
納税地 の区分	K05		← 以下の該当番号を記載してください。 5.住所地　6.居所地　7.事業所等	屋号	K04				
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	－	電話番号 (納税地)	F07	－			
	納税地	F06							
納税地以外の 住所地等 (納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します)	郵便番号	P01	－	電話番号	T01	－			
	住所地等	E01							

	元号	年
L01		

年分の所得税から、再び「現金主義による所得計算の特例」の適用を受けることとしたので申請します。

1　いままでにこの特例の適用を受けていた期間とこの特例の適用を受けないこととなった事由
（この期間がいくつかに分かれている場合は、その全部について記載します。）

適用を受けていた期間	適用を受けないこととなった事由
年分から　　年分まで	

2　この特例の適用を受けようとする年の前々年分の所得（前年12月31日現在で記載します。）

(1) 不動産所得の金額 G01 ＿＿＿＿円 ＋ 青色事業専従者給与額 G02 ＿＿＿＿円 ＝ G03 ＿＿＿＿円
（赤字のときは０）

(2) 事業所得の金額 G04 ＿＿＿＿円 ＋ 青色事業専従者給与額 G05 ＿＿＿＿円 ＝ G06 ＿＿＿＿円
（赤字のときは０）

(3) (1) ＋ (2) ＝ G07 ＿＿＿＿円

3　この特例を受けようとする年の前年12月31日（年の中途で開業した人は、その開業の日）現在の売掛金、買掛金等の資産負債の額
（裏面の記載欄に記載します。）

4　その他参考事項
(1) 備付帳簿名　　イ　現金式簡易帳簿　　ロ　その他（　　）
(2) その他

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	－	－

税務署 整理欄	通信日付印 の年月日		(西暦) 年	月	日	備考	
		F12					

様式ID	NTA0KOZ070020020

売掛金・買掛金等の資産負債の額（　　年　　月　　日現在）			
資　　産		負　　債	
	円		円
売掛金（未収入金を含む。）		買　　掛　　金	
受　　取　　手　　形		支　　払　　手　　形	
棚　　卸　　資　　産		前　　受　　金	
前　　払　　費　　用		未　　払　　費　　用	
		引当金 準備金	
計		計	

様式ID	NTA1K0Z880010020

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る65万円の青色申告特別控除・過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書

年　月　日　提出

						元号	年	月	日
提出先	F01		税務署長	生年月日	K01				
フリガナ	F03			職業	K02				
氏名	F04			フリガナ（屋号）	K03				
納税地の区分	K05		← 以下の該当番号を記載してください。 5.住所地　6.居所地　7.事業所等	屋号	K04				
納税地	郵便番号（納税地）	F05	－	電話番号（納税地）	F07	－			
	納税地	F06							
納税地以外の住所地等（納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します）	郵便番号	P01	－	電話番号	T01	－			
	住所地等	E01							

1　届出の区分　G01 [ ]　← 適用を受けたい内容に応じて、以下のいずれかの番号を記載してください。

1	所得税の国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る**65万円の青色申告特別控除（※）**の適用を受けたいので、規則第５条第１項の規定により届け出ます。 （※）　65万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、**仕訳帳及び総勘定元帳**について、規則第５条第５項に規定する要件に従って保存する必要があります。
2	国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る**65万円の青色申告特別控除及び過少申告加算税の特例（※）**の適用を受けたいので、規則第５条第１項の規定により届け出ます。 （※）　65万円の青色申告特別控除及び過少申告加算税の特例の適用を受けるためには、所得税又は消費税に係る**特例国税関係帳簿**について、規則第５条第５項に規定する要件に従って保存する必要があります。

2　特例の適用を受けようとする特例国税関係帳簿の種類並びに備付け及び保存に代える日
（次に表示されている帳簿のほか、作成している場合にはその他の補助帳簿について記載する。）

帳簿の種類 根拠税法			名称等		備付け及び保存に代える日	帳簿の種類 根拠税法			名称等		備付け及び保存に代える日
所得税法	G02	[ ]	／	総勘定元帳	年　月　日	所得税法	G09	[ ]	E04		年　月　日
消費税法	G03	[ ]				消費税法	G10	[ ]			
所得税法	G04	[ ]	／	仕訳帳	年　月　日	所得税法	G11	[ ]	E05		年　月　日
						消費税法	G12	[ ]			
所得税法	G05	[ ]	E02		年　月　日	所得税法	G13	[ ]	E06		年　月　日
消費税法	G06	[ ]				消費税法	G14	[ ]			
所得税法	G07	[ ]	E03		年　月　日	所得税法	G15	[ ]	E07		年　月　日
消費税法	G08	[ ]				消費税法	G16	[ ]			

↑太枠内は、該当する項目に「１」を記載してください。

3　その他参考となるべき事項

(1)　特例の適用を受けようとする国税関係帳簿の作成・保存に使用するプログラム（ソフトウェア）の概要

↓太枠内は、該当する項目に「１」を記載してください。

市販のソフトウェアのうちJIIMAの認証を受けているもの	G17	[ ]	メーカー名	E08		商品名	E09	
市販のソフトウェア	G18	[ ]	メーカー名	E10		商品名	E11	
自己開発	G19	[ ]	委託開発の場合は委託先	E12				

(2)　その他参考となる事項

税理士署名	R01	

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

様式ID	NTA1K0Z890010010

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る65万円の青色申告特別控除・過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書

年　　月　　日　提出

提出先	F01		税務署長	生年月日	K01	元号	年	月	日
フリガナ	F03			職業	K02				
氏名	F04			フリガナ (屋号)	K03				
納税地の区分		← 以下の該当番号を記載してください。 5.住所地　6.居所地　7.事業所等		屋号	K04				
納税地		郵便番号 (納税地)	F05	―	電話番号 (納税地)	F07	―		
		納税地	F06						
納税地以外の住所地等		郵便番号	F32	―	電話番号	F35	―		
(納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します)		住所地等	F33						

1　届出の区分（適用を取りやめたい内容に応じて、以下の□の**いずれか**にチェックを入れる。）

□　　年　　月　　日以後保存等を行う所得税の国税関係帳簿について、所得税の国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る**65万円の青色申告特別控除**の適用を取りやめます（※）ので、規則第５条第２項の規定により届け出ます。

・　特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日：　　年　　月　　日

（※）　この届出書を提出した日の属する年分以後の年分については、既に提出された上記の特例の適用を受ける旨の届出書は、その効力を失い、上記の特例の適用を受けることはできません。

□　　年　　月　　日以後保存等を行う特例国税関係帳簿について、国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る**65万円の青色申告特別控除及び過少申告加算税の特例**の適用を取りやめます（※）ので、規則第５条第２項の規定により届け出ます。

・　特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日：　　年　　月　　日

（※）　この届出書を提出した日の属する課税期間以後の課税期間については、既に提出された上記の特例の適用を受ける旨の届出書は、その効力を失い、上記の特例の適用を受けることはできません。

2　その他参考となるべき事項

税理士署名	R01	

税務署整理欄	通信日付印の年月日		(西暦) 年	月	日	備考	
		F12					

様式ID	NTA1K0Z130010030

所得税の 棚卸資産の評価方法 / 減価償却資産の償却方法 の届出書

年　月　日　提出

						元号	年	月	日
提出先	F01		税務署長	生年月日	K01				
フリガナ	F03			職業	K02				
氏名	F04			フリガナ (屋号)	K03				
納税地 の区分		← 以下の該当番号を記載してください。 5.住所地　6.居所地　7.事業所等		屋号	K04				
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	－	電話番号 (納税地)	F07	－			
	納税地	F06							
納税地以外の 住所地等 (納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します)	郵便番号	F32	－	電話番号	F35	－			
	住所地等	F33							

棚卸資産の評価方法
減価償却資産の償却方法　については、次によることとしたので届けます。

1　棚卸資産の評価方法

事業の種類	棚卸資産の区分	評価方法

2　減価償却資産の償却方法

	減価償却資産の種類 設備の種類	構造又は用途、細目	償却方法
(1) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産			
(2) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産			

3　その他参考事項

(1)　上記2で「減価償却資産の種類・設備の種類」欄が「建物」の場合

建物の取得年月日　＿＿＿＿年＿＿月＿＿日

(2)　その他

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	－	－

税務署 整理欄	通信日付印 の年月日		(西暦) 年	月	日	備考	
		F12					

様式ID	NTA1K0Z260010030

所得税の　有価証券 暗号資産　の評価方法の届出書

年　月　日　提出

				生年月日	K01	元号	年	月	日
提出先	F01		税務署長						
フリガナ	F03			職業	K02				
氏名	F04			フリガナ（屋号）	K03				
納税地の区分		← 以下の該当番号を記載してください。 5.住所地　6.居所地　7.事業所等		屋号	K04				
納税地	郵便番号（納税地）	F05	－	電話番号（納税地）	F07	－			
	納税地	F06							
納税地以外の住所地等 （納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します）	郵便番号	F32	－	電話番号	F35	－			
	住所地等	F33							

有価証券
暗号資産　の評価方法については、次によることとしたので届けます。

1　評価方法

区分	種類	評価方法	新たに取得した年月日
有価証券・暗号資産			
有価証券・暗号資産			
有価証券・暗号資産			
有価証券・暗号資産			
有価証券・暗号資産			
有価証券・暗号資産			
有価証券・暗号資産			

2　その他参考事項

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	－

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

様式ID	NTA1K0Z140010030

★

所得税の 棚卸資産の評価方法 / 減価償却資産の償却方法 の変更承認申請書

年　月　日　提出

						元号	年	月	日
提出先	F01		税務署長	生年月日	K01				
フリガナ	F03			職業	K02				
氏名	F04			フリガナ（屋号）	K03				
納税地の区分		← 以下の該当番号を記載してください。 5.住所地　6.居所地　7.事業所等		屋号	K04				
納税地	郵便番号（納税地）	F05	－	電話番号（納税地）	F07	－			
	納税地	F06							
納税地以外の住所地等（納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します）	郵便番号	F32	－	電話番号	F35	－			
	住所地等	F33							

＿＿＿＿年分から、棚卸資産の評価方法／減価償却資産の償却方法　を次のとおり変更したいので申請します。

1　棚卸資産の評価方法

事業の種類	資産の区分	現在の評価方法		採用しようとする新たな評価方法
		現在の方法	採用した年	

2　減価償却資産の償却方法

	資産の種類 設備の種類	構造又は用途、細目	現在の償却方法		採用しようとする新たな償却方法
			現在の方法	採用した年	
(1) 平成19年３月31日以前に取得した減価償却資産					
(2) 平成19年４月１日以後に取得した減価償却資産					

3　変更しようとする理由（できるだけ具体的に記載します。）

4　その他参考事項

(1)　上記２で「資産の種類・設備の種類」欄が「建物」の場合

建物の取得年月日　＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

(2)　その他

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	－	－

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

様式ID	NTA1K0Z271010020

所得税の　有価証券
暗号資産　の評価方法の変更承認申請書

年　月　日　提出

						元号	年	月	日
提出先	F01		税務署長	生年月日	K01				
フリガナ	F03			職業	K02				
氏名	F04			フリガナ (屋号)	K03				
納税地 の区分		← 以下の該当番号を記載してください。 5.住所地　6.居所地　7.事業所等		屋号	K04				
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	－	電話番号 (納税地)	F07	－			
	納税地	F06							
納税地以外の 住所地等 (納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します)	郵便番号	F32	－	電話番号	F35	－			
	住所地等	F33							

＿＿＿＿年分から、有価証券
暗号資産の評価方法を次のとおり変更したいので申請します。

1　評価方法

区分	種類	現在の評価方法		採用しようとする新たな評価方法
		現在の方法	採用した年	
有価証券 ・ 暗号資産				
有価証券 ・ 暗号資産				
有価証券 ・ 暗号資産				
有価証券 ・ 暗号資産				
有価証券 ・ 暗号資産				
有価証券 ・ 暗号資産				

2　変更しようとする理由（できるだけ具体的に記載します。）

3　その他参考事項

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	－	－

税務署 整理欄	通信日付印 の年月日		(西暦) 年	月	日	備考	
		F12					

様式ID	NTA1VKX530010010

★

所得税の棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書

年　　月　　日　提出

提出先	F01		税務署長	生年月日	K01	元号	年	月	日
フリガナ	F03			職業	K02				
氏名	F04			フリガナ（屋号）	K03				
納税地の区分		← 以下の該当番号を記載してください。 5.住所地　6.居所地　7.事業所等		屋号	K04				
納税地	郵便番号（納税地）	F05	－	電話番号（納税地）	F07	－			
	納税地	F06							
納税地以外の住所地等 （納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します）	郵便番号	F32	－	電話番号	F35	－			
	住所地等	F33							

＿＿＿＿＿年分から、次の棚卸資産の評価方法を特別な評価方法によりたいので申請します。

1　特別な評価方法を採用しようとする棚卸資産の明細

事業の種類	資産の区分	現在の評価方法		採用しようとする新たな評価方法
		現在の方法	採用した年	

2　採用しようとする新たな評価方法の内容（できるだけ具体的に記載します。）

3　新たな評価方法を採用しようとする理由（できるだけ具体的に記載します。）

4　その他参考事項

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	－	－

様式ID	NTA1VKX540010010

所得税の減価償却資産の特別な償却方法の承認申請書

年　　月　　日　提出

						元号	年	月	日
提出先	F01		税務署長	生年月日	K01				
フリガナ	F03			職業	K02				
氏名	F04			フリガナ（屋号）	K03				
納税地の区分		← 以下の該当番号を記載してください。 5.住所地　6.居所地　7.事業所等		屋号	K04				
納税地	郵便番号（納税地）	F05	－	電話番号（納税地）	F07	－			
	納税地	F06							
納税地以外の住所地等 （納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します）	郵便番号	F32	－	電話番号	F35	－			
	住所地等	F33							

＿＿＿＿＿年分から、次の減価償却資産の償却方法を特別な償却方法によりたいので申請します。

1　特別な償却方法を採用しようとする減価償却資産の明細

資産の種類			
構造又は用途			
細目			
名称			
所在する場所			
採用しようとする新たな償却方法			
新たな償却方法の内容			

2　新たな償却方法を採用しようとする理由（できるだけ具体的に記載します。）

3　年の中途で業務の用に供された場合の償却費の計算の方法が類する方法（該当する方法を○で囲んでください。）

⑴　月数あん分による方法　　⑵　生産高比例あん分による方法

4　その他参考事項

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	－ －

様式ID	NTA1VKX550010010

取替法採用承認申請書

年　　月　　日　提出

						元号	年	月	日
提出先	F01		税務署長	生年月日	K01				
フリガナ	F03			職業	K02				
氏名	F04			フリガナ (屋号)	K03				
納税地 の区分		← 以下の該当番号を記載してください。 5.住所地　6.居所地　7.事業所等		屋号	K04				
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	－	電話番号 (納税地)	F07	－			
	納税地	F06							
納税地以外の 住所地等 (納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します)	郵便番号	F32	－	電話番号	F35	－			
	住所地等	F33							

＿＿＿＿＿年分から、次の減価償却資産の償却方法を取替法によりたいので申請します。

1　取替法を採用しようとする減価償却資産の明細

取得資産の名称			
同上の所得税法施行規則第24条の2各号の区分			
所在する場所			
数量			
取得価額			
償却後の価額			

2　その他参考事項

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	－			

税務署 整理欄	通信日付印 の年月日		(西暦) 年	月	日	備考	
		F12					

様式ID	NTA1VKX560010010

★

所得税の減価償却資産の特別な償却率の認定申請書

年　　月　　日　提出

提出先			国税局長	生年月日		元号	年	月	日
	F01		税務署長経由		K01				
フリガナ	F03			職業	K02				
氏名	F04			フリガナ (屋号)	K03				
納税地の区分		← 以下の該当番号を記載してください。 5. 住所地　6. 居所地　7. 事業所等		屋号	K04				
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	－	電話番号 (納税地)	F07	－			
	納税地	F06							
納税地以外の住所地等 (納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します)	郵便番号	F32	－	電話番号	F35	－			
	住所地等	F33							

＿＿＿＿＿年分から、次の減価償却資産の償却率を特別な償却率によりたいので申請します。

1　特別な償却率を採用しようとする減価償却資産の明細

資産の種類				
構造又は用途				
細目				
名称				
所在する場所				
申請する日の属する年の1月1日現在の未償却残高等	数量			
	取得価額	円	円	円
	未償却残高	円	円	円
	認定を受けようとする償却率			

2　認定を受けようとする償却率の算定の基礎（なるべく具体的に記載します。）

3　その他参考事項

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	－	－

様式ID	NTA1VKX570010010

所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認申請書

年　　月　　日　提出

提出先			国税局長	生年月日		元号	年	月	日
	F01		税務署長経由		K01				
フリガナ	F03			職業	K02				
氏名	F04			フリガナ (屋号)	K03				
納税地の区分		← 以下の該当番号を記載してください。 5.住所地　6.居所地　7.事業所等		屋号	K04				
納税地		郵便番号 (納税地)	F05	－	電話番号 (納税地)	F07	－	－	
		納税地	F06						
納税地以外の住所地等 (納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します)		郵便番号	F32	－	電話番号	F35	－	－	
		住所地等	F33						

次の減価償却資産については、耐用年数の短縮の承認を申請します。

1　耐用年数を短縮しようとする減価償却資産の明細

申請の事由		
資産の種類		
名称		
所在する場所		
法定耐用年数	年	年
承認を受けようとする使用可能期間	年	年
承認を受けようとする未経過使用可能期間	年	年

2　法定耐用年数が実際の耐用年数と異なることとなる理由

3　使用可能期間算定の基礎

別　　紙

4　その他参考事項

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	－	－

（別　紙）

様式ID　NTA0VKX570020010

承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書

整理番号 a	種類（設備の種類を含む。） b	構造又は用途 c	細目（個々の資産の名称） d	数量 e	現に適用している耐用年数 f	取得価額 g	承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎			年要償却額 〔g/j〕 k	経過期間に係る償却費相当額 〔h×k〕 l	未経過期間対応償却基礎額 〔g-l〕 m	算出使用可能期間 〔gの計/kの計〕 n	承認を受けようとする使用可能期間 o	算出未経過使用可能期間 〔mの計/kの計〕 p	承認を受けようとする未経過使用可能期間 q	取得年月 r	帳簿価額 s	所在地 t
							経過年数 h	その後の使用可能期間 i	計 j										
						円	年　月	年　月									年　月	円	
							・	・									・		
							・	・									・		
							・	・									・		
							・	・									・		
							・	・									・		
							・	・									・		
							・	・									・		
							・	・									・		
							・	・									・		
							・	・									・		
							・	・									・		
計																			

様式ID	NTA1VKX590010010

所得税の短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書

年　　月　　日　提出

提出先			国税局長			元号	年	月	日
	F01		税務署長経由	生年月日	K01				
フリガナ	F03			職業	K02				
氏名	F04			フリガナ (屋号)	K03				
納税地の区分		← 以下の該当番号を記載してください。 5.住所地　6.居所地　7.事業所等		屋号	K04				
納税地		郵便番号 (納税地)	F05	—	電話番号 (納税地)	F07	—	—	
		納税地	F06						
納税地以外の住所地等 (納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します)		郵便番号	F32	—	電話番号	F35	—	—	
		住所地等	F33						

次の減価償却資産について、所得税法施行令第130条第７項の規定を受けることを下記のとおり届け出ます。

1　みなし承認を受けようとする減価償却資産の明細

更新資産を取得した年	年
届出の事由	所得税法施行規則　第32条第１項　第１号・第２号　該当
みなし承認を受けようとする使用可能期間（別紙のｏ）	年
未経過使用可能期間（別紙のｐ）	年
短縮特例承認資産の種類及び名称	

2　添付書類

⑴　短縮特例承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し

⑵　短縮特例承認資産に係る「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」の写し

⑶　「更新資産に取り替えた後の使用可能期間算定の明細書」　別　紙

3　その他参考事項

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	—	—	

			(西暦) 年	月	日		
税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12				備考	

（別　紙）

様式ID　NTA0VKX590020010

更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書

整理番号（更新資産の番号を○で囲む。） a	種類（設備の種類を含む。） b	構造又は用途 c	細目（個々の資産の名称） d	数量 e	法定耐用年数 f	取得価額 g	更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の基礎			年要償却額（g/j） k	経過期間に係る償却費相当額（h×k） l	未経過期間対応償却基礎額（g-l） m	更新資産に取り替えた後の使用可能期間（gの計/kの計） n	みなし承認を受けようとする使用可能期間 o	算出未経過使用可能期間（mの計/kの計） p	取得年月 q	帳簿価額 r	所在地 s
							経過年数 h	その後の使用可能期間 i	計 j									
						円	年　月	年　月								年　月	円	
							・	・								・		
							・	・								・		
							・	・								・		
							・	・								・		
							・	・								・		
							・	・								・		
							・	・								・		
							・	・								・		
							・	・								・		
							・	・								・		
計						内												

様式ID	NTA1VKX600010010

所得税の耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書

年　　月　　日　提出

提出先			国税局長			元号	年	月	日
	F01		税務署長経由	生年月日	K01				
フリガナ	F03			職業	K02				
氏名	F04			フリガナ (屋号)	K03				
納税地の区分		← 以下の該当番号を記載してください。 5.住所地　6.居所地　7.事業所等		屋号	K04				
納税地		郵便番号 (納税地)	F05	—	電話番号 (納税地)	F07	—	—	
		納税地	F06						
納税地以外の住所地等 (納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します)		郵便番号	F32	—	電話番号	F35	—	—	
		住所地等	F33						

次の減価償却資産について、所得税法施行令第130条第８項の規定の適用を受けることを下記のとおり届け出ます。

1　みなし承認を受けようとする減価償却資産の明細

届出資産の取得をした日の属する年分		令和　　年分
届出の事由		所得税法施行令　第130条　第１項　第１号　該当
		所得税法施行規則　第30条　第１号　該当
		所得税法施行規則　第30条　第１号　該当
届出資産の種類及び名称		
同上の資産の	所在する場所	
	みなし承認を受けようとする使用可能期間（別紙のｏ）	年
	未経過使用可能期間（別紙のp）	年

2　添付書類

(1)　既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し

(2)　「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」　別　紙

(3)　既承認資産の承認申請時に提出した「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」の写し

3　その他参考事項

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	—	—

税務署整理欄	通信日付印の年月日		(西暦) 年	月	日	備考	
		F12					

（別　紙）

様式ID	NTA0VKX600020010

みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書

整理番号 a	種類（設備の種類を含む。） b	構造又は用途 c	細目（個々の資産の名称） d	数量 e	法定耐用年数 f	取得価額 g	みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎			年要償却額 (g/j) k	経過期間に係る償却費相当額 〔h×k〕 l	未経過期間対応償却基礎額 〔g-l〕 m	算出使用可能期間 (gの計/kの計) n	みなし承認を受けようとする使用可能期間 o	算出未経過使用可能期間 (mの計/kの計) p	取得年月 q	帳簿価額 r	所在地 s
							経過年数 h	その後の使用可能期間 i	計 j									
						円	年　月	年　月								年　月	円	
							・	・								・		
							・	・								・		
							・	・								・		
							・	・								・		
							・	・								・		
							・	・								・		
							・	・								・		
							・	・								・		
							・	・								・		
							・	・								・		
計																		

様式ID	NTA1VKX580010010

所得税の増加償却の届出書

年　　月　　日　提出

						元号	年	月	日
提出先	F01		税務署長	生年月日	K01				
フリガナ	F03			職業	K02				
氏名	F04			フリガナ (屋号)	K03				
納税地 の区分		← 以下の該当番号を記載してください。 5.住所地　6.居所地　7.事業所等		屋号	K04				
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	－	電話番号 (納税地)	F07	－			
	納税地	F06							
納税地以外の 住所地等 (納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します)	郵便番号	F32	－	電話番号	F35	－			
	住所地等	F33							

＿＿＿＿＿年分所得税については、次の機械及び装置の増加償却を行うこととしたので届けます。

1　増加償却をしようとする資産の明細

資産の種類		
構造又は用途		
細目		
名称		
所在する場所		
通常の1日当たり平均使用時間	(イ)	
通常使用されるべき日数	(ロ)	
平均超過使用時間の年間合計時間	(ハ)	
1日当たりの超過使用時間	(ニ)	
同上の時間の計算方法	第一号該当、第二号該当	第一号該当、第二号該当
増加償却割合 $\frac{35}{1000}$ ×(ニ)		

2　超過操業を行うこととなった理由

3　超過使用したことを証する書類として保存するものの名称

4　その他参考事項

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	－

税務署 整理欄	通信日付印 の年月日		(西暦) 年	月	日	備考	
		F12					

様式ID	NTA1VKX400010010

★

所得税の特定船舶に係る特別修繕費の金額の認定申請書

年　月　日　提出

提出先	F01		税務署長	生年月日	K01	元号	年	月	日
フリガナ	F03			職業	K02				
氏名	F04			フリガナ (屋号)	K03				
納税地の区分		← 以下の該当番号を記載してください。 5.住所地　6.居所地　7.事業所等		屋号	K04				
納税地		郵便番号 (納税地)	F05	－	電話番号 (納税地)	F07	－		
		納税地	F06						
納税地以外の住所地等 (納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します)		郵便番号	F32	－	電話番号	F35	－		
		住所地等	F33						

＿＿＿＿＿年分から次の船舶について特別修繕準備金の積立てをしたいので、積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額の認定を申請します。

1　認定を受けようとする船舶の明細

区分	申請船舶	類似船舶 (所有者　　)
種類		
構造又は用途		
細目		
名称		
船籍港		
トン数又は容積量		
製造年月日		
中古船舶を取得した場合はその年月日及び前所有者名	(前所有者　　)	
建造年月日からの経過年数		
類似船舶について最近に行われた特別修繕完了の日		
同上に要した特別修繕費の費用の額		
認定を受けようとする特別修繕費の金額		

2　その他参考事項

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	－	－

様式ID	NTA1VKX410010010

転廃業助成金に係る課税の特例の承認申請書

年　　月　　日　提出

				生年月日		元号	年	月	日
提出先	F01		税務署長		K01				
フリガナ	F03			職業	K02				
氏名	F04			フリガナ (屋号)	K03				
納税地 の区分		← 以下の該当番号を記載してください。 5.住所地　6.居所地　7.事業所等		屋号	K04				
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	―	電話番号 (納税地)	F07				
	納税地	F06							
納税地以外の 住所地等 (納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します)	郵便番号	F32	―	電話番号	F35	―			
	住所地等	F33							

＿＿＿＿年分の租税特別措置法第 28 条の３第２項に規定する転廃業助成金の金額について、同条第３項の課税の特例の適用を受けたいので、下記の事業用固定資産の取得（改良）価額の見積額等の承認を申請します。

1　転廃業助成金に関する事項（減価補塡金は、記載する必要はありません。）

助成金の名称 区分			
大臣告示年月日、番号	年　月　日　号	年　月　日　号	年　月　日　号
助成金の交付年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
助成金の支払者（名称）			
助成金の額	円	円	円

2　取得（改良）予定事業用固定資産に関する事項

取得資産の種類 区分				
数量（土地、建物は面積（㎡））				
用途				
見積価額	円	円	円	円
取得（改良）予定年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日

3　付記事項（租税特別措置法施行令第 18 の６第６項に該当する場合には、その旨その他必要事項を記載します。）

税理士署名	R01			電話番号 (税理士)	R02	―			

税務署 整理欄	通信日付印 の年月日		(西暦) 年	月	日	備考			
		F12							

様式ID	NTA1K0Z390010010

所得税のリース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出書

年　　月　　日　提出

提出先	F01		税務署長	生年月日	K01	元号	年	月	日
フリガナ	F03			職業	K02				
氏名	F04			フリガナ (屋号)	K03				
納税地 の区分		← 以下の該当番号を記載してください。 5.住所地　6.居所地　7.事業所等		屋号	K04				
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	－	電話番号 (納税地)	F07	－	－		
	納税地	F06							
納税地以外の 住所地等 (納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します)	郵便番号	F32	－	電話番号	F35	－	－		
	住所地等	F33							

＿＿＿＿＿年分から、リース賃貸資産について旧リース期間定額法を採用することとしたので届け出ます。

1　旧リース期間定額法を採用しようとする資産の種類、改定取得価額の合計額

資産、設備の種類	改定取得価額の合計額	資産、設備の種類	改定取得価額の合計額

2　その他参考事項

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	－	－

税務署 整理欄	通信日付印 の年月日		(西暦) 年	月	日	備考	
		F12					

様式ID	NTA1VKV010010010

住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書に関する経過措置に係る届出書

年　　月　　日　提出

提出先	F01		税務署長	【個人】フリガナ (屋号)	K03		
法人番号	F02			【個人】 屋号	K04		
フリガナ	F03			【法人】フリガナ (代表者氏名)	H06		
氏名又は 名称	F04			【法人】 代表者氏名	H07		
住所又は居所 【法人】 本店又は主たる 事務所の所在地	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	—	—
	住所地等	F06					

租税特別措置法第41条の２の３第２項の年末残高等調書について、次の事項を届け出ます。

1　届出の区分（該当する□にチェックを入れる。）

□　年末残高等調書の提出が困難である事情が解消した旨の届出

□　年末残高等調書に個人番号を記載することが困難な事情が解消した旨の届出

※　上記の届出は、令和____年分の年末残高等調書から適用します。

2　その他参考となるべき事項

□　国税庁ホームページにおいて、上記の届出を提出している者であることにつき、名称（屋号）等及び適用される年末残高等調書の年分を公表することに同意します。

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	— —

税務署 整理欄	通信日付印 の年月日		(西暦) 年	月	日	備考	
		F12					

様式ID	NTA1K0Z030010020

繰越雑損失がある場合の源泉所得税の徴収猶予承認申請書

年　　月　　日　提出

提出先	F01		税務署長	フリガナ	F03	
納税地の区分		← 以下の該当番号を記載してください。 5.住所地　6.居所地　7.事業所等		氏名	F04	
納税地	郵便番号（納税地）	F05	―	電話番号（納税地）	F07	―　　―
	納税地	F06				

次の者から支払を受ける　＿＿＿＿年分の給与等・公的年金等・報酬等に対する源泉所得税について、徴収猶予を受けたいので申請します。

支払者の名称又は氏名	支払を受ける場所	給与等・公的年金等・報酬等の別	本年分の収入金額の見積額	徴収猶予を受ける限度額又は猶予期間
			円	

この写しは、交付を申し出た者から提出された申請書の正本と相違のないことを証明します。

＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿税　務　署　長　　印

◎　給与等・公的年金等・報酬等の支払者は、この写しの提出を受けた場合、上の申請について税務署長から承認又は却下の通知があるまでの間は、この写しの提出の日の翌日を徴収猶予開始の日として、同日以後支払う給与等・公的年金等・報酬等について源泉所得税を徴収する必要はありません。

（別　紙）

様式ID	NTA0K0Z031010030

徴収猶予を受ける限度額又は猶予期間の計算書

（この計算書の「本年分」、「前年分」などの年分は、徴収猶予を受けようとする年分を「本年分」とし、以下これを基準として定めています。）

納税地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　前年分の所得金額

所得の種類	種　目	支払者の名称・氏名又は所得の生ずる場所	収　入　金　額	給与所得控除額・公的年金等控除額・必要経費	所　得　金　額
給　　与			円	円	円
合　　計					①

（注）「所得金額」欄には、分離課税の譲渡所得については、特別控除前の金額を記入してください。

2　前年に受けた災害による損失額

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など	損　害　金　額	保険金などで補填される金額	差　引　損　失　額
			円	円	②　　円

3　前年分に繰り越された繰越雑損失の金額　（２年前以前４年間に災害を受けた人で災害を受けた年分以後引き続き申告書を提出している人に限ります。）

２年前の災害に係る繰越雑損失の金額	３年前の災害に係る繰越雑損失の金額	４年前の災害に係る繰越雑損失の金額	５年前の災害に係る繰越雑損失の金額
㋑　　円	㋺　　円	㋩　　円	㋥　　円

4　本年分に繰り越される繰越雑損失の金額（③の金額が０か赤字の人は、この徴収猶予を受けることはできません。）

(1)　前年分に繰り越された雑損失の金額のない場合（上記３の金額がない場合）

｛（②差引損失額－①×10%）＿＿＿＿＿＿円　と　（②のうち災害関連支出の金額－５万円）＿＿＿＿＿＿円　とのいずれか多い方の金額｝

－（①　－　分離譲渡の特別控除額＿＿＿＿＿＿）　＝　③＿＿＿＿＿＿円

（注）差し引く順序については、確定申告書（損失申告用）の書きかたを参照してください。

(2)　前年分に繰り越された雑損失の金額がある場合（上記３の金額がある場合）で前年分に災害による損失額がないとき

イ　㋑又は㋺の金額がある場合で㋩又は㋥の金額がないとき

（㋑＿＿＿＿＿＿＋㋺＿＿＿＿＿＿）　－　①＿＿＿＿＿＿　＝　③＿＿＿＿＿＿円

ロ　㋑又は㋺の金額のほかに㋩又は㋥の金額もある場合

（㋑＿＿＿＿＿＿＋㋺＿＿＿＿＿＿）－（①＿＿＿＿＿＿－㋩＿＿＿＿＿＿－㋥＿＿＿＿＿＿）＝　③＿＿＿＿＿＿円

（赤　字　の　と　き　は　０）

(3)　前年分に繰り越された雑損失の金額がある場合（上記３の金額がある場合）で前年分に災害による損失額があるとき

イ　㋑又は㋺の金額がある場合で㋩又は㋥の金額がなく、「㋑＋㋺」の金額が①より大きいとき

②＿＿＿＿＿＿＋｛（㋑＿＿＿＿＿＿＋㋺＿＿＿＿＿＿）－①＿＿＿＿＿＿｝＝　③＿＿＿＿＿＿円

ロ　㋑又は㋺の金額がある場合で㋩又は㋥の金額がなく、「㋑＋㋺」の金額が①より少ないとき

①＿＿＿＿＿＿－（㋑＿＿＿＿＿＿＋㋺＿＿＿＿＿＿）　＝　㋭＿＿＿＿＿＿円

｛（②差引損失額－㋭×10%）＿＿＿＿＿＿円　と　（②のうち災害関連支出の金額－５万円）＿＿＿＿＿＿円　とのいずれか多い方の金額｝

－（㋭　－　分離譲渡の特別控除額＿＿＿＿＿＿）　＝　③＿＿＿＿＿＿円

ハ　㋑又は㋺の金額のほか㋩又は㋥の金額もある場合で、「㋑＋㋺＋㋩＋㋥」の金額が①より大きいとき

①＿＿＿＿＿＿－（㋩＿＿＿＿＿＿＋㋥＿＿＿＿＿＿）＝　㋭＿＿＿＿＿＿円（赤字のときは０）

②＿＿＿＿＿＿＋（㋑＿＿＿＿＿＿＋㋺＿＿＿＿＿＿－㋭＿＿＿＿＿＿）　＝　③＿＿＿＿＿＿円

ニ　㋑又は㋺の金額のほか㋩又は㋥の金額もある場合で、「㋑＋㋺＋㋩＋㋥」の金額が①より少ないとき

①＿＿＿＿＿＿－（㋑＿＿＿＿＿＿＋㋺＿＿＿＿＿＿＋㋩＿＿＿＿＿＿＋㋥＿＿＿＿＿＿）　＝　㋭＿＿＿＿＿＿円

｛（②差引損失額－㋭×10%）＿＿＿＿＿＿円　と　（②のうち災害関連支出の金額－５万円）＿＿＿＿＿＿円　とのいずれか多い方の金額｝

－（㋭　－　分離譲渡の特別控除額＿＿＿＿＿＿）　＝　③＿＿＿＿＿＿円

様式ID	NTA0K0Z031020030

5　本年分の給与等及び公的年金等の収入金額の見積額に応ずる給与所得控除額及び公的年金等控除額の計算

徴収猶予を受けようとする給与等及び公的年金等の支払者の名称・氏名		左の者から受ける本年分の収入額の見積額	左の収入金額の見積額の合計額に応ずる給与所得控除額及び公的年金等控除額
給与等		円	⑤給与所得控除額　円
	日雇給与	④	⑥給与所得控除額
公的年金等			⑦公的年金等控除額　円

（注）日雇給与については、「徴収猶予を受けようとする給与等及び公的年金等の支払者の名称・氏名」欄は記入する必要はありません。

6　徴収猶予限度額の計算の基礎となる配分額の合計額

	③の金額	⑤の金額	障害者・老年者・寡婦 寡夫・勤労学生控除額	配偶者控除額 配偶者特別控除額	扶養控除額 人	基礎控除額	計
給与・年金・報酬	円	円	円	円	円	円	円 ⑧
日雇給与							⑨

7　徴収猶予限度額の計算　〔２以上の給与等・公的年金等・報酬等から徴収猶予を受けようとする場合には、各給与等の収入金額、公的年金等又は報酬等の範囲内で徴収猶予限度額を配分してください。〕

所得の種類	本年分の収入金額の見積額	配分額	倍率	徴収猶予限度額
給与等	円	円	1.0	⑩　円
公的年金等			1.0	⑪
一般の報酬			1.5	⑫
社会保険診療報酬			3.5	⑬

イ　徴収猶予を給与等、公的年金等又は報酬等のうちの１つからのみ受ける場合は、⑧の金額をその該当する所得の配分額欄に移記してください。

ロ　徴収猶予を給与等、公的年金等又は報酬等のうちの２以上から受ける場合は、⑧の金額を徴収猶予を受けようとする所得の本年分の収入金額の見積額の範囲内でそれぞれ配分し、その該当する所得の配分額欄に移記してください。

8　徴収猶予期間の計算（これらの欄は、徴収猶予を日雇給与から受ける人が計算する欄です。）

本年分の日雇給与の収入金額（④の金額）	左の収入金額に対する給与所得控除額（⑥の金額）	差引金額（㋑－㋺）	１か月平均給与の額　㋩×１／１２
㋑　円	㋺　円	㋩　円	㋥　円

⑨の金額＿＿＿＿＿円　÷　㋥の金額＿＿＿＿＿　＝　⑭＿＿＿＿＿か月（１月未満の端数は切り上げてください。）

（注）この計算した期間が、実際に徴収猶予を開始する月からその年の１２月までの月数より多くなるときは、その１２月までの月数が限度となります。

様式ID	NTA1VKX420010010

★

特別農業所得者の承認申請書

年　月　日　提出

提出先	F01		税務署長	生年月日	K01	元号	年	月	日
フリガナ	F03			職業	K02				
氏名	F04			フリガナ (屋号)	K03				
納税地 の区分		← 以下の該当番号を記載してください。 5.住所地　6.居所地　7.事業所等		屋号	K04				
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	―	電話番号 (納税地)	F07	―			
	納税地	F06							
納税地以外の 住所地等 (納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します)	郵便番号	F32	―	電話番号	F35	―			
	住所地等	F33							

＿＿＿＿年分の所得税から、「特別農業所得者」の適用を受けたいので申請します。

1　特別農業所得者であると見込まれる事由

2　この特例の適用を受けようとする年分の総所得金額の見積額等
(適用を受けようとする年の５月１日の現況において記載します。)

(1)　総所得金額の見積額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 円

(2)　(1)のうち農業所得の金額の見積額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 円

(3)　(2)のうち９月１日以後に生ずる農業所得の金額の見積額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 円

(注)　この申請書は適用を受けようとする年の５月 15 日までに提出してください。

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	―

税務署 整理欄	通信日付印 の年月日		(西暦) 年	月	日	備考	
		F12					

様式ID	NTA1K0Z150010030

★

転任の命令等により居住しないこととなる旨の届出書

年　　月　　日　提出

提出先	F01		税務署長	フリガナ	F03	
納税地の区分		← 以下の該当番号を記載してください。 5.住所地　6.居所地　7.事業所等		氏名	F04	
納税地	郵便番号（納税地）	F05	―	電話番号（納税地）	F07	―　　―
	納税地	F06				
勤務先	名　称					
	所在地					（TEL　　－　　－　　）

次のとおり、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けていた家屋に居住しないこととなるので届け出ます。

1　転居（予定）年月日　　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

2　（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けていた家屋に居住しないこととなる事由

□　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日付転任命令に伴う転居（　　）

□　その他やむを得ない事由（　　）

3　転居先住所等

転 居 先 住 所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号 ＿＿＿＿－＿＿＿＿－＿＿＿＿

新勤務先の名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

新勤務先の所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号 ＿＿＿＿－＿＿＿＿－＿＿＿＿

4　（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けていた家屋の居住開始年月日

＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

5　その他

⑴　再居住予定年月日　　□　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日　　□　未定

⑵　居住の用に供しない期間の家屋の用途（予定）

□　賃貸の用　　□　空家　　□　その他（　　）

⑶　その他参考事項

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	―　　―		

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

様式ID	NTA1K0Z860010020

危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書

年　月　日　提出

						元号	年	月	日
提出先	F01		税務署長	生年月日	K01				
フリガナ	F03			職業	K02				
氏名	F04			フリガナ (屋号)	K03				
納税地 の区分		← 以下の該当番号を記載してください。 5. 住所地　6. 居所地　7. 事業所等		屋号	K04				
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	―	電話番号 (納税地)	F07	―			
	納税地	F06							
納税地以外の 住所地等 (納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します)	郵便番号	F32	―	電話番号	F35	―			
	住所地等	F33							

所得税法施行令第221条の４第４項又は同令第292条の３第４項に規定する危険勘案資産額の計算日の特例の適用を受けたいので、同令第221条の４第５項又は同令第292条の３第５項の規定により以下のとおり届けます。

1　適用を受けようとする最初の年

＿＿＿＿＿年

2　各年７月１日から12月31日までの間の一定の日

＿＿＿＿＿月　＿＿＿＿＿日

3　確定申告期限までに危険勘案資産額を計算することが困難な理由

4　その他参考となるべき事項

5　恒久的施設を通じて行う事業の経営責任者の氏名
(非居住者の方でこの特例を適用する場合は記載してください。)

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	― ―

			(西暦) 年	月	日		
税務署 整理欄	通信日付印 の年月日	F12				備考	

様式ID	NTA1K0Z850010010

★

災害損失特別勘定の総収入金額算入年分の延長確認申請書

年　　月　　日　提出

提出先	F01		税務署長	フリガナ	F03	
納税地の区分		← 以下の該当番号を記載してください。 5.住所地　6.居所地　7.事業所等		氏名	F04	

納税地	郵便番号（納税地）	F05	－	電話番号（納税地）	F07	－	－
	納税地	F06					
納税地以外の住所地等 （納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します）	郵便番号	F32	－	電話番号	F35	－	－
	住所地等	F33					

災害損失特別勘定の繰入れの対象とした修繕等が 令和 ____ 年 12 月 31 日までに完了できない事情にありますので、所得税基本通達36・37共－７の９ に基づき、被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する下記の年分において、当該年分の年末の災害損失特別勘定の金額を総収入金額に算入することを申請します。

記

被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する年分			令和　　年 分		
本年末の災害損失特別勘定の残額	①	円	本年分において総収入金額に算入すべき金額（①－②）	③	円
修繕費用等の見込額（⑦の合計額）－（⑧の合計額）	②		延長の対象となる本年末における災害損失特別勘定残高（①－③）	④	

翌年分以後の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額の明細

被災資産	名称及び種類又は共通費用の費目				
	被災資産の所在地				
	構造、設備の種類及び細目				
翌年分以後に完了すると見込まれる修繕等の工事の名称等	⑤				
同上の修繕等の工事期間	⑥	・　・ ・　・	・　・ ・　・	・　・ ・　・	・　・ ・　・
同上の修繕等の工事に係る翌年分以後の修繕費用等の見込額	⑦	円	円	円	円
翌年分以後の保険金等の見込額	⑧				
本年末までに修繕が完了しなかった理由					
申請をした修繕完了年分に修繕が完了すると見込まれる事情等					

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	－　　－

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

様式ID　NTAOKOB010010110

変動所得・臨時所得の平均課税の計算書

（　　年分）

納税地

氏　名

この計算書は、変動所得又は臨時所得があり、これらについて平均課税を適用する場合の税額を計算するために使用します。

変動所得又は臨時所得の平均課税は、本年分の変動所得の金額及び臨時所得の金額の合計額（本年分の変動所得の金額が前々年分及び前年分の変動所得の金額の合計額の50%以下である場合には、本年分の臨時所得の金額）が本年分の所得金額（分離課税とされる所得や山林所得、退職所得を除きます。）の20%以上である場合に適用できます（詳しくは『**変動所得・臨時所得の説明書**』を参照してください。）。

申告書第一表の「**税金の計算**」欄の㉛（**申告書第三表（分離課税用）**は㉟）までの記入が終わったら、この計算書で、変動所得及び臨時所得がある場合の特別の計算をして、課税される所得金額に対する税額を求めます。

1　変動所得・臨時所得の金額

	種目	Ⓐ収入金額	Ⓑ必要経費	Ⓒ専従者控除額（白色申告者のみ記入）	所得金額（青色申告者は青色申告特別控除後の金額）（Ⓐ－Ⓑ－Ⓒ）
変動所得		円	円	円	円
	本年分の変動所得の合計額			①	
		①のうち雑所得に係る金額		②	

	種目	Ⓐ収入金額	Ⓑ必要経費	Ⓒ専従者控除額（白色申告者のみ記入）	所得金額（青色申告者は青色申告特別控除後の金額）（Ⓐ－Ⓑ－Ⓒ）
臨時所得		円	円	円	円
	本年分の臨時所得の合計額			③	
		③のうち雑所得に係る金額		④	

1　変動所得の「種目」の各欄には、漁獲、のり、はまち、まだい、ひらめ、かき、うなぎ、ほたて貝、真珠、真珠貝、印税、原稿料、作曲料などと書きます。
2　臨時所得の「種目」の各欄には、権利金、補償金、契約金などと書きます。

2　平均課税の税額の計算等

平均額の計算（変動所得の）	(1) 前々年分又は前年分に変動所得があった場合	前々年分の変動所得の金額	⑤	円
		前年分の変動所得の金額	⑥	
		変動所得の平均額（①－(⑤＋⑥)×$\frac{1}{2}$）	⑦	
	(2) (1)以外の場合	本年分の変動所得の金額（上の①の金額）	⑦	
平均課税対象金額（③＋⑦）			⑧	
課税される所得金額			⑨	
調整所得金額・特別所得金額の計算	(1) ⑨の金額が⑧の金額を超える場合	調整所得金額（⑨－(⑧×$\frac{4}{5}$)）	⑩	（1,000円未満の端数切捨て）
		特別所得金額（⑨－⑩）	⑪	
	(2) (1)以外の場合	調整所得金額（⑨×$\frac{1}{5}$）	⑩	（1,000円未満の端数切捨て）
		特別所得金額（⑨－⑩）	⑪	
税額の計算	調整所得金額⑩に対する税額		⑫	
	平均税率		⑬	%
	特別所得金額⑪に対する税額（⑪×⑬）		⑭	円
	税額の計（⑫＋⑭）		⑮	

○　次の該当する欄を書いてください。

変動・臨時所得金額	(1) ④に金額のある場合（上の④の金額）	⑯	円
	(2) (1)に該当しない方で③に金額のある場合（上の③の金額）	⑯	
	(3) (1)、(2)に該当しない方で②に金額のある場合（上の②の金額）	⑯	
	(4) (1)、(2)、(3)以外の場合…**申告書第一表**の「**その他**」欄の㊹は書きません。		

前々年分又は前年分の申告で平均課税の適用を受けたかどうかにかかわらず、各年分の変動所得の金額を書いてください。

(⑤＋⑥)×$\frac{1}{2}$の金額が赤字の場合には、①の金額を転記してください。
なお、(⑤＋⑥)×$\frac{1}{2}$の金額が①の金額を超える場合は、この算式を使用せずに、⑦の欄を空欄のままとし、⑧の欄に③の金額をそのまま転記してください。

申告書第一表の「**その他**」欄の㊸に転記してください。

申告書第一表の「**税金の計算**」欄の㉛（**申告書第三表（分離課税用）**は㊽）の金額を転記してください。

確定申告の手引きの**税金の計算**の**課税される所得金額に対する税額**で求めた税額を書いてください。

⑫／⑩×100（小数点以下切捨て）を書いてください。

申告書第一表の「**税金の計算**」欄の㉜（**申告書第三表（分離課税用）**は㊻）に転記してください。

申告書第一表の「**その他**」欄の㊹に転記してください。
また、上の①の金額が0円の方は、その「**区分**」欄に「3」を書いてください。それ以外の方は、「**区分**」欄は書きません。

申告書第一表の「**その他**」欄の㊹に転記してください。
また、上の②の金額が0円の方は、その「**区分**」欄に「2」を書いてください。それ以外の方は、「**区分**」欄は書きません。

申告書第一表の「**その他**」欄の㊹に転記し、その「**区分**」欄には「1」を書いてください。

○この計算書は、**申告書と一緒に提出してください。**

07.11

様式ID　NTAOKOB010010100

変動所得・臨時所得の平均課税の計算書

（　　年分）

納税地

氏　名

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

この計算書は、変動所得又は臨時所得があり、これらについて平均課税を適用する場合の税額を計算するために使用します。

変動所得又は臨時所得の平均課税は、本年分の変動所得の金額及び臨時所得の金額の合計額（本年分の変動所得の金額が前々年分及び前年分の変動所得の金額の合計額の50%以下である場合には、本年分の臨時所得の金額）が本年分の所得金額（分離課税とされる所得や山林所得、退職所得を除きます。）の20%以上である場合に適用できます（詳しくは『**変動所得・臨時所得の説明書**』を参照してください。）。

申告書第一表の「**税金の計算**」欄の㉚（**申告書第三表（分離課税用）**は㊱）までの記入が終わったら、この計算書で、変動所得及び臨時所得がある場合の特別の計算をして、課税される所得金額に対する税額を求めます。

1　変動所得・臨時所得の金額

	種目	Ⓐ収入金額	Ⓑ必要経費	Ⓒ専従者控除額（白色申告者のみ記入）	所得金額（青色申告者は青色申告特別控除後の金額）（Ⓐ－Ⓑ－Ⓒ）
変動所得		円	円	円	円
	本年分の変動所得の合計額			①	
		①のうち雑所得に係る金額		②	

	種目	Ⓐ収入金額	Ⓑ必要経費	Ⓒ専従者控除額（白色申告者のみ記入）	所得金額（青色申告者は青色申告特別控除後の金額）（Ⓐ－Ⓑ－Ⓒ）
臨時所得		円	円	円	円
	本年分の臨時所得の合計額			③	
		③のうち雑所得に係る金額		④	

1　変動所得の「種目」の各欄には、漁獲、のり、はまち、まだい、ひらめ、かき、うなぎ、ほたて貝、真珠、真珠貝、印税、原稿料、作曲料などと書きます。
2　臨時所得の「種目」の各欄には、権利金、補償金、契約金などと書きます。

2　平均課税の税額の計算等

平均額の計算（変動所得）	(1) 前々年分又は前年分に変動所得があった場合	前々年分の変動所得の金額	⑤	円
		前年分の変動所得の金額	⑥	
		変動所得の平均額（①－（⑤＋⑥）×$\frac{1}{2}$）	⑦	
	(2) (1)以外の場合	本年分の変動所得の金額（上の①の金額）	⑦	
平均課税対象金額（③＋⑦）			⑧	
課税される所得金額			⑨	
調整所得金額の計算・特別所得金額の計算	(1) ⑨の金額が⑧の金額を超える場合	調整所得金額（⑨－（⑧×$\frac{4}{5}$））	⑩	（1,000円未満の端数切捨て）
		特別所得金額（⑨－⑩）	⑪	
	(2) (1)以外の場合	調整所得金額（⑨×$\frac{1}{5}$）	⑩	（1,000円未満の端数切捨て）
		特別所得金額（⑨－⑩）	⑪	
税額の計算	調整所得金額⑩に対する税額		⑫	
	平均税率		⑬	%
	特別所得金額⑪に対する税額（⑪×⑬）		⑭	円
	税額の計（⑫＋⑭）		⑮	

前々年分又は前年分の申告で平均課税の適用を受けたかどうかにかかわらず、各年分の変動所得の金額を書いてください。

（⑤＋⑥）×$\frac{1}{2}$の金額が赤字の場合には、①の金額を転記してください。
なお、（⑤＋⑥）×$\frac{1}{2}$の金額が①の金額を超える場合は、この算式を使用せずに、⑦の欄を空欄のままとし、⑧の欄に③の金額をそのまま転記してください。

申告書第一表の「**その他**」欄の㊹に転記してください。

申告書第一表の「**税金の計算**」欄の㉚（**申告書第三表（分離課税用）**は㊴）の金額を転記してください。

確定申告の手引きの**税金の計算**の**課税される所得金額に対する税額**で求めた税額を書いてください。

⑫／⑩×100（小数点以下切捨て）を書いてください。

申告書第一表の「**税金の計算**」欄の㉛（**申告書第三表（分離課税用）**は㊲）に転記してください。

○　次の該当する欄を書いてください。

変動・臨時所得金額	(1) ④に金額のある場合（上の④の金額）	⑯	円
	(2) (1)に該当しない方で③に金額のある場合（上の③の金額）	⑯	
	(3) (1)、(2)に該当しない方で②に金額のある場合（上の②の金額）	⑯	
	(4) (1)、(2)、(3)以外の場合…**申告書第一表**の「**その他**」欄の㊺は書きません。		

申告書第一表の「**その他**」欄の㊺に転記してください。
また、上の①の金額が0円の方は、その「**区分**」欄に「3」を書いてください。それ以外の方は、「**区分**」欄は書きません。

申告書第一表の「**その他**」欄の㊺に転記してください。
また、上の②の金額が0円の方は、その「**区分**」欄に「2」を書いてください。それ以外の方は、「**区分**」欄は書きません。

申告書第一表の「**その他**」欄の㊺に転記し、その「**区分**」欄には「1」を書いてください。

06.11

様式ID　NTA0K0B010010090

変動所得・臨時所得の平均課税の計算書

納税地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

この計算書は、変動所得又は臨時所得があり、これらについて平均課税を適用する場合の税額を計算するために使用します。

変動所得又は臨時所得の平均課税は、本年分の変動所得の金額及び臨時所得の金額の合計額（本年分の変動所得の金額が前々年分及び前年分の変動所得の金額の合計額の50%以下である場合には、本年分の臨時所得の金額）が本年分の所得金額（分離課税とされる所得や山林所得、退職所得を除きます。）の20%以上である場合に適用できます（詳しくは『**変動所得・臨時所得の説明書**』を参照してください。）。

申告書第一表の「**税金の計算**」欄の㉚（**申告書第三表（分離課税用）**は㉞）までの記入が終わったら、この計算書で、変動所得及び臨時所得がある場合の特別の計算をして、課税される所得金額に対する税額を求めます。

1　変動所得・臨時所得の金額

	種目	Ⓐ収入金額	Ⓑ必要経費	Ⓒ専従者控除額（白色申告者のみ記入）	所得金額（青色申告者は青色申告特別控除後の金額）（Ⓐ－Ⓑ－Ⓒ）
変動所得		円	円	円	円
	本年分の変動所得の合計額			①	
	①のうち雑所得に係る金額			②	

	種目	Ⓐ収入金額	Ⓑ必要経費	Ⓒ専従者控除額（白色申告者のみ記入）	所得金額（青色申告者は青色申告特別控除後の金額）（Ⓐ－Ⓑ－Ⓒ）
臨時所得		円	円	円	円
	本年分の臨時所得の合計額			③	
	③のうち雑所得に係る金額			④	

1　変動所得の「種目」の各欄には、漁獲、のり、はまち、まだい、ひらめ、かき、うなぎ、ほたて貝、真珠、真珠貝、印税、原稿料、作曲料などと書きます。
2　臨時所得の「種目」の各欄には、権利金、補償金、契約金などと書きます。

2　平均課税の税額の計算等

平均額の計算 変動所得の	(1) 前々年分又は前年分に変動所得があった場合	前々年分の変動所得の金額	⑤	円
		前年分の変動所得の金額	⑥	
		変動所得の平均額（①－（⑤＋⑥）×$\frac{1}{2}$）	⑦	
	(2) (1)以外の場合	本年分の変動所得の金額（上の①の金額）	⑦	
平均課税対象金額（③＋⑦）			⑧	
課税される所得金額			⑨	
所得金額の計算 調整所得金額・特別	(1) ⑨の金額が⑧の金額を超える場合	調整所得金額（⑨－（⑧×$\frac{4}{5}$））	⑩	（1,000円未満の端数切捨て）
		特別所得金額（⑨－⑩）	⑪	
	(2) (1)以外の場合	調整所得金額（⑨×$\frac{1}{5}$）	⑩	（1,000円未満の端数切捨て）
		特別所得金額（⑨－⑩）	⑪	
税額の計算	調整所得金額⑩に対する税額		⑫	
	平均税率		⑬	%
	特別所得金額⑪に対する税額（⑪×⑬）		⑭	円
	税額の計（⑫＋⑭）		⑮	

前々年分又は前年分の申告で平均課税の適用を受けたかどうかにかかわらず、各年分の変動所得の金額を書いてください。

（⑤＋⑥）×$\frac{1}{2}$の金額が赤字の場合には、①の金額を転記してください。
なお、（⑤＋⑥）×$\frac{1}{2}$の金額が①の金額を超える場合は、この算式を使用せずに、⑦の欄を空欄のままとし、⑧の欄に③の金額をそのまま転記してください。

申告書第一表の「**その他**」欄の㊷に転記してください。

申告書第一表の「**税金の計算**」欄の㉚（**申告書第三表（分離課税用）**は㊼）の金額を転記してください。

確定申告の手引きの**税金の計算**の**課税される所得金額に対する税額**で求めた税額を書いてください。

$\frac{⑫}{⑩}$×100（小数点以下切捨て）を書いてください。

申告書第一表の「**税金の計算**」欄の㉛（**申告書第三表（分離課税用）**は㊺）に転記してください。

○　次の該当する欄を書いてください。

変動・臨時所得金額	(1) ④に金額のある場合（上の④の金額）	⑯	円
	(2) (1)に該当しない方で③に金額のある場合（上の③の金額）	⑯	
	(3) (1)、(2)に該当しない方で②に金額のある場合（上の②の金額）	⑯	
	(4) (1)、(2)、(3)以外の場合…**申告書第一表**の「**その他**」欄の㊸は書きません。		

申告書第一表の「**その他**」欄の㊸に転記してください。
また、上の①の金額が0円の方は、その「**区分**」欄に「3」を書いてください。それ以外の方は、「**区分**」欄は書きません。

申告書第一表の「**その他**」欄の㊸に転記してください。
また、上の②の金額が0円の方は、その「**区分**」欄に「2」を書いてください。それ以外の方は、「**区分**」欄は書きません。

申告書第一表の「**その他**」欄の㊸に転記し、その「**区分**」欄には「1」を書いてください。

04.11

様式ID	NTA0K0B010010080

変動所得・臨時所得の平均課税の計算書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（ 令和３年分 ）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

この計算書は、変動所得又は臨時所得があり、これらについて平均課税を適用する場合の税額を計算するために使用します。

変動所得又は臨時所得の平均課税は、本年分の変動所得の金額及び臨時所得の金額の合計額（本年分の変動所得の金額が前々年分及び前年分の変動所得の金額の合計額の50％以下である場合には、本年分の臨時所得の金額）が本年分の所得金額（分離課税とされる所得や山林所得、退職所得を除きます。）の20％以上である場合に適用できます（詳しくは**『変動所得・臨時所得の説明書』**を参照してください。）。

申告書Ｂ第一表の「**税金の計算**」欄の㉚（**申告書第三表（分離課税用）**は㉜）までの記入が終わったら、この計算書で、変動所得及び臨時所得がある場合の特別の計算をして、課税される所得金額に対する税額を求めます。

○この計算書は、**申告書と一緒に提出してください。**

1　変動所得・臨時所得の金額

	種目	Ⓐ 収入金額	Ⓑ 必要経費	Ⓒ 専従者控除額（白色申告者のみ記入）		所得金額（青色申告者は青色申告特別控除後の金額）（Ⓐ－Ⓑ－Ⓒ）
変動所得		円	円	円		円
	本年分の変動所得の合計額				①	
	①のうち雑所得に係る金額				②	

	種目	Ⓐ 収入金額	Ⓑ 必要経費	Ⓒ 専従者控除額（白色申告者のみ記入）		所得金額（青色申告者は青色申告特別控除後の金額）（Ⓐ－Ⓑ－Ⓒ）
臨時所得		円	円	円		円
	本年分の臨時所得の合計額				③	
	③のうち雑所得に係る金額				④	

1　変動所得の「種目」の各欄には、漁獲、のり、はまち、まだい、ひらめ、かき、うなぎ、ほたて貝、真珠、真珠貝、印税、原稿料、作曲料などと書きます。

2　臨時所得の「種目」の各欄には、権利金、補償金、契約金などと書きます。

2　平均課税の税額の計算等

平均額の計算 変動所得の	(1) 前々年分又は前年分に変動所得があった場合	前々年分の変動所得の金額	⑤	円	← 前々年分又は前年分の申告で平均課税の適用を受けたかどうかにかかわらず、各年分の変動所得の金額を書いてください。
		前年分の変動所得の金額	⑥		
		変動所得の平均額（①－（⑤＋⑥）×$\frac{1}{2}$）	⑦		← （⑤＋⑥）×$\frac{1}{2}$の金額が赤字の場合には、①の金額を転記してください。なお、（⑤＋⑥）×$\frac{1}{2}$の金額が①の金額を超える場合は、この算式を使用せずに、⑦の欄を空欄のままとし、⑧の欄に③の金額をそのまま転記してください。
	(2) (1)以外の場合	本年分の変動所得の金額（上の①の金額）	⑦		
平均課税対象金額（③＋⑦）			⑧		← **申告書Ｂ第一表**の「**その他**」欄の㊿に転記してください。
課税される所得金額			⑨		
所得金額調整控除額の計算	(1) ⑨の金額が⑧の金額を超える場合	調整所得金額（⑨－（⑧×$\frac{4}{5}$））	⑩	（1,000円未満の端数切捨て）	← **申告書Ｂ第一表**の「**税金の計算**」欄の㉚（**申告書第三表（分離課税用）**は㉝）の金額を転記してください。
		特別所得金額（⑨－⑩）	⑪		
	(2) (1)以外の場合	調整所得金額（⑨×$\frac{1}{5}$）	⑩	（1,000円未満の端数切捨て）	
		特別所得金額（⑨－⑩）	⑪		
税額の計算	調整所得金額⑩に対する税額		⑫		← **確定申告の手引き**の**税金の計算**の課税される**所得金額**に対する**税額**で求めた税額を書いてください。
	平均税率		⑬	%	← ⑫／⑩×100（小数点以下切捨て）を書いてください。
	特別所得金額⑪に対する税額（⑪×⑬）		⑭	円	← **申告書Ｂ第一表**の「**税金の計算**」欄の㉛（**申告書第三表（分離課税用）**は㉝）に転記してください。
	税額の計（⑫＋⑭）		⑮		

○　次の該当する欄を書いてください。

変動・臨時所得金額	(1) ④に金額のある場合（上の④の金額）	⑯	円
	(2) (1)に該当しない方で③に金額のある場合（上の③の金額）	⑯	
	(3) (1)、(2)に該当しない方で②に金額のある場合（上の②の金額）	⑯	
	(4) (1)、(2)、(3)以外の場合…**申告書Ｂ第一表**の「**その他**」欄の㊶は書きません。		

← **申告書Ｂ第一表**の「**その他**」欄の㊶に転記してください。
また、上の①の金額が０円の方は、その「**区分**」欄に「3」を書いてください。それ以外の方は、「**区分**」欄は書きません。

← **申告書Ｂ第一表**の「**その他**」欄の㊶に転記してください。
また、上の②の金額が０円の方は、その「**区分**」欄に「2」を書いてください。それ以外の方は、「**区分**」欄は書きません。

← **申告書Ｂ第一表**の「**その他**」欄の㊶に転記し、その「**区分**」欄には「1」を書いてください。

02.11

様式ID	NTA0K0B040010170

肉用牛の売却による所得の税額計算書（兼確定申告書付表）

（令和　　年分）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

この計算書は、農業を営む方が、次の㋑及び㋺の特定の肉用牛の売却による農業所得について、租税特別措置法第25条の規定の適用を受ける場合に使用します。

㋑　家畜取引法に規定する家畜市場、中央卸売市場その他の特定の市場において売却した肉用牛

㋺　特定の農業協同組合、農業協同組合連合会に委託して売却した出産後１年未満の肉用牛

（注）１　肉用牛とは、子牛の生産の用に供されたことのある乳牛の雌及び種雄牛以外のあなたが飼育した牛をいいます。

２　免税対象飼育牛とは、上の㋑及び㋺の特定の肉用牛のうち、農林水産大臣が指定した登録を受けている肉用牛及び売却価額（税抜）が100万円未満（その売却した肉用牛が交雑種に該当する場合には80万円未満、ホルスタイン種、ジャージー種又は乳用種に該当する場合には50万円未満）の肉用牛をいいます。

申告書第一表の「**収入金額等**」欄及び「**所得金額等**」欄の**農業**の金額を「**１　申告書に記載する農業所得**」欄で計算し、**申告書第一表**の「**税金の計算**」欄の㊶までの記入が終わったら、「**２　税額の計算**」欄で、**申告書第一表**の「**税金の計算**」欄の㊷に記入する金額を求めます。

１　申告書に記載する農業所得

		Ⓐ 収入金額	Ⓑ 必要経費	Ⓒ 専従者控除額（白色申告者のみ記入）	所得金額（Ⓐ－Ⓑ－Ⓒ）
農業所得	①	円	円	円	円
①のうち、特定の肉用牛の売却による所得	②	内			
①－②	③				（青色申告者は青色申告特別控除後の金額）

１　①欄には、本年分の農業所得に係る収入金額、必要経費等を記入してください（青色申告者の場合には「**青色申告決算書（農業所得用）**」から、白色申告者の場合には「**収支内訳書（農業所得用）**」から転記します。）。

２　②欄には、上の㋑及び㋺の特定の肉用牛の売却による所得に係る収入金額、必要経費等を別途計算して記入してください。なお、「Ⓐ収入金額」欄の内書には、免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額と免税対象飼育牛に該当する肉用牛の売却頭数が1,500頭を超える場合のその超える部分の免税対象飼育牛の売却による収入金額の合計額を書いてください。

３　③欄の金額を**申告書第一表**の「**収入金額等**」欄及び「**所得金額等**」欄の農業に転記してください。青色申告者で③欄の金額が黒字の場合は、「**所得金額等**」欄に青色申告特別控除後の金額を記入してください。

③欄の金額が赤字の場合であっても、損益通算及び損失の繰越控除ができない場合がありますのでご注意ください。

※　この特例の適用により所得税の免除等の対象となる肉用牛の売却による農業（事業）所得の金額（②欄の「所得金額」欄の金額）については、損益通算、純損失の繰越控除の計算や雑損控除、医療費控除、寄附金控除又は事業専従者控除などの控除額の計算等の基礎となる総所得金額から除かれるものではありませんのでご注意ください。詳しくは、税務署にお尋ねください。

２　課税総所得金額に対する税額の計算

課税総所得金額に対する税額	④	円	**申告書第一表**の「**税金の計算**」欄の㉜の金額を書いてください。
配当控除	⑤		**申告書第一表**の「**税金の計算**」欄の㉝の金額を書いてください。
投資税額等控除	⑥		**申告書第一表**の「**税金の計算**」欄の㉞の金額を書いてください。
（特定増改築等）住宅借入金等特別控除	⑦		**申告書第一表**の「**税金の計算**」欄の㉟の金額を書いてください。
政党等寄附金等特別控除	⑧		**申告書第一表**の「**税金の計算**」欄の㊱～㊳の金額を書いてください。
住宅耐震改修特別控除等	⑨		**申告書第一表**の「**税金の計算**」欄の㊴～㊶の金額を書いてください。
差引所得税額（④－⑤－⑥－⑦－⑧－⑨）	⑩	（赤字のときは０）	
免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額等	⑪		「**１　申告書に記載する農業所得**」欄の②に内書きした収入金額を書いてください。
⑪　×　５　％	⑫		
⑩　＋　⑫	⑬		**申告書第一表**の「**税金の計算**」欄の㊷に転記してください。 なお、外国税額控除等を受ける方は税務署にお尋ねください。

○この付表は、**申告書と一緒に提出してください。**

○　**この計算書を使った方は、申告書第二表**の「**特例適用条文等**」欄に「措法25」と書いてください。

07.11

様式ID	NTA0K0B040010160

肉用牛の売却による所得の税額計算書（兼確定申告書付表）

（令和６年分）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

この計算書は、農業を営む方が、次の㋑及び㋺の特定の肉用牛の売却による農業所得について、租税特別措置法第25条の規定の適用を受ける場合に使用します。

㋑　家畜取引法に規定する家畜市場、中央卸売市場その他の特定の市場において売却した肉用牛

㋺　特定の農業協同組合、農業協同組合連合会に委託して売却した出産後１年未満の肉用牛

（注）１　肉用牛とは、子牛の生産の用に供されたことのある乳牛の雌及び種雄牛以外のあなたが飼育した牛をいいます。

２　免税対象飼育牛とは、上の㋑及び㋺の特定の肉用牛のうち、農林水産大臣が指定した登録を受けている肉用牛及び売却価額（税抜）が100万円未満（その売却した肉用牛が交雑種に該当する場合には80万円未満、ホルスタイン種、ジャージー種又は乳用種に該当する場合には50万円未満）の肉用牛をいいます。

申告書第一表の「**収入金額等**」欄及び「**所得金額等**」欄の**農業**の金額を「**１　申告書に記載する農業所得**」欄で計算し、**申告書第一表**の「**税金の計算**」欄の㊹までの記入が終わったら、「**２　税額の計算**」欄で、**申告書第一表**の「**税金の計算**」欄の㊺に記入する金額を求めます。

１　申告書に記載する農業所得

		Ⓐ 収入金額	Ⓑ 必要経費	Ⓒ 専従者控除額（白色申告者のみ記入）	所得金額（Ⓐ－Ⓑ－Ⓒ）
農業所得	①	円	円	円	円
①のうち、特定の肉用牛の売却による所得	②	内			
①－②	③				（青色申告者は青色申告特別控除後の金額）

１　①欄には、本年分の農業所得に係る収入金額、必要経費等を記入してください（青色申告者の場合には「**青色申告決算書（農業所得用）**」から、白色申告者の場合には「**収支内訳書（農業所得用）**」から転記します。）。

２　②欄には、上の㋑及び㋺の特定の肉用牛の売却による所得に係る収入金額、必要経費等を別途計算して記入してください。なお、「Ⓐ収入金額」欄の内書には、免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額と免税対象飼育牛に該当する肉用牛の売却頭数が1,500頭を超える場合のその超える部分の免税対象飼育牛の売却による収入金額の合計額を書いてください。

３　③欄の金額を**申告書第一表**の「**収入金額等**」欄及び「**所得金額等**」欄の農業に転記してください。青色申告者で③欄の金額が黒字の場合は、「**所得金額等**」欄に青色申告特別控除後の金額を記入してください。

③欄の金額が赤字の場合であっても、損益通算及び損失の繰越控除ができない場合がありますのでご注意ください。

※　この特例の適用により所得税の免除等の対象となる肉用牛の売却による農業（事業）所得の金額（②欄の「所得金額」欄の金額）については、損益通算、純損失の繰越控除の計算や雑損控除、医療費控除、寄附金控除又は事業専従者控除などの控除額の計算等の基礎となる総所得金額から除かれるものではありませんのでご注意ください。詳しくは、税務署にお尋ねください。

２　税額の計算

差引所得税額	④	（赤字のときは０）　円	← 申告書第一表の「税金の計算」欄の㊶の金額を書いてください。
災害減免額（④に対する軽減額）	⑤		← 申告書第一表の「税金の計算」欄の㊷の金額を書いてください。
再差引所得税額（④－⑤）	⑥		← 申告書第一表の「税金の計算」欄の㊸の金額を書いてください。
令和６年分特別税額控除　人数	⑦		← 申告書第一表の「税金の計算」欄の㊹の人数と金額を書いてください。
再々差引所得税額（⑥－⑦）	⑧	（赤字のときは０）	
免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額等	⑨		← 「１　申告書に記載する農業所得」欄の②に内書きした収入金額を書いてください。
⑨ × ５ %	⑩		
災害減免額（⑩に対する軽減額）	⑪		
⑩ － ⑪	⑫		
⑧ ＋ ⑫	⑬	申告書第一表㊺へ転記	→ なお、外国税額控除等を受ける方は税務署にお尋ねください。

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

○この計算書を使った方は、**申告書第二表**の「**特例適用条文等**」欄に「措法25」と書いてください。

様式ID	NTA0K0B040010150

肉用牛の売却による所得の税額計算書（兼確定申告書付表）

（　　年分）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

この計算書は、農業を営む方が、次の㋑及び㋺の特定の肉用牛の売却による農業所得について、租税特別措置法第25条の規定の適用を受ける場合に使用します。

㋑　家畜取引法に規定する家畜市場、中央卸売市場その他の特定の市場において売却した肉用牛

㋺　特定の農業協同組合、農業協同組合連合会に委託して売却した出産後１年未満の肉用牛

（注）１　肉用牛とは、子牛の生産の用に供されたことのある乳牛の雌及び種雄牛以外のあなたが飼育した牛をいいます。

２　免税対象飼育牛とは、上の㋑及び㋺の特定の肉用牛のうち、農林水産大臣が指定した登録を受けている肉用牛及び売却価額（税抜）が100万円未満（その売却した肉用牛が交雑種に該当する場合には80万円未満、ホルスタイン種、ジャージー種又は乳用種に該当する場合には50万円未満）の肉用牛をいいます。

申告書第一表の「**収入金額等**」欄及び「**所得金額等**」欄の**農業**の金額を「**１　申告書に記載する農業所得**」欄で計算し、**申告書第一表**の「**税金の計算**」欄の㊵までの記入が終わったら、「**２　課税総所得金額に対する税額の計算**」欄で、**申告書第一表**の「**税金の計算**」欄の㊶に記入する金額を求めます。

１　申告書に記載する農業所得

		Ⓐ 収入金額	Ⓑ 必要経費	Ⓒ 専従者控除額（白色申告者のみ記入）	所得金額（Ⓐ－Ⓑ－Ⓒ）
農業所得	①	円	円	円	円
①のうち、特定の肉用牛の売却による所得	②	内			
①－②	③				（青色申告者は青色申告特別控除後の金額）

１　①欄には、本年分の農業所得に係る収入金額、必要経費等を記入してください（青色申告者の場合には「**青色申告決算書（農業所得用）**」から、白色申告者の場合には「**収支内訳書（農業所得用）**」から転記します。）。

２　②欄には、上の㋑及び㋺の特定の肉用牛の売却による所得に係る収入金額、必要経費等を別途計算して記入してください。なお、「Ⓐ収入金額」欄の内書には、免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額と免税対象飼育牛に該当する肉用牛の売却頭数が1,500頭を超える場合のその超える部分の免税対象飼育牛の売却による収入金額の合計額を書いてください。

３　③欄の金額を**申告書第一表**の「**収入金額等**」欄及び「**所得金額等**」欄の農業に転記してください。青色申告者で③欄の金額が黒字の場合は、「**所得金額等**」欄に青色申告特別控除後の金額を記入してください。

③欄の金額が赤字の場合であっても、損益通算及び損失の繰越控除ができない場合がありますのでご注意ください。

※　この特例の適用により所得税の免除等の対象となる肉用牛の売却による農業（事業）所得の金額（②欄の「所得金額」欄の金額）については、損益通算、純損失の繰越控除の計算や雑損控除、医療費控除、寄附金控除又は事業専従者控除などの控除額の計算等の基礎となる総所得金額から除かれるものではありませんのでご注意ください。詳しくは、税務署にお尋ねください。

２　課税総所得金額に対する税額の計算

課税総所得金額に対する税額	④	円	**申告書第一表**の「**税金の計算**」欄の㉛の金額を書いてください。
配当控除	⑤		**申告書第一表**の「**税金の計算**」欄の㉜の金額を書いてください。
投資税額等控除	⑥		**申告書第一表**の「**税金の計算**」欄の㉝の金額を書いてください。
（特定増改築等）住宅借入金等特別控除	⑦		**申告書第一表**の「**税金の計算**」欄の㉞の金額を書いてください。
政党等寄附金等特別控除	⑧		**申告書第一表**の「**税金の計算**」欄の㉟～㊲の金額を書いてください。
住宅耐震改修特別控除等	⑨		**申告書第一表**の「**税金の計算**」欄の㊳～㊵の金額を書いてください。
差引所得税額（④－⑤－⑥－⑦－⑧－⑨）	⑩	（赤字のときは０）	
免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額等	⑪		「**１　申告書に記載する農業所得**」欄の②に内書きした収入金額を書いてください。
⑪ × ５ %	⑫		
⑩ ＋ ⑫	⑬		**申告書第一表**の「**税金の計算**」欄の㊶に転記してください。 なお、外国税額控除等を受ける方は税務署にお尋ねください。

○この付表は、**申告書と一緒に提出してください。**

○この計算書を使った方は、**申告書第二表**の「**特例適用条文等**」欄に「措法25」と書いてください。

04.11

所　得　の　内　訳　書

様式ID	NTA0KOB060010060

住所

氏名

L01	令和		年分

所得の種類		所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称		所得の基因となる資産の数量	収入金額(源泉徴収税額差引前)(円)		源泉徴収税額(円)	
E01		E02			G01		G02	
種目		住所・所在地又は法人番号			電話番号			支払確定年月又は支払を受けた年月
	E03				T01	－	－	

所得の種類		所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称		所得の基因となる資産の数量	収入金額(源泉徴収税額差引前)(円)		源泉徴収税額(円)	
E04		E05			G03		G04	
種目		住所・所在地又は法人番号			電話番号			支払確定年月又は支払を受けた年月
	E06				T02	－	－	

所得の種類		所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称		所得の基因となる資産の数量	収入金額(源泉徴収税額差引前)(円)		源泉徴収税額(円)	
E07		E08			G05		G06	
種目		住所・所在地又は法人番号			電話番号			支払確定年月又は支払を受けた年月
	E09				T03	－	－	

所得の種類		所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称		所得の基因となる資産の数量	収入金額(源泉徴収税額差引前)(円)		源泉徴収税額(円)	
E10		E11			G07		G08	
種目		住所・所在地又は法人番号			電話番号			支払確定年月又は支払を受けた年月
	E12				T04	－	－	

所得の種類		所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称		所得の基因となる資産の数量	収入金額(源泉徴収税額差引前)(円)		源泉徴収税額(円)	
E13		E14			G09		G10	
種目		住所・所在地又は法人番号			電話番号			支払確定年月又は支払を受けた年月
	E15				T05	－	－	

所得の種類		所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称		所得の基因となる資産の数量	収入金額(源泉徴収税額差引前)(円)		源泉徴収税額(円)	
E16		E17			G11		G12	
種目		住所・所在地又は法人番号			電話番号			支払確定年月又は支払を受けた年月
	E18				T06	－	－	

所得の種類		所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称		所得の基因となる資産の数量	収入金額(源泉徴収税額差引前)(円)		源泉徴収税額(円)	
E19		E20			G13		G14	
種目		住所・所在地又は法人番号			電話番号			支払確定年月又は支払を受けた年月
	E21				T07	－	－	

所得の種類		所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称		所得の基因となる資産の数量	収入金額(源泉徴収税額差引前)(円)		源泉徴収税額(円)	
E22		E23			G15		G16	
種目		住所・所在地又は法人番号			電話番号			支払確定年月又は支払を受けた年月
	E24				T08	－	－	

所得の種類		所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称		所得の基因となる資産の数量	収入金額(源泉徴収税額差引前)(円)		源泉徴収税額(円)	
E25		E26			G17		G18	
種目		住所・所在地又は法人番号			電話番号			支払確定年月又は支払を受けた年月
	E27				T09	－	－	

所得の種類		所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称		所得の基因となる資産の数量	収入金額(源泉徴収税額差引前)(円)		源泉徴収税額(円)	
E28		E29			G19		G20	
種目		住所・所在地又は法人番号			電話番号			支払確定年月又は支払を受けた年月
	E30				T10	－	－	

様式ID	NTA0K0B070010070

給与所得者の特定支出に関する明細書

（　　年分）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　特定支出の金額

通勤費【区分1】	通勤の経路・方法	Ⓐ支出金額	Ⓑ補填される金額のうち非課税部分等	Ⓒ差引金額（Ⓐ－Ⓑ）
	通勤の経路・方法については二面の所定の欄に書いてください。	円	円	① 円
職務上の旅費【区分256】	旅行先及び目的	Ⓐ支出金額	Ⓑ補填される金額のうち非課税部分等	Ⓒ差引金額（Ⓐ－Ⓑ）
		円	円	② 円
	（職務の内容）			
転居費【区分2】〔転任に伴うもの〕	転任前 勤務地 ／ 住所（又は居所）	転任後 勤務地 ／ 住所（又は居所）		
	（再転任をした場合など書ききれないときはこの欄に書いてください。）	Ⓐ支出金額	Ⓑ補填される金額のうち非課税部分等	Ⓒ差引金額（Ⓐ－Ⓑ）
		円	円	③ 円
研修費【区分4】	研修の内容	Ⓐ支出金額	Ⓑ補填される金額のうち非課税部分等	Ⓒ差引金額（Ⓐ－Ⓑ）
		円	円	④ 円
	（職務の内容）			
資格取得費【区分8】（するための費用 人の資格を取得）	資格の内容	Ⓐ支出金額	Ⓑ補填される金額のうち非課税部分等	Ⓒ差引金額（Ⓐ－Ⓑ）
		円	円	⑤ 円
	（職務の内容）			
帰宅旅費【区分16】（伴うもの 単身赴任に）	勤務地（又は居所）	配偶者等の居住する場所		
	勤務地や配偶者等の居住する場所が変わった場合など書ききれないときは、この欄に書いてください。	Ⓐ支出金額	Ⓑ補填される金額のうち非課税部分等	Ⓒ差引金額（Ⓐ－Ⓑ）
		円	円	⑥ 円
勤務必要経費 図書費【区分32】	図書名及び内容	Ⓐ支出金額	Ⓑ補填される金額のうち非課税部分等	Ⓒ差引金額（Ⓐ－Ⓑ）
		円	円	⑦ 円
	（職務の内容）			
衣服費【区分64】	衣服の種類	Ⓐ支出金額	Ⓑ補填される金額のうち非課税部分等	Ⓒ差引金額（Ⓐ－Ⓑ）
		円	円	⑧ 円
	（職務の内容）			
交際費等【区分128】	接待等について：内容 ／ 相手方の氏名・名称 ／ 相手方との関係	Ⓐ支出金額	Ⓑ補填される金額のうち非課税部分等	Ⓒ差引金額（Ⓐ－Ⓑ）
		円	円	⑨ 円
	（職務の内容）			
小計（⑦＋⑧＋⑨）				⑩（最高65万円）
特定支出の合計額（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑩）				⑪
適用を受ける特定支出の区分の合計（適用を受ける特定支出の各区分の【番号】を合計します。）				⑫

（注）「Ⓑ補填される金額のうち非課税部分等」とは、特定支出について、給与等の支払者により補填される部分のうち非課税部分及び雇用保険法に基づく教育訓練給付金、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子家庭自立支援教育訓練給付金、同法に基づく父子家庭自立支援教育訓練給付金が支給される部分をいいます。

2　特定支出控除適用後の給与所得金額

給与等の収入金額の合計額	⑬	円	← 申告書第一表の「収入金額等」欄の給与の金額を書いてください。
特定支出控除適用前の給与所得金額	⑭		← 確定申告の手引きで計算した所得金額を書いてください。
給与所得控除額（⑬－⑭）	⑮		
⑮×１／２	⑯		
特定支出控除の金額（⑪－⑯）	⑰	（赤字の場合は０）	← （注）⑰欄が赤字の場合は特定支出控除の適用はありません。
特定支出控除適用後の給与所得金額（⑬－⑮－⑰）	⑱		→ 申告書第一表の「所得金額等」欄の給与に転記してください。所得金額調整控除の適用がある場合には、⑱欄の金額に代わり、確定申告の手引きで計算した給与所得の金額を申告書第一表の「所得金額等」欄の給与に書いてください。

◎　上記⑪の金額を**申告書第二表**の「**特例適用条文等**」欄に書きます。　記載例：特例適用条文等　所法57の2　XXX,XXX 円

◎　上記⑫の数字を**申告書第一表**の「**所得金額等**」欄の給与の「**区分**」欄に書きます。

◎　給与所得者の特定支出控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。

一面

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

様式ID	NTA0K0B070020070

◎ 通勤の経路及び方法

○　年の中途で通勤の経路及び方法が変わったときは、変更後の経路及び方法も書いてください。

二面

書ききれないときは適宜の用紙に記載してそれをこの明細書に添付してください。

（参考事項）

○　一面の「適用を受ける特定支出の区分の合計」⑫欄は、例えば、次のように書いてください。

・通勤費のみについて適用を受ける場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・通勤費の区分「１」

・研修費と資格取得費（人の資格を取得するための費用）について適用を受ける場合

・・・・・・・・・・・研修費の区分「４」と資格取得費(人の資格を取得するための費用)の区分「８」を合計した「12」

・転居費（転任に伴うもの）と帰宅旅費（単身赴任に伴うもの）と図書費について適用を受ける場合

・・・・・・・・・・・・・・・・転居費（転任に伴うもの）の区分「２」と帰宅旅費（単身赴任に伴うもの）の区分「16」と図書費の区分「32」を合計した「50」

○　適用を受ける特定支出の区分（通勤費、職務上の旅費、転居費（転任に伴うもの）、研修費、資格取得費（人の資格を取得するための費用）、帰宅旅費（単身赴任に伴うもの）、勤務必要経費の別（勤務必要経費については、図書費、衣服費、交際費等に区分します。））ごとに、それぞれの支出の内訳を三面及び四面に書いてください。

○　三面及び四面に書ききれないときは、適宜の用紙に記載してそれをこの明細書に添付してください。

○　三面及び四面に書いたⒶ、Ⓑ及びⒸの各欄の金額を特定支出の区分ごとに（研修費・資格取得費（人の資格を取得するための費用）については研修の内容及び資格の内容が異なるごとに、勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費等）については図書の内容、衣服の種類及び接待等の内容が異なるごとに）合計し、それぞれの合計額を一面のⒶ、Ⓑ及びⒸの各欄にそれぞれ転記してください。ただし、通勤費については、三面及び四面の通勤費のⒸ欄の合計額が１月当たりの定期券等の額の合計額を超える場合には、一面のⒸ欄にはその定期券等の額の合計額を書き、その金額の頭部に㋣と表示してください。

様式ID	NTA0K0B070030070

三面

◎ 支 出 の 内 訳

特定支出の区分	支出の内容	支払先	支払年月日	Ⓐ 支払金額	Ⓑ 補填される金額のうち非課税部分等	Ⓒ 差引金額（Ⓐ－Ⓑ）
			・ ・	円	円	円
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・		

様式ID	NTA0K0B070040070

◎ 支 出 の 内 訳

四面

特定支出の区分	支出の内容	支払先	支払年月日	Ⓐ 支払金額	Ⓑ 補填される金額のうち非課税部分等	Ⓒ 差引金額（Ⓐ－Ⓑ）
			・ ・	円	円	円
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・		

様式ID	NTA0K0A080010050

損益の通算の計算書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

この計算書は、各種の所得の損失額（赤字）を他の各種の所得の黒字から差し引く（以下「損益の通算」といいます。）際に、赤字の所得が数多くある方が損益の通算をする場合に使用します（**申告書第四表（損失申告用）**を使用して申告する方は、この計算書は使用しません。）。

1　経常所得の損益の通算

A	経　常　所　得	①	円

・　**申告書第一表**の「**所得金額等**」欄の①から⑥及び⑩の金額の合計額を書きます（赤字の場合には金額の頭部に△を付します。）。

2　譲渡・一時所得の損益の通算

所得の種類				Ⓐ差引金額		Ⓑ通算後	Ⓒ特別控除額		Ⓓ譲渡・一時所得の通算後	
B	譲渡	短期	総合	円	通算	㋐ 円	㋒ 円	譲渡・一時所得の通算	③	円
		長期	分離（特定損失額）	△					④	
			総合			㋑	㋓ 円		⑤	
	一時			----------→	②	（赤字のときは0）	㋔		⑥	

1　「Ⓐ差引金額」の「総合」欄には、「譲渡資産の収入金額」から「譲渡資産の取得費など（※）」を差し引いた後の金額を書きます。

「Ⓐ差引金額」の「分離（特定損失額）」欄には、「居住用財産の譲渡損失」又は「特定居住用財産の譲渡損失」の金額（以下「特定損失額」といいます。）について、損益の通算の特例の適用を受ける場合にその赤字の金額を書きます（詳しくは、税務署にお尋ねください。）。

※　譲渡資産の取得費（既に必要経費などに算入した金額を除きます。）から償却費相当額を差し引いた金額及び資産の譲渡に際して直接要した費用などの合計額をいいます。

2　「一時」の②は、「一時所得の収入金額」から「収入を得るために支出した金額」を差し引いた後の金額（赤字のときは０）を書きます。

3　「譲渡」の「Ⓒ特別控除額」の㋒及び㋓は、次により書いてください。

i　「Ⓑ通算後」の㋐と㋑の合計額が50万円までの場合……それぞれ㋐と㋑の金額（赤字のときは０）を書きます。

ii　「Ⓑ通算後」の㋐と㋑の合計額が50万円を超える場合……㋒・㋓の順に、それぞれ㋐と㋑の金額を書きます。ただし、㋒と㋓の合計額は50万円が限度となります。

4　「一時」の「Ⓒ特別控除額」の㋔には、「一時」の②が50万円までの場合にはその金額を、50万円を超える場合には50万円を書きます。

3　損益の通算

所得の種類				Ⓐ通算前		Ⓑ第1次通算後	Ⓒ第2次通算後	Ⓓ第3次通算後		Ⓔ所得金額	
A	経常所得			①	円	第1次通算	円	第2次通算	円	第3次通算	円
B	譲渡	短期	総合	③							
		長期	分離（特定損失額）	④	△						
			総合	⑤							
	一時			⑥							
C	山林			----------→		⑦					
D	退職			----------→		⑧	（赤字のときは０）				

⑪			
⑫			
⑬			
⑭	⑨		(⑨+⑩)×0.5
	⑩		
⑮			
⑯			
⑰			

所得金額の合計額（⑪から⑯までの合計額）

1　「Ⓐ通算前」の①、③から⑥は、「**1　経常所得の損益の通算**」及び「**2　譲渡・一時所得の損益の通算**」より転記します。

2　「山林」の⑦及び「退職」の⑧は、山林所得（赤字の場合には金額の頭部に△を付します。）及び退職所得（赤字のときは0）を書きます。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

様式ID　NTA0K0B550010140

先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書

（　　年分）

いずれか当てはまるものを（　）で囲んでください。→ 事業所得用 / 譲渡所得用 / 雑所得用

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

			Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	合　計（Ⓐから Ⓒまでの計）
取引の内容	種　類					
	決済年月日		・　・	・　・	・　・	
	数　量		枚	枚	枚	
	決済の方法					
総収入金額	差金等決済に係る利益又は損失の額	①	円	円	円	円
	譲渡による収入金額（※）	②				
	その他の収入	③				
	計（①+③）又は（②+③）	④				
必要経費等	手数料等	⑤				
	②に係る取得費	⑥				
	その他の経費	⑦				
		⑧				
		⑨				
	小計（⑦から⑨までの計）	⑩				
	計（⑤+⑩）又は（⑤+⑥+⑩）	⑪				
所得金額（④－⑪）		⑫				

→ 申告書第三表（分離課税用）は「収入金額」欄の㋥（申告書第四表（損失申告用）は「1 損失額又は所得金額」欄のFのⒶ収入金額）に転記してください。

→ 黒字の場合は、申告書第三表（分離課税用）の「所得金額」欄の㉕（申告書第四表（損失申告用）は「1 損失額又は所得金額」欄のFの㉘）にそのまま転記し、赤字の場合は、申告書第三表（分離課税用）の「所得金額」欄の㉕（申告書第四表（損失申告用）は「1 損失額又は所得金額」欄のFの㉘）に「0」と書いてください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

（※）カバードワラント（金融商品取引法第２条第１項第19号に掲げる有価証券で一定のものをいいます。）の譲渡による譲渡所得についてその譲渡による収入金額を記載してください。

◎　①、④及び⑫欄は金額が赤字のときは、赤書き（△印）してください。

◎　ⒶからⒸの各欄は、差金等決済又は譲渡ごとに記載してください。

◎　㋐本年の⑫欄の合計額が赤字のときにその赤字を翌年以降に繰り越す場合や、㋑本年の⑫欄の合計額が黒字のときに前年から繰り越された赤字を本年の黒字から差し引くときには、『＿＿年分の所得税及び復興特別所得税の＿＿申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）』も併せて作成してください。

07.11

様式ID	NTA0K0B550010130

先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書

（　　年分）

いずれか当てはまるものを（　）で囲んでください。 → 事業所得用 / 譲渡所得用 / 雑所得用

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

			Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	合　計（Ⓐから Ⓒまでの計）
取引の内容	種　類					
	決済年月日		・　・	・　・	・　・	
	数　量		枚	枚	枚	
	決済の方法					
総収入金額	差金等決済に係る利益又は損失の額	①	円	円	円	円
	譲渡による収入金額（※）	②				
	その他の収入	③				
	計（①+③）又は（②+③）	④				
必要経費等	手数料等	⑤				
	②に係る取得費	⑥				
	その他の経費	⑦				
		⑧				
		⑨				
	小計（⑦から⑨までの計）	⑩				
	計（⑤+⑩）又は（⑤+⑥+⑩）	⑪				
所得金額（④－⑪）		⑫				

→ 申告書第三表（分離課税用）は「収入金額」欄の㋣（申告書第四表（損失申告用）は「1 損失額又は所得金額」欄のFのⒶ収入金額）に転記してください。

→ 黒字の場合は、申告書第三表（分離課税用）の「所得金額」欄の㊻（申告書第四表（損失申告用）は「1 損失額又は所得金額」欄のFの㊾）にそのまま転記し、赤字の場合は、申告書第三表（分離課税用）の「所得金額」欄の㊻（申告書第四表（損失申告用）は「1 損失額又は所得金額」欄のFの㊾）に「0」と書いてください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

（※）カバードワラント（金融商品取引法第２条第１項第19号に掲げる有価証券で一定のものをいいます。）の譲渡による譲渡所得についてその譲渡による収入金額を記載してください。

◎　①、④及び⑫欄は金額が赤字のときは、赤書き（△印）してください。

◎　ⒶからⒸの各欄は、差金等決済又は譲渡ごとに記載してください。

◎　㋐本年の⑫欄の合計額が赤字のときにその赤字を翌年以降に繰り越す場合や、㋑本年の⑫欄の合計額が黒字のときに前年から繰り越された赤字を本年の黒字から差し引くときには、『＿＿年分の所得税及び復興特別所得税の＿＿申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）』も併せて作成してください。

様式ID	NTA0KOB550010120

先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書

（この明細書は、先物取引に係る事業所得や譲渡所得、雑所得について確定申告をする場合に使用します。なお、これらのうち２以上の所得があるときは、所得の区分ごとにこの明細書を作成します。詳しくは、**『先物取引に係る雑所得等の説明書』**を参照してください。）

（　　年分）　いずれか当てはまるものを（　）で囲んでください。→ **事業所得用 / 譲渡所得用 / 雑所得用**　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

			Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	合　計（Ⓐから Ⓒまでの計）
取引の内容	種　類					
	決済年月日		・　・	・　・	・　・	
	数　量		枚	枚	枚	
	決済の方法					
総収入金額	差金等決済に係る利益又は損失の額	①	円	円	円	円
	譲渡による収入金額（※）	②				
	その他の収入	③				
	計（①+③）又は（②+③）	④				
必要経費等	手数料等	⑤				
	②に係る取得費	⑥				
	その他の経費	⑦				
		⑧				
		⑨				
	小計（⑦から⑨までの計）	⑩				
	計（⑤+⑩）又は（⑤+⑥+⑩）	⑪				
所得金額（④－⑪）		⑫				

→ **申告書第三表（分離課税用）**は「**収入金額**」欄の㋥（**申告書第四表（損失申告用）**は「**1 損失額又は所得金額**」欄のFの**Ⓐ収入金額**）に転記してください。

→ 黒字の場合は、**申告書第三表（分離課税用）**の「**所得金額**」欄の㉞（**申告書第四表（損失申告用）**は「**1 損失額又は所得金額**」欄のFの㉗）にそのまま転記し、赤字の場合は、**申告書第三表（分離課税用）**の「**所得金額**」欄の㉞（**申告書第四表（損失申告用）**は「**1 損失額又は所得金額**」欄のFの㉗）に「０」と書いてください。

（※）カバードワラント（金融商品取引法第２条第１項第19号に掲げる有価証券で一定のものをいいます。）の譲渡による譲渡所得についてその譲渡による収入金額を記載してください。

◎　①、④及び⑫欄は金額が赤字のときは、赤書き（△印）してください。

◎　ⒶからⒸの各欄は、差金等決済又は譲渡ごとに記載してください。

◎　㋐本年の⑫欄の合計額が赤字のときにその赤字を翌年以降に繰り越す場合や、㋑本年の⑫欄の合計額が黒字のときに前年から繰り越された赤字を本年の黒字から差し引くときには、『＿＿年分の所得税及び復興特別所得税の＿＿申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）』も併せて作成してください。

○この明細書は、**申告書と一緒に提出してください。**

様式ID	NTA0K0B560010180

年分　医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

納税地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知（※）を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の６項目が記載されたものをいいます。
（例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」）
（①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称）

(1) 医療費通知に記載された医療費の額（自己負担額）（注）	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補填される金額
円	㋐ 円	㋑ 円

（注）　医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

2 医療費（上記１以外）の明細

「領収書１枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補填される金額
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費	円	円
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
２　の　合　計			㋒	㋓

医　療　費　の　合　計	A	(㋐＋㋒) 円	B	(㋑＋㋓) 円

3 控除額の計算

支払った医療費	（合計） 円	A
保険金などで補填される金額		B
差引金額（A － B）	（マイナスのときは０円）	C
所得金額の合計額		D
D ×0.05	（赤字のときは０円）	E
E と10万円のいずれか少ない方の金額		F
医療費控除額（C － F）	（最高200万円、赤字のときは０円）	G

申告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を転記します。
（注）　次の場合には、それぞれの金額を加算します。
・　退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
・　ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額（特別控除前の金額）
なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「４繰越損失を差し引く計算」欄の㉝の金額を転記します。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。○左記２に係る領収書等は確定申告期限等から５年間ご自宅等で保管してください。

07.11

様式ID	NTA0K0B560010170

年分　医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

納税地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知（※）を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の６項目が記載されたものをいいます。
（例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」）
（①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称）

(1) 医療費通知に記載された医療費の額（自己負担額）（注）	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補填される金額
円	㋐ 円	㋑ 円

（注）　医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

2 医療費（上記１以外）の明細

「領収書１枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補填される金額
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	円	円
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
２ の 合 計			㋒	㋓

医 療 費 の 合 計	A	(㋐＋㋒) 円	B	(㋑＋㋓) 円

3 控除額の計算

支払った医療費	（合計） 円	A
保険金などで補填される金額		B
差引金額（A － B）	（マイナスのときは０円）	C
所得金額の合計額		D
D ×0.05	（赤字のときは０円）	E
E と10万円のいずれか少ない方の金額		F
医療費控除額（C － F）	（最高200万円、赤字のときは０円）	G

申告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を転記します。
（注）　次の場合には、それぞれの金額を加算します。
・ 退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
・ ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額（特別控除前の金額）
なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「４繰越損失を差し引く計算」欄の㉔の金額を転記します。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。○左記２に係る領収書等は確定申告期限等から５年間ご自宅等で保管してください。

06.11

様式ID	NTA0KOB560010150

年分　医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知（※）を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の６項目が記載されたものをいいます。
（例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」）
（①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称）

(1) 医療費通知に記載された医療費の額（自己負担額）（注）	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補てんされる金額
円	㋐ 円	㋑ 円

（注）　医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

2 医療費（上記１以外）の明細

「領収書１枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補てんされる金額
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費	円	円
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
２　の　合　計			㋒	㋓

医　療　費　の　合　計	A	(㋐＋㋒) 円	B	(㋑＋㋓) 円

3 控除額の計算

支払った医療費	（合計） 円	A
保険金などで補てんされる金額		B
差引金額（A － B）	（マイナスのときは０円）	C
所得金額の合計額		D
D ×0.05	（赤字のときは０円）	E
E と10万円のいずれか少ない方の金額		F
医療費控除額（C － F）	（最高200万円、赤字のときは０円）	G

A ← 医療費の合計 A

B ← 医療費の合計 B

D → 申告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を転記します。
（注）　次の場合には、それぞれの金額を加算します。
・　退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
・　ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額（特別控除前の金額）
なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「４繰越損失を差し引く計算」欄の㉒の金額を転記します。

G → 申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

04.11

様式ID	NTA0K0B565010170

年分　医療費控除の明細書【内訳書】（次葉）

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

「２　医療費（上記１以外）の明細」欄に記入しきれない場合に、この次葉に記入します。

２ 医療費（上記１以外）の明細（つづき）

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補填される金額
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費	円	円
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
小　　計				

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。○左記２に係る領収書等は確定申告期限等から５年間ご自宅等で保管してください。

様式ID	NTA0KOB565010150

年分　医療費控除の明細書【内訳書】（次葉）

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

「２　医療費（上記１以外）の明細」欄に記入しきれない場合に、この次葉に記入します。

２ 医療費（上記１以外）の明細（つづき）

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補てんされる金額
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費	円	円
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
小　　計				

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

様式ID	NTA0K0B570010060

年分　セルフメディケーション税制の明細書

※この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません。

納税地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

(1) 取組内容	□健康診査　□予防接種　□定期健康診断 □特定健康診査　□がん検診　□(　　)
(2) 発行者名 (保険者、勤務先、市区町村、医療機関名など)	

※取組に要した費用（人間ドックなど）は、控除対象となりません。

2 特定一般用医薬品等購入費の明細　「薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4) (3)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
		円	円
合計		A	B

3 控除額の計算

支払った金額	(合計)　円	A
保険金などで補填される金額		B
差引金額（A － B）	(マイナスのときは0円)	C
医療費控除額（C －12,000円）	(最高8万8千円、赤字のときは0円)	D

D → 申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記し、「区分」の□に「１」と記入します。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。○左記１、２に係る領収書等は確定申告期限等から５年間ご自宅等で保管してください。

06.11

様式ID	NTA0K0B570010050

年分　セルフメディケーション税制の明細書

※この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません。

納税地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

(1) 取組内容	□健康診査　□予防接種　□定期健康診断 □特定健康診査　□がん検診　□(　　)
(2) 発行者名 (保険者、勤務先、市区町村、医療機関名など)	

※取組に要した費用（人間ドックなど）は、控除対象となりません。

2 特定一般用医薬品等購入費の明細　「薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4) (3)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
		円	円
合計		A	B

3 控除額の計算

支払った金額	(合計)　円	A	
保険金などで補てんされる金額		B	
差引金額 (A − B)	(マイナスのときは0円)	C	
医療費控除額 (C −12,000円)	(最高8万8千円、赤字のときは0円)	D	→ 申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記し、「区分」の□に「1」と記入します。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

04.11

様式ID	NTA0K0B575010060

年分　セルフメディケーション税制の明細書（次葉）

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

「２　特定一般用医薬品等購入費の明細」欄に記入しきれない場合に、この次葉に記入します。

２ 特定一般用医薬品等購入費の明細（つづき）

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4) (3)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
		円	円
小　　計			

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。○左記２に係る領収書等は確定申告期限等から５年間ご自宅等で保管してください。

様式ID	NTA0KOB575010040

年分　セルフメディケーション税制の明細書（次葉）

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

「２　特定一般用医薬品等購入費の明細」欄に記入しきれない場合に、この次葉に記入します。

２ 特定一般用医薬品等購入費の明細（つづき）

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4) (3)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
		円	円
小　　計			

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

02.11

様式ID	NTA0KOB100010060

特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書

（この計算書は、確定申告をする配当所得（申告分離課税を選択したものを除きます。以下同じです。）のうちに、特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得がある方が使用します。）

（　　年分）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　配当所得の区分

課税総所得金額		①	円	課税総所得金額、課税短期譲渡所得金額、課税長期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額、申告分離課税の上場株式等に係る課税配当所得等の金額及び先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額を書いてください。
配当所得の金額		②		配当所得の金額を書いてください。申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得については、配当控除は適用できません。
②のうち配当控除の対象となるもの	剰余金の配当等に係る配当所得の金額	③		剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配等及び特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を書いてください。
	特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額　外貨建等証券投資信託以外に係る金額	④		外貨建等証券投資信託以外の特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を書いてください。
	特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額　外貨建等証券投資信託に係る金額	⑤		特定証券投資信託のうち、外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を書いてください。

2　配当控除額の計算

③に係る控除額の計算	（①－④－⑤－１千万円）	⑥	（赤字のときは０）　円	③欄に金額がある場合にのみ書いてください。
	（　③　－　⑥　）	⑦	（赤字のときは０）	
	（　⑦　×　10％　）	⑧		
	（(③－⑦)×５％）	⑨		
④に係る控除額の計算	（①－⑤－１千万円）	⑩	（赤字のときは０）	④欄に金額がある場合にのみ書いてください。
	（　④　－　⑩　）	⑪	（赤字のときは０）	
	（　⑪　×　５％　）	⑫		
	（(④－⑪)×2.5％）	⑬		
⑤に係る控除額の計算	（　①　－１千万円）	⑭	（赤字のときは０）	⑤欄に金額がある場合にのみ書いてください。
	（　⑤　－　⑭　）	⑮	（赤字のときは０）	
	（　⑮　×　2.5％　）	⑯		
	（(⑤－⑮)×1.25％）	⑰		
配当控除額（⑧＋⑨＋⑫＋⑬＋⑯＋⑰）		⑱		申告書第一表の「税金の計算」欄の配当控除に転記してください。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

様式ID	NTA0K0B110010190

資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）＿＿＿＿＿＿＿＿ **所得用**　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

一面

○この明細書は、**申告書と一緒に提出してください。**

本年に生じた資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入額等の明細	課税仕入れ等の税額等	①	円	←二面の㋥の金額を転記します。
	控除対象仕入税額等	②		←二面の㋭の金額を転記します。
	控除対象外消費税額等（①－②）	③	（赤字のときは0）	
	③のうち資産に係るものの金額（資産に係る控除対象外消費税額等）	④		
	③のうち資産に係るもの以外のものの金額	⑤		→本年分の必要経費に算入します。
	消費税の課税売上割合	⑥	円／円	←この割合が 80％（端数処理は行いません。）以上の場合は、④欄の金額を本年分の必要経費に算入します。◎この場合には、⑦欄～⑫欄は書かないでください。
	繰延消費税額等 ④のうち棚卸資産に係るものの合計額	⑦	円	
	繰延消費税額等 ④のうち特定課税仕入れに係るものの合計額	⑧		
	繰延消費税額等 ④のうち一の資産に係るものの金額が20万円未満のものの合計額	⑨		
	繰延消費税額等（④－⑦－⑧－⑨）	⑩		→これらの金額は、本年分の必要経費に算入します。
	⑩のうち本年分の必要経費算入額（⑩×$\frac{\quad}{60}$×$\frac{1}{2}$）	⑪		
	翌年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等（⑩－⑪）	⑫		
前年に生じた繰延消費税額等の必要経費算入額等の明細	前年に生じた繰延消費税額等（前年の⑩の金額）	⑬		→「$\frac{\quad}{60}$」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。
	⑬のうち前年から繰り越された繰延消費税額等（前年の⑫の金額）	⑭		
	⑭のうち本年分の必要経費算入額（⑬×$\frac{\quad}{60}$）	⑮		
	翌年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等（⑭－⑮）	⑯		
2年前に生じた繰延消費税額等の必要経費算入額等の明細	2年前に生じた繰延消費税額等（前年の⑬の金額）	⑰		→これらの金額は、本年分の必要経費に算入します。
	⑰のうち前年から繰り越された繰延消費税額等（前年の⑯の金額）	⑱		
	⑱のうち本年分の必要経費算入額（⑰×$\frac{\quad}{60}$）	⑲		
	翌年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等（⑱－⑲）	⑳		
3年前に生じた繰延消費税額等の必要経費算入額等の明細	3年前に生じた繰延消費税額等（前年の⑰の金額）	㉑		→「$\frac{\quad}{60}$」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。
	㉑のうち前年から繰り越された繰延消費税額等（前年の⑳の金額）	㉒		
	㉒のうち本年分の必要経費算入額（㉑×$\frac{\quad}{60}$）	㉓		
	翌年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等（㉒－㉓）	㉔		
4年前に生じた繰延消費税額等の必要経費算入額等の明細	4年前に生じた繰延消費税額等（前年の㉑の金額）	㉕		→これらの金額は、本年分の必要経費に算入します。
	㉕のうち前年から繰り越された繰延消費税額等（前年の㉔の金額）	㉖		
	㉖のうち本年分の必要経費算入額（㉕×$\frac{\quad}{60}$）	㉗		
	翌年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等（㉖－㉗）	㉘		
5年前に生じた繰延消費税額等の必要経費算入額等の明細	5年前に生じた繰延消費税額等（前年の㉕の金額）	㉙		→「$\frac{\quad}{60}$」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。
	㉙のうち前年から繰り越された繰延消費税額等（前年の㉘の金額）	㉚		
	㉙×$\frac{\quad}{60}$	㉛		
	㉚のうち本年分の必要経費算入額（㉚と㉛のいずれか少ない方の金額）	㉜		→この金額は、本年分の必要経費に算入します。

※１　⑥欄の分母及び分子の金額は次の金額を書きます。

$$\frac{\text{分子}}{\text{分母}}=\frac{\text{課税資産の譲渡等の対価の額（税抜）（輸出取引等の金額を含みます。）}}{\text{資産の譲渡等の対価の額（税抜）（非課税取引及び輸出取引等の金額を含みます。）}}$$

（注）売上対価の返還等の金額がある場合は、分母及び分子の金額から控除します。

※２　⑧欄の「特定課税仕入れ」とは、消費税法第５条第１項に規定する特定課税仕入れをいいます。

様式ID	NTA0K0B110020190

二面

資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入の特例を受けられる方へ

この明細書は、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行う年において、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理について税抜経理方式（消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいいます。）を採用している方が、消費税法第 30 条第１項の規定による仕入税額控除の適用を受ける場合で、次に掲げるいずれかに該当するときに所得税法施行令（以下「所令」といいます。）第 182 条の２第１項から第４項までの規定の適用を受けるために使用します。

1　本年分における消費税法第 30 条第２項に規定する課税仕入れ等の税額（以下「課税仕入れ等の税額」といいます。）と当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額（以下「課税仕入れ等の税額等」といいます。）のうち、同条第１項の規定による仕入税額控除をすることができない金額及び当該仕入税額控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額（控除対象外消費税額等）で資産に係るものが生じた場合

2　前年以前に生じた所令第 182 条の２第３項に規定する繰延消費税額等が生じた場合

◎　本年に生じた課税仕入れ等の税額等及び控除対象仕入税額等の内訳

	旧税率（5%）適用分		旧税率（8%）適用分		10%・標準税率適用分		8%・軽減税率適用分		計
	消費税額	地方消費税相当額	消費税額	地方消費税相当額	消費税額	地方消費税相当額	消費税額	地方消費税相当額	
課税仕入れ等の税額等	㋑　円	㋺（㋑×1/4）円	㋩　円	㋥（㋩×1.7/6.3）円	㋭　円	㋬（㋭×2.2/7.8）円	㋣　円	㋠（㋣×1.76/6.24）円	㋧（㋑＋㋺＋㋩＋㋥＋㋭＋㋭’＋㋬＋㋬’＋㋣＋㋣’＋㋠＋㋠’）円
					経過措置（８割控除）適用分				
					㋭’	㋬’（㋭’×2.2/7.8）円	㋣’	㋠’（㋣’×1.76/6.24）円	一面の①欄に転記します。
控除対象仕入税額等	㋒	㋦（㋒×1/4）	㋫	㋧（㋫×1.7/6.3）円	㋮	㋯（㋮×2.2/7.8）円	㋷	㋹（㋷×1.76/6.24）円	㋿（㋒＋㋦＋㋫＋㋧＋㋮＋㋮’＋㋯＋㋯’＋㋷＋㋷’＋㋹＋㋹’）
					経過措置（８割控除）適用分				
					㋮’	㋯’（㋮’×2.2/7.8）円	㋷’	㋹’（㋷’×1.76/6.24）円	一面の②欄に転記します。

様式ID	NTA0KOB110010180

資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）＿＿＿＿＿＿＿＿ **所得用**　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

一面

○この明細書は、**申告書と一緒に提出してください。**

本年に生じた資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入額等の明細	課税仕入れ等の税額等		①	円 ← 二面の㋥の金額を転記します。
	控除対象仕入税額等		②	← 二面の㋭の金額を転記します。
	控除対象外消費税額等（①－②）		③	（赤字のときは0）
	③のうち資産に係るものの金額（資産に係る控除対象外消費税額等）		④	
	③のうち資産に係るもの以外のものの金額		⑤	→ 本年分の必要経費に算入します。
	消費税の課税売上割合		⑥	円 円 ← この割合が80%（端数処理は行いません。）以上の場合は、④欄の金額を本年分の必要経費に算入します。◎この場合には、⑦欄～⑫欄は書かないでください。
	繰延消費税額等	④のうち棚卸資産に係るものの合計額	⑦	円
		④のうち特定課税仕入れに係るものの合計額	⑧	
		④のうち一の資産に係るものの金額が20万円未満のものの合計額	⑨	
		繰延消費税額等（④－⑦－⑧－⑨）	⑩	→ これらの金額は、本年分の必要経費に算入します。
	⑩のうち本年分の必要経費算入額（⑩×$\frac{\quad}{60}$×$\frac{1}{2}$）		⑪	
	翌年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等（⑩－⑪）		⑫	
前年に生じた繰延消費税額等の必要経費算入額等の明細	前年に生じた繰延消費税額等（前年の⑩の金額）		⑬	→ 「$\frac{\quad}{60}$」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。
	⑬のうち前年から繰り越された繰延消費税額等（前年の⑫の金額）		⑭	
	⑭のうち本年分の必要経費算入額（⑬×$\frac{\quad}{60}$）		⑮	
	翌年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等（⑭－⑮）		⑯	
2年前に生じた繰延消費税額等の必要経費算入額等の明細	2年前に生じた繰延消費税額等（前年の⑬の金額）		⑰	→ これらの金額は、本年分の必要経費に算入します。
	⑰のうち前年から繰り越された繰延消費税額等（前年の⑯の金額）		⑱	
	⑱のうち本年分の必要経費算入額（⑰×$\frac{\quad}{60}$）		⑲	
	翌年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等（⑱－⑲）		⑳	
3年前に生じた繰延消費税額等の必要経費算入額等の明細	3年前に生じた繰延消費税額等（前年の⑰の金額）		㉑	→ 「$\frac{\quad}{60}$」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。
	㉑のうち前年から繰り越された繰延消費税額等（前年の⑳の金額）		㉒	
	㉒のうち本年分の必要経費算入額（㉑×$\frac{\quad}{60}$）		㉓	
	翌年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等（㉒－㉓）		㉔	
4年前に生じた繰延消費税額等の必要経費算入額等の明細	4年前に生じた繰延消費税額等（前年の㉑の金額）		㉕	→ これらの金額は、本年分の必要経費に算入します。
	㉕のうち前年から繰り越された繰延消費税額等（前年の㉔の金額）		㉖	
	㉖のうち本年分の必要経費算入額（㉕×$\frac{\quad}{60}$）		㉗	
	翌年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等（㉖－㉗）		㉘	
5年前に生じた繰延消費税額等の必要経費算入額等の明細	5年前に生じた繰延消費税額等（前年の㉕の金額）		㉙	→ 「$\frac{\quad}{60}$」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。
	㉙のうち前年から繰り越された繰延消費税額等（前年の㉘の金額）		㉚	
	㉙×$\frac{\quad}{60}$		㉛	
	㉚のうち本年分の必要経費算入額（㉚と㉛のいずれか少ない方の金額）		㉜	→ この金額は、本年分の必要経費に算入します。

※1　⑥欄の分母及び分子の金額は次の金額を書きます。

$$\frac{\text{分子}}{\text{分母}}=\frac{\text{課税資産の譲渡等の対価の額（税抜）（輸出取引等の金額を含みます。）}}{\text{資産の譲渡等の対価の額（税抜）（非課税取引及び輸出取引等の金額を含みます。）}}$$

（注）売上対価の返還等の金額がある場合は、分母及び分子の金額から控除します。

※2　⑧欄の「特定課税仕入れ」とは、消費税法第５条第１項に規定する特定課税仕入れをいいます。

様式ID	NTA0KOB110020180

二面

資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入の特例を受けられる方へ

この明細書は、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行う年において、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理について税抜経理方式（消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいいます。）を採用している方が、消費税法第 30 条第１項の規定による仕入税額控除の適用を受ける場合で、次に掲げるいずれかに該当するときに所得税法施行令（以下「所令」といいます。）第 182 条の２第１項から第４項までの規定の適用を受けるために使用します。

１　本年分における消費税法第 30 条第２項に規定する課税仕入れ等の税額（以下「課税仕入れ等の税額」といいます。）と当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額（以下「課税仕入れ等の税額等」といいます。）のうち、同条第１項の規定による仕入税額控除をすることができない金額及び当該仕入税額控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額（控除対象外消費税額等）で資産に係るものが生じた場合

２　前年以前に生じた所令第 182 条の２第３項に規定する繰延消費税額等が生じた場合

◎　本年に生じた課税仕入れ等の税額等及び控除対象仕入税額等の内訳

	旧税率（5%）適用分		旧税率（8%）適用分		10%・標準税率適用分		8%・軽減税率適用分		計
	消費税額	地方消費税相当額	消費税額	地方消費税相当額	消費税額	地方消費税相当額	消費税額	地方消費税相当額	
課税仕入れ等の税額等	㋑　　円	㋺（㋑×1/4）円	㋩　　円	㋥(㋩×1.7/6.3)円	㋭　　円	㋬（㋭×2.2/7.8）円	㋠　　円	㋡（㋠×1.76/6.24）円	㋣（㋑＋㋺＋㋩＋㋥＋㋭＋㋬＋㋠＋㋡）　　円 一面の①欄に転記します。
控除対象仕入税額等	㋦	㋧（㋦×1/4）	㋒	㋓(㋒×1.7/6.3)円	㋕	㋖(㋕×2.2/7.8)円	㋗	㋘（㋗×1.76/6.24)円	㋙（㋦＋㋧＋㋒＋㋓＋㋕＋㋖＋㋗＋㋘） 一面の②欄に転記します。

様式ID	NTA0KOB120010010

個別評価による貸倒引当金に関する明細書

（　　年分）＿＿＿＿＿＿＿＿ **所得用**

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

債務者	住所又は所在地	①			
	氏名又は名称	②			
個別評価の事由		③	所令第144条第1項 第　号　該当	所令第144条第1項 第　号　該当	所令第144条第1項 第　号　該当
上記事由の発生時期		④	・　・	・　・	・　・
繰入限度額の基礎となる金額	貸金等の額	⑤	円	円	円
	⑤のうち5年以内に弁済される金額（所令第144条第1項第1号に該当する場合）	⑥			
	⑤のうち取立て等の見込額 担保権の実行による取立て等の見込額	⑦			
	⑤のうち取立て等の見込額 他の者の保証による取立て等の見込額	⑧			
	⑤のうち取立て等の見込額 その他による取立て等の見込額	⑨			
	⑤のうち取立て等の見込額 (⑦+⑧+⑨)	⑩			
	⑤のうち実質的に債権とみられない部分の金額	⑪			
	(⑤−⑥−⑩−⑪)	⑫			
繰入限度額	⑤の貸金等が所令第144条第1項第1号又は第2号に該当する場合（⑫の金額）	⑬			
	⑤の貸金等が所令第144条第1項第3号又は第4号に該当する場合（⑫の金額×50％）	⑭			

個別評価による繰入額	⑮	円

様式ID	NTA0K0B140010060

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける場合の必要経費の額の計算書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（令和　　年分）

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業所得	総収入金額	①	円	← 各種引当金・準備金等の繰戻額等の金額を含めて書きます。
事業所得	特例適用前の必要経費の額	②		← 「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」を適用する前の必要経費の額（青色申告特別控除額は含みません。）を書きます。
雑所得	総収入金額（公的年金等に係るものを除きます。）	③		
給与所得の収入金額		④		
65万円 － ② － ④		⑤	（赤字のときは０）	
65万円 － ③ － ④		⑥	（赤字のときは０）	
特例適用後の必要経費の額	事業所得 ③がない場合 ／ ③が⑤より少ないか同額の場合	①と⑥とのいずれか少ない方の金額	⑦	
	事業所得 ③が⑤より多い場合	②の金額	⑧	
	雑所得	③と⑤とのいずれか少ない方の金額	⑨	← 業務に係る雑所得の総収入金額から⑨の金額を控除した残額を**申告書第一表**の「**所得金額等**」欄の**業務**に書いてください。

・**青色申告の場合**は、**青色申告決算書**の「**青色申告特別控除前の所得金額**」欄に、上の①の金額から⑦又は⑧の金額を控除した残額を書いてください。なお、**申告書第一表**の「**所得金額等**」欄の**営業等・農業**には、青色申告決算書の青色申告特別控除後の所得金額を転記します。

・**白色申告の場合**は、**収支内訳書**の「**所得金額**」欄に、上の①の金額から⑦又は⑧の金額を控除した残額を書いてください。なお、**申告書第一表**の「**所得金額等**」欄の**営業等・農業**には、収支内訳書の所得金額を転記します。

（注）　事業所得の中に、営業等所得のほかに農業所得がある場合には、①及び②は、その合計額によって記載してください。この場合、⑦又は⑧の金額は、各所得の特例適用前の所得金額の比などによりあん分して、それぞれの事業所得の金額の計算上必要経費に算入してください。

　雑所得の中に、業務に係る雑所得のほかにその他の雑所得がある場合には、⑨の金額を業務に係る雑所得の収入金額から控除し、控除しきれなかったときは、その他の雑所得の収入金額から控除します。その他の雑所得が赤字の場合は0円になります。

○この計算書を使った方は、**申告書第二表**の「**特例適用条文等**」欄に「措法２７」と書いてください。

様式ID	NTA0K0B140010050

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける場合の必要経費の額の計算書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業所得	総収入金額	①	円	← 各種引当金・準備金等の繰戻額等の金額を含めて書きます。
事業所得	特例適用前の必要経費の額	②		← 「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」を適用する前の必要経費の額（青色申告特別控除額は含みません。）を書きます。
雑所得	総収入金額（公的年金等に係るものを除きます。）	③		
給与所得の収入金額		④		
55万円 － ② － ④		⑤	（赤字のときは０）	
55万円 － ③ － ④		⑥	（赤字のときは０）	
特例適用後の必要経費の額 事業所得	③がない場合／③が⑤より少ないか同額の場合	⑦	①と⑥とのいずれか少ない方の金額	・**青色申告の場合**は、**青色申告決算書**の「**青色申告特別控除前の所得金額**」欄に、上の①の金額から⑦又は⑧の金額を控除した残額を書いてください。なお、**申告書第一表**の「**所得金額等**」欄の**営業等・農業**には、青色申告決算書の青色申告特別控除後の所得金額を転記します。 ・**白色申告の場合**は、**収支内訳書**の「**所得金額**」欄に、上の①の金額から⑦又は⑧の金額を控除した残額を書いてください。**なお、申告書第一表**の「**所得金額等**」欄の**営業等・農業**には、収支内訳書の所得金額を転記します。
特例適用後の必要経費の額 事業所得	③が⑤より多い場合	⑧	②の金額	
特例適用後の必要経費の額 雑所得	③と⑤とのいずれか少ない方の金額	⑨		← 業務に係る雑所得の総収入金額から⑨の金額を控除した残額を**申告書第一表**の「**所得金額等**」欄の**業務**に書いてください。

（注）　事業所得の中に、営業等所得のほかに農業所得がある場合には、①及び②は、その合計額によって記載してください。この場合、⑦又は⑧の金額は、各所得の特例適用前の所得金額の比などによりあん分して、それぞれの事業所得の金額の計算上必要経費に算入してください。

　雑所得の中に、業務に係る雑所得のほかにその他の雑所得がある場合には、⑨の金額を業務に係る雑所得の収入金額から控除し、控除しきれなかったときは、その他の雑所得の収入金額から控除します。その他の雑所得が赤字の場合は0円になります。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

○この計算書を使った方は、**申告書第二表**の「**特例適用条文等**」欄に「措法２７」と書いてください。

様式ID	NTA0K0B130030210

（付表）連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

○　この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、連帯債務に係る住宅借入金等があるときに使用します。
○　連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が取り決められている場合には、税務署にお尋ねください。

（　　年分）　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿

1　各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

				Ⓐ(あなた)	Ⓑ(共有者)	Ⓒ(共有者)	Ⓓ 合計等
取得した資産	家屋(増改築等)	家屋の取得対価の額(増改築等の費用の額)	①				円
		各共有者の共有持分	②	―――	―――	―――	
		各共有者の持分に係る家屋の取得対価の額等(①×②)	③	円	円	円	
	土地等	土地等の取得対価の額	④				円
		各共有者の共有持分	⑤	―――	―――	―――	
		各共有者の持分に係る土地等の取得対価の額(④×⑤)	⑥	円	円	円	
	各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等(③+⑥)		⑦				
取得した資産に係る資金の状況	各共有者の自己資金負担額		⑧				(Ⓐ+Ⓑ+Ⓒ) 円
	借入金	各共有者の単独債務による当初借入金額	⑨				(Ⓐ+Ⓑ+Ⓒ)
		当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高	⑩				
		連帯債務による当初借入金額	⑪				円
		当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高	⑫				

※１　①欄及び④欄には、住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合は、「**（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書**」（以下「**計算明細書**」といいます。）の２の㋐（増改築等の場合は３の㋑）及び２の㋖の金額をそれぞれ転記します。

※２　⑩欄及び⑫欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」又は調書方式に対応した金融機関等に対して適用申請書を提出している方が、国税当局から提供を受けた住宅借入金等の年末残高情報（以下「証明書等」といいます。）に記載又は記録されている住宅借入金等の年末残高を書きます（２か所以上から証明書等の交付等を受けている場合には、全ての証明書等に基づいて書きます。）。

※３　①と④の金額の合計額（以下「取得対価の額の合計額」といいます。）と、⑧及び⑨のⒹの金額と⑪の金額の合計額（以下「取得資金の額の合計額」といいます。）とが異なる場合には、次により調整が必要となります。
・取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
・取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

2　各共有者の住宅借入金等の年末残高

		Ⓐ(あなた)	Ⓑ(共有者)	Ⓒ(共有者)	Ⓓ 合計等
各共有者の負担すべき連帯債務による借入金の額(⑦－⑧－⑨)	⑬	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	
連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合(⑬÷⑪) ※小数点以下第2位まで書きます。	⑭	%	%	%	% 100.00
連帯債務による借入金に係る各共有者の年末残高(⑫×⑭)	⑮	円	円	円	
各共有者の住宅借入金等の年末残高(⑩＋⑮)	⑯				

※１　連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書等に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が２以上あるときは、税務署のお尋ねください。
※２　⑭の割合及び⑯の金額を各共有者の「**計算明細書**」の⑥欄及び⑦欄に転記します。

様式ID	NTA0K0B130030200

（付表）連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

○　この明細書は、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、連帯債務に係る住宅借入金等があるときに使用します。
○　連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が取り決められている場合には、税務署にお尋ねください。

（　　年分）　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿

1　各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

				Ⓐ（あなた）	Ⓑ（共有者）	Ⓒ（共有者）	Ⓓ 合　計　等
連帯債務者（共有者）の氏名							
取得した資産	家屋（増改築等）	家屋の取得対価の額（増改築等の費用の額）	①				円
		各共有者の共有持分	②	―――	―――	―――	
		各共有者の持分に係る家屋の取得対価の額等（①×②）	③	円	円	円	
	土地等	土地等の取得対価の額	④				円
		各共有者の共有持分	⑤	―――	―――	―――	
		各共有者の持分に係る土地等の取得対価の額（④×⑤）	⑥	円	円	円	
	各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等（③＋⑥）		⑦				
取得した資産に係る資金の状況	各共有者の自己資金負担額		⑧				（Ⓐ+Ⓑ+Ⓒ）　円
	借入金	各共有者の単独債務による当初借入金額	⑨				（Ⓐ+Ⓑ+Ⓒ）
		当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高	⑩				
		連帯債務による当初借入金額	⑪				円
		当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高	⑫				

※１　①欄及び④欄には、住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合は、「**（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書**」（以下「**計算明細書**」といいます。）の２の㋐（増改築等の場合は３の㋑）及び２の㋒の金額をそれぞれ転記します。

※２　⑩欄及び⑫欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」又は調書方式に対応した金融機関等に対して適用申請書を提出している方が、国税当局から提供を受けた住宅借入金等の年末残高情報（以下「証明書等」といいます。）に記載又は記録されている住宅借入金等の年末残高を書きます（２か所以上から証明書等の交付等を受けている場合には、全ての証明書等に基づいて書きます。）。

※３　①と④の金額の合計額（以下「取得対価の額の合計額」といいます。）と、⑧及び⑨のⒹの金額と⑪の金額の合計額（以下「取得資金の額の合計額」といいます。）とが異なる場合には、次により調整が必要となります。
・取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
・取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

2　各共有者の住宅借入金等の年末残高

		Ⓐ（あなた）	Ⓑ（共有者）	Ⓒ（共有者）	Ⓓ 合　計　等
各共有者の負担すべき連帯債務による借入金の額（⑦－⑧－⑨）	⑬	（赤字のときは0）　円	（赤字のときは0）　円	（赤字のときは0）　円	
連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合（⑬÷⑪）※小数点以下第2位まで書きます。	⑭	%	%	%	% 100.00
連帯債務による借入金に係る各共有者の年末残高（⑫×⑭）	⑮	円	円	円	
各共有者の住宅借入金等の年末残高（⑩＋⑮）	⑯				

※１　連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書等に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が２以上あるときは、税務署のお尋ねください。
※２　⑭の割合及び⑯の金額を各共有者の「**計算明細書**」の⑥欄及び⑦欄に転記します。

様式ID　NTAOKOB130030190

（付表）連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

○　この明細書は、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、連帯債務に係る住宅借入金等があるときに使用します。
○　連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が取り決められている場合には、税務署にお尋ねください。

（　　年分）　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

				Ⓐ（あなた）	Ⓑ（共有者）	Ⓒ（共有者）	Ⓓ 合　計　等
連帯債務者（共有者）の氏名							
取得した資産	家屋（増改築等）	家屋の取得対価の額（増改築等の費用の額）	①				円
		各共有者の共有持分	②	―――	―――	―――	
		各共有者の持分に係る家屋の取得対価の額等（①×②）	③	円	円	円	
	土地等	土地等の取得対価の額	④				円
		各共有者の共有持分	⑤	―――	―――	―――	
		各共有者の持分に係る土地等の取得対価の額（④×⑤）	⑥	円	円	円	
	各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等（③＋⑥）		⑦				
取得した資産に係る資金の状況	各共有者の自己資金負担額		⑧				（Ⓐ+Ⓑ+Ⓒ）　円
	借入金	各共有者の単独債務による当初借入金額	⑨				（Ⓐ+Ⓑ+Ⓒ）
		当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高	⑩				
		連帯債務による当初借入金額	⑪				円
		当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高	⑫				

※1　①欄及び④欄には、住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合は、「**（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書**」（以下「**計算明細書**」といいます。）の**2**の㋒（増改築等の場合は**3**の㋓）及び**2**の㋖の金額をそれぞれ転記します。
※2　⑩欄及び⑫欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」（以下「証明書」といいます。）に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます（2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。）。
※3　①と④の金額の合計額（以下「取得対価の額の合計額」といいます。）と、⑧及び⑨のⒹの金額と⑪の金額の合計額（以下「取得資金の額の合計額」といいます。）とが異なる場合には、次により調整が必要となります。
・取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
・取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

2　各共有者の住宅借入金等の年末残高

		Ⓐ（あなた）	Ⓑ（共有者）	Ⓒ（共有者）	Ⓓ 合　計　等
各共有者の負担すべき連帯債務による借入金の額（⑦－⑧－⑨）	⑬	（赤字のときは0）　円	（赤字のときは0）　円	（赤字のときは0）　円	
連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合（⑬÷⑪）※小数点以下第2位まで書きます。	⑭	%	%	%	% 100.00
連帯債務による借入金に係る各共有者の年末残高（⑫×⑭）	⑮	円	円	円	
各共有者の住宅借入金等の年末残高（⑩＋⑮）	⑯				

※1　連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署にお尋ねください。
※2　⑭の割合及び⑯の金額を各共有者の「**計算明細書**」の⑥欄及び⑦欄に転記します。

様式ID　NTA0K0B130030170

（付表）連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

○　この明細書は、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、連帯債務に係る住宅借入金等があるときに使用します。
○　連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が取り決められている場合には、税務署にお尋ねください。

（　　年分）　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

				Ⓐ（あなた）	Ⓑ（共有者）	Ⓒ（共有者）	Ⓓ 合　計　等
連帯債務者（共有者）の氏名							
取得した資産	家屋（増改築等）	家屋の取得対価の額（増改築等の費用の額）	①				円
		各共有者の共有持分	②	―――	―――	―――	
		各共有者の持分に係る家屋の取得対価の額等（①×②）	③	円	円	円	
	土地等	土地等の取得対価の額	④				円
		各共有者の共有持分	⑤	―――	―――	―――	
		各共有者の持分に係る土地等の取得対価の額（④×⑤）	⑥	円	円	円	
	各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等（③＋⑥）		⑦				
取得した資産に係る資金の状況	各共有者の自己資金負担額		⑧				（Ⓐ+Ⓑ+Ⓒ）　円
	借入金	各共有者の単独債務による当初借入金額	⑨				（Ⓐ+Ⓑ+Ⓒ）
		当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高	⑩				
		連帯債務による当初借入金額	⑪				円
		当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高	⑫				

※1　①欄及び④欄には、住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合は、「**（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書**」（以下「**計算明細書**」といいます。）の**2**の㋒（増改築等の場合は**3**の㋐）及び**2**の㋓の金額をそれぞれ転記します。
※2　⑩欄及び⑫欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」（以下「証明書」といいます。）に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます（2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。）。
※3　①と④の金額の合計額（以下「取得対価の額の合計額」といいます。）と、⑧及び⑨のⒹの金額と⑪の金額の合計額（以下「取得資金の額の合計額」といいます。）とが異なる場合には、次により調整が必要となります。
・取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
・取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

2　各共有者の住宅借入金等の年末残高

		Ⓐ（あなた）	Ⓑ（共有者）	Ⓒ（共有者）	Ⓓ 合　計　等
各共有者の負担すべき連帯債務による借入金の額（⑦－⑧－⑨）	⑬	（赤字のときは0）　円	（赤字のときは0）　円	（赤字のときは0）　円	
連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合（⑬÷⑪）※小数点以下第2位まで書きます。	⑭	%	%	%	%　100.00
連帯債務による借入金に係る各共有者の年末残高（⑫×⑭）	⑮	円	円	円	
各共有者の住宅借入金等の年末残高（⑩＋⑮）	⑯				

※1　連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署にお尋ねください。
※2　⑭の割合及び⑯の金額を各共有者の「**計算明細書**」の⑥欄及び⑦欄に転記します。

様式ID　NTA0K0B130030170

（付表）連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

○　この明細書は、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、連帯債務に係る住宅借入金等があるときに使用します。
○　連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が取り決められている場合には、税務署にお尋ねください。

（　　年分）　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

				Ⓐ（あなた）	Ⓑ（共有者）	Ⓒ（共有者）	Ⓓ 合　計　等
連帯債務者（共有者）の氏名							
取得した資産	家屋（増改築等）	家屋の取得対価の額（増改築等の費用の額）	①				円
		各共有者の共有持分	②	―――	―――	―――	
		各共有者の持分に係る家屋の取得対価の額等（①×②）	③	円	円	円	
	土地等	土地等の取得対価の額	④				円
		各共有者の共有持分	⑤	―――	―――	―――	
		各共有者の持分に係る土地等の取得対価の額（④×⑤）	⑥	円	円	円	
	各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等（③＋⑥）		⑦				
取得した資産に係る資金の状況	各共有者の自己資金負担額		⑧				（Ⓐ+Ⓑ+Ⓒ）　円
	借入金	各共有者の単独債務による当初借入金額	⑨				（Ⓐ+Ⓑ+Ⓒ）
		当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高	⑩				
		連帯債務による当初借入金額	⑪				円
		当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高	⑫				

※1　①欄及び④欄には、住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合は、「**（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書**」（以下「**計算明細書**」といいます。）の**2**の㋒（増改築等の場合は**3**の㋐）及び**2**の㋓の金額をそれぞれ転記します。
※2　⑩欄及び⑫欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」（以下「証明書」といいます。）に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます（2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。）。
※3　①と④の金額の合計額（以下「取得対価の額の合計額」といいます。）と、⑧及び⑨のⒹの金額と⑪の金額の合計額（以下「取得資金の額の合計額」といいます。）とが異なる場合には、次により調整が必要となります。
・取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
・取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

2　各共有者の住宅借入金等の年末残高

		Ⓐ（あなた）	Ⓑ（共有者）	Ⓒ（共有者）	Ⓓ 合　計　等
各共有者の負担すべき連帯債務による借入金の額（⑦－⑧－⑨）	⑬	（赤字のときは0）　円	（赤字のときは0）　円	（赤字のときは0）　円	
連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合（⑬÷⑪）※小数点以下第2位まで書きます。	⑭	%	%	%	%　100.00
連帯債務による借入金に係る各共有者の年末残高（⑫×⑭）	⑮	円	円	円	
各共有者の住宅借入金等の年末残高（⑩＋⑮）	⑯				

※1　連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署にお尋ねください。
※2　⑭の割合及び⑯の金額を各共有者の「**計算明細書**」の⑥欄及び⑦欄に転記します。

様式ID	NTA0K0B200010170

政党等寄附金特別控除額の計算明細書

（　　年分）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

この明細書は、本年中に支出した政党又は政治資金団体に対する寄附金で一定のもの（以下「政党等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、政党等寄附金特別控除額を計算するために使用します。

申告書第一表の「**税金の計算**」欄の（**特定増改築等**）**住宅借入金等特別控除**までの記入が終わったら、まず、「**1　寄附金の区分等**」欄に必要事項を記入し、次に、「**2　政党等寄附金特別控除額の計算**」欄で政党等寄附金特別控除額の計算をします。

また、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除の適用も受ける場合は、まず、**『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』**により公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次に、**『認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除額の計算明細書』**により認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除額の計算をしてから、この計算明細書で政党等寄附金特別控除額の計算をします。

1　寄附金の区分等

寄附金の区分等	政党等寄附金の額	①	円
	①以外の寄附金の額	②	
	①　＋　②	③	
所得金額の合計額		④	
④　×　40％		⑤	

政党等寄附金の額の合計額を書いてください。
（政党等寄附金の内訳）

寄附先の名称	寄附年月日	金額
		円

申告書第二表の「**寄附金控除に関する事項**」欄の**寄附金**の金額を転記してください。また、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、**『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』**の①の金額又は**『認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除額の計算明細書』**の①の金額を加算してください。

申告書第一表の「**所得金額等**」欄の**合計**を転記してください。
（注）次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。
・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額（特別控除前の金額）
なお、損失申告の場合には、**申告書第四表（損失申告用）**の「**4　繰越損失を差し引く計算**」欄の㉝の金額を転記してください。

2　政党等寄附金特別控除額の計算

⑤　－　②	⑥	（赤字のときは０）　円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦	
2千円 －②	⑧	（赤字のときは０）
（⑦　－　⑧）　×　30％	⑨	（100円未満の端数切捨て）
年分の所得税の額	⑩	
⑩　×　25％	⑪	（100円未満の端数切捨て）
政党等寄附金特別控除額（⑨と⑪のいずれか少ない方の金額）	⑫	

申告書第一表の㉜の金額を転記してください。

申告書第一表の「**税金の計算**」欄の**政党等寄附金等特別控除**（㊱～㊳欄）に転記してください。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、**『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』**の⑫の金額又は**『認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除額の計算明細書』**の⑬の金額と合計し、その合計額を**申告書第一表**の**政党等寄附金等特別控除**（㊱～㊳欄）に記入してください。

※　肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○　この計算明細書を使った方は、**申告書第二表**の「**特例適用条文等**」欄に「措法41の18」と書いてください。

07.11

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

様式ID	NTA0K0B200010160

政党等寄附金特別控除額の計算明細書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

この明細書は、本年中に支出した政党又は政治資金団体に対する寄附金で一定のもの（以下「政党等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、政党等寄附金特別控除額を計算するために使用します。

申告書第一表の「**税金の計算**」欄の**（特定増改築等）住宅借入金等特別控除**までの記入が終わったら、まず、「**1　寄附金の区分等**」欄に必要事項を記入し、次に、「**2　政党等寄附金特別控除額の計算**」欄で政党等寄附金特別控除額の計算をします。

また、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除の適用も受ける場合は、まず、**『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』**により公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次に、**『認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除額の計算明細書』**により認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除額の計算をしてから、この計算明細書で政党等寄附金特別控除額の計算をします。

1　寄附金の区分等

寄附金の区分等	政党等寄附金の額	①	円
	①以外の寄附金の額	②	
	①　＋　②	③	
所得金額の合計額		④	
④　×　40％		⑤	

政党等寄附金の額の合計額を書いてください。

（政党等寄附金の内訳）

寄附先の名称	寄附年月日	金額
		円

申告書第二表の「**寄附金控除に関する事項**」欄の**寄附金**の金額を転記してください。また、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、**『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』**の①の金額又は**『認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除額の計算明細書』**の①の金額を加算してください。

申告書第一表の「**所得金額等**」欄の**合計**を転記してください。

（注）次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。

・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額

・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額（特別控除前の金額）

なお、損失申告の場合には、**申告書第四表（損失申告用）**の「**4　繰越損失を差し引く計算**」欄の㉔の金額を転記してください。

2　政党等寄附金特別控除額の計算

⑤　－　②	⑥	（赤字のときは０）　円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦	
２千円 － ②	⑧	（赤字のときは０）
（⑦　－　⑧）　×　30％	⑨	（100円未満の端数切捨て）
年分の所得税の額	⑩	
⑩　×　25％	⑪	（100円未満の端数切捨て）
政党等寄附金特別控除額（⑨と⑪のいずれか少ない方の金額）	⑫	

申告書第一表の㉛の金額を転記してください。

申告書第一表の「**税金の計算**」欄の**政党等寄附金等特別控除**（㉟～㊲欄）に転記してください。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、**『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』**の⑫の金額又は**『認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除額の計算明細書』**の⑬の金額と合計し、その合計額を**申告書第一表**の**政党等寄附金等特別控除**に記入してください。

※　肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○　この計算明細書を使った方は、**申告書第二表**の「**特例適用条文等**」欄に「措法41の18」と書いてください。

○この明細書は、**申告書と一緒に提出してください。**

様式ID	NTAOKOB200010150

政党等寄附金特別控除額の計算明細書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

この明細書は、本年中に支出した政党又は政治資金団体に対する寄附金で一定のもの（以下「政党等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、政党等寄附金特別控除額を計算するために使用します。

申告書第一表の「**税金の計算**」欄の**（特定増改築等）住宅借入金等特別控除**までの記入が終わったら、まず、「**1　寄附金の区分等**」欄に必要事項を記入し、次に、「**2　政党等寄附金特別控除額の計算**」欄で政党等寄附金特別控除額の計算をします。

また、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除の適用も受ける場合は、まず、**『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』**により公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次に、**『認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除額の計算明細書』**により認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除額の計算をしてから、この計算明細書で政党等寄附金特別控除額の計算をします。

1　寄附金の区分等

寄附金の区分等	政党等寄附金の額	①	円
	①以外の寄附金の額	②	
	①　＋　②	③	
所得金額の合計額		④	
④　×　40％		⑤	

政党等寄附金の額の合計額を書いてください。

（政党等寄附金の内訳）

寄附先の名称	寄附年月日	金額
		円

申告書第二表の「**寄附金控除に関する事項**」欄の**寄附金**の金額を転記してください。また、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、**『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』**の①の金額又は**『認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除額の計算明細書』**の①の金額を加算してください。

申告書第一表の「**所得金額等**」欄の**合計**を転記してください。

（注）次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。

・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額

・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額（特別控除前の金額）

なお、損失申告の場合には、**申告書第四表（損失申告用）**の「**4　繰越損失を差し引く計算**」欄の㉒の金額を転記してください。

2　政党等寄附金特別控除額の計算

⑤　－　②	⑥	（赤字のときは０）　円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦	
２千円 － ②	⑧	（赤字のときは０）
（⑦　－　⑧）　×　30％	⑨	（100円未満の端数切捨て）
年分の所得税の額	⑩	
⑩　×　25％	⑪	（100円未満の端数切捨て）
政党等寄附金特別控除額（⑨と⑪のいずれか少ない方の金額）	⑫	

申告書第一表の㉛の金額を転記してください。

申告書第一表の「**税金の計算**」欄の**政党等寄附金等特別控除**（㉟～㊲欄）に転記してください。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、**『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』**の⑫の金額又は**『認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除額の計算明細書』**の⑬の金額と合計し、その合計額を**申告書第一表**の**政党等寄附金等特別控除**に記入してください。

※　肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○この明細書は、**申告書と一緒に提出してください。**

○　この計算明細書を使った方は、**申告書第二表**の「**特例適用条文等**」欄に「措法41の18」と書いてください。

04.11

様式ID　NTAOKOB920010090

認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除額の計算明細書

（　　年分）

納税地

氏　名

この明細書は、本年中に認定特定非営利活動法人等（認定ＮＰＯ法人等）に対して支出したその認定特定非営利活動法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（以下「認定ＮＰＯ法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します。

申告書第一表の「**税金の計算**」欄の**(特定増改築等)住宅借入金等特別控除**までの記入が終わったら、まず、「**１　寄附金の区分等**」欄に必要事項を記入し、次に、「**２　認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除額の計算**」欄で認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除額の計算をします。

また、この控除のほかに公益社団法人等寄附金特別控除の適用も受ける方は、まず、**『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』**で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次にこの計算明細書で認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除額を計算します。なお、政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、**『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』**で政党等寄附金特別控除額を計算します。

１　寄附金の区分等

寄附金の区分等	認定ＮＰＯ法人等寄附金の額	①	円
	①以外の寄附金の額	②	
	①　＋　②	③	
所得金額の合計額		④	
④　×　40%		⑤	

認定ＮＰＯ法人等寄附金の額の合計額を書いてください。
（認定ＮＰＯ法人等寄附金の内訳）

寄附先の名称	寄附年月日	金額
	・　・	円
	・　・	
	・　・	

申告書第二表の「**寄附金控除に関する事項**」欄の**寄附金**の金額を転記してください。また、公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合は、**『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』**の①の金額を加算してください。

申告書第一表の「**所得金額等**」欄の**合計**を転記してください。
(注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。
・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額（特別控除前の金額）
なお、損失申告の場合には、**申告書第四表(損失申告用)**の「**４　繰越損失を差し引く計算**」欄の㉝の金額を転記してください。

２　認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除額の計算

⑤　－　②	⑥	(赤字のときは０)　円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦	
2千円 － ②	⑧	(赤字のときは０)
(　⑦　－　⑧　)×　40%	⑨	(100円未満の端数切捨て)
年分の所得税の額	⑩	
⑩　×　25%	⑪	(100円未満の端数切捨て)
⑪－公益社団法人等寄附金特別控除額	⑫	(赤字のときは０)
認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除額(⑨と⑫のいずれか少ない方の金額)	⑬	

申告書第一表の㉜の金額を転記してください。

「公益社団法人等寄附金特別控除額」とは、**『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』**の⑫の金額をいいます。

申告書第一表の「**税金の計算**」欄の**政党等寄附金等特別控除**（㊱～㊳欄）に転記してください。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、**『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』**の⑫の金額又は**『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』**の⑫の金額と合計し、その合計額を**申告書第一表**の**政党等寄附金等特別控除**(㊱～㊳欄)に記入してください。

※　肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○　この計算明細書を使った方は、**申告書第二表**の「**特例適用条文等**」欄に「措法41の18の２」と書いてください。

07.11

○この明細書は、**申告書**と一緒に提出してください。

様式ID	NTAOKOB920010080

認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除額の計算明細書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

この明細書は、本年中に認定特定非営利活動法人等（認定ＮＰＯ法人等）に対して支出したその認定特定非営利活動法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（以下「認定ＮＰＯ法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します。

申告書第一表の「**税金の計算**」欄の（**特定増改築等**）**住宅借入金等特別控除**までの記入が終わったら、まず、「**１　寄附金の区分等**」欄に必要事項を記入し、次に、「**２　認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除額の計算**」欄で認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除額の計算をします。

また、この控除のほかに公益社団法人等寄附金特別控除の適用も受ける方は、まず、**『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』**で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次にこの計算明細書で認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除額を計算します。なお、政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、**『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』**で政党等寄附金特別控除額を計算します。

○この明細書は、**申告書と一緒に提出してください。**

１　寄附金の区分等

寄附金の区分等	認定ＮＰＯ法人等寄附金の額	①	円
	①以外の寄附金の額	②	
	①　＋　②	③	
所得金額の合計額		④	
④　×　40％		⑤	

認定ＮＰＯ法人等寄附金の額の合計額を書いてください。
（認定ＮＰＯ法人等寄附金の内訳）

寄附先の名称	寄附年月日	金額
	・　・	円
	・　・	
	・　・	

申告書第二表の「**寄附金控除に関する事項**」欄の**寄附金**の金額を転記してください。また、公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合は、**『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』**の①の金額を加算してください。

２　認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除額の計算

⑤　－　②	⑥	（赤字のときは０）　円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦	
2千円　－　②	⑧	（赤字のときは０）
（　⑦　－　⑧　）×　40％	⑨	（100円未満の端数切捨て）
年分の所得税の額	⑩	
⑩　×　25％	⑪	（100円未満の端数切捨て）
⑪－公益社団法人等寄附金特別控除額	⑫	（赤字のときは０）
認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除額（⑨と⑫のいずれか少ない方の金額）	⑬	

申告書第一表の「**所得金額等**」欄の**合計**を転記してください。
(注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。
・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額（特別控除前の金額）
なお、損失申告の場合には、**申告書第四表（損失申告用）**の「**４　繰越損失を差し引く計算**」欄の㉑の金額を転記してください。

申告書第一表の㉛の金額を転記してください。

「公益社団法人等寄附金特別控除額」とは、**『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』**の⑫の金額をいいます。

申告書第一表の「**税金の計算**」欄の**政党等寄附金等特別控除**（㉟～㊲欄）に転記してください。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、**『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』**の⑫の金額又は**『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』**の⑫の金額と合計し、その合計額を**申告書第一表**の**政党等寄附金等特別控除**に記入してください。

※　肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○　この計算明細書を使った方は、**申告書第二表**の「**特例適用条文等**」欄に「措法41の18の２」と書いてください。

06. 11

様式ID	NTAOKOB920010070

認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除額の計算明細書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

この明細書は、本年中に認定特定非営利活動法人等（認定ＮＰＯ法人等）に対して支出したその認定特定非営利活動法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（以下「認定ＮＰＯ法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します。

申告書第一表の「**税金の計算**」欄の（**特定増改築等）住宅借入金等特別控除**までの記入が終わったら、まず、「**１　寄附金の区分等**」欄に必要事項を記入し、次に、「**２　認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除額の計算**」欄で認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除額の計算をします。

また、この控除のほかに公益社団法人等寄附金特別控除の適用も受ける方は、まず、**『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』**で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次にこの計算明細書で認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除額を計算します。なお、政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、**『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』**で政党等寄附金特別控除額を計算します。

○この明細書は、**申告書**と一緒に提出してください。

１　寄附金の区分等

寄附金の区分等	認定ＮＰＯ法人等寄附金の額	①	円
	①以外の寄附金の額	②	
	①　＋　②	③	
所得金額の合計額		④	
④　×　40％		⑤	

認定ＮＰＯ法人等寄附金の額の合計額を書いてください。
（認定ＮＰＯ法人等寄附金の内訳）

寄附先の名称	寄附年月日	金額
	・　・	円
	・　・	
	・　・	

申告書第二表の「**寄附金控除に関する事項**」欄の**寄附金**の金額を転記してください。また、公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合は、**『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』**の①の金額を加算してください。

申告書第一表の「**所得金額等**」欄の**合計**を転記してください。
(注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。
・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額（特別控除前の金額）
なお、損失申告の場合には、**申告書第四表（損失申告用）**の「**４　繰越損失を差し引く計算**」欄の㉒の金額を転記してください。

２　認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除額の計算

⑤　－　②	⑥	（赤字のときは０）　円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦	
2千円 －②	⑧	（赤字のときは０）
（　⑦　－　⑧　）×　40％	⑨	（100円未満の端数切捨て）
年分の所得税の額	⑩	
⑩　×　25％	⑪	（100円未満の端数切捨て）
⑪－公益社団法人等寄附金特別控除額	⑫	（赤字のときは０）
認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除額（⑨と⑫のいずれか少ない方の金額）	⑬	

申告書第一表の㉛の金額を転記してください。

「公益社団法人等寄附金特別控除額」とは、**『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』**の⑫の金額をいいます。

申告書第一表の「**税金の計算**」欄の**政党等寄附金等特別控除**（㉟～㊲欄）に転記してください。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、**『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』**の⑫の金額又は**『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』**の⑫の金額と合計し、その合計額を**申告書第一表**の**政党等寄附金等特別控除**に記入してください。

※　肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○　この計算明細書を使った方は、**申告書第二表**の「**特例適用条文等**」欄に「措法41の18の２」と書いてください。

04.11

様式ID	NTAOKOB930010100

公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

この明細書は、本年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金で一定のもの（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、公益社団法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します。

申告書第一表の「**税金の計算**」欄の（**特定増改築等**）**住宅借入金等特別控除**までの記入が終わったら、まず、「**１　寄附金の区分等**」欄に必要事項を記入し、次に、「**２　公益社団法人等寄附金特別控除額の計算**」欄で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をします。

なお、公益社団法人等寄附金特別控除のほか、認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、それぞれ順に『**認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除額の計算明細書**』又は『**政党等寄附金特別控除額の計算明細書**』により計算を行います。

１　寄附金の区分等

寄附金の区分等	公益社団法人等寄附金の額	①	円
	①以外の寄附金の額	②	
	①　＋　②	③	
所得金額の合計額		④	
④　×　40%		⑤	

公益社団法人等寄附金の額の合計額を書いてください。
（公益社団法人等寄附金の内訳）

寄附先の名称	寄附年月日	金額
	・　・	円
	・　・	
	・　・	

申告書第二表の「**寄附金控除に関する事項**」欄の**寄附金**の金額を転記してください。

申告書第一表の「**所得金額等**」欄の**合計**を転記してください。
（注）次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。
・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額（特別控除前の金額）
なお、損失申告の場合には、**申告書第四表（損失申告用）**の「**４　繰越損失を差し引く計算**」欄の㉝の金額を転記してください。

２　公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

⑤　－　②	⑥	（赤字のときは０）　円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦	
2千円　－　②	⑧	（赤字のときは０）
（　⑦　－　⑧　）×　40%	⑨	（100円未満の端数切捨て）
年分の所得税の額	⑩	
⑩　×　25%	⑪	（100円未満の端数切捨て）
公益社団法人等寄附金特別控除額（⑨と⑪のいずれか少ない方の金額）	⑫	

申告書第一表の㉜の金額を転記してください。

申告書第一表の「**税金の計算**」欄の**政党等寄附金等特別控除**（㊱～㊳欄）に転記してください。
ほかに、認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『**認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除額の計算明細書**』の⑬の金額又は『**政党等寄附金特別控除額の計算明細書**』の⑫の金額と合計し、その合計額を**申告書第一表**の**政党等寄附金等特別控除**（㊱～㊳欄）に記入してください。

※　肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○　この明細書は、**申告書**と一緒に提出してください。

○　この計算明細書を使った方は、**申告書第二表**の「**特例適用条文等**」欄に「措法41の18の３」と書いてください。

07.11

様式ID	NTAOKOB930010090

公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書

（　　年分）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

この明細書は、本年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金で一定のもの（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、公益社団法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します。

申告書第一表の「**税金の計算**」欄の（**特定増改築等）住宅借入金等特別控除**までの記入が終わったら、まず、「**１　寄附金の区分等**」欄に必要事項を記入し、次に、「**２　公益社団法人等寄附金特別控除額の計算**」欄で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をします。

なお、公益社団法人等寄附金特別控除のほか、認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、それぞれ順に『**認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除額の計算明細書**』又は『**政党等寄附金特別控除額の計算明細書**』により計算を行います。

１　寄附金の区分等

寄附金の区分等	公益社団法人等寄附金の額	①	円
	①以外の寄附金の額	②	
	①　＋　②	③	
所得金額の合計額		④	
④　×　40%		⑤	

公益社団法人等寄附金の額の合計額を書いてください。
（公益社団法人等寄附金の内訳）

寄附先の名称	寄附年月日	金額
	・　・	円
	・　・	
	・　・	

申告書第二表の「**寄附金控除に関する事項**」欄の**寄附金**の金額を転記してください。

申告書第一表の「**所得金額等**」欄の**合計**を転記してください。
（注）次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。
・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額（特別控除前の金額）
なお、損失申告の場合には、**申告書第四表（損失申告用）**の「**４　繰越損失を差し引く計算**」欄の㉔の金額を転記してください。

２　公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

⑤　－　②	⑥	（赤字のときは０）　円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦	
2千円　－　②	⑧	（赤字のときは０）
（　⑦　－　⑧　）×　40%	⑨	（100円未満の端数切捨て）
年分の所得税の額	⑩	
⑩　×　25%	⑪	（100円未満の端数切捨て）
公益社団法人等寄附金特別控除額（⑨と⑪のいずれか少ない方の金額）	⑫	

申告書第一表の㉛の金額を転記してください。

申告書第一表の「**税金の計算**」欄の**政党等寄附金等特別控除**（㉟～㊲欄）に転記してください。
ほかに、認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『**認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除額の計算明細書**』の⑬の金額又は『**政党等寄附金特別控除額の計算明細書**』の⑫の金額と合計し、その合計額を**申告書第一表**の**政党等寄附金等特別控除**に記入してください。

※　肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○　この計算明細書を使った方は、**申告書第二表**の「**特例適用条文等**」欄に「措法41の18の３」と書いてください。

○この明細書は、**申告書と一緒に提出してください。**

06.11

様式ID	NTAOKOB930010080

公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書
（令和４年分以降用）

（　　年分）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

この明細書は、本年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金で一定のもの（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、公益社団法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します。

申告書第一表の「**税金の計算**」欄の（**特定増改築等）住宅借入金等特別控除**までの記入が終わったら、まず、「**１　寄附金の区分等**」欄に必要事項を記入し、次に、「**２　公益社団法人等寄附金特別控除額の計算**」欄で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をします。

なお、公益社団法人等寄附金特別控除のほか、認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、それぞれ順に『**認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除額の計算明細書**』又は『**政党等寄附金特別控除額の計算明細書**』により計算を行います。

１　寄附金の区分等

寄附金の区分等	公益社団法人等寄附金の額	①	円
	①以外の寄附金の額	②	
	①　＋　②	③	
所得金額の合計額		④	
④　×　40%		⑤	

公益社団法人等寄附金の額の合計額を書いてください。
（公益社団法人等寄附金の内訳）

寄附先の名称	寄附年月日	金額
	・　・	円
	・　・	
	・　・	

申告書第二表の「**寄附金控除に関する事項**」欄の**寄附金**の金額を転記してください。

申告書第一表の「**所得金額等**」欄の**合計**を転記してください。
（注）次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。
・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額（特別控除前の金額）
なお、損失申告の場合には、**申告書第四表（損失申告用）**の「**４　繰越損失を差し引く計算**」欄の㉒の金額を転記してください。

２　公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

⑤　－　②	⑥	（赤字のときは０）　円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦	
2千円　－　②	⑧	（赤字のときは０）
（　⑦　－　⑧　）×　40%	⑨	（100円未満の端数切捨て）
年分の所得税の額	⑩	
⑩　×　25%	⑪	（100円未満の端数切捨て）
公益社団法人等寄附金特別控除額（⑨と⑪のいずれか少ない方の金額）	⑫	

申告書第一表の㉛の金額を転記してください。

申告書第一表の「**税金の計算**」欄の**政党等寄附金等特別控除**（㉟～㊲欄）に転記してください。
ほかに、認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『**認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除額の計算明細書**』の⑬の金額又は『**政党等寄附金特別控除額の計算明細書**』の⑫の金額と合計し、その合計額を**申告書第一表**の**政党等寄附金等特別控除**に記入してください。

※　肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○　この計算明細書を使った方は、**申告書第二表**の「**特例適用条文等**」欄に「措法41の18の３」と書いてください。

○この明細書は、**申告書と一緒に提出してください。**

04. 11

様式ID	NTA0K0B835010060

認定住宅等新築等特別税額控除額の計算明細書
（令和４年分以降用）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

この明細書は、認定住宅等の新築又は建築後使用されたことのない認定住宅等の取得をして居住の用に供した方が、認定住宅等新築等特別税額控除を受ける場合に、認定住宅等新築等特別税額控除額を計算するために使用します。
詳しくは、**「認定住宅等新築等特別税額控除を受けられる方へ」**を読んでください。

１　共有者の氏名（共有の場合のみ書いてください。）

フリガナ		フリガナ	
氏　　名		氏　　名	

２　認定住宅等に係る事項

※　前年分においてこの控除を受けた場合で前年から繰り越された控除未済税額控除額のみについてこの控除を受けるときは、①欄のみ記入します。

居住開始年月日	①	年　月　日
総床面積	②	㎡
②のうち居住用部分の床面積	③	
床面積１㎡当たりの標準的なかかり増し費用の額	④	45,300　円
あなたの共有持分 ※　共有の場合のみ書いてください。	⑤	／

← **「登記事項証明書」**の床面積（区分所有建物の場合は、区分所有する部分の床面積）を書きます。

不動産番号		

← 家屋の**「登記事項証明書」**の不動産番号を転記してください。

３　税額控除限度額の計算等

※　前年分においてこの控除を受けた場合で前年から繰り越された控除未済税額控除額のみについてこの控除を受けるときは、⑬欄のみ記入します。

標準的なかかり増し費用の額（④×②）	⑥	円
あなたの持分に相当する費用の額 ⑥又は（⑥×⑤）	⑦	
居住用割合（③÷②） ※　小数点以下第１位まで書きます。	⑧	%
居住用部分に相当する費用の額（⑦×⑧）	⑨	円
認定住宅等限度額	⑩	650万円
⑨と⑩のいずれか少ない方の金額	⑪	円
税額控除限度額（⑪×10%）	⑫	（100円未満の端数切捨て）
前年から繰り越された控除未済税額控除額（前年分の計算明細書の㉓の金額）	⑬	

← ⑧欄の割合が90%以上である場合は、100.0%と書きます。

４　本年分で差し引く認定住宅等新築等特別税額控除額の計算等

課税総所得金額に対する税額	⑭		円
配当控除	⑮		
投資税額等控除	⑯		
（特定増改築等）住宅借入金等特別控除	⑰		
政党等寄附金等特別控除	⑱		
住宅耐震改修特別控除	⑲		
住宅特定改修特別税額控除	⑳		
（⑭－⑮－⑯－⑰－⑱－⑲－⑳）	㉑	（赤字のときは０）	
認定住宅等新築等特別税額控除額（⑫と㉑のいずれか少ない方の金額又は⑬と㉑のいずれか少ない方の金額）	㉒	G01	
翌年に繰り越す控除未済税額控除額（⑫－㉒） ※　前年に居住の用に供した住宅の場合は「０」となります。	㉓	G02	

← **申告書第一表**の「**税金の計算**」欄の**住宅耐震改修特別控除等**の「**区分**」欄に「３」を書き、控除額を転記してください。
住宅耐震改修特別控除額又は住宅特定改修特別税額控除額がある方は、「**区分**」欄に「４」を書き、合計額を書きます。

○　この明細書は、**申告書と一緒に提出してください。**

様式ID	NTA0K0B835010050

認定住宅等新築等特別税額控除額の計算明細書

（ 令和３年分 ）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

この明細書は、認定住宅の新築又は建築後使用されたことのない認定住宅の取得をして居住の用に供した方が、認定住宅新築等特別税額控除を受ける場合に、認定住宅新築等特別税額控除額を計算するために使用します。
詳しくは、**「認定住宅新築等特別税額控除を受けられる方へ」**を読んでください。

１　共有者の氏名（共有の場合のみ書いてください。）

フリガナ		フリガナ	
氏　　名		氏　　名	

２　認定住宅に係る事項

※　前年分においてこの控除を受けた場合で前年から繰り越された控除未済税額控除額のみについてこの控除を受けるときは、①欄のみ記入します。

居住開始年月日	①	年　月　日
総床面積	②	㎡
②のうち居住用部分の床面積	③	
床面積１㎡当たりの標準的なかかり増し費用の額	④	45,300　円
あなたの共有持分 ※　共有の場合のみ書いてください。	⑤	／

「**登記事項証明書**」の床面積（区分所有建物の場合は、区分所有する部分の床面積）を書きます。

不動産番号		

家屋の「**登記事項証明書**」の不動産番号を転記してください。

３　税額控除限度額の計算等

※　前年分においてこの控除を受けた場合で前年から繰り越された控除未済税額控除額のみについてこの控除を受けるときは、⑬欄のみ記入します。

標準的なかかり増し費用の額（④×②）	⑥	円
あなたの持分に相当する費用の額 ⑥又は（⑥×⑤）	⑦	
居住用割合（③÷②） ※　小数点以下第１位まで書きます。	⑧	%
居住用部分に相当する費用の額（⑦×⑧）	⑨	円
認定住宅限度額	⑩	650万円・500万円
⑨と⑩のいずれか少ない方の金額	⑪	円
税額控除限度額（⑪×10%）	⑫	（100円未満の端数切捨て）
前年から繰り越された控除未済税額控除額（前年分の計算明細書の㉓の金額）	⑬	

⑧欄の割合が90%以上である場合は、100.0%と書きます。

該当する金額を○で囲んでください。
認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額（以下「消費税額等」といいます。）のうちに、８%又は10%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等（以下「新消費税額等」といいます。）が含まれる場合の認定住宅限度額は、650万円です。それ以外の場合の認定住宅限度額は、500万円です。

認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、新消費税額等とその新消費税額等以外の額（以下「旧消費税額等」といいます。）の合計額から成る場合には、「書き方」に記載している算式で計算した㉖の金額を⑪欄に転記します。

４　本年分で差し引く認定住宅新築等特別税額控除額の計算等

課税総所得金額に対する税額	⑭		円
配当控除	⑮		
投資税額等控除	⑯		
（特定増改築等）住宅借入金等特別控除	⑰		
政党等寄附金等特別控除	⑱		
住宅耐震改修特別控除	⑲		
住宅特定改修特別税額控除	⑳		
（⑭－⑮－⑯－⑰－⑱－⑲－⑳）	㉑	（赤字のときは０）	
認定住宅新築等特別税額控除額（⑫と㉑のいずれか少ない方の金額又は⑬と㉑のいずれか少ない方の金額）	㉒	G01	
翌年に繰り越す控除未済税額控除額（⑫－㉒） ※　前年に居住の用に供した住宅の場合は「０」となります。	㉓	G02	

申告書第一表の「**税金の計算**」欄の㉛の金額を書きます。

申告書第一表の「**税金の計算**」欄の**住宅耐震改修特別控除等**の「**区分**」欄に「３」を書き、控除額を転記してください。
住宅耐震改修特別控除額又は住宅特定改修特別税額控除額がある方は、「**区分**」欄に「４」を書き、合計額を書きます。

○　この明細書は、**申告書と一緒に提出してください。**

様式ID	NTA0K0B827010060

住宅耐震改修特別控除額
住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書

（令和６年分以降用）

（令和　　年分）　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

この明細書は、次のⅠ又はⅡの場合に、住宅耐震改修特別控除額又は住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。

Ⅰ　令和６年１月１日以後に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合

Ⅱ　高齢者等居住改修工事等、一般断熱改修工事等、多世帯同居改修工事等 、 耐久性向上改修工事等（住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等と併せて行うものに限る。）又は子育て対応改修工事等をした部分を令和６年１月１日以後（子育て対応改修工事等については令和６年４月１日以後）に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合

Ⅰ　住宅耐震改修特別控除額の計算

（Ⅱ５及びⅡ６と重複して適用できません。）

住宅耐震改修の標準的な費用の額	①	円	「増改築等工事証明書」の「３(3)①ア　当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	②		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
（①－②）	③		
③と250万円のいずれか少ない方の金額	④		
住宅耐震改修特別控除額（④×10%） ※100円未満の端数がある場合は端数を切捨てしてください。	⑤	G01	申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除等の「区分」欄に「1」を書き、控除額を転記してください。 なお、㊿の金額や認定住宅等新築等特別税額控除がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

※Ⅱ８の計算欄を併せてご確認ください。

不動産番号		家屋の「登記事項証明書」の不動産番号を転記してください。

※住宅耐震改修証明書の場合は、上記に準じて転記してください。

Ⅱ　住宅特定改修特別税額控除額の計算

１　改修工事をした家屋に係る事項

居住開始年月日	⑥	令和　　年　月　日
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	⑦	／

共有者の氏名　※共有の場合のみ書いてください。

フリガナ	
氏名	
フリガナ	
氏名	

不動産番号		家屋の「登記事項証明書」の不動産番号を転記してください。

２　高齢者等居住改修工事等に係る事項

（あなた又は同居親族が⑧から⑩のいずれかに該当する場合のみ書いてください。）

あなた又は同居親族について、⑧から⑩のいずれか該当する欄の右の「該当」の文字を○で囲んでください。

あなたの年齢が50歳以上（同居親族の場合は65歳以上）	⑧	該当	同居親族が⑧から⑩のいずれかに該当する場合は、その親族の氏名等を書きます。 氏名（　　） 続柄（　　）
障害者（⑧に該当する方を除きます。）	⑨	該当	
要介護認定又は要支援認定を受けている（⑧又は⑨に該当する方を除きます。）	⑩	該当	

高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額	⑪	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)② ア　当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	⑫		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
（⑪－⑫） ※50万円を超える場合に限ります。	⑬		
⑬と(⑬×⑦)のいずれか少ない方の金額	⑭		
⑭と200万円のいずれか少ない方の金額	⑮		
（⑮×10%）	⑯	（100円未満の端数切捨て）	

○この明細書は、**申告書と一緒に提出してください。**

様式ID	NTA0K0B827020060

3　一般断熱改修工事等に係る事項
（Ⅱ５及びⅡ６と重複して適用できません。）

一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	⑰	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)③ア　当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	⑱		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
（⑰ － ⑱） ※ 50 万円を超える場合に限ります。	⑲		
⑲と(⑲×⑦)のいずれか少ない方の金額	⑳		
⑳と250万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のいずれか少ない方の金額	㉑		
（㉑ × 10%）	㉒	（100 円未満の端数切捨て）	

4　多世帯同居改修工事等に係る事項

多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額	㉓	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)④ア　当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	㉔		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
（㉓ － ㉔） ※50 万円を超える場合に限ります。	㉕		
㉕と(㉕×⑦)のいずれか少ない方の金額	㉖		
㉖と250万円のいずれか少ない方の金額	㉗		
（㉗ × 10%）	㉘	（100 円未満の端数切捨て）	

5　耐久性向上改修工事等に係る事項
（住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合（Ⅰ、Ⅱ３及びⅡ６と重複して適用できません。））

住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	㉙	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)⑤ア 当該住宅耐震改修又は当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄（又は「3(3)⑧ア　当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄）の金額を転記してください。
㉙に関し交付を受ける補助金等の合計額	㉚		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
（㉙ － ㉚） ※50 万円を超える場合に限ります。	㉛		
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	㉜		「増改築等工事証明書」の「3(3)⑤エ　当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄（又は「3(3)⑧エ　当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄）の金額を転記してください。
㉜に関し交付を受ける補助金等の合計額	㉝		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
（㉜ － ㉝） ※50 万円を超える場合に限ります。	㉞		
（㉛ ＋ ㉞）	㉟		
㉟と(㉟×⑦)のいずれか少ない方の金額	㊱		
㊱と250万円（一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のいずれか少ない方の金額	㊲		
（㊲ × 10%）	㊳	（100 円未満の端数切捨て）	

様式ID	NTA0K0B827030060

6　耐久性向上改修工事等に係る事項

（住宅耐震改修及び一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合（Ⅰ、Ⅱ３及びⅡ５と重複して適用できません。））

住宅耐震改修の標準的な費用の額	㊴	円	「増改築等工事証明書」の「３(3) ⑥ ア　当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」欄（又は「３(3)⑫ア　当該対象住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」欄）の金額を転記してください。
㊴に関し交付を受ける補助金等の合計額	㊵		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
（㊴ － ㊵） ※50万円を超える場合に限ります。	㊶		
一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	㊷		「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥エ　当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄（又は「3(3)⑫エ　当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄）の金額を転記してください。
㊷に関し交付を受ける補助金等の合計額	㊸		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
（㊷ － ㊸） ※50万円を超える場合に限ります。	㊹		
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	㊺		「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥キ　当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄（又は「３(3)⑫キ　当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄）の金額を転記してください。
㊺に関し交付を受ける補助金等の合計額	㊻		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
（㊺ － ㊻） ※50万円を超える場合に限ります。	㊼		
（㊶ ＋ ㊹ ＋ ㊼）	㊽		
㊽と(㊽×⑦)のいずれか少ない方の金額	㊾		
㊾と500万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円）のいずれか少ない方の金額	㊿		
（㊿ × 10%）	(51)	（100円未満の端数切捨て）	

7　子育て対応改修工事等に係る事項

（(52)又は(53)に該当する方（特例対象個人）が、令和６年４月１日以後に居住の用に供した場合のみ書いてください。）

あなたの年齢が40歳未満で配偶者を有している又はあなたの年齢が40歳以上で配偶者の年齢が40歳未満	(52)	該当	(52)又は(53)の該当する欄の右の「該当」の文字を○で囲んでください。 (52)又は(53)の両方に該当する場合は、両方の「該当」の文字を○で囲んでください。 また、**申告書第二表**の「**配偶者や親族に関する事項**」欄に対象となる配偶者又は扶養親族の氏名、生年月日、個人番号などを記入してください。
年齢が19歳未満の扶養親族を有している	(53)	該当	
子育て対応改修工事等の標準的な費用の額	(54)	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)⑦ ア　当該子育て対応改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	(55)		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
（(54) － (55)） ※50万円を超える場合に限ります。	(56)		
(56)と((56)×⑦)のいずれか少ない方の金額	(57)		
(57)と250万円のいずれか少ない方の金額	(58)		
（(58) × 10%）	(59)	（100円未満の端数切捨て）	

様式ID	NTA0K0B827040060

8　その他の工事等に係る事項

（Ⅰ、Ⅱの改修工事と併せて行うその他の工事がある場合及び工事限度額を超えるⅠ、Ⅱの改修工事がある場合）

住宅耐震改修工事又は住宅特定改修工事に係る標準的な費用の額 （工事の費用に完し補助金等の交付を受ける場合にはその補助金等の額を控除した後の金額であり、住宅特定改修工事をした家屋が共有の場合には補助金等の額を控除した後の金額に⑦を乗じた後の金額）	⑥⓪	円	←｛｛⑭＋㉖＋㊼ ＋ （③＋⑳、㊱又は㊾）｝の額を書きます。
⑥⓪のうち工事限度額を超える部分の額	⑥①		←｛[（⑭－⑮）＋（㉖－㉗）＋ （㊼－㊽） ＋{（③－④）＋（⑳－㉑）、（㊱－㊲）又は（㊾－㊿）}]の額を書きます。
住宅耐震改修工事又は住宅特定改修工事と併せて行われた一定の工事費用の額	⑥②		←｛「増改築等工事証明書」の「３⑶⑳ア　①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦の改修工事と併せて行われた第１号工事～第６号工事に要した費用の額」欄（又は「３⑶⑲ア　①、②、③、④、⑧又は⑫の改修工事と併せて行われた第１号工事～第６号工事に要した費用の額」欄）の金額を書きます。
⑥②に関し交付を受ける補助金等の合計額	⑥③		←｛国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
（⑥② － ⑥③）	⑥④		
⑥④と(⑥④×⑦)のいずれか少ない方の金額	⑥⑤		
⑥⓪と（⑥① ＋ ⑥⑤）のいずれか少ない方の金額	⑥⑥		
1,000万円－（ ⑥⓪ － ⑥① ） （０円未満となる場合は０円）	⑥⑦		
⑥⑥と⑥⑦のいずれか少ない方の金額	⑥⑧		
（ ⑥⑧× 5% ）	⑥⑨	（100円未満の端数切捨て）	

9　住宅特定改修特別税額控除額

住宅特定改修特別税額控除額 （⑯＋㉘＋㊾＋⑥⑨＋（㉒、㊳又は㊶）） (円)	⑦⓪	G01		←｛申告書第一表の「税金の計算」欄の「住宅耐震改修特別控除等」欄の「区分」欄に「２」を書き、控除額を転記してください。なお、⑤又は認定住宅等新築等特別税額控除の適用も受けている方は、「区分」欄に「４」を書き、合計額を書きます。

様式ID	NTA0K0B827010050

住宅耐震改修特別控除額
住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書

（令和５年分以降用）

（　　年分）　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

この明細書は、次のⅠ又はⅡの場合に、住宅耐震改修特別控除額又は住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。

Ⅰ　令和５年１月１日以後に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合

Ⅱ　高齢者等居住改修工事等、一般断熱改修工事等、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等（住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等と併せて行うものに限る。）をした部分を令和５年１月１日以後に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合

Ⅰ　住宅耐震改修特別控除額の計算

住宅耐震改修の標準的な費用の額	①	円	「**増改築等工事証明書**」の「**3(3)①ア　当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額**」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	②		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
（①－②）	③		
③と250万円のいずれか少ない方の金額	④		
住宅耐震改修特別控除額（④×10%） ※100円未満の端数がある場合は端数を切捨てしてください。	⑤	G01	**申告書第一表**の「**税金の計算**」欄の**住宅耐震改修特別控除等**の「**区分**」欄に「**1**」を書き、控除額を転記してください。 なお、㊷の金額や認定住宅等新築等特別税額控除がある方は、「**区分**」欄に「**4**」を書き、合計額を書きます。

※Ⅱ7の計算欄を併せてご確認ください。

不動産番号	

家屋の「**登記事項証明書**」の不動産番号を転記してください。

※住宅耐震改修証明書の場合は、上記に準じて転記してください。

Ⅱ　住宅特定改修特別税額控除額の計算

１　改修工事をした家屋に係る事項

居住開始年月日	⑥	年　月　日
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	⑦	／

共有者の氏名　※共有の場合のみ書いてください。

フリガナ	
氏名	
フリガナ	
氏名	

不動産番号	

家屋の「**登記事項証明書**」の不動産番号を転記してください。

２　高齢者等居住改修工事等に係る事項

（あなた又は同居親族の方が⑧から⑩のいずれかに該当する場合のみ書いてください。）

あなた又は同居親族の方について、⑧から⑩のいずれか該当する欄の右の「該当」の文字を○で囲んでください。

年齢が 50 歳以上（同居親族の方の場合は 65 歳以上）	⑧	該当	同居親族の方が⑧から⑩のいずれかに該当する場合は、その方の氏名等を書きます。 氏名（　　） 続柄（　　）
障害者（⑧に該当する方を除きます。）	⑨	該当	
要介護認定又は要支援認定を受けている（⑧又は⑨に該当する方を除きます。）	⑩	該当	

高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額	⑪	円	「**増改築等工事証明書**」の「**3(3)②ア　当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額**」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	⑫		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
（⑪－⑫） ※50 万円を超える場合に限ります。	⑬		
⑬と(⑬×⑦)のいずれか少ない方の金額	⑭		
⑭と200万円のいずれか少ない方の金額	⑮		
（⑮×10%）	⑯	（100 円未満の端数切捨て）	

○この明細書は、**申告書と一緒に提出してください。**

様式ID	NTA0K0B827020050

3　一般断熱改修工事等に係る事項

一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	⑰	円	←「増改築等工事証明書」の「3(3)③ア　当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	⑱		←国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
（⑰ － ⑱） ※ 50 万円を超える場合に限ります。	⑲		
⑲と(⑲×⑦)のいずれか少ない方の金額	⑳		
⑳と250万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のいずれか少ない方の金額	㉑		
（㉑ × 10%）	㉒	（100 円未満の端数切捨て）	

4　多世帯同居改修工事等に係る事項

多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額	㉓	円	←「増改築等工事証明書」の「3(3)④ア　当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	㉔		←国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
（㉓ － ㉔） ※50 万円を超える場合に限ります。	㉕		
㉕と(㉕×⑦)のいずれか少ない方の金額	㉖		
㉖と250万円のいずれか少ない方の金額	㉗		
（㉗ × 10%）	㉘	（100 円未満の端数切捨て）	

5　耐久性向上改修工事等に係る事項

（住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合（Ⅰ、Ⅱ３及びⅡ６と重複して適用できません。））

住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	㉙	円	←「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧ア　当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
㉙に関し交付を受ける補助金等の合計額	㉚		←国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
（㉙ － ㉚） ※50 万円を超える場合に限ります。	㉛		
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	㉜		←「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧エ　当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
㉜に関し交付を受ける補助金等の合計額	㉝		←国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
（㉜ － ㉝） ※50 万円を超える場合に限ります。	㉞		
（㉛ ＋ ㉞）	㉟		
㉟と(㉟×⑦)のいずれか少ない方の金額	㊱		
㊱と250万円（一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のいずれか少ない方の金額	㊲		
（㊲ × 10%）	㊳	（100 円未満の端数切捨て）	

様式ID	NTA0K0B827030050

6　耐久性向上改修工事等に係る事項

（住宅耐震改修及び一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合（Ⅰ、Ⅱ３及びⅡ５と重複して適用できません。））

住宅耐震改修の標準的な費用の額	㊴	円	←「増改築等工事証明書」の「３(3)⑫ア 当該対象住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
㊴に関し交付を受ける補助金等の合計額	㊵		←国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
（㊴ － ㊵） ※50万円を超える場合に限ります。	㊶		
一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	㊷		←「増改築等工事証明書」の「3(3)⑫エ 当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
㊷に関し交付を受ける補助金等の合計額	㊸		←国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
（㊷ － ㊸） ※50万円を超える場合に限ります。	㊹		
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	㊺		←「増改築等工事証明書」の「3(3)⑫キ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
㊺に関し交付を受ける補助金等の合計額	㊻		←国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
（㊺ － ㊻） ※50万円を超える場合に限ります。	㊼		
（㊶ ＋ ㊹ ＋ ㊼）	㊽		
㊽と(㊽×⑦)のいずれか少ない方の金額	㊾		
㊾と500万円(太陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円)のいずれか少ない方の金額	㊿		
（㊿ × 10%）	(51)	（100円未満の端数切捨て）	

7　その他の工事等に係る事項

（Ⅰ、Ⅱの改修工事と併せて行うその他の工事がある場合及び工事限度額を超えるⅠ、Ⅱの改修工事がある場合）

住宅耐震改修工事又は住宅特定改修工事に係る標準的な費用の額 （工事の費用に関し補助金等の交付を受ける場合にはその補助金等の額を控除した後の金額であり、住宅特定改修工事をした家屋が共有の場合には補助金等の額を控除した後の金額に⑦を乗じた後の金額）	(52)	円	←{⑭＋㉖＋(③＋⑳、㊱又は㊾)}の額を書きます。
(52)のうち工事限度額を超える部分の額	(53)		←[(⑭－⑮)＋(㉖－㉗)＋{(③－④)＋(⑳－㉑)、(㊱－㊲)又は(㊾－㊿)}]の額を書きます。
住宅耐震改修工事又は住宅特定改修工事と併せて行われた一定の工事費用の額	(54)		←「増改築等工事証明書」の「３(3)⑲ア ①、②、③、④、⑧又は⑫の改修工事と併せて行われた第１号工事～第６号工事に要した費用の額」欄の金額を書きます。
(54)に関し交付を受ける補助金等の合計額	(55)		←国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
（(54) － (55)）	(56)		
(56)と(56)×⑦)のいずれか少ない方の金額	(57)		
(52)と(53)及び(57)の合計額のいずれか少ない方の金額	(58)		
1,000万円－（(52) － (53)） （0円未満となる場合は0円）	(59)		
(58)と(59)のいずれか少ない方の金額	(60)		
（(60)× 5%）	(61)	（100円未満の端数切捨て）	

8　住宅特定改修特別税額控除額

住宅特定改修特別税額控除額 （⑯＋㉒＋㉘＋㊳＋(51)＋(61)）(円)	(62)	G01		→申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除等の「区分」欄に「2」を書き、控除額を転記してください。 ⑤又は認定住宅等新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

様式ID	NTA0K0B827010040

住宅耐震改修特別控除額
住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書

（令和４年分以降用）

（　　年分）　**納税地**＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　**氏　名**＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

この明細書は、次のⅠ又はⅡの場合に、住宅耐震改修特別控除額又は住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。

Ⅰ　令和４年１月１日以後に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合

Ⅱ　高齢者等居住改修工事等、一般断熱改修工事等、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等（住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等と併せて行うものに限る。）をした部分を令和４年１月１日以後に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合

Ⅰ　住宅耐震改修特別控除額の計算

住宅耐震改修の標準的な費用の額	①	円	「**増改築等工事証明書**」の「**3(3)①ア　当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額**」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	②		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
（①－②）	③		
③と250万円のいずれか少ない方の金額	④		
住宅耐震改修特別控除額（④×10%） ※100円未満の端数がある場合は端数を切捨てしてください。	⑤	G01	**申告書第一表**の「**税金の計算**」欄の**住宅耐震改修特別控除等**の「区分」欄に「**1**」を書き、控除額を転記してください。 なお、㉜の金額や認定住宅等新築等特別税額控除がある方は、「**区分**」欄に「**4**」を書き、合計額を書きます。

※Ⅱ7の計算欄を併せてご確認ください。

不動産番号	

家屋の「**登記事項証明書**」の不動産番号を転記してください。

※住宅耐震改修証明書の場合は、上記に準じて転記してください。

Ⅱ　住宅特定改修特別税額控除額の計算

１　改修工事をした家屋に係る事項

居住開始年月日	⑥	年　月　日
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	⑦	／

共有者の氏名　※共有の場合のみ書いてください。

フリガナ	
氏名	
フリガナ	
氏名	

不動産番号	

家屋の「**登記事項証明書**」の不動産番号を転記してください。

２　高齢者等居住改修工事等に係る事項

（あなた又は同居親族の方が⑧から⑩のいずれかに該当する場合のみ書いてください。）

あなた又は同居親族の方について、⑧から⑩のいずれか該当する欄の右の「該当」の文字を○で囲んでください。

年齢が50歳以上（同居親族の方の場合は65歳以上）	⑧	該当	同居親族の方が⑧から⑩のいずれかに該当する場合は、その方の氏名等を書きます。 氏名（　　） 続柄（　　）
障害者（⑧に該当する方を除きます。）	⑨	該当	
要介護認定又は要支援認定を受けている（⑧又は⑨に該当する方を除きます。）	⑩	該当	

高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額	⑪	円	「**増改築等工事証明書**」の「**3(3)②ア　当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額**」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	⑫		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
（⑪－⑫） ※50万円を超える場合に限ります。	⑬		
⑬と(⑬×⑦)のいずれか少ない方の金額	⑭		
⑭と200万円のいずれか少ない方の金額	⑮		
（⑮×10%）	⑯	（100円未満の端数切捨て）	

○この明細書は、**申告書と一緒に提出してください。**

様式ID	NTA0K0B827020040

3　一般断熱改修工事等に係る事項

一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	⑰	円	「**増改築等工事証明書**」の「3(3)③ア　当該**一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額**」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	⑱		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
（⑰ － ⑱） ※ 50万円を超える場合に限ります。	⑲		
⑲と(⑲×⑦)のいずれか少ない方の金額	⑳		
⑳と250万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のいずれか少ない方の金額	㉑		
（㉑ × 10%）	㉒	（100円未満の端数切捨て）	

4　多世帯同居改修工事等に係る事項

多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額	㉓	円	「**増改築等工事証明書**」の「3(3)④ア　当該**多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額**」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	㉔		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
（㉓ － ㉔） ※50万円を超える場合に限ります。	㉕		
㉕と(㉕×⑦)のいずれか少ない方の金額	㉖		
㉖と250万円のいずれか少ない方の金額	㉗		
（㉗ × 10%）	㉘	（100円未満の端数切捨て）	

5　耐久性向上改修工事等に係る事項

（住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合（Ⅰ、Ⅱ３及びⅡ６と重複して適用できません。））

住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	㉙	円	「**増改築等工事証明書**」の「3(3)⑧ア 当該**対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額**」欄の金額を転記してください。
㉙に関し交付を受ける補助金等の合計額	㉚		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
（㉙ － ㉚） ※50万円を超える場合に限ります。	㉛		
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	㉜		「**増改築等工事証明書**」の「3(3)⑧ エ　当該**耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額**」欄の金額を転記してください。
㉜に関し交付を受ける補助金等の合計額	㉝		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
（㉜ － ㉝） ※50万円を超える場合に限ります。	㉞		
（㉛ ＋ ㉞）	㉟		
㉟と(㉟×⑦)のいずれか少ない方の金額	㊱		
㊱と250万円（一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のいずれか少ない方の金額	㊲		
（㊲ × 10%）	㊳	（100円未満の端数切捨て）	

様式ID	NTA0K0B827030040

6　耐久性向上改修工事等に係る事項

（住宅耐震改修及び一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合（Ⅰ、Ⅱ３及びⅡ５と重複して適用できません。））

住宅耐震改修の標準的な費用の額	㊴	円	「**増改築等工事証明書**」の「３(3)⑫ア　当該**対象住宅耐震改修に係る標準的な費用の額**」欄の金額を転記してください。
㊴に関し交付を受ける補助金等の合計額	㊵		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
（㊴ － ㊵） ※50万円を超える場合に限ります。	㊶		
一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	㊷		「**増改築等工事証明書**」の「３(3)⑫エ　当該**対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額**」欄の金額を転記してください。
㊷に関し交付を受ける補助金等の合計額	㊸		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
（㊷ － ㊸） ※50万円を超える場合に限ります。	㊹		
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	㊺		「**増改築等工事証明書**」の「３(3)⑫キ　当該**耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額**」欄の金額を転記してください。
㊺に関し交付を受ける補助金等の合計額	㊻		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
（㊺ － ㊻） ※50万円を超える場合に限ります。	㊼		
（㊶ ＋ ㊹ ＋ ㊼）	㊽		
㊽と(㊽×⑦)のいずれか少ない方の金額	㊾		
㊾と500万円(太陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円)のいずれか少ない方の金額	㊿		
（㊿ × 10%）	(51)	（100円未満の端数切捨て）	

7　その他の工事等に係る事項

（Ⅰ、Ⅱの改修工事と併せて行うその他の工事がある場合及び工事限度額を超えるⅠ、Ⅱの改修工事がある場合）

住宅耐震改修工事又は住宅特定改修工事に係る標準的な費用の額 （工事の費用に関し補助金等の交付を受ける場合にはその補助金等の額を控除した後の金額であり、住宅特定改修工事をした家屋が共有の場合には補助金等の額を控除した後の金額に⑦を乗じた後の金額）	(52)	円	{⑭＋㉖＋(③＋⑳、㊱又は㊾)}の額を書きます。
(52)のうち工事限度額を超える部分の額	(53)		[(⑭－⑮)＋(㉖－㉗)＋{(③－④)＋(⑳－㉑)、(㊱－㊲)又は(㊾－㊿)}]の額を書きます。
住宅耐震改修工事又は住宅特定改修工事と併せて行われた一定の工事費用の額 （改修工事をした家屋が共有の場合にはあなたの共有持分割合を乗じた後の金額）	(54)		「**増改築等工事証明書**」の「３(3)⑲ア ①、②、③、④、⑧又は⑫の改修工事と併せて行われた第１号工事～第６号工事に要した費用の額」欄の金額（改修工事をした家屋が共有の場合にはあなたの共有持分割合を乗じた後の金額）を書きます。
(54)に関し交付を受ける補助金等の合計額 （改修工事をした家屋が共有の場合にはあなたの共有持分割合を乗じた後の金額）	(55)		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額（改修工事をした家屋が共有の場合にはあなたの共有持分割合を乗じた後の金額）を書きます。
（(54) － (55)）	(56)		
(52)と(53)及び(56)の合計額のいずれか少ない方の金額	(57)		
1,000万円－（(52) － (53)） （0円未満となる場合は0円）	(58)		
(57)と(58)のいずれか少ない方の金額	(59)		
（(59)× 5%）	(60)	（100円未満の端数切捨て）	

8　住宅特定改修特別税額控除額

住宅特定改修特別税額控除額 （⑯＋㉒＋㉘＋㊳＋(51)＋(60)）(円)	(61)	G01	**申告書第一表**の「**税金の計算**」欄の**住宅耐震改修特別控除等**の「**区分**」欄に「**２**」を書き、控除額を転記してください。 ⑤又は認定住宅等新築等特別税額控除額がある方は、「**区分**」欄に「**４**」を書き、合計額を書きます。

様式ID	NTA0K0B827010030

住宅耐震改修特別控除額
住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書

（ 令和３年分 ）　**納税地**＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　**氏　名**＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

この明細書は、次のⅠ又はⅡの場合に、住宅耐震改修特別控除額又は住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。

Ⅰ　平成 29 年４月１日以後に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合

Ⅱ　高齢者等居住改修工事等、一般断熱改修工事等、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等（住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等と併せて行うものに限る。）をした部分を平成 29 年４月１日以後に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合

なお、平成 29 年３月 31 日以前に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合には、平成 29 年３月 31 日以前に住宅耐震改修をした方のための**『住宅耐震改修特別控除額の計算明細書』**を、平成 29 年３月 31 日以前に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合には、平成 29 年３月 31 日以前に居住の用に供した方のための**『住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書』**を使用してください。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

Ⅰ　住宅耐震改修特別控除額の計算

住宅耐震改修の標準的な費用の額	①		円	**「増改築等工事証明書」**の「3(3)①ア　当該**住宅耐震改修に係る標準的な費用の額**」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	②			国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
（ ① － ② ）	③			**「増改築等工事証明書」**の「3(3)①エ　当該**住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額**」欄の金額を転記してください。
住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額	④			
③と④のいずれか少ない方の金額	⑤			
住宅耐震改修特別控除額 （ ⑤ × 10% ） ※100円未満の端数がある場合は端数を切捨てしてください。	⑥	G01		**申告書第一表**の「**税金の計算**」欄の**住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除**の「**住宅耐震改修特別控除**」の文字を○で囲み、「**区分**」欄に「**1**」を書き、控除額を転記してください。 なお、㊽の金額や認定住宅新築等特別税額控除がある方は、「**区分**」欄に「**4**」を書き、合計額を書きます。

不動産番号	家屋の「**登記事項証明書**」の 不動産番号を転記してください。

※住宅耐震改修証明書の場合は、上記に準じて転記してください。

Ⅱ　住宅特定改修特別税額控除額の計算

１　改修工事をした家屋に係る事項

居住開始年月日	⑦	年　月　日
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	⑧	／

共有者の氏名　※共有の場合のみ書いてください。

フリガナ	
氏名	
フリガナ	
氏名	

不動産番号	家屋の「**登記事項証明書**」の 不動産番号を転記してください。

２　高齢者等居住改修工事等に係る事項

（あなた又は同居親族の方が⑨から⑪のいずれかに該当する場合のみ書いてください。）

あなた又は同居親族の方について、⑨から⑪のいずれか該当する欄の右の「該当」の文字を○で囲んでください。

年齢が 50 歳以上（同居親族の方の場合は 65 歳以上）	⑨	該当	同居親族の方が⑨から⑪のいずれかに該当する場合は、その方の氏名等を書きます。 氏名（　　） 続柄（　　）
障害者（⑨に該当する方を除きます。）	⑩	該当	
要介護認定又は要支援認定を受けている（⑨又は⑩に該当する方を除きます。）	⑪	該当	

高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額	⑫	円	**「増改築等工事証明書」**の「3(3)②ア　当該**高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額**」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	⑬		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
（ ⑫ － ⑬ ） ※ 50 万円を超える場合に限ります。	⑭		
⑭ 又は（ ⑭ × ⑧ ）	⑮		
高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額	⑯		**「増改築等工事証明書」**の「3(3)②エ　当該**高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額**」欄の金額を転記してください。
⑮と⑯のいずれか少ない方の金額	⑰		⑯の金額が２以上ある場合には、⑯の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。
（ ⑰ × 10% ）	⑱	（100 円未満の端数切捨て）	

○この明細書は、**申告書と一緒に提出してください。**

様式ID	NTA0K0B827020030

3　一般断熱改修工事等に係る事項

一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	⑲	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)③ア　当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	⑳		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
（⑲ － ⑳） ※ 50 万円を超える場合に限ります。	㉑		
㉑ 又は（㉑ × ⑧）	㉒		
一般断熱改修工事等に係る断熱改修工事限度額	㉓		「増改築等工事証明書」の「3(3)③エ　当該一般断熱改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
㉒と㉓のいずれか少ない方の金額	㉔		㉓の金額が２以上ある場合には、㉓の金額のうち最も高い断熱改修工事限度額が限度となります。
（㉔ × 10%）	㉕	（100 円未満の端数切捨て）	

4　多世帯同居改修工事等に係る事項

多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額	㉖	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)④ア　当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	㉗		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
（㉖ － ㉗） ※50 万円を超える場合に限ります。	㉘		
㉘ 又は（㉘ × ⑧）	㉙		
多世帯同居改修工事等に係る改修工事限度額	㉚		「増改築等工事証明書」の「3(3)④エ　当該多世帯同居改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
㉙と㉚のいずれか少ない方の金額	㉛		㉚の金額が２以上ある場合には、㉚の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。
（㉛ × 10%）	㉜	（100 円未満の端数切捨て）	

5　耐久性向上改修工事等に係る事項
（住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合）

住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	㉝	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥ア 当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
㉝に関し交付を受ける補助金等の合計額	㉞		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
（㉝ － ㉞） ※50 万円を超える場合に限ります。	㉟		
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	㊱		「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥エ　当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
㊱に関し交付を受ける補助金等の合計額	㊲		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
（㊱ － ㊲） ※50 万円を超える場合に限ります。	㊳		
（㉟ ＋ ㊳）	㊴		
㊴ 又は（㊴ × ⑧）	㊵		
住宅耐震改修及び耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額又は一般断熱改修工事等及び耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額	㊶		「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥ク　当該対象住宅耐震改修及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額又は当該対象一般断熱改修工事等及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
㊵と㊶のいずれか少ない方の金額	㊷		㊶の金額が２以上ある場合には、㊶の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。
（㊷ × 10%）	㊸	（100 円未満の端数切捨て）	

様式ID	NTA0K0B827030030

6　耐久性向上改修工事等に係る事項

（住宅耐震改修及び一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合）

住宅耐震改修の標準的な費用の額	㊹	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧ア　当該対象住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
㊹に関し交付を受ける補助金等の合計額	㊺		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
（㊹ － ㊺） ※50万円を超える場合に限ります。	㊻		
一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	㊼		「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧エ　当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
㊼に関し交付を受ける補助金等の合計額	㊽		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
（㊼ － ㊽） ※50万円を超える場合に限ります。	㊾		
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	㊿		「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧キ　当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
㊿に関し交付を受ける補助金等の合計額	(51)		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
（㊿ － (51)） ※50万円を超える場合に限ります。	(52)		
（㊻ ＋ ㊾ ＋ (52)）	(53)		
(53) 又は（(53) × ⑧）	(54)		
住宅耐震改修、一般断熱改修工事等及び耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額	(55)		「増改築等工事証明書」の「3(3)③サ　当該対象住宅耐震改修、当該対象一般断熱改修工事等及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
(54) と (55) のいずれか少ない方の金額	(56)		(55)の金額が２以上ある場合には、(55)の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。
（(56) × 10%）	(57)	（100円未満の端数切捨て）	

7　住宅特定改修特別税額控除額

住宅特定改修特別税額控除額 （⑱＋㉕＋㉜＋㊸＋(57)）(円)	(58)	G01	申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅特定改修」の文字を○で囲み、「区分」欄に「２」を書き、控除額を転記してください。 ⑥又は認定住宅新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「４」を書き、合計額を書きます。

様式ID	NTA0K0B790010120

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書

（　　年分）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　寄附金控除額の計算

寄附金控除額の計算	寄附金の区分等	適用対象額（最高８百万円※）	①	円	← 「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書」の「３　控除対象特定株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の**適用対象額**を転記してください。 なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、まず、下の「**２　控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細**」欄により**適用対象額**の合計を計算し、その金額を転記してください。 ※適用対象額は、最高８百万円です。なお、裏面の１の④に掲げる株式のうち令和３年３月 31 日までの間に指定を受けた指定会社により発行される株式又は復興株式を払込みにより取得した場合は、１千万円を限度とします。
		①以外の寄附金の額	②		
		①　＋　②	③		
	所得金額の合計額		④		← **申告書第二表**の「**寄附金控除に関する事項**」欄の**寄附金**の額から①の金額を除いたものを記入してください。
	④　×　40％		⑤		← (注) **申告書第二表**の「**寄附金控除に関する事項**」欄の**寄附金**の額と同額になります。
	③と⑤のいずれか少ない方の金額		⑥		
	寄附金控除額（⑥　－　２千円）		⑦	（赤字のときは０）	← **申告書第一表**の「**所得金額等**」欄の**合計**を転記してください。 (注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。 ・退職所得及び山林所得がある場合･･･その所得金額 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合･･･その所得金額（特別控除前の金額） なお、損失申告の場合には、**申告書第四表（損失申告用）**の「**４繰越損失を差し引く計算**」欄の ㊸ の金額を転記してください。
取得費の調整対象額の計算	⑤　－　②		⑧	（赤字のときは０）	
	①と⑧のいずれか少ない方の金額		⑨		← **申告書第一表**の「**所得から差し引かれる金額**」欄の**寄附金控除**に転記してください。
	取得費の調整対象額（⑨　－　２千円）		⑩	（赤字のときは０）	← 控除対象特定新規株式と同一銘柄の株式の取得価額から控除されます。控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、下の「**２　控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細**」により、銘柄ごとに取得費の調整対象額を計算してください。

2　控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細

			Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	合　計（Ⓐ＋Ⓑ＋Ⓒ）
	控除対象特定新規株式の銘柄					
	適用対象額（注１）	⑪	円	円	円	円
取得費の調整対象額の計算	各控除対象特定新規株式の適用対象額の合計に占める割合	⑫	(Ⓐの⑪／合計の⑪)　％	(Ⓑの⑪／合計の⑪)　％	(Ⓒの⑪／合計の⑪)　％	％ 100.00
	⑨　×　⑫	⑬	(⑨×Ⓐの⑫)　円	(⑨×Ⓑの⑫)　円	(⑨×Ⓒの⑫)　円	(⑨)　円
	２千円控除の内訳（注２）	⑭				2,000
	取得費の調整対象額（⑬　－　⑭）	⑮	(赤字のときは０)	(赤字のときは０)	(赤字のときは０)	―

(注) 1　⑪欄には、「**特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書**」の「**３　控除対象特定株式の取得に要した金額の計算**」欄の⑤の**適用対象額**を、控除対象特定新規株式の銘柄ごとに転記してください。

2　⑭欄は、Ⓐから©の合計額が 2,000 円となるように記入してください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

税務署整理欄	
資産課税部門	

様式ID	NTA0K0B790010110

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書

（　　年分）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　寄附金控除額の計算

寄附金控除額の計算	寄附金の区分等	適用対象額（最高８百万円※）	①	円
		①以外の寄附金の額	②	
		①＋②	③	
	所得金額の合計額		④	
	④　×　40％		⑤	
	③と⑤のいずれか少ない方の金額		⑥	
	寄附金控除額（⑥－２千円）		⑦	（赤字のときは０）
取得費の調整対象額の計算	⑤－②		⑧	（赤字のときは０）
	①と⑧のいずれか少ない方の金額		⑨	
	取得費の調整対象額（⑨－２千円）		⑩	（赤字のときは０）

「**特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書**」の「**３　控除対象特定株式の取得に要した金額の計算**」欄の⑤の**適用対象額**を転記してください。
なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、まず、下の「**２　控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細**」欄により**適用対象額**の合計を計算し、その金額を転記してください。
※適用対象額は、最高８百万円です。なお、裏面の１の④に掲げる株式のうち令和３年３月 31 日までの間に指定を受けた指定会社により発行される株式又は復興株式を払込みにより取得した場合は、１千万円を限度とします。

申告書第二表の「**寄附金控除に関する事項**」欄の**寄附金**の額から①の金額を除いたものを記入してください。

（注）**申告書第二表**の「**寄附金控除に関する事項**」欄の**寄附金**の額と同額になります。

申告書第一表の「**所得金額等**」欄の**合計**を転記してください。
（注）次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。
・退職所得及び山林所得がある場合･･･その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合･･･その所得金額（特別控除前の金額）
なお、損失申告の場合には、**申告書第四表（損失申告用）**の「**４　繰越損失を差し引く計算**」欄の⑭の金額を転記してください。

申告書第一表の「**所得から差し引かれる金額**」欄の**寄附金控除**に転記してください。

控除対象特定新規株式と同一銘柄の株式の取得価額から控除されます。控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、下の「**２　控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細**」により、銘柄ごとに取得費の調整対象額を計算してください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

2　控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細

			Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	合　計（Ⓐ＋Ⓑ＋Ⓒ）
	控除対象特定新規株式の銘柄					
	適用対象額（注１）	⑪	円	円	円	円
取得費の調整対象額の計算	各控除対象特定新規株式の適用対象額の合計に占める割合	⑫	(Ⓐの⑪／合計の⑪)　％	(Ⓑの⑪／合計の⑪)　％	(Ⓒの⑪／合計の⑪)　％	％ 100.00
	⑨　×　⑫	⑬	(⑨×Ⓐの⑫)　円	(⑨×Ⓑの⑫)　円	(⑨×Ⓒの⑫)　円	(⑨)　円
	２千円控除の内訳（注２）	⑭				2,000
	取得費の調整対象額（⑬－⑭）	⑮	(赤字のときは０)	(赤字のときは０)	(赤字のときは０)	―

（注）１　⑪欄には、「**特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書**」の「**３　控除対象特定株式の取得に要した金額の計算**」欄の⑤の**適用対象額**を、控除対象特定新規株式の銘柄ごとに転記してください。
２　⑭欄は、Ⓐから©の合計額が 2,000 円となるように記入してください。

税務署整理欄	
資産課税部門	

様式ID	NTA0K0B790010100

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書

（　　年分）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　寄附金控除額の計算

寄附金控除額の計算	寄附金の区分等	適用対象額（最高８百万円※）	①	円	←「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書」の「３　控除対象特定株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の**適用対象額**を転記してください。 なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、まず、下の「**２　控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細**」欄により**適用対象額**の合計を計算し、その金額を転記してください。 ※適用対象額は、最高８百万円です。なお、裏面の１の④に掲げる株式のうち令和３年３月 31 日までの間に指定を受けた指定会社により発行される株式又は復興株式を払込みにより取得した場合は、１千万円を限度とします。
		①以外の寄附金の額	②		
		①　＋　②	③		
	所得金額の合計額		④		←**申告書第二表**の「**寄附金控除に関する事項**」欄の**寄附金**の額から①の金額を除いたものを記入してください。
	④　×　40％		⑤		←(注)**申告書第二表**の「**寄附金控除に関する事項**」欄の**寄附金**の額と同額になります。
	③と⑤のいずれか少ない方の金額		⑥		
	寄附金控除額（⑥　－　２千円）		⑦	（赤字のときは０）	←**申告書第一表**の「**所得金額等**」欄の**合計**を転記してください。 (注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。 ・退職所得及び山林所得がある場合･･･その所得金額 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合･･･その所得金額（特別控除前の金額） なお、損失申告の場合には、**申告書第四表（損失申告用）**の「**４繰越損失を差し引く計算**」欄の92の金額を転記してください。
取得費の調整対象額の計算	⑤　－　②		⑧	（赤字のときは０）	
	①と⑧のいずれか少ない方の金額		⑨		←**申告書第一表**の「**所得から差し引かれる金額**」欄の**寄附金控除**に転記してください。
	取得費の調整対象額（⑨　－　２千円）		⑩	（赤字のときは０）	←控除対象特定新規株式と同一銘柄の株式の取得価額から控除されます。控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、下の「**２　控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細**」により、銘柄ごとに取得費の調整対象額を計算してください。

2　控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細

			Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	合　計（Ⓐ＋Ⓑ＋Ⓒ）
	控除対象特定新規株式の銘柄					
	適用対象額（注１）	⑪	円	円	円	円
取得費の調整対象額の計算	各控除対象特定新規株式の適用対象額の合計に占める割合	⑫	(Ⓐの⑪／合計の⑪)　％	(Ⓑの⑪／合計の⑪)　％	(Ⓒの⑪／合計の⑪)　％	％ 100.00
	⑨　×　⑫	⑬	(⑨×Ⓐの⑫)　円	(⑨×Ⓑの⑫)　円	(⑨×Ⓒの⑫)　円	(⑨)　円
	２千円控除の内訳（注２）	⑭				2,000
	取得費の調整対象額（⑬　－　⑭）	⑮	(赤字のときは０)	(赤字のときは０)	(赤字のときは０)	―

(注) 1　⑪欄には、「**特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書**」の「**３　控除対象特定株式の取得に要した金額の計算**」欄の⑤の**適用対象額**を、控除対象特定新規株式の銘柄ごとに転記してください。

2　⑭欄は、Ⓐから©の合計額が 2,000 円となるように記入してください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

税務署整理欄	
資産課税部門	

様式ID	NTA0K0B790010090

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書

（　　年分）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　寄附金控除額の計算

寄附金控除額の計算	寄附金の区分等	適用対象額（最高８百万円※）	①	円
		①以外の寄附金の額	②	
		①＋②	③	
	所得金額の合計額		④	
	④　×　40％		⑤	
	③と⑤のいずれか少ない方の金額		⑥	
	寄附金控除額（⑥　－　２千円）		⑦	（赤字のときは０）
取得費の調整対象額の計算	⑤　－　②		⑧	（赤字のときは０）
	①と⑧のいずれか少ない方の金額		⑨	
	取得費の調整対象額（⑨　－　２千円）		⑩	（赤字のときは０）

「**特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書**」の「**３　控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算**」欄の⑤の**適用対象額**を転記してください。
なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、まず、下の「**２　控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細**」欄により**適用対象額**の合計を計算し、その金額を転記してください。
※適用対象額は、最高８百万円（令和２年 12 月 31 日までは、１千万円）です。なお、裏面の１の④に掲げる株式のうち令和３年３月 31 日までの間に指定を受けた指定会社により発行される株式又は復興株式を払込みにより取得した場合は、１千万円を限度とします。

申告書第二表の「**寄附金控除に関する事項**」欄の**寄附金**の額から①の金額を除いたものを記入してください。

（注）**申告書第二表**の「**寄附金控除に関する事項**」欄の**寄附金**の額と同額になります。

申告書第一表の「**所得金額等**」欄の**合計**を転記してください。
（注）次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。
・退職所得及び山林所得がある場合･･･その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合･･･その所得金額（特別控除前の金額）
なお、損失申告の場合には、**申告書第四表（損失申告用）**の「**４　繰越損失を差し引く計算**」欄の㉒の金額を転記してください。

申告書第一表の「**所得から差し引かれる金額**」欄の**寄附金控除**に転記してください。

控除対象特定新規株式と同一銘柄の株式の取得価額から控除されます。控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、下の「**２　控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細**」により、銘柄ごとに取得費の調整対象額を計算してください。

2　控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細

			Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	合　計（Ⓐ＋Ⓑ＋Ⓒ）
	控除対象特定新規株式の銘柄					
	適用対象額（注１）	⑪	円	円	円	円
取得費の調整対象額の計算	各控除対象特定新規株式の適用対象額の合計に占める割合	⑫	（Ⓐの⑪／合計の⑪）　％	（Ⓑの⑪／合計の⑪）　％	（Ⓒの⑪／合計の⑪）　％	％ 100.00
	⑨　×　⑫	⑬	（⑨×Ⓐの⑫）　円	（⑨×Ⓑの⑫）　円	（⑨×Ⓒの⑫）　円	（⑨）　円
	２千円控除の内訳（注２）	⑭				2,000
	取得費の調整対象額（⑬　－　⑭）	⑮	（赤字のときは０）	（赤字のときは０）	（赤字のときは０）	―

（注）１　⑪欄には、「**特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書**」の「**３　控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算**」欄の⑤の**適用対象額**を、控除対象特定新規株式の銘柄ごとに転記してください。
２　⑭欄は、Ⓐから Ⓒの合計額が 2,000 円となるように記入してください。

○この明細書は、**申告書と一緒に提出してください。**

税務署整理欄	
資産課税部門	

様式ID	NTA0K0B090010010

特定の基準所得金額の課税の特例に関する適用判定表 兼 税額計算書

（令和　　年分）　　氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　基準所得金額の計算

（単位は円）

総合課税の所得金額（申告書第一表⑫欄に記載しようとする金額）			①	G01	
分離課税の所得金額	短期譲渡	一般分（申告書第三表67欄に記載しようとする金額）	②	G02	
		軽減分（申告書第三表68欄に記載しようとする金額）	③	G03	
	長期譲渡	一般分（申告書第三表69欄に記載しようとする金額）	④	G04	
		特定分（申告書第三表70欄に記載しようとする金額）	⑤	G05	
		軽課分（申告書第三表71欄に記載しようとする金額）	⑥	G06	
	一般株式等の譲渡（申告書第三表72欄に記載しようとする金額）		⑦	G07	
	上場株式等の譲渡（申告書第三表73欄に記載しようとする金額）		⑧	G08	
	上場株式等の配当等（申告書第三表74欄に記載しようとする金額）		⑨	G09	
	先物取引（申告書第三表75欄に記載しようとする金額）		⑩	G10	
山林所得金額（申告書第三表76欄に記載しようとする金額）			⑪	G11	
退職所得金額（申告書第三表77欄に記載しようとする金額）			⑫	G12	
基準所得金額（①から⑫までの合計額）			⑬	G13	

2　特例適用判定・税額の計算

特例適用判定	⑬ － 3.3億円	⑭	G14	,000
	⑭ × 22.5％	⑮	G15	
	通常の「所得税及び復興特別所得税の額」	⑯	G16	
	申告不要制度を適用しようとする所得に係る源泉徴収税額（所得税及び復興特別所得税）	⑰	G17	
	租税特別措置法第41条の19の基準所得税額（⑯ ＋ ⑰）	⑱	G18	
	⑮ － ⑱	⑲	G19	
税額の計算	特例適用の場合の所得税の額（申告書第一表㊷欄の金額）	⑳	G20	
	⑳ × 2.1％	㉑	G21	
	（申告不要制度を適用しないで計算した）租税特別措置法第41条の19の基準所得税額（⑳ ＋ ㉑）	㉒	G22	
	⑮ － ㉒	㉓	G23	
	⑳ ＋ ㉓	㉔	G24	

㉔欄の金額を申告書第一表の「税金の計算」欄の㊹欄に転記します。

○　計算の結果、㉓欄が黒字となる場合は特例の適用がありますので、**申告書第二表**の「**特例適用条文等**」欄に「措法41の19」と書いてください。
　この計算書を使用した場合、申告書と一緒に提出をお願いします。

様式ID	NTA0K0B210010030

国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書

納税地

（　　年分）

氏　名

国庫補助金等の名称	
国庫補助金等を交付した者	国　／　地方公共団体　／　その他 （　　）
交付の目的	
交付を受けた年月日	年　月　日
交付を受けた国庫補助金等の額又は国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けた資産の価額	円
うち各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入されない金額	円
国庫補助金等の交付に代わるべきものとして資産の交付を受けた事由	
交付を受けた国庫補助金等をもって取得又は改良をした固定資産に関する明細	種類 細目
国庫補助金等の返還を要しないことが確定した日	年　月　日

交付を受けた年の12月31日までに国庫補助金等の返還を要しないことが確定しない場合

国庫補助金等の交付の条件		
国庫補助金等をもって取得又は改良等をする固定資産について、取得又は改良予定年月日		年　月　日
取得に要する金額の見込額		円
内訳		円
		円
		円

その他参考事項	

様式ID	NTA0KOB210010020

国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

国庫補助金等の名称	
国庫補助金等を交付した者	国　／　地方公共団体　／　その他 （　　）
交付の目的	
交付を受けた年月日	年　月　日
交付を受けた国庫補助金等の額又は国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けた資産の価額	円
国庫補助金等の交付に代わるべきものとして資産の交付を受けた事由	
交付を受けた国庫補助金等をもって取得または改良をした固定資産に関する明細	種類 細目
国庫補助金等の返還を要しないことが確定した日	年　月　日
交付を受けた年の12月31日までに国庫補助金等の返還を要しないことが確定しない場合	
国庫補助金等の交付の条件	
国庫補助金等をもって取得又は改良等をする固定資産について、取得または改良予定年月日	年　月　日
取得に要する金額の見込額	円
内訳	円
	円
	円
	円
その他参考事項	

様式ID	NTA0KOB988010010

債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入に関する明細書

当てはまるものを（　）で囲んでください。 → 不動産所得用 / 事業所得用 / 山林所得用 / 雑所得用

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）

債務の種類		①	
債権者	氏名又は名称	②	
	住所又は所在地	③	
債務の免除を受けた理由		④	□ 破産法の免責許可の決定があったため □ 民事再生法の再生計画認可の決定があったため □ その他 （　　）
債務の免除を受けた日		⑤	年　月　日
債務の免除により受ける経済的な利益の金額		⑥	円
債務の免除を受けた年における損失の金額等	右の所得の金額の計算上生じた損失の金額 不動産所得	⑦	
	右の所得の金額の計算上生じた損失の金額 事業所得	⑧	
	右の所得の金額の計算上生じた損失の金額 山林所得	⑨	
	右の所得の金額の計算上生じた損失の金額 雑所得	⑩	
	総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する純損失の金額の計算 純損失の金額	⑪	
	総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する純損失の金額の計算 総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額	⑫	（赤字のときは０）
	総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する純損失の金額の計算 ⑪と⑫のいずれか少ない金額	⑬	
	計（⑦＋⑧＋⑨＋⑩＋⑬）	⑭	
総収入金額に算入する金額（⑥と⑭のいずれか少ない金額）		⑮	
総収入金額に算入されない金額（⑥－⑮）		⑯	

債務の免除を受けた所得にのみ書いてください。なお、損失の金額は、⑥の金額がないものとして計算した金額を書いてください。

前年分までの所得から引ききれなかった純損失の金額（前年の**申告書第四表（二）**を参照してください。）を書いてください。

⑥の金額を総収入金額に算入して計算した場合における金額を書いてください。

不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入します。

様式ID	NTA0KOB220010010

返品調整引当金に関する明細書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

返品率の計算	本年及び前年における指定事業の棚卸資産の総売上高の合計額		①	円
	本年及び前年における指定事業の棚卸資産の買戻しの額の合計額		②	
	返品率（②÷①）		③	%
本年分の売買利益率の計算	指定事業の棚卸資産の総売上高		④	円
	指定事業の棚卸資産の買戻額		⑤	
	指定事業の棚卸資産の販売による利益の総額		⑥	
	売買利益率（⑥÷（④－⑤））		⑦	%
繰入限度額の計算（⑨又は⑪のいずれかの額）	ア	本年末における指定事業分の売掛金	⑧	円
		繰入限度額（⑧×③×⑦）	⑨	
	イ	本年末以前2月間の指定事業の棚卸資産の総売上高	⑩	
		繰入限度額（⑩×③×⑦）	⑪	
本年分必要経費に算入した繰入額			⑫	

様式ID	NTA0KOB230010030

退職給与引当金に関する明細書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

本年中の退職給与発生額基準	本年末退職給与の要支給額	①	円
	同上のうち退職金共済契約等若しくは適格退職年金契約等に基づく給付金又は確定給付企業年金規約に基づく給付金	②	
	差引金額（①－②）	③	
	前年末退職給与の要支給額	④	
	同上のうち退職金共済契約等若しくは適格退職年金契約等に基づく給付金又は確定給付企業年金規約に基づく給付金	⑤	
	差引金額（④－⑤）	⑥	
	再差引金額（③－⑥）	⑦	
基準給与総額基準	本年末使用人の給与総額	⑧	
	同上の $\frac{6}{100}$ 相当額	⑨	
⑦と⑨のいずれか少ない方の金額		⑩	
累積限度額基準	本年末退職給与の要支給額（③の金額）	⑪	
	同上の $\frac{20}{100}$ 相当額	⑫	
	退職年金制度へ移行した場合の累積限度額（下記のⓁの金額）	⑬	
	本年末における前年から繰り越された退職給与引当金の額	⑭	
	（⑫又は⑬の金額）－⑭	⑮	
本年分退職給与引当金繰入限度額（⑩と⑮のいずれか少ない方の金額）		⑯	
本年繰り入れた退職給与引当金の額		⑰	

○退職年金制度へ移行した場合の累積限度額の計算内訳

移行年	Ⓐ	年	移行年の翌年からその年までに支出した過去勤務掛金額等の合計額	Ⓖ	円
移行年の翌年1月1日から本年末までの期間	Ⓑ	年	Ⓖ－Ⓔ×$\frac{Ⓑ}{7}$（赤字のときは0）	Ⓗ	
移行年の年末における前年から繰り越された退職給与引当金の額	Ⓒ	円	本年分調整前累積限度額（③×$\frac{20}{100}$）	Ⓘ	
移行年分における調整前累積限度額（移行年分の③×移行年分における累積限度割合（$\frac{\quad}{100}$））	Ⓓ		本年分調整後累積限度額（Ⓘ＋（Ⓕ－Ⓗ））	Ⓙ	
移行年分における調整前累積限度超過額（Ⓒ－Ⓓ）	Ⓔ		本年末における前年から繰り越された退職給与引当金の額（⑭の金額）	Ⓚ	
Ⓔ又はⒺ×$\frac{7-Ⓑ}{7}$	Ⓕ		ⒿとⓀのいずれか少ない方の金額	Ⓛ	

様式ID	NTA0K0B780010020

リース譲渡に係る収入金額及び費用の額の総収入金額及び必要経費の算入に関する明細書

（　　年分）　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

リース譲渡を行った年分				年分	年分	年分	本年分	計
リース譲渡を行ったリース資産の名称等								
リース譲渡の対価の額			①	円	円	円	円	
リース譲渡の原価の額			②					
収入金額の計算	利息相当額の計算	利息相当額（①－②）×20/100	③					
		利息相当額の前年分からの繰越額（前年分の⑥）	④					
		本年分に帰せられる利息相当額	⑤					
		利息相当額の翌年分への繰越額（（③又は④）－⑤）	⑥					
	元本相当額の計算	本年分のリース譲渡に係る元本相当額（①－③）	⑦					
		元本相当額の前年分からの繰越額（前年分の⑩）	⑧					
		本年分に帰せられる元本相当額	⑨					
		元本相当額の翌年分への繰越額（（⑦又は⑧）－⑨）	⑩					
	本年分の総収入金額算入額（⑤＋⑨）		⑪					円
費用の額の計算	本年分のリース譲渡に係る原価の額		⑫					
	原価の額の前年分からの繰越額（前年分の⑮）		⑬					
	本年分に帰せられる原価の額		⑭					
	原価の額の翌年分への繰越額（（⑫又は⑬）－⑭）		⑮					
	本年分の必要経費算入額（⑭）		⑯					円
リース期間の月数			⑰					
リース期間の月数のうち本年分における月数			⑱					

様式ID	NTA0KOB900010020

相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の金額の計算書（本表）

納税地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　保険契約等に関する事項

年金の支払開始年	①	＿＿＿＿年	年金の残存期間等（別表1により求めた年数）	②	＿＿＿＿年
年金の支払総額（見込額）（別表1により計算した金額）	③	円	年金の支払総額（見込額）に占める保険料又は掛金の総額の割合	④	%

2　所得金額の計算の基礎となる事項

年金の残存期間等に応じた割合（右表により求めた割合）	⑤	%
（③×⑤）	⑥	円
年金の残存期間等に応じた単位数（別表4により計算した単位数）	⑦	単位
１単位当たりの金額（⑥÷⑦）	⑧	円

（表）年金の残存期間等に応じた割合

②の年数	⑤の割合
5年以下	30%
６年以上10年以下	40%
11年以上	100%

3　各年分の雑所得の金額の計算

申告又は更正の請求を行う年分	⑨	年分	年分	年分	年分	年分
（⑨－①＋１）（注1）	⑩					
単位数　（⑩－１）（注2）	⑪	単位	単位	単位	単位	単位
支払年金対応額（⑧×⑪）	⑫	円	円	円	円	円
年金が月払等の場合	⑬					
剰余金等の金額	⑭					
総収入金額（（⑫又は⑬）＋⑭）	⑮					
必要経費の額（（⑫又は⑬）×④）（注3）	⑯					
雑所得の金額（⑮－⑯）	⑰					

（注）1　【⑨の年号が「平成」の場合】
　①の年号が「昭和」のときは、「⑨＋64－①」を書きます。
【⑨の年号が「令和」の場合】
　①の年号が「平成」のときは、「⑨＋31－①」を、「昭和」のときは、「⑨＋94－①」を書きます。
また、「⑨－①＋１」（又は、「⑨＋64－①」、「⑨＋31－①」若しくは「⑨＋94－①」）が、②の年数を超える場合は、②の年数を書きます。

2　「⑩－１」が、②の年数に応じた次の上限を超える場合は、その上限を書きます。

②の年数	上限	②の年数	上限	②の年数	上限
11年から15年	②－2	26年から35年	②－14	56年から80年	26
16年から25年	②－6	36年から55年	②－29	－	－

3　「⑨－①＋１」（又は、「⑨＋64－①」、「⑨＋31－①」若しくは「⑨＋94－①」）が、②の年数を超える場合は、「０」と書きます。また、⑬の金額の記載がある場合には、別紙の書き方を参照してください。

様式ID	NTA0KOB900020020

【別表１】　本表②及び本表③の年数等

		年　数
年金の残存期間	a	年
相続等の時(年金の支払開始日)の年齢に応じた別表２により求めた年数	b	(　　歳) ⇒　　年
保証残存期間	c	年

○　上のａからｃの記載の状況に応じ、下記の表に当てはめて本表②及び③に記載する年数等を求めます。

		本表②に記載する年数	本表③に記載する金額
ａのみ記載がある場合		ａの年数	年金の支払総額（見込額）
ｂのみ記載がある場合		ｂの年数	
ａとｂに記載がある場合		ａとｂのいずれか短い年数	
ｂとｃに記載がある場合		ｂとｃのいずれか長い年数 ※　ただし、ｂとｃの年数が別表３に掲げる組合せに該当するときは、ｂとｃのいずれか短い年数	年金の支払総額（見込額） ※　ただし書に該当するときは、以下の算式で計算した金額
ａ・ｂ・ｃのいずれにも記載がある場合	ｂがａより短いとき		
	ｂがａより長いとき	ａの年数	年金の支払総額（見込額）

〔算式〕

年金の支払総額（見込額）		ｂとｃのいずれか長い年数		ｂとｃのいずれか短い年数		本表③に記載する金額
	÷		×		＝	

（小数点以下切捨て）

【別表２】　ｂの年数

ｂの年齢	ｂの年齢に応じた年数		ｂの年齢	ｂの年齢に応じた年数		ｂの年齢	ｂの年齢に応じた年数	
	男	女		男	女		男	女
36	40	45	51	26	31	66	14	18
37	39	44	52	25	30	67	14	17
38	38	43	53	25	29	68	13	16
39	37	42	54	24	28	69	12	15
40	36	41	55	23	27	70	12	14
41	35	40	56	22	26	71	11	14
42	34	39	57	21	25	72	10	13
43	33	38	58	20	25	73	10	12
44	32	37	59	20	24	74	9	11
45	32	36	60	19	23	75	8	11
46	31	36	61	18	22	76	8	10
47	30	35	62	17	21	77	7	9
48	29	34	63	17	20	78	7	9
49	28	33	64	16	19	79	6	8
50	27	32	65	15	18	80	6	8

【別表３】　ｂとｃの組合せ

ｂとｃのいずれか一方がイの年数で他方がロの年数のとき（イの年数を本表②に記載します。）	
イ	ロ
10 年	11 年
13 年	16 年
14 年	16・17 年
15 年	16～18 年
20 年	26･36～38 年
21 年	26･27･36～39 年
22 年	26～28･36～41 年
23 年	26～30･36～42 年
24 年	26～31･36～44 年
25 年	26～32･36～45 年
26 年	36 年
27 年	36～38 年
28 年	36～40 年
29 年	36～41 年
30 年	36～42 年

【別表４】本表⑦の単位数

○　本表②の年数が 10 年以下の場合

本表②の年数	単位数（本表⑦に記載）	本表②の年数	単位数（本表⑦に記載）
1 年	0	6 年	15
2 年	1	7 年	21
3 年	3	8 年	28
4 年	6	9 年	36
5 年	10	10 年	45

○　本表②の年数が 11 年以上の場合

②の年数		②の年数	【調整年数】		単位数
年	× (	年	－	年	) ＝

【調整年数】

本表②の年数	調整年数	本表②の年数	調整年数
11 年から 15 年	1 年	26 年から 35 年	13 年
16 年から 25 年	5 年	36 年から 55 年	28 年

【別表５】本表⑫の金額（申告又は更正の請求を行う年分ごとに計算します。）

各年の年金支払額		１単位当たりの金額（本表⑧の金額）		単位数（Ａ÷Ｂ）（注）		本表⑫に記載する金額（Ｂ×Ｃ）
Ａ		Ｂ		Ｃ		円

(注) 小数点以下切捨て。
小数点以下の端数が生じないときは、「Ａ÷Ｂ－１」を記載します。

様式ID	NTA0KOB890010030

相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の金額の計算書
（所得税法施行令第185条第2項又は第186条第2項に基づき計算する場合）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　保険契約等に関する事項

年金の支払開始年	①	＿＿＿＿年	年金の支払総額（見込額）に占める保険料又は掛金の総額の割合	④	%
年金の残存期間等 （別表1により求めた年数）	②	＿＿＿＿年	当該年金に係る権利について相続税法第24条の規定により評価された額	⑤	
年金の支払総額（見込額） （別表1により計算した金額）	③		相続税評価割合 （⑤ ÷ ③）	⑥	%

2　所得金額の計算の基礎となる事項

相続税評価割合に応じた割合 （右表により求めた割合）	⑦	%
（③ × ⑦）	⑧	円
別表3により計算した単位数	⑨	単位
1単位当たりの金額 （⑧ ÷ ⑨）	⑩	円

（表）相続税評価割合（⑥の割合）に応じた割合

相続税評価割合	⑦の割合	相続税評価割合	⑦の割合
50%以下	100%	80%超～83%	17%
50%超～55%	45%	83%超～86%	14%
55%超～60%	40%	86%超～89%	11%
60%超～65%	35%	89%超～92%	8%
65%超～70%	30%	92%超～95%	5%
70%超～75%	25%	95%超～98%	2%
75%超～80%	20%	98%超	0%

3　各年分の雑所得の金額の計算

区　分			⑥が50%超の場合	⑥が50%以下の場合
申告を行う年分		⑪		
（⑪ － ① ＋ 1） （注 1）		⑫		
単位数　（⑫ － 1） （注 2）		⑬	単位	単位
支払年金対応額（⑩×⑬）		⑭	円	円
（注 3）	年金が月払等の場合	⑮		
剰余金等の金額		⑯		
総収入金額 （（⑭又は⑮） ＋ ⑯）		⑰		
必要経費の額 （（⑭又は⑮）×④）（注 4）		⑱		
雑所得の金額 （⑰ － ⑱）		⑲		

（注）1
①の年号が「平成」で⑪の年号が「令和」の場合は、「⑪＋31－①」を書きます。
また、「⑪－①＋1」（又は「⑪＋31－①」）が②の年数を超える場合は、②の年数を書きます。

2
「⑫－1」が、別表3の「特定期間年数」を超える場合には、別表3の「特定期間年数」を書きます。

3
⑥が50%以下の場合で、「⑫－1」が、別表3の「特定期間年数」を超える場合には、⑩×⑬で計算した金額から1円を控除した金額を書きます。
⑭の金額が、各年に支払いを受ける年金額を超える場合は、別表4により計算した金額を書きます。

4
「⑪－①＋1」（又は「⑪＋31－①」）が、②の年数を超える場合は、「0」と書きます。
また、⑮の金額の記載がある場合には、別紙の書き方を参照してください。

様式ID	NTA0K0B890020030

【別表１】　本表②及び本表③の年数等

		年　数
年金の残存期間	a	年
相続等の時(年金の支払開始日)の年齢に応じた別表２により求めた年数	b	(　　歳) ⇒　　年
保証残存期間	c	年

○　上のａからｃの記載の状況に応じ、下記の表に当てはめて本表②及び③に記載する年数等を求めます。

		本表②に記載する年数	本表③に記載する金額
ａのみ記載がある場合（確定年金）		ａの年数	年金の支払総額（見込額）
ｂのみ記載がある場合（終身年金）		ｂの年数	
ａとｂに記載がある場合（有期年金）		ａとｂのいずれか短い年数	
ｂとｃに記載がある場合（特定終身年金）		ｂとｃのいずれか長い年数	年金の支払総額（見込額）
ａ・ｂ・ｃのいずれにも記載がある場合（特定有期年金）	ｂがａより短いとき		
	ｂがａより長いとき	ａの年数	年金の支払総額（見込額）

【別表２】　ｂの年数

ｂの年齢	ｂの年齢に応じた年数		ｂの年齢	ｂの年齢に応じた年数		ｂの年齢	ｂの年齢に応じた年数		ｂの年齢	ｂの年齢に応じた年数		ｂの年齢	ｂの年齢に応じた年数	
	男	女		男	女		男	女		男	女		男	女
21	54	60	36	40	45	51	26	31	66	14	18	81	6	7
22	53	59	37	39	44	52	25	30	67	14	17	82	5	7
23	52	58	38	38	43	53	25	29	68	13	16	83	5	6
24	51	57	39	37	42	54	24	28	69	12	15	84	4	6
25	50	56	40	36	41	55	23	27	70	12	14	85	4	5
26	50	55	41	35	40	56	22	26	71	11	14	86	4	5
27	49	54	42	34	39	57	21	25	72	10	13	87	4	4
28	48	53	43	33	38	58	20	25	73	10	12	88	3	4
29	47	52	44	32	37	59	20	24	74	9	11	89	3	4
30	46	51	45	32	36	60	19	23	75	8	11	90	3	3
31	45	50	46	31	36	61	18	22	76	8	10	91	3	3
32	44	49	47	30	35	62	17	21	77	7	9	92	2	3
33	43	48	48	29	34	63	17	20	78	7	9	93	2	3
34	42	47	49	28	33	64	16	19	79	6	8	94	2	2
35	41	46	50	27	32	65	15	18	80	6	8	95	2	2

【別表３】本表⑨の単位数

○　本表⑥が 50%超である場合

②の年数　　②の年数　　単位数

{　　年　×（　　年　－１）}　÷２　＝

○　本表⑥が 50%以下である場合

②の年数　　【特定期間算出割合】　　特定期間年数

　　年　×　　%　－１　＝

②の年数　　特定期間年数　　単位数

　　年　×　　年　＝

【特定期間算出割合】

相続税評価割合（本表⑥）	特定期間算出割合
～10%	20%
10%超～20%	40%
20%超～30%	60%
30%超～40%	80%
40%超～50%	100%

【別表４】本表⑭の金額

各年の年金支払額		１単位当たりの金額（本表⑩の金額）		単位数（Ａ÷Ｂ）（注）		本表⑭に記載する金額（Ｂ×Ｃ）
Ａ		Ｂ		Ｃ		円

(注) 小数点以下切捨て。
小数点以下の端数が生じないときは、「Ａ÷Ｂ－１」を記載します。

様式ID	NTA0KOB405010010

国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入額の計算及び国外事業所等帰属純資産相当額の計算に関する明細書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入額の計算に関する明細

国外事業所等の名称等	名称	①	円	国外事業所等帰属純資産相当額			⑧	円
	国名又は地域名	②		国外事業所等の純資産の額に係る	国外事業所等に係る資産の帳簿価額の平均残高		⑨	
	所在地	③			国外事業所等に係る負債の帳簿価額の平均残高		⑩	
	主たる事業	④			国外事業所等に係る純資産の額（⑨−⑩）		⑪	（マイナスの場合は０）
負債の利子の額	国外事業所等を通じて行う事業に係る負債の利子の額	⑤		必要経費不算入額	国外事業所等に帰せられる有利子負債の帳簿価額の平均残高		⑫	
	⑤のうち国外事業所等から居住者の事業場等に対する内部支払利子	⑥			（⑧－⑪）と⑫のうち少ない金額		⑬	（マイナスの場合は０）
	⑤のうち国外事業所等帰属所得に係る必要経費として配分した金額に含まれる負債の利子の額	⑦			必要経費不算入額〔⑤×⑬/⑫〕		⑭	

国外事業所等帰属純資産相当額の計算に関する明細

資本配賦法	総資産の帳簿価額の平均残高	⑮	円	同業個人比準法	12月31日における国外事業所等に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額		㉕	円
	総負債の帳簿価額の平均残高	⑯			比較対象年の状況	氏名	㉖	
	12月31日における国外事業所等に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額	⑰				住所又は居所 国名又は地域名	㉗	
	12月31日における総資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額	⑱				住所又は居所 所在地	㉘	
	国外事業所等帰属純資産相当額〔(⑮−⑯)×⑰/⑱〕	⑲	（マイナスの場合は０）			主たる事業	㉙	
						比較対象年	㉚	
						比較対象年の12月31日における貸借対照表に計上されている純資産の額	㉛	円
						比較対象年の12月31日における総資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額	㉜	
						同業個人比率（㉛÷㉜）	㉝	%
					国外事業所等帰属純資産相当額（㉕×㉝）		㉞	円
資本配賦簡便法	総資産の帳簿価額の平均残高	⑳		簿価資産資本比率比準法	国外事業所等に帰せられる資産の帳簿価額の平均残高		㉟	
	総負債の帳簿価額の平均残高	㉑			比較対象年の状況	氏名	㊱	
	12月31日における国外事業所等に帰せられる資産の帳簿価額	㉒				住所又は居所 国名又は地域名	㊲	
	12月31日における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額	㉓				住所又は居所 所在地	㊳	
	国外事業所等帰属純資産相当額〔(⑳−㉑)×㉒/㉓〕	㉔	（マイナスの場合は０）			主たる事業	㊴	
						比較対象年	㊵	
						比較対象年の12月31日における貸借対照表に計上されている純資産の額	㊶	円
						比較対象年の12月31日における貸借対照表に計上されている総資産の額	㊷	
						簿価資産資本比率（㊶÷㊷）	㊸	%
					国外事業所等帰属純資産相当額（㉟×㊸）		㊹	円

様式ID	NTA0K0B240010160

外国税額控除に関する明細書（居住者用）

（令和７年分以降用）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（令和　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　外国所得税額の内訳

○　本年中に納付する外国所得税額

国　名	所得の種類	税種目	納付確定日	納付日	源泉・申告(賦課)の区分	所得の計算期間	相手国での課税標準	左に係る外国所得税額
			・　・	・　・		・　・ ・　・	（外貨　　） 円	（外貨　　） 円
			・　・	・　・		・　・ ・　・	（外貨　　） 円	（外貨　　） 円
			・　・	・　・		・　・ ・　・	（外貨　　） 円	（外貨　　） 円
計	／	／	／	／	／	／	円	Ⓐ　円

○　本年中に減額された外国所得税額

国　名	所得の種類	税種目	納付日	源泉・申告(賦課)の区分	所得の計算期間	外国税額控除の計算の基礎となった年分	減額されることとなった日	減額された外国所得税額
			・　・		・　・ ・　・	年分	・　・	（外貨　　） 円
			・　・		・　・ ・　・	年分	・　・	（外貨　　） 円
			・　・		・　・ ・　・	年分	・　・	（外貨　　） 円
計	／	／	／	／	／	／	／	Ⓑ　円

○この明細書は、**申告書と一緒に提出してください。**

Ⓐの金額がⒷの金額より多い場合（同じ金額の場合を含む。）

Ⓐ　円 － Ⓑ　円 ＝ Ⓒ　円 → **5** の「⑬」欄に転記します。

Ⓐの金額がⒷの金額より少ない場合

Ⓑ　円 － Ⓐ　円 ＝ Ⓓ　円 → **2** の「Ⓓ」欄に転記します。

2　本年の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算

前３年以内の控除限度超過額			
年　分	㋑ 前年繰越額	㋺ ㋑から控除すべきⒹの金額	㋩ ㋑ － ㋺
年分（３年前）	円	円	Ⓖ　円
年分（２年前）			Ⓗ
年分（前　年）			Ⓘ
計	／	Ⓔ	／

Ⓖ、Ⓗ、Ⓘの金額を **4** の「㋭前年繰越額及び本年発生額」欄に転記します。

本年中に納付する外国所得税額を超える減額外国所得税額		
本年発生額	Ⓓに充当された前３年以内の控除限度超過額	雑所得の総収入金額に算入する金額（Ⓓ － Ⓔ）
Ⓓ　円	Ⓔ　円	Ⓕ　円

雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入します。

様式ID　NTA0K0B240020160

3　所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算

所得税額	①	円	← 2のⒻの金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して申告書により計算した税額を書きます（※）。
復興特別所得税額	②		← **申告書第一表**の**「復興特別所得税額」**欄（㊺欄）の金額を転記します（※）。
所得総額	③		← 2のⒻの金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して計算した所得金額の合計額を書きます（※）。
調整国外所得金額	④		← 2のⒻの金額がある場合には、その金額を含めて計算した調整国外所得金額の合計額を書きます。
所得税の控除限度額 (①×④/③)	⑤		→ 4の「㋩」欄及び5の「⑦」欄に転記します。
復興特別所得税の控除限度額 (②×④/③)	⑥		→ 4の「㋥」欄及び5の「⑧」欄に転記します。 ※　詳しくは、**「書き方」**を読んでください。

4　外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細

本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算

控除限度額	所得税（3の⑤の金額）	㋩	円	控除余裕額	所得税（㋩－㋬）	㋭	円
	復興特別所得税（3の⑥の金額）	㋥			道府県民税（(㋩+㋥+㋦－㋬)と㋦のいずれか少ない方の金額）	�®ル	
	道府県民税（㋩×12%又は6%）	㋦			市町村民税（(㋡－㋬)と㋣のいずれか少ない方の金額）	㋯	
	市町村民税（㋩×18%又は24%）	㋣			計（㋭+㋮ル+㋯）	㋰	
	計（㋩+㋥+㋦+㋣）	㋡		控除限度超過額（㋬－㋡）		㋕	
外国所得税額（1のⒸの金額）		㋬					

前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細等

年分	区分	控除余裕額 ㋷前年繰越額及び本年発生額	控除余裕額 ㋸本年使用額	控除余裕額 ㋹翌年繰越額（㋷－㋸）	控除限度超過額 ㋐前年繰越額及び本年発生額	控除限度超過額 ㋑本年使用額	控除限度超過額 ㋒翌年繰越額（㋐－㋑）	所得税の控除限度額等
年分（3年前）	所得税	円	円		Ⓖ 円	円		円
	道府県民税							（翌年1月1日時点の住所 □指定都市 □一般市）
	市町村民税							
	地方税計							
年分（2年前）	所得税			円	Ⓗ		円	円
	道府県民税							（翌年1月1日時点の住所 □指定都市 □一般市）
	市町村民税							
	地方税計							
年分（前年）	所得税				Ⓘ			円
	道府県民税							（翌年1月1日時点の住所 □指定都市 □一般市）
	市町村民税							
	地方税計							
合計	所得税		Ⓙ			Ⓜ		
	道府県民税							
	市町村民税							
	計		Ⓚ					
本年分	所得税	㋭	Ⓛ		Ⓚ			
	道府県民税	㋮ル						
	市町村民税	㋯						
	計	㋰	Ⓜ					

5　外国税額控除額等の計算

所得税の控除限度額（3の⑤の金額）	⑦	円	所法第95条第1項による控除税額（⑪と⑬とのいずれか少ない方の金額）	⑭	円
復興特別所得税の控除限度額（3の⑥の金額）	⑧		復興財確法第14条第1項による控除税額（⑪が⑬より小さい場合に(⑬－⑪)と⑫とのいずれか少ない方の金額）	⑮	
分配時調整外国税相当額控除後の所得税額（※）	⑨	「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の3の(7)の金額	所法第95条第2項による控除税額（4のⒿの金額）	⑯	
分配時調整外国税相当額控除後の復興特別所得税額（※）	⑩	「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の3の(9)の金額	所法第95条第3項による控除税額（4のⓁの金額）	⑰	
所得税の控除可能額（⑦の金額又は⑦と⑨とのいずれか少ない方の金額）	⑪		外国税額控除の金額（⑭＋⑮＋（⑯又は⑰））	⑱	
復興特別所得税の控除可能額（⑧の金額又は⑧と⑩とのいずれか少ない方の金額）	⑫		分配時調整外国税相当額控除可能額（※）	⑲	「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の3の(10)の金額
外国所得税額（1のⒸの金額）	⑬		外国税額控除等の金額（⑱＋⑲）	⑳	

（※）分配時調整外国税相当額控除の適用がない方は記載する必要はありません。

申告書第一表「税金の計算」欄の**「外国税額控除等」**欄（㊼～㊽欄）に転記します。同欄の「区分」の□の記入については、**「書き方」**を読んでください。

様式ID	NTA0K0B240010150

外国税額控除に関する明細書（居住者用）

（令和６年分用）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（令和６年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　外国所得税額の内訳

○　本年中に納付する外国所得税額

国　名	所得の種類	税種目	納付確定日	納付日	源泉・申告(賦課)の区分	所得の計算期間	相手国での課税標準	左に係る外国所得税額
			・　・	・　・		・　・ ・　・	（外貨　　） 円	（外貨　　） 円
			・　・	・　・		・　・ ・　・	（外貨　　） 円	（外貨　　） 円
			・　・	・　・		・　・ ・　・	（外貨　　） 円	（外貨　　） 円
計	／	／	／	／	／	／	円	Ⓐ　円

○　本年中に減額された外国所得税額

国　名	所得の種類	税種目	納付日	源泉・申告(賦課)の区分	所得の計算期間	外国税額控除の計算の基礎となった年分	減額されることとなった日	減額された外国所得税額
			・　・		・　・ ・　・	年分	・　・	（外貨　　） 円
			・　・		・　・ ・　・	年分	・　・	（外貨　　） 円
			・　・		・　・ ・　・	年分	・　・	（外貨　　） 円
計	／	／	／	／	／	／	／	Ⓑ　円

Ⓐの金額がⒷの金額より多い場合（同じ金額の場合を含む。）

Ⓐ　円 － Ⓑ　円 ＝ Ⓒ　円 → **5** の「⑬」欄に転記します。

Ⓐの金額がⒷの金額より少ない場合

Ⓑ　円 － Ⓐ　円 ＝ Ⓓ　円 → **2** の「Ⓓ」欄に転記します。

2　本年の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算

前３年以内の控除限度超過額			
年　分	㋑ 前年繰越額	㋺ ㋑から控除すべきⒹの金額	㋩ ㋑ － ㋺
年分（３年前）	円	円	Ⓖ　円
年分（２年前）			Ⓗ
年分（前　年）			Ⓘ
計	／	Ⓔ	／

→ Ⓖ、Ⓗ、Ⓘの金額を **4** の「㋭前年繰越額及び本年発生額」欄に転記します。

本年中に納付する外国所得税額を超える減額外国所得税額		
本年発生額	Ⓓに充当された前３年以内の控除限度超過額	雑所得の総収入金額に算入する金額（Ⓓ － Ⓔ）
Ⓓ　円	Ⓔ　円	Ⓕ　円

→ 雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入します。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

様式ID　NTA0K0B240020150

3　所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算

所得税額	①	円	← 2のⒻの金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して申告書により計算した税額を書きます（※）。
復興特別所得税額	②		← 申告書第一表の「復興特別所得税額」欄（㊻欄）の金額を転記します（※）。
所得総額	③		← 2のⒻの金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して計算した所得金額の合計額を書きます（※）。
調整国外所得金額	④		← 2のⒻの金額がある場合には、その金額を含めて計算した調整国外所得金額の合計額を書きます。
所得税の控除限度額 (①×④/③)	⑤		→ 4の「㋩」欄及び5の「⑦」欄に転記します。
復興特別所得税の控除限度額 (②×④/③)	⑥		→ 4の「㋭」欄及び5の「⑧」欄に転記します。 ※　詳しくは、「書き方」を読んでください。

4　外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細

本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算

控除限度額	所得税（3の⑤の金額）	㋩	円	控除余裕額	所得税（㋩－㋬）	㋥	円
	復興特別所得税（3の⑥の金額）	㋭			道府県民税（(㋩+㋭+㋦−㋬)と㋦のいずれか少ない方の金額）	㋧	
	道府県民税（㋩×12%又は6%）	㋦			市町村民税（(㋠−㋬)と㋣のいずれか少ない方の金額）	㋨	
	市町村民税（㋩×18%又は24%）	㋣			計（㋥+㋧+㋨）	㋰	
	計（㋩+㋭+㋦+㋣）	㋠					
外国所得税額（1のⒸの金額）		㋬		控除限度超過額（㋬−㋠）		㋕	

前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細等

年分	区分	控除余裕額 ㋷前年繰越額及び本年発生額	㋸本年使用額	㋹翌年繰越額（㋷−㋸）	控除限度超過額 ㋿前年繰越額及び本年発生額	㌀本年使用額	㌁翌年繰越額（㋿−㌀）	所得税の控除限度額等
年分（3年前）	所得税	円	円		Ⓖ 円	円		円
	道府県民税							（翌年1月1日時点の住所 □指定都市 □一般市）
	市町村民税							
	地方税計							
年分（2年前）	所得税			円	Ⓗ		円	円
	道府県民税							（翌年1月1日時点の住所 □指定都市 □一般市）
	市町村民税							
	地方税計							
年分（前年）	所得税				Ⓘ			円
	道府県民税							（翌年1月1日時点の住所 □指定都市 □一般市）
	市町村民税							
	地方税計							
合計	所得税		Ⓙ			Ⓜ		
	道府県民税							
	市町村民税							
	計		Ⓚ					
本年分	所得税	㋬	Ⓛ		Ⓚ			
	道府県民税	㋭						
	市町村民税	㋦						
	計	㋰	Ⓜ					

5　外国税額控除額等の計算

所得税の控除限度額（3の⑤の金額）	⑦	円	所法第95条第1項による控除税額（⑪と⑬とのいずれか少ない方の金額）	⑭	円
復興特別所得税の控除限度額（3の⑥の金額）	⑧		復興財確法第14条第1項による控除税額（⑪が⑬より小さい場合に(⑬−⑪)と⑫とのいずれか少ない方の金額）	⑮	
分配時調整外国税相当額控除後の所得税額（※）	⑨	「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の3の(7)の金額	所法第95条第2項による控除税額（4のⒿの金額）	⑯	
分配時調整外国税相当額控除後の復興特別所得税額（※）	⑩	「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の3の(9)の金額	所法第95条第3項による控除税額（4のⓁの金額）	⑰	
所得税の控除可能額（⑦の金額又は⑦と⑨とのいずれか少ない方の金額）	⑪		外国税額控除の金額（⑭＋⑮＋（⑯又は⑰））	⑱	
復興特別所得税の控除可能額（⑧の金額又は⑧と⑩とのいずれか少ない方の金額）	⑫		分配時調整外国税相当額控除可能額（※）	⑲	「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の3の⑽の金額
外国所得税額（1のⒸの金額）	⑬		外国税額控除等の金額（⑱＋⑲）	⑳	

（※）分配時調整外国税相当額控除の適用がない方は記載する必要はありません。

申告書第一表「税金の計算」欄の**「外国税額控除等」**欄（㊽～㊾欄）に転記します。同欄の「区分」の□の記入については、**「書き方」**を読んでください。

○令和6年分特別税額控除の適用があるときは、**申告書第一表「申告納税額」**欄の計算が異なります。詳しくは、**「書き方」**をご確認ください。

様式ID	NTA0K0B240010140

外国税額控除に関する明細書（居住者用）
（令和２年分以降用）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

提出用

○この明細書は、**申告書と一緒に提出してください。**

1　外国所得税額の内訳

○　本年中に納付する外国所得税額

国　名	所得の種類	税種目	納付確定日	納付日	源泉・申告(賦課)の区分	所得の計算期間	相手国での課税標準	左に係る外国所得税額
			・　・	・　・		・　・ ・　・	(外貨　　) 円	(外貨　　) 円
			・　・	・　・		・　・ ・　・	(外貨　　) 円	(外貨　　) 円
			・　・	・　・		・　・ ・　・	(外貨　　) 円	(外貨　　) 円
計	／	／	／	／	／	／	円	Ⓐ　円

○　本年中に減額された外国所得税額

国　名	所得の種類	税種目	納付日	源泉・申告(賦課)の区分	所得の計算期間	外国税額控除の計算の基礎となった年分	減額されることとなった日	減額された外国所得税額
			・　・		・　・ ・　・	年分	・　・	(外貨　　) 円
			・　・		・　・ ・　・	年分	・　・	(外貨　　) 円
			・　・		・　・ ・　・	年分	・　・	(外貨　　) 円
計	／	／	／	／	／	／	／	Ⓑ　円

Ⓐの金額がⒷの金額より多い場合（同じ金額の場合を含む。）

Ⓐ　円 － Ⓑ　円 ＝ Ⓒ　円 → **5** の「⑬」欄に転記します。

Ⓐの金額がⒷの金額より少ない場合

Ⓑ　円 － Ⓐ　円 ＝ Ⓓ　円 → **2** の「Ⓓ」欄に転記します。

2　本年の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算

前３年以内の控除限度超過額			
年　分	㋑ 前年繰越額	㋺ ㋑から控除すべきⒹの金額	㋩ ㋑ － ㋺
年分（３年前）	円	円	Ⓖ　円
年分（２年前）			Ⓗ
年分（前　年）			Ⓘ
計	／	Ⓔ	／

→ Ⓖ、Ⓗ、Ⓘの金額を **4** の「㋣前年繰越額及び本年発生額」欄に転記します。

本年中に納付する外国所得税額を超える減額外国所得税額		
本年発生額	Ⓓに充当された前３年以内の控除限度超過額	雑所得の総収入金額に算入する金額（Ⓓ － Ⓔ）
Ⓓ　円	Ⓔ　円	Ⓕ　円

→ 雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入します。

様式ID	NTA0K0B240020140

3　所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算

所得税額	①	円	← ２のⒻの金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して申告書により計算した税額を書きます（※）。
復興特別所得税額	②		← 申告書第一表の「復興特別所得税額」欄（㊹欄）の金額を転記します（※）。
所得総額	③		← ２のⒻの金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して計算した所得金額の合計額を書きます（※）。
調整国外所得金額	④		← ２のⒻの金額がある場合には、その金額を含めて計算した調整国外所得金額の合計額を書きます。
所得税の控除限度額（①×④／③）	⑤		→ ４の「㋩」欄及び５の「⑦」欄に転記します。
復興特別所得税の控除限度額（②×④／③）	⑥		→ ４の「㋭」欄及び５の「⑧」欄に転記します。

※　詳しくは、**「書き方」**を読んでください。

4　外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細

本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算

控除限度額	所得税（３の⑤の金額）	㋩	円	控除余裕額	所得税（㋩－㋬）	㋥	円
	復興特別所得税（３の⑥の金額）	㋭			道府県民税（(㋩＋㋭＋㋮－㋬)と㋮のいずれか少ない方の金額）	㋦	
	道府県民税（㋩×12％又は６％）	㋮			市町村民税（(㋠－㋬)と㋯のいずれか少ない方の金額）	㋧	
	市町村民税（㋩×18％又は24％）	㋯			計（㋥＋㋦＋㋧）	㋨	
	計（㋩＋㋭＋㋮＋㋯）	㋠		控除限度超過額（㋬－㋠）		㋡	
外国所得税額（１のⒸの金額）		㋬					

前３年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細等

年分	区分	控除余裕額 ㋣前年繰越額及び本年発生額	控除余裕額 ㋤本年使用額	控除余裕額 ㋦翌年繰越額（㋣－㋤）	控除限度超過額 ㋷前年繰越額及び本年発生額	控除限度超過額 ㋸本年使用額	控除限度超過額 ㋹翌年繰越額（㋷－㋸）	所得税の控除限度額等
年分（３年前）	所得税	円	円		Ⓖ 円	円		円
	道府県民税							（翌年１月１日時点の住所 □指定都市 □一般市）
	市町村民税							
	地方税計							
年分（２年前）	所得税			円	Ⓗ		円	円
	道府県民税							（翌年１月１日時点の住所 □指定都市 □一般市）
	市町村民税							
	地方税計							
年分（前年）	所得税				Ⓘ			円
	道府県民税							（翌年１月１日時点の住所 □指定都市 □一般市）
	市町村民税							
	地方税計							
合計	所得税		Ⓙ			Ⓜ		
	道府県民税							
	市町村民税							
	計		Ⓚ					
本年分	所得税	㋥	Ⓛ		㋕	Ⓚ		
	道府県民税	㋦						
	市町村民税	㋧						
	計	㋨	Ⓜ					

5　外国税額控除額等の計算

所得税の控除限度額（３の⑤の金額）	⑦	円	所法第95条第１項による控除税額（⑪と⑬とのいずれか少ない方の金額）	⑭	円
復興特別所得税の控除限度額（３の⑥の金額）	⑧		復興財確法第14条第１項による控除税額（⑪が⑬より小さい場合に(⑬－⑪)と⑫とのいずれか少ない方の金額）	⑮	
分配時調整外国税相当額控除後の所得税額（※）	⑨	「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の３の(7)の金額	所法第95条第２項による控除税額（４のⒿの金額）	⑯	
分配時調整外国税相当額控除後の復興特別所得税額（※）	⑩	「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の３の(9)の金額	所法第95条第３項による控除税額（４のⓁの金額）	⑰	
所得税の控除可能額（⑦の金額又は⑦と⑨とのいずれか少ない方の金額）	⑪		外国税額控除の金額（⑭＋⑮＋（⑯又は⑰））	⑱	
復興特別所得税の控除可能額（⑧の金額又は⑧と⑩とのいずれか少ない方の金額）	⑫		分配時調整外国税相当額控除可能額（※）	⑲	「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の３の⑽の金額
外国所得税額（１のⒸの金額）	⑬		外国税額控除等の金額（⑱＋⑲）	⑳	

（※）分配時調整外国税相当額控除の適用がない方は記載する必要はありません。

申告書第一表「税金の計算」欄の**「外国税額控除等」**欄（㊻～㊼欄）に転記します。同欄の「区分」の□の記入については、**「書き方」**を読んでください。

様式ID	NTA0K0B245010070

外国税額控除に関する明細書（非居住者用）

（令和７年分以降用）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（令和　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　恒久的施設に係る外国所得税額の内訳

○　本年中に納付する外国所得税額

国　名	所得の種類	税種目	納付確定日	納付日	源泉・申告(賦課)の区分	所得の計算期間	相手国での課税標準	左に係る外国所得税額
			・　・	・　・		・　・ ・　・	（外貨　　） 円	（外貨　　） 円
			・　・	・　・		・　・ ・　・	（外貨　　） 円	（外貨　　） 円
			・　・	・　・		・　・ ・　・	（外貨　　） 円	（外貨　　） 円
計	／	／	／	／	／	／	円	Ⓐ　円

○　本年中に減額された外国所得税額

国　名	所得の種類	税種目	納付日	源泉・申告(賦課)の区分	所得の計算期間	外国税額控除の計算の基礎となった年分	減額されることとなった日	減額された外国所得税額
			・　・		・　・ ・　・	年分	・　・	（外貨　　） 円
			・　・		・　・ ・　・	年分	・　・	（外貨　　） 円
			・　・		・　・ ・　・	年分	・　・	（外貨　　） 円
計	／	／	／	／	／	／	／	Ⓑ　円

Ⓐの金額がⒷの金額より多い場合（同じ金額の場合を含む。）

Ⓐ　円 － Ⓑ　円 ＝ Ⓒ　円 → **5** の「⑬」欄に転記します。

Ⓐの金額がⒷの金額より少ない場合

Ⓑ　円 － Ⓐ　円 ＝ Ⓓ　円 → **2** の「Ⓓ」欄に転記します。

2　本年の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算

前３年以内の控除限度超過額			
年　分	㋑ 前年繰越額	㋺ ㋑から控除すべきⒹの金額	㋩ ㋑ － ㋺
年分（３年前）	円	円	Ⓖ　円
年分（２年前）			Ⓗ
年分（前　年）			Ⓘ
計	／	Ⓔ	／

Ⓖ、Ⓗ、Ⓘの金額を **4** の「㋣前年繰越額及び本年発生額」欄に転記します。

本年中に納付する外国所得税額を超える減額外国所得税額		
本年発生額	Ⓓに充当された前３年以内の控除限度超過額	雑所得の総収入金額に算入する金額（Ⓓ － Ⓔ）
Ⓓ　円	Ⓔ　円	Ⓕ　円

雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入します。

○この明細書は、**申告書と一緒に提出してください。**

様式ID	NTA0K0B245020070

3　所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算

所得税額	①	円	← 2のⒻの金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して申告書により計算した税額を書きます（※）。
復興特別所得税額	②		← 申告書第一表の「復興特別所得税」欄の金額を転記します（※）。
所得総額	③		← 2のⒻの金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して計算した所得金額の合計額を書きます（※）。
調整国外所得金額	④		← 2のⒻの金額がある場合には、その金額を含めて計算した調整国外所得金額の合計額を書きます。
所得税の控除限度額 (①×④/③)	⑤		→ 4の「㋺」欄及び5の「⑦」欄に転記します。
復興特別所得税の控除限度額 (②×④/③)	⑥		→ 4の「㋥」欄及び5の「⑧」欄に転記します。

※　詳しくは、**「書き方」**を読んでください。

4　外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細

本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算

控除限度額	所得税（3の⑤の金額）	㋩	円	控除余裕額	所得税（㋩－㋬）	㋭	円
	復興特別所得税（3の⑥の金額）	㋥			道府県民税（(㋩+㋥+㋦−㋬) と㋦のいずれか少ない方の金額）	�®ｶ	
	道府県民税（㋩×12%又は6%）	㋦			市町村民税（(㋡−㋬) と㋣のいずれか少ない方の金額）	㋯	
	市町村民税（㋩×18%又は24%）	㋣			計（㋭+㋮ｶ+㋯）	㋰	
	計（㋩+㋥+㋦+㋣）	㋡					
外国所得税額（1のⒸの金額）		㋬		控除限度超過額（㋬−㋡）		㋕	

前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細等

年分	区分	控除余裕額 ㋣前年繰越額及び本年発生額	控除余裕額 ㋠本年使用額	控除余裕額 ㋤翌年繰越額（㋣−㋠）	控除限度超過額 ㋹前年繰越額及び本年発生額	控除限度超過額 ㋺本年使用額	控除限度超過額 ㋻翌年繰越額（㋹−㋺）	所得税の控除限度額等
年分（3年前）	所得税	円	円		Ⓖ 円	円		円
	道府県民税							翌年1月1日時点の住所 □指定都市 □一般市
	市町村民税							
	地方税計							
年分（2年前）	所得税			円	Ⓗ		円	円
	道府県民税							翌年1月1日時点の住所 □指定都市 □一般市
	市町村民税							
	地方税計							
年分（前年）	所得税				Ⓘ			円
	道府県民税							翌年1月1日時点の住所 □指定都市 □一般市
	市町村民税							
	地方税計							
合計	所得税		Ⓙ			Ⓜ		
	道府県民税							
	市町村民税							
	計		Ⓚ					
本年分	所得税	㋭	Ⓛ		㋮	Ⓚ		
	道府県民税	�®ｶ						
	市町村民税	㋯						
	計	㋰	Ⓜ					

5　外国税額控除額等の計算

所得税の控除限度額（3の⑤の金額）	⑦	円	所法第165条の6第1項による控除税額（⑪と⑬とのいずれか少ない方の金額）	⑭	円
復興特別所得税の控除限度額（3の⑥の金額）	⑧		復興財確法第14条第2項による控除税額（⑪が⑬より小さい場合に(⑬−⑪)と⑫とのいずれか少ない方の金額）	⑮	
分配時調整外国税相当額控除後の所得税額（※）	⑨	「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の3の(7)の金額	所法第165条の6第2項による控除税額（4のⒿの金額）	⑯	
分配時調整外国税相当額控除後の復興特別所得税額（※）	⑩	「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の3の(9)の金額	所法第165条の6第3項による控除税額（4のⓁの金額）	⑰	
所得税の控除可能額（⑦の金額又は⑦と⑨とのいずれか少ない方の金額）	⑪		外国税額控除の金額（⑭＋⑮＋（⑯又は⑰））	⑱	
復興特別所得税の控除可能額（⑧の金額又は⑧と⑩とのいずれか少ない方の金額）	⑫		分配時調整外国税相当額控除可能額（※）	⑲	「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の3の⑽の金額
外国所得税額（1のⒸの金額）	⑬		外国税額控除等の金額（⑱＋⑲）	⑳	

（※）分配時調整外国税相当額控除の適用がない方は記載する必要はありません。

申告書第一表「税金の計算」欄の**「外国税額控除等」**欄（㊼～㊽欄）に転記します。同欄の「区分」の□の記入については、**「書き方」**を読んでください。

様式ID	NTA0K0B245010060

外国税額控除に関する明細書（非居住者用）

（令和６年分以降用）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　恒久的施設に係る外国所得税額の内訳

○　本年中に納付する外国所得税額

国　名	所得の種類	税種目	納付確定日	納付日	源泉・申告(賦課)の区分	所得の計算期間	相手国での課税標準	左に係る外国所得税額
			・　・	・　・		・　・ ・　・	（外貨　　） 円	（外貨　　） 円
			・　・	・　・		・　・ ・　・	（外貨　　） 円	（外貨　　） 円
			・　・	・　・		・　・ ・　・	（外貨　　） 円	（外貨　　） 円
計	／	／	／	／	／	／	円	Ⓐ　円

○　本年中に減額された外国所得税額

国　名	所得の種類	税種目	納付日	源泉・申告(賦課)の区分	所得の計算期間	外国税額控除の計算の基礎となった年分	減額されることとなった日	減額された外国所得税額
			・　・		・　・ ・　・	年分	・　・	（外貨　　） 円
			・　・		・　・ ・　・	年分	・　・	（外貨　　） 円
			・　・		・　・ ・　・	年分	・　・	（外貨　　） 円
計	／	／	／	／	／	／	／	Ⓑ　円

Ⓐの金額がⒷの金額より多い場合（同じ金額の場合を含む。）

Ⓐ　円 － Ⓑ　円 ＝ Ⓒ　円 → **5** の「⑬」欄に転記します。

Ⓐの金額がⒷの金額より少ない場合

Ⓑ　円 － Ⓐ　円 ＝ Ⓓ　円 → **2** の「Ⓓ」欄に転記します。

2　本年の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算

前３年以内の控除限度超過額			
年　分	㋑ 前年繰越額	㋺ ㋑から控除すべきⒹの金額	㋩ ㋑ － ㋺
年分（３年前）	円	円	Ⓖ　円
年分（２年前）			Ⓗ
年分（前　年）			Ⓘ
計	／	Ⓔ	／

Ⓖ、Ⓗ、Ⓘの金額を **4** の「㋣前年繰越額及び本年発生額」欄に転記します。

本年中に納付する外国所得税額を超える減額外国所得税額		
本年発生額	Ⓓに充当された前３年以内の控除限度超過額	雑所得の総収入金額に算入する金額（Ⓓ － Ⓔ）
Ⓓ　円	Ⓔ　円	Ⓕ　円

雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入します。

○この明細書は、**申告書と一緒に提出してください。**

様式ID	NTA0K0B245020060

3　所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算

所得税額	①	円	← 2のⒻの金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して申告書により計算した税額を書きます（※）。
復興特別所得税額	②		← 申告書第一表の「復興特別所得税」欄の金額を転記します（※）。
所得総額	③		← 2のⒻの金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して計算した所得金額の合計額を書きます（※）。
調整国外所得金額	④		← 2のⒻの金額がある場合には、その金額を含めて計算した調整国外所得金額の合計額を書きます。
所得税の控除限度額（①×④／③）	⑤		→ 4の「㈡」欄及び5の「⑦」欄に転記します。
復興特別所得税の控除限度額（②×④／③）	⑥		→ 4の「㈱」欄及び5の「⑧」欄に転記します。

※　詳しくは、「書き方」を読んでください。

4　外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細

本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算

控除限度額	所得税（3の⑤の金額）	㈡	円	控除余裕額	所得税（㈡－㈰）	㈬	円
	復興特別所得税（3の⑥の金額）	㈱			道府県民税（(㈡+㈱+㈪－㈰)と㈪のいずれか少ない方の金額）	㈫	
	道府県民税（㈡×12%又は6%）	㈪			市町村民税（(㈲－㈰)と�-のいずれか少ない方の金額）	㈭	
	市町村民税（㈡×18%又は24%）	�-（ト）			計（㈬+㈫+㈭）	㈮	
	計（㈡+㈱+㈪+㈲）	㈲		控除限度超過額（㈰－㈲）		㈯	
外国所得税額（1のⒸの金額）		㈰					

前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細等

年分	区分	控除余裕額 ㈣前年繰越額及び本年発生額	控除余裕額 ㈜本年使用額	控除余裕額 ㈲翌年繰越額（㈣－㈜）	控除限度超過額 ㈻前年繰越額及び本年発生額	控除限度超過額 ㈿本年使用額	控除限度超過額 ㉀翌年繰越額（㈻－㈿）	所得税の控除限度額等
年分（3年前）	所得税	円	円		Ⓖ 円	円		円
	道府県民税							（翌年1月1日時点の住所 □指定都市 □一般市）
	市町村民税							
	地方税計							
年分（2年前）	所得税			円	Ⓗ		円	円
	道府県民税							（翌年1月1日時点の住所 □指定都市 □一般市）
	市町村民税							
	地方税計							
年分（前年）	所得税				Ⓘ			円
	道府県民税							（翌年1月1日時点の住所 □指定都市 □一般市）
	市町村民税							
	地方税計							
合計	所得税		Ⓙ			Ⓜ		
	道府県民税							
	市町村民税							
	計		Ⓚ					
本年分	所得税	㈬	Ⓛ		Ⓚ			
	道府県民税	㈫						
	市町村民税	㈭						
	計	㈮	Ⓜ					

5　外国税額控除額等の計算

所得税の控除限度額（3の⑤の金額）	⑦	円	所法第165条の6第1項による控除税額（⑪と⑬とのいずれか少ない方の金額）	⑭	円
復興特別所得税の控除限度額（3の⑥の金額）	⑧		復興財確法第14条第2項による控除税額（⑪が⑬より小さい場合に(⑬－⑪)と⑫とのいずれか少ない方の金額）	⑮	
分配時調整外国税相当額控除後の所得税額（※）	⑨	「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の3の(7)の金額	所法第165条の6第2項による控除税額（4のⒿの金額）	⑯	
分配時調整外国税相当額控除後の復興特別所得税額（※）	⑩	「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の3の(9)の金額	所法第165条の6第3項による控除税額（4のⓁの金額）	⑰	
所得税の控除可能額（⑦の金額又は⑦と⑨とのいずれか少ない方の金額）	⑪		外国税額控除の金額（⑭＋⑮＋（⑯又は⑰））	⑱	
復興特別所得税の控除可能額（⑧の金額又は⑧と⑩とのいずれか少ない方の金額）	⑫		分配時調整外国税相当額控除可能額（※）	⑲	「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の3の⑽の金額
外国所得税額（1のⒸの金額）	⑬		外国税額控除等の金額（⑱＋⑲）	⑳	

（※）分配時調整外国税相当額控除の適用がない方は記載する必要はありません。

申告書第一表「税金の計算」欄の**「外国税額控除等」**欄（㊽～㊾欄）に転記します。同欄の「区分」の□の記入については、**「書き方」**を読んでください。

様式ID	NTA0K0B245010050

外国税額控除に関する明細書（非居住者用）
（令和２年分以降用）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

提出用

○この明細書は、**申告書と一緒に提出してください。**

1　恒久的施設に係る外国所得税額の内訳

○　本年中に納付する外国所得税額

国　名	所得の種類	税種目	納付確定日	納付日	源泉・申告(賦課)の区分	所得の計算期間	相手国での課税標準	左に係る外国所得税額
			・ ・	・ ・		・ ・ ・ ・	(外貨　　) 円	(外貨　　) 円
			・ ・	・ ・		・ ・ ・ ・	(外貨　　) 円	(外貨　　) 円
			・ ・	・ ・		・ ・ ・ ・	(外貨　　) 円	(外貨　　) 円
計	／	／	／	／	／	／	円	Ⓐ　円

○　本年中に減額された外国所得税額

国　名	所得の種類	税種目	納付日	源泉・申告(賦課)の区分	所得の計算期間	外国税額控除の計算の基礎となった年分	減額されることとなった日	減額された外国所得税額
			・ ・		・ ・ ・ ・	年分	・ ・	(外貨　　) 円
			・ ・		・ ・ ・ ・	年分	・ ・	(外貨　　) 円
			・ ・		・ ・ ・ ・	年分	・ ・	(外貨　　) 円
計	／	／	／	／	／	／	／	Ⓑ　円

Ⓐの金額がⒷの金額より多い場合（同じ金額の場合を含む。）

Ⓐ　円 － Ⓑ　円 ＝ Ⓒ　円 → **5** の「⑬」欄に転記します。

Ⓐの金額がⒷの金額より少ない場合

Ⓑ　円 － Ⓐ　円 ＝ Ⓓ　円 → **2** の「Ⓓ」欄に転記します。

2　本年の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算

前３年以内の控除限度超過額			
年　分	㋑ 前年繰越額	㋺ ㋑から控除すべきⒹの金額	㋩ ㋑ － ㋺
年分（３年前）	円	円	Ⓖ　円
年分（２年前）			Ⓗ
年分（前　年）			Ⓘ
計	／	Ⓔ	／

Ⓖ、Ⓗ、Ⓘの金額を **4** の「㋭前年繰越額及び本年発生額」欄に転記します。

本年中に納付する外国所得税額を超える減額外国所得税額		
本年発生額	Ⓓに充当された前３年以内の控除限度超過額	雑所得の総収入金額に算入する金額（Ⓓ － Ⓔ）
Ⓓ　円	Ⓔ　円	Ⓕ　円

雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入します。

様式ID	NTA0K0B245020050

3　所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算

所得税額	①	円	← 2のⒻの金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して申告書により計算した税額を書きます（※）。
復興特別所得税額	②		← 申告書第一表の「復興特別所得税額」欄（㊹欄）の金額を転記します（※）。
所得総額	③		← 2のⒻの金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して計算した所得金額の合計額を書きます（※）。
調整国外所得金額	④		← 2のⒻの金額がある場合には、その金額を含めて計算した調整国外所得金額の合計額を書きます。
所得税の控除限度額 (①×④/③)	⑤		→ 4の「㋩」欄及び5の「⑦」欄に転記します。
復興特別所得税の控除限度額 (②×④/③)	⑥		→ 4の「㋭」欄及び5の「⑧」欄に転記します。

※　詳しくは、**「書き方」**を読んでください。

4　外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細

本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算

控除限度額	所得税（3の⑤の金額）	㋩	円	控除余裕額	所得税（㋩－㋬）	㋥	円
	復興特別所得税（3の⑥の金額）	㋭			道府県民税（(㋩+㋭+㋮−㋬) と㋮のいずれか少ない方の金額）	㋦	
	道府県民税（㋩×12%又は6%）	㋮			市町村民税（(㋒−㋬) と㋶のいずれか少ない方の金額）	㋧	
	市町村民税（㋩×18%又は24%）	㋶			計（㋥+㋦+㋧）	㋨	
	計（㋩+㋭+㋮+㋶）	㋒					
外国所得税額（1のⒸの金額）		㋬		控除限度超過額（㋬−㋒）		㋷	

前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細等

年分	区分	控除余裕額 ㋣前年繰越額及び本年発生額	控除余裕額 ㋠本年使用額	控除余裕額 ㋤翌年繰越額（㋣−㋠）	控除限度超過額 ㋽前年繰越額及び本年発生額	控除限度超過額 ㋾本年使用額	控除限度超過額 ㋿翌年繰越額（㋽−㋾）	所得税の控除限度額等
年分（3年前）	所得税	円	円		Ⓖ 円	円		円
	道府県民税							翌年1月1日時点の住所 □指定都市 □一般市
	市町村民税							
	地方税計							
年分（2年前）	所得税			円	Ⓗ		円	円
	道府県民税							翌年1月1日時点の住所 □指定都市 □一般市
	市町村民税							
	地方税計							
年分（前年）	所得税				Ⓘ			円
	道府県民税							翌年1月1日時点の住所 □指定都市 □一般市
	市町村民税							
	地方税計							
合計	所得税		Ⓙ			Ⓜ		
	道府県民税							
	市町村民税							
	計		Ⓚ					
本年分	所得税	㋭	Ⓛ		㋐	Ⓚ		
	道府県民税	㋦						
	市町村民税	㋧						
	計	㋨	Ⓜ					

5　外国税額控除額等の計算

所得税の控除限度額（3の⑤の金額）	⑦	円	所法第165条の6第1項による控除税額（⑪と⑬とのいずれか少ない方の金額）	⑭	円
復興特別所得税の控除限度額（3の⑥の金額）	⑧		復興財確法第14条第2項による控除税額（⑪が⑬より小さい場合に(⑬−⑪)と⑫とのいずれか少ない方の金額）	⑮	
分配時調整外国税相当額控除後の所得税額（※）	⑨	「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の3の(7)の金額	所法第165条の6第2項による控除税額（4のⒿの金額）	⑯	
分配時調整外国税相当額控除後の復興特別所得税額（※）	⑩	「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の3の(9)の金額	所法第165条の6第3項による控除税額（4のⓁの金額）	⑰	
所得税の控除可能額（⑦の金額又は⑦と⑨とのいずれか少ない方の金額）	⑪		外国税額控除の金額（⑭＋⑮＋（⑯又は⑰））	⑱	
復興特別所得税の控除可能額（⑧の金額又は⑧と⑩とのいずれか少ない方の金額）	⑫		分配時調整外国税相当額控除可能額（※）	⑲	「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の3の(10)の金額
外国所得税額（1のⒸの金額）	⑬		外国税額控除等の金額（⑱＋⑲）	⑳	

（※）分配時調整外国税相当額控除の適用がない方は記載する必要はありません。

申告書第一表「税金の計算」欄の**「外国税額控除等」**欄（㊻～㊼欄）に転記します。同欄の「区分」の□の記入については、**「書き方」**を読んでください。

様式ID	NTA0K0B975010040

分配時調整外国税相当額控除に関する明細書
（令和７年分以降用）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（令和　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　特定口座の配当等（源泉徴収選択口座内配当等）及び未成年者口座の配当等に係る事項

金融商品取引業者等の「名称」、「法人番号又は所在地」	種類	配当等の額	源泉徴収税額（納付税額）［①］	上場株式配当等控除額［②］	控除所得税相当額［③］	控除外国所得税相当額等［②－③］	源泉徴収税額相当額［①＋③］
	特定 未成年者	円	円	円	円	円	円
	特定 未成年者						
	特定 未成年者						
	特定 未成年者						
合計額		(A)				(B)	(C)

２　上記１以外の配当等に係る事項

支払者又は支払の取扱者の「名称」、「法人番号又は所在地」	種別等	配当等の額	源泉徴収税額［④］	通知外国税相当額［⑤］	通知所得税相当額［⑥］	支払確定又は支払年月日	源泉徴収税額相当額［④＋⑥］
		円	円	円	円	・　・	円
						・　・	
						・　・	
						・　・	
合計額		(D)		(E)			(F)

３　控除額等の計算

(1)　対象となる配当等の額（収入金額） （１の(A)＋２の(D)）	円
(2)　源泉徴収税額相当額 （１の(C)＋２の(F)）	
(3)　分配時調整外国税相当額控除額 （１の(B)＋２の(E)）	
(4)　再差引所得税額 （申告書㊹欄の金額）	
(5)　復興特別所得税額 （申告書㊺欄の金額）	
(6)　所法第 93 条第１項の規定による控除額 ※ ((3)と(4)のうち、いずれか少ない方の金額)	
(7)　分配時調整外国税相当額控除後の所得税額 ((4)－(6))	
(8)　復興財確法第 13 条の２の規定による控除額 ((3)が(6)より大きい場合に ((3)－(6)) と(5)のいずれか少ない方の金額)	
(9)　分配時調整外国税相当額控除後の復興特別所得税額 ((5)－(8))	
(10)　分配時調整外国税相当額控除可能額 ((6)及び(8)の合計額)	

・　申告書第二表「○所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄の「収入金額」欄に(1)の金額を、「源泉徴収税額」欄に(2)の金額を転記します。
・　「給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等」欄には、「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書のとおり」と記入します。

・　外国税額控除の適用を受ける場合には、(7)、(9)及び(10)の金額を、**「外国税額控除に関する明細書」**欄の５の⑨欄、⑩欄及び⑲欄にそれぞれ転記します。

・　外国税額控除の適用を受けない場合には、(10)の金額を、申告書第一表「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄に転記します。このとき、(8)の金額がある場合は、「外国税額控除等」欄の区分の□に「２」を記入します。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

様式ID	NTAOKOB975010030

分配時調整外国税相当額控除に関する明細書
（令和６年分用）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（令和6年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○令和６年分特別税額控除の適用があるときは、**申告書第一表「申告納税額」**欄の計算が異なります。詳しくは、**「書き方」**をご確認ください。

○この明細書は、**申告書と一緒に提出してください。**

１　特定口座の配当等（源泉徴収選択口座内配当等）及び未成年者口座の配当等に係る事項

金融商品取引業者等の「名称」、「法人番号又は所在地」	種類	配当等の額	源泉徴収税額（納付税額）［①］	上場株式配当等控除額［②］	控除所得税相当額［③］	控除外国所得税相当額等［②－③］	源泉徴収税額相当額［①＋③］
	特定 未成年者	円	円	円	円	円	円
	特定 未成年者						
	特定 未成年者						
	特定 未成年者						
合計額		(A)				(B)	(C)

２　上記１以外の配当等に係る事項

支払者又は支払の取扱者の「名称」、「法人番号又は所在地」	種別等	配当等の額	源泉徴収税額［④］	通知外国税相当額［⑤］	通知所得税相当額［⑥］	支払確定又は支払年月日	源泉徴収税額相当額［④＋⑥］
		円	円	円	円	・　・	円
						・　・	
						・　・	
						・　・	
合計額		(D)		(E)			(F)

３　控除額等の計算

(1)　対象となる配当等の額（収入金額） （１の(A)＋２の(D)）	円
(2)　源泉徴収税額相当額 （１の(C)＋２の(F)）	
(3)　分配時調整外国税相当額控除額 （１の(B)＋２の(E)）	
(4)　再差引所得税額 （申告書㊸欄の金額）	
(5)　復興特別所得税額 （申告書㊻欄の金額）	
(6)　所法第 93 条第１項の規定による控除額 ※ ((3)と(4)のうち、いずれか少ない方の金額)	
(7)　分配時調整外国税相当額控除後の所得税額 ((4)－(6))	
(8)　復興財確法第 13 条の２の規定による控除額 ((3)が(6)より大きい場合に ((3)－(6)) と(5)のいずれか少ない方の金額)	
(9)　分配時調整外国税相当額控除後の復興特別所得税額 ((5)－(8))	
(10)　分配時調整外国税相当額控除可能額 ((6)及び(8)の合計額)	

・　申告書第二表「○所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄の「収入金額」欄に(1)の金額を、「源泉徴収税額」欄に(2)の金額を転記します。

・　「給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等」欄には、「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書のとおり」と記入します。

・　外国税額控除の適用を受ける場合には、(7)、(9)及び(10)の金額を、**「外国税額控除に関する明細書」**欄の５の⑨欄、⑩欄及び⑲欄にそれぞれ転記します。

・　外国税額控除の適用を受けない場合には、(10)の金額を、申告書第一表「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄に転記します。このとき、(8)の金額がある場合は、「外国税額控除等」欄の区分の□に「２」を記入します。

様式ID	NTAOKOB975010020

分配時調整外国税相当額控除に関する明細書
（令和４年分以降用）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　特定口座の配当等（源泉徴収選択口座内配当等）及び未成年者口座の配当等に係る事項

金融商品取引業者等の「名称」、「法人番号又は所在地」	種類	配当等の額	源泉徴収税額（納付税額）［①］	上場株式配当等控除額［②］	控除所得税相当額［③］	控除外国所得税相当額等［②－③］	源泉徴収税額相当額［①＋③］
	特定未成年者	円	円	円	円	円	円
	特定未成年者						
	特定未成年者						
	特定未成年者						
合計額	／	(A)	／	／	／	(B)	(C)

２　上記１以外の配当等に係る事項

支払者又は支払の取扱者の「名称」、「法人番号又は所在地」	種別等	配当等の額	源泉徴収税額［④］	通知外国税相当額［⑤］	通知所得税相当額［⑥］	支払確定又は支払年月日	源泉徴収税額相当額［④＋⑥］
		円	円	円	円	・　・	円
						・　・	
						・　・	
						・　・	
合計額	／	(D)	／	(E)	／	／	(F)

３　控除額等の計算

(1)　対象となる配当等の額（収入金額）（１の(A)＋２の(D)）	円
(2)　源泉徴収税額相当額（１の(C)＋２の(F)）	
(3)　分配時調整外国税相当額控除額（１の(B)＋２の(E)）	
(4)　再差引所得税額（基準所得税額）（申告書㊸欄の金額）	
(5)　復興特別所得税額（申告書㊹欄の金額）	
(6)　所法第 93 条第１項の規定による控除額 ※（(3)と(4)のうち、いずれか少ない方の金額）	
(7)　分配時調整外国税相当額控除後の所得税額（(4)－(6)）	
(8)　復興財確法第 13 条の２の規定による控除額（(3)が(6)より大きい場合に（(3)－(6)）と(5)のいずれか少ない方の金額）	
(9)　分配時調整外国税相当額控除後の復興特別所得税額（(5)－(8)）	
(10)　分配時調整外国税相当額控除可能額（(6)及び(8)の合計額）	

・　申告書第二表「○所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄の「収入金額」欄に(1)の金額を、「源泉徴収税額」欄に(2)の金額を転記します。

・　「給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等」欄には、「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書のとおり」と記入します。

・　外国税額控除の適用を受ける場合には、(7)、(9)及び(10)の金額を、**「外国税額控除に関する明細書」**欄の５の⑨欄、⑩欄及び⑲欄にそれぞれ転記します。

・　外国税額控除の適用を受けない場合には、(10)の金額を、申告書第一表「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄に転記します。このとき、(8)の金額がある場合は、「外国税額控除等」欄の区分の□に「２」を記入します。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

様式ID	NTA0K0B690010020

＿＿＿＿年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書

一面

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長			
フリガナ F03				元号	年	月	日
氏名 F04	生年月日	K01					
納税地の区分	← 以下の該当番号を記載してください。 5.住所地　6.居所地　7.事業所等	個人番号 （この計算書を申告書に添付して提出する場合は記入不要です。）	F02				

納税地	郵便番号（納税地）	F05	―	電話番号（納税地）	F07	― ―
	納税地	F06				
納税地以外の住所地等 （納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します）	郵便番号	F32	―	電話番号	F35	― ―
	住所地等	F33				

1　組合に関する事項

組合の名称		組合事業の内容	
組合の主たる事務所の所在地		組合の計算期間	自：　年　月　日 至：　年　月　日

2　組合事業から生じた各種所得の内訳

所得の種類		収入金額（Ⓐ）	必要経費（Ⓑ）		差引（Ⓐ－Ⓑ）		
事業	営業等	円	円	①	(Ⓐ－Ⓑ) 円	③	(①＋②) 円
	農業			②			
不動産				④			円
山林				⑤			
				⑥			
				⑦			
合計（③＋④＋⑤＋⑥＋⑦）				⑧			
事業所得、不動産所得、山林所得の合計（③＋④＋⑤） ◎　③、④及び⑤の金額の合計額が赤字の場合にのみ、その赤字の金額を書きます。				⑨	（△を付けないで書いてください。）		

3　調整出資金額の計算

	前年以前に終了した計算期間の終了の時までの合計額		本年中に終了した終了期間の合計額		合計等	
出資の価額の合計額	⑩	(前年の⑯) 円	⑬	円	⑯	(⑩＋⑬) 円
各種所得金額の合計額	⑪	(前年の⑰)	⑭	(上の⑧)	⑰	(⑪＋⑭)
組合からの分配額の合計額	⑫	(前年の⑱)	⑮		⑱	(⑫＋⑮)
調整出資金額（⑯＋⑪－⑱）					⑲	(赤字のときは０)

4　調整出資金額超過損失額の計算

調整出資金額超過損失額（⑨－⑲） ◎　この「調整出資金額超過損失額」は組合事業から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入できません。「調整出資金額超過損失額」がある方は、「（付表）組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書」で事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入されない損失額を計算します。	⑳	(赤字のときは０) 円

税理士署名	R01		電話番号（税理士）	R02	― ―

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日	備考	

様式ID	NTA0K0B690020020

（付表）組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書

二面

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

この計算書は、組合契約を締結している組合員である方が、「＿＿年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書」で計算した調整出資金額超過損失額（一面の５の⑳の金額）のあるときに、組合事業から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入されない損失額（以下「必要経費不算入損失額」といいます。）を計算する場合に使用します。

１　調整出資金額超過損失額

調整出資金額超過損失額（一面の５の⑳）	①	円

２　必要経費不算入損失額の計算

事業所得の損失額（一面の３の③）（黒字の時は０）			②	（△を付けないで書いてください。）　円
うち事業所得（営業等）の損失額（一面の３の①）（黒字の時は０）			③	（△を付けないで書いてください。）
うち事業所得（農業）の損失額（一面の３の②）（黒字の時は０）			④	（△を付けないで書いてください。）
（③＋④）			⑤	
不動産所得の損失額（一面の３の④）（黒字の時は０）			⑥	（△を付けないで書いてください。）
山林所得の損失額（一面の３の⑤）（黒字の時は０）			⑦	（△を付けないで書いてください。）
事業所得、不動産所得、山林所得の損失額の合計（②＋⑥＋⑦）			⑧	
事業所得	営業等	事業所得（営業等）に係る必要経費不算入損失額 $\left(①\times\frac{②}{⑧}\times\frac{③}{⑤}\right)$	⑨	
		（組合事業に係る青色申告決算書（一般用）の㊸（収支内訳書（一般用）の㉑）の金額）＋⑨	⑩	
	農業	事業所得（農業）に係る必要経費不算入損失額 $\left(①\times\frac{②}{⑧}\times\frac{④}{⑤}\right)$	⑪	
		（組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）の㊻（収支内訳書（農業所得用）の⑰）の金額）＋⑪	⑫	
不動産所得		不動産所得に係る必要経費不算入損失額 $\left(①\times\frac{⑥}{⑧}\right)$	⑬	
		（組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）の㉑（収支内訳書（不動産所得用）の⑮）の金額）＋⑬	⑭	
山林所得		山林所得に係る必要経費不算入損失額 $\left(①\times\frac{⑦}{⑧}\right)$	⑮	
		（組合事業に係る山林所得収支内訳書の⑰（山林所得収支内訳書（課税事業者用）の㉑）の金額）＋⑮	⑯	

◎　いわゆる現金主義によって青色申告をしている方は、税務署にお尋ねください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（一般用）（収支内訳書（一般用））の下部余白に「必要経費不算入損失額○○○円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（一般用）の㊸（収支内訳書（一般用）は㉑）の金額を（　）で囲むとともに、⑩の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）（収支内訳書（農業所得用））の下部余白に「必要経費不算入損失額○○○円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）の㊻（収支内訳書（農業所得用）は⑰）の金額を（　）で囲むとともに、⑫の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）（収支内訳書（不動産所得用））の下部余白に「必要経費不算入損失額○○○円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）の㉑（収支内訳書（不動産所得用）は⑮）の金額を（　）で囲むとともに、⑭の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る山林所得収支内訳書（山林所得収支内訳書（課税事業者用））の下部余白に「必要経費不算入損失額○○○円」と記載してください。

→ 組合事業に係る山林所得収支内訳書の⑰（山林所得収支内訳書（課税事業者用）は㉑）の金額を（　）で囲むとともに、⑯の金額を上段に転記してください。

様式ID	NTA0K0B760010110

一般試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書

（令和６年分以降用）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

試験研究費の額の計算	試験研究費の額	①	円	税額控除割合の計算	⑦＝０の場合又は事業を開始した日の属する年である場合	⑩	0.085
	控除対象試験研究費の額 同上のうち特別試験研究費以外の額	②			⑥＞10％の場合の控除割増率 〔（⑥ － 10/100 ）×0.5〕（0.1を超える場合は0.1）	⑪	
					⑨＞12％かつ令和８年分以前の場合 〔11.5/100 ＋（⑨ － 12/100 ）×0.375〕	⑫	
	①のうち一般試験研究費の額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	③			⑩及び⑫以外の場合 〔11.5/100 －（12/100 － ⑨）×0.25〕（0.01未満の場合は0.01）	⑬	
	控除対象試験研究費の額（②＋③）	④			税額控除割合（（⑩、⑫又は⑬）＋（⑩、⑫又は⑬）×⑪）（小数点以下３位未満切捨て）（0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14）	⑭	
	令和８年分以前の場合の試験研究費割合の計算 平均売上金額	⑤		税額控除限度額（④×⑭）		⑮	円
				調整前事業所得税額		⑯	
	試験研究費割合（①÷⑤）	⑥		本年税額基準額の計算	令和８年分以前の場合 ⑥＞10％の場合の特例加算割合 〔（⑥ － 10/100 ）×２〕（小数点以下３位未満切捨て）（0.1を超える場合は0.1）	⑰	
					⑨＞４％の場合 〔（⑨ － 4/100 ）×0.625〕（小数点以下３位未満切捨て）（0.05を超える場合は0.05）	⑱	
					⑨＜マイナス４％の場合（⑥＞10％の場合を除く。） 〔（⑨ ＋ 4/100 ）×0.625〕（小数点以下３位未満切捨て）（マイナス0.05未満の場合はマイナス0.05）	⑲	
	増減試験研究費割合の計算 比較試験研究費の額	⑦	円		本年税額基準額（⑯×（0.25＋（⑰と⑱のうち高い割合）又は⑲）	⑳	
	増減試験研究費の額（①－⑦）	⑧		本年税額控除可能額	⑮と⑳のうち少ない金額	㉑	
	増減試験研究費割合（⑧÷⑦）	⑨		調整前事業所得税額超過構成額		㉒	
				所得税額の特別控除額（㉑－㉒）		㉓	

様式ID	NTA0KOB760010100

一般試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書

（令和４年分以降用）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

試験研究費の額		①	円	税額控除割合の計算	⑦＝０の場合又は事業を開始した日の属する年である場合	⑩	0.085
控除対象試験研究費の額の計算	同上のうち特別試験研究費以外の額	②			⑥＞10%かつ令和５年分以前の場合の控除割増率 $\left[\left(⑥-\frac{10}{100}\right)\times 0.5\right]$（0.1を超える場合は0.1）	⑪	
	①のうち一般試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	③			⑨＞9.4%かつ令和５年分以前の場合 $\left[\frac{10.145}{100}+\left(⑨-\frac{9.4}{100}\right)\times 0.35\right]$	⑫	
	控除対象試験研究費の額（②＋③）	④			⑩及び⑫以外の場合 $\left[\frac{10.145}{100}-\left(\frac{9.4}{100}-⑨\right)\times 0.175\right]$（0.02未満の場合は0.02）	⑬	
					税額控除割合（（⑩、⑫又は⑬）＋（⑩、⑫又は⑬）×⑪）（小数点以下３位未満切捨て）（0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14）	⑭	
平均売上金額		⑤		税額控除限度額（④×⑭）		⑮	円
				調整前事業所得税額		⑯	
試験研究費割合（①÷⑤）		⑥		本年税額基準額の計算	令和５年分以前の場合：⑥＞10%の場合の特例加算割合 $\left[\left(⑥-\frac{10}{100}\right)\times 2\right]$（小数点以下３位未満切捨て）（0.1を超える場合は0.1）	⑰	
					令和５年分以前の場合：㉖≧２%かつ①＞㉗の場合の特例加算割合（０．０５）	⑱	
税額控除割合の計算	増減試験研究費割合の計算	比較試験研究費の額	⑦	円	本年税額基準額（⑯×（0.25＋⑰＋⑱））	⑲	
		増減試験研究費の額（①－⑦）	⑧		本年税額控除可能額 ⑮と⑲のうち少ない金額	⑳	
		増減試験研究費割合（⑧÷⑦）	⑨		調整前事業所得税額超過構成額	㉑	
					所得税額の特別控除額（⑳－㉑）	㉒	

基準年比売上金額減少割合及び基準年試験研究費の額の計算

本年分の売上金額	㉓		基準年比売上金額減少割合（㉕÷㉔）（㉒＝０の場合は０）	㉖	
令和元年分の売上金額（基準売上金額）	㉔				
基準年比売上金額減少額（㉔－㉓）	㉕		令和元年分の試験研究費の額（基準年試験研究費の額）	㉗	

様式ID	NTA0K0B750010100

中小事業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書

（令和６年分以降用）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

試験研究費の額		①	円	中小事業者税額控除限度額（④×（⑫又は0.12））		⑬	円
控除対象試験研究費の額の計算	同上のうち特別試験研究費以外の額	②		調整前事業所得税額		⑭	
	①のうち中小事業者の試験研究費の額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	③		本年税額基準額の計算	令和８年分以前の場合 ⑦＞12％の場合	⑮	0.35
	控除対象試験研究費の額（②＋③）	④					
増減試験研究費割合の計算	比較試験研究費の額	⑤			⑨＞10％の場合の特例加算割合 〔（⑨－10/100）×２〕（小数点以下３位未満切捨て）（0.1を超える場合は0.1）	⑯	
	増減試験研究費の額（①－⑤）	⑥					
	増減試験研究費割合（⑥÷⑤）	⑦			本年税額基準額（⑭×（⑮、（0.25＋⑯）又は0.25））	⑰	円
試験研究費割合の計算	平均売上金額	⑧	円	本年税額控除可能額（⑬と⑰のうち少ない金額）		⑱	
	試験研究費割合（①÷⑧）	⑨					
税額控除割合の計算	割増前税額控除割合 〔12/100＋（⑦－12/100）×0.375〕（0.12未満の場合、事業を開始した日の属する年である場合又は⑤＝０の場合は0.12）	⑩		調整前事業所得税額超過構成額		⑲	
	⑨＞10％の場合の控除割増率 〔（⑨－10/100）×0.5〕（0.1を超える場合は0.1）	⑪					
	税額控除割合（⑩＋⑩×⑪）（小数点以下３位未満切捨て）（0.17を超える場合は0.17）	⑫		所得税額の特別控除額（⑱－⑲）		⑳	

様式ID	NTA0KOB750010090

中小事業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書

（令和４年分以降用）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

試験研究費の額の計算	試験研究費の額		①	円	中小事業者税額控除限度額（④×（⑫又は0.12））	⑬	円
	控除対象試験研究費の額	同上のうち特別試験研究費以外の額	②		調整前事業所得税額	⑭	
		①のうち中小事業者の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	③		本年税額基準額の計算 令和5年分以前の場合 ⑦＞9.4%の場合	⑮	0.35
		控除対象試験研究費の額（②＋③）	④		⑨＞10%の場合の特例加算割合 〔（⑨－$\frac{10}{100}$）×２〕（小数点以下３位未満切捨て）（0.1を超える場合は0.1）	⑯	
税額控除割合の計算	増減試験研究費割合の計算	比較試験研究費の額	⑤		㉕≧２％かつ①＞㉖の場合の特例加算割合（０．０５）	⑰	
		増減試験研究費の額（①－⑤）	⑥		本年税額基準額（⑭×（（⑮、（0.25＋⑯）又は0.25）＋⑰））	⑱	円
		増減試験研究費割合（⑥÷⑤）	⑦		本年税額控除可能額（⑬と⑱のうち少ない金額）	⑲	
	試験研究費割合の計算	平均売上金額	⑧	円	調整前事業所得税額超過構成額	⑳	
		試験研究費割合（①÷⑧）	⑨		所得税額の特別控除額（⑲－⑳）	㉑	
	割増前税額控除割合 〔$\frac{12}{100}$＋（⑦－$\frac{9.4}{100}$）×0.35〕（0.12未満の場合、⑤＝０の場合又は事業を開始した日の属する年である場合は0.12）		⑩				
	⑨＞10%の場合の控除割増率 〔（⑨－$\frac{10}{100}$）×0.5〕（0.1を超える場合は0.1）		⑪				
	税額控除割合（⑩＋⑩×⑪）（小数点以下３位未満切捨て）（0.17を超える場合は0.17）		⑫				

基準年比売上金額減少割合及び基準年試験研究費の額の計算

本年分の売上金額	㉒		基準年比売上金額減少割合（㉔÷㉓）（㉓＝０の場合は０）	㉕	
令和元年分の売上金額（基準売上金額）	㉓				
基準年比売上金額減少額（㉓－㉒）	㉔		令和元年分の試験研究費の額（基準年試験研究費の額）	㉖	

様式ID	NTA0K0B815010030

特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

特別試験研究費の額（⑭の計）	①	円	調整前事業所得税額	⑦	円
控除対象済特別試験研究費の額	②		本年税額基準額（⑦×$\frac{10}{100}$）	⑧	
差引対象特別試験研究費の額（①－②）	③		本年税額控除可能額（⑥と⑧のうち少ない金額）	⑨	
同上のうち税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額（③と⑮のうち少ない金額）	④		調整前事業所得税額超過構成額	⑩	
③のうち税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額（(③－④) と⑯のうち少ない金額）	⑤		所得税額の特別控除額（⑨－⑩）	⑪	
特別研究税額控除限度額（④×$\frac{30}{100}$＋⑤×$\frac{25}{100}$＋（③－④－⑤）×$\frac{20}{100}$）	⑥				

特別試験研究費の額の明細

措法第10条第7項 旧措法第10条第6項 各号の該当号	特別試験研究の内容	特別試験研究費の額
⑫	⑬	⑭
第1号・第2号・第3号		円
第1号・第2号・第3号		
第1号・第2号・第3号		
第1号・第2号・第3号		
第1号・第2号・第3号		
計		

⑭の計のうち⑫が第1号である特別試験研究に係る特別試験研究費の額	⑮	
⑭の計のうち⑫が第2号である特別試験研究に係る特別試験研究費の額	⑯	

様式ID	NTA0K0B810010020

試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額及び比較試験研究費の額の計算に関する明細書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

Ⅰ　平均売上金額の計算に関する明細書

年分		売上金額	$\frac{12}{\text{事業を営んでいた月数}}$	改定売上金額（②×③）
①		②	③	④
売上調整年分	年分	円	12	円
	年分		12	
	年分		12	
本年				
計				
平均売上金額（④の計）÷（１＋売上調整年分数）		⑤	円	

Ⅱ　比較試験研究費の額の計算に関する明細書

年分		試験研究費の額	$\frac{12}{\text{事業を営んでいた月数}}$	改定試験研究費の額（⑦×⑧）
⑥		⑦	⑧	⑨
調整対象年分	年分	円	12	円
	年分		12	
	年分		12	
計				
比較試験研究費の額（⑨の計）÷（調整対象年分数）		⑩	円	

様式ID	NTA0KOB270010030

[　　] の割増償却に関する明細書

（　　年分）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

種類		①			
構造		②			
細目		③			
取得年月日		④	・　・	・　・	・　・
取得価額（償却保証額）		⑤	円（　　）	円（　　）	円（　　）
償却の基礎となる金額		⑥			
耐用年数		⑦	年	年	年
償却方法		⑧			
償却率又は改定償却率		⑨			
償却期間		⑩	月 / 12	月 / 12	月 / 12
普通償却費	算出償却費	⑪	円	円	円
	増加償却費	⑫			
	計（⑪＋⑫）	⑬			
割増償却	割増償却可能額	⑭	（　　%）	（　　%）	（　　%）
	前年から繰り越された割増償却可能額（前年分の⑱）	⑮			
	本年分割増償却可能額計（⑭＋⑮）	⑯			
	本年必要経費に算入した割増償却費	⑰			
	翌年に繰り越した割増償却可能額	⑱			
償却費合計額（⑬＋⑰）		⑲			
未償却残高		⑳			

様式ID	NTA0KOB280010070

中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資産区分							
	租税特別措置法第10条の3第1項各号の該当号	①	第　号	第　号	第　号	第　号	第　号
	種類	②					
	機械装置等の名称	③					
	取得年月日	④	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
	指定事業の用に供した年月日	⑤	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
	取得価額又は製作価額	⑥	円	円	円	円	円
	改定取得価額（⑥又は⑥×75/100）	⑦					

所得税額の特別控除額の計算

本年分	取得価額の合計額（⑦の合計）	⑧	円	前年繰越分	差引本年税額基準額残額（⑪－⑫）	⑮	円
	税額控除限度額（⑧×7/100）	⑨			繰越税額控除限度超過額（㉑の「　年分」（前年分））	⑯	
	調整前事業所得税額	⑩			同上のうち本年繰越税額控除可能額（⑮と⑯のうち少ない金額）	⑰	
	本年税額基準額（⑩×20/100）	⑪			調整前事業所得税額超過構成額	⑱	
	本年税額控除可能額（⑨と⑪のうち少ない金額）	⑫			本年繰越税額控除額（⑰－⑱）	⑲	
	調整前事業所得税額超過構成額	⑬					
	本年税額控除額（⑫－⑬）	⑭			所得税額の特別控除額（⑭＋⑲）	⑳	

翌年繰越税額控除限度超過額の計算

年分	前年繰越額又は本年税額控除限度額 ㉑	本年控除可能額 ㉒	翌年繰越額（㉑－㉒） ㉓
年分（前年分）	円	（⑰の金額）　円	
本年分	（⑨の金額）	（⑫の金額）	外　円
合計			

機械装置等の概要

様式ID	NTA0KOB300010030

特別修繕準備金に関する明細書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　準備金の積立限度額の計算等

資産の種類及び名称			①				合計
前回の定期検査又は特別修繕の年月日			②	・　・	・　・	・　・	・　・	
翌年繰越額の計算	前年末における特別修繕準備金の額		③	円	円	円	円	円
	本年取崩額	特別修繕費を支出した場合による取崩額	④					
		同上以外の場合による取崩額	⑤					
		計（④＋⑤）	⑥					
	減算	③のうち前年末までに収入金額に算入された金額	⑦					
		本年中において収入金額に算入すべき金額（㉓＋㉕－⑥）	⑧					
		計（⑦＋⑧）	⑨					
	差引特別修繕準備金（③－⑥－⑨）		⑩					
	積立期間終了から２年経過後５年間均等取崩しによる場合の取崩額（⑩と㉔のいずれか少ない方の金額）		⑪					
本年積立額			⑫					
積立限度額の計算	前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額		⑬					
	同上の$\frac{3}{4}$相当額		⑭					
	⑭－⑩（赤字のときは０）		⑮					
	業務を行った期間の月数／積立期間の月数		⑯	———	———	———	———	
	⑭×⑯		⑰	円	円	円	円	
	積立限度額（⑮と⑰のいずれか少ない方の金額）		⑱					
積立限度超過額（⑫－⑱）			⑲					円
本年末における特別修繕準備金の額（⑩＋⑫－⑲）（⑪に記載がある場合は、⑩－⑪）			⑳					

2　総収入金額に算入する額の計算

積立期間終了日の属する年の翌々年末における差引特別修繕準備金			㉑	円	円	円	円	円
年初現在の準備金額			㉒					
本年の総収入金額に算入する額	特別修繕費を支出した場合		㉓					
	積立期間終了から２年経過後５年間均等取崩しによる場合（㉑×$\frac{1}{5}$）		㉔					
	㉓及び㉔以外の場合		㉕					
本年分の必要経費に算入する額			㉖					
翌年繰越額（㉒－㉓－㉔－㉕＋㉖）			㉗					

3　平成23年12月改正法附則の規定による総収入金額に算入する額の計算

本年の総収入金額に算入する額の計算	平成25年1月1日における特別修繕準備金の金額	㉘	円	翌年への繰越額の計算	前年末における特別修繕準備金の金額	㉝	円
	$\frac{1}{4}$又は$\frac{1}{10}$	㉙	———				
	4年等均等取崩金額（㉘×㉙）	㉚	円		本年の総収入金額に算入する額（㉜）	㉞	
	同上以外の場合に総収入金額に算入する額	㉛					
	本年の総収入金額に算入する額（（㉚＋㉛）と㉝のうち少ない金額）	㉜			翌年繰越額（㉝－㉞）	㉟	

様式ID	NTA0KOB330010040

探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　探鉱準備金に関する明細書

(1)　探鉱準備金の積立額の計算の明細

取引基準	本年の鉱物の販売による収入金額		①	円
	取引基準による積立額（①×$\frac{12}{100}$）		②	
所得基準	本年の鉱物の販売による収入金額に係る採掘所得金額		③	
	租税特別措置法施行令第14条第4項の規定により控除する金額	前年以前各年の採掘損失金額の合計額	④	
		前年以前各年の採掘所得金額の合計額	⑤	
		（④－⑤（赤字のときは0））	⑥	
	差引採掘所得金額（③－⑥）		⑦	
	所得基準による積立額（⑦×$\frac{50}{100}$）		⑧	
探鉱準備金積立限度額（②又は⑧のうちいずれか少ない方の金額）			⑨	
本年積み立てた探鉱準備金の額			⑩	

(2)　探鉱準備金の取崩しに関する明細

積立年分	⑪ 当初の必要経費に算入した積立額	⑫ 年初の各年分の準備金額	⑬ ⑫のうち、本年中の任意取崩額	⑭ 総収入金額に算入される額（⑫－⑬）	⑮ 翌年繰越額
年分		円	円	円	
年分					円
年分					
年分					
年分					
年分					
年分					
本年分	円				
計			⑯		

2　新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

探鉱費等基準	本年中に支出した新鉱床探鉱費の額	⑰	円
	本年中の探鉱用機械設備の償却額	⑱	
	計（⑰＋⑱）	⑲	
準備金取崩基準	本年中の任意取崩額（⑯の金額）	⑳	
	総収入金額に算入される額（⑭の金額）	㉑	
	計（⑳＋㉑）	㉒	
所得基準	この特別控除額及び青色申告特別控除額を控除しないで計算した本年分の事業所得の金額	㉓	
本年分必要経費に算入される新鉱床探鉱費の額（⑲、㉒又は㉓のうちいずれか少ない方の金額）		㉔	

様式ID	NTA0KOB360010060

　　の特別償却に関する明細書

（　　年分）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

種類		①			
構造		②			
細目		③			
取得年月日		④	・　・	・　・	・　・
事業の用に供した日		⑤	・　・	・　・	・　・
取得価額 （償却保証額）		⑥	円 （　　）	円 （　　）	円 （　　）
償却の基礎となる金額		⑦			
耐用年数		⑧	年	年	年
償却方法		⑨			
償却率又は改定償却率		⑩			
償却期間		⑪	月 12	月 12	月 12
普通償却費	算出償却費	⑫	円	円	円
	増加償却費	⑬			
	計（⑫＋⑬）	⑭			
特別償却費	減価償却資産を事業の用に供した年	特別償却限度額	⑮	（　　％）	（　　％）	（　　％）
		必要経費に算入した特別償却費	⑯			
		翌年への繰越額（⑮－⑯）	⑰			
	減価償却資産を事業の用に供した年の翌年	前年からの繰越額（前年分の⑰）	⑱			
		必要経費に算入した特別償却費	⑲			
償却費合計額（⑭＋（⑯又は⑲））			⑳			
未償却残高			㉑			

様式ID	NTA0KOB435010030

高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

旧租税特別措置法第10条の2第1項各号の該当号		①	第　　号	第　　号	第　　号	第　　号	第　　号
資産区分	種類	②					
	構造、設備の種類又は区分	③					
	細目	④					
	取得年月日	⑤	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
	事業の用に供した年月日	⑥	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
取得価額又は製作価額		⑦	円	円	円	円	円

所得税額の特別控除額の計算

取得価額の合計額（⑦の合計）	⑧	円	
税額控除限度額（⑧ × $\frac{7}{100}$）	⑨		
調整前事業所得税額	⑩		
本年税額基準額（⑩ × $\frac{20}{100}$）	⑪		
本年税額控除可能額（⑨と⑪のうち少ない金額）	⑫	円	
調整前事業所得税額超過構成額	⑬		
所得税額の特別控除額（⑫ − ⑬）	⑭		

機械設備等の概要

様式ID	NTA0K0B996010040

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

促進区域		①					
承認地域経済牽引事業の内容		②					
資産区分	種類	③					
	構造、用途、設備の種類又は区分	④					
	細目	⑤					
	取得年月日	⑥	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
	承認地域経済牽引事業の用に供した年月日	⑦	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
取得価額又は製作価額		⑧	円	円	円	円	円

所得税額の特別控除額の計算

取得価額等の合計額（⑧の合計）	⑨	円	調整前事業所得税額	⑭	円
⑨のうち機械及び装置並びに器具及び備品に係る額	⑩		本年税額基準額（⑭×$\frac{20}{100}$）	⑮	
⑩のうち地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業の用に供したものに係る額	⑪		本年税額控除可能額（⑬と⑮のうち少ない額）	⑯	
⑪のうち地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼす事業の用に供したものに係る額	⑫		調整前事業所得税額超過構成額	⑰	
税額控除限度額（（⑩－⑪）×$\frac{4}{100}$＋（⑪－⑫）×$\frac{5}{100}$＋⑫×$\frac{6}{100}$＋（⑨－⑩）×$\frac{2}{100}$）	⑬		所得税額の特別控除額（⑯ － ⑰）	⑱	

機械設備等の概要

様式ID	NTA0K0B996010030

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

促進区域		①					
承認地域経済牽引事業の内容		②					
資産区分	種類	③					
	構造、設備の種類又は区分	④					
	細目	⑤					
	取得年月日	⑥	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
	承認地域経済牽引事業の用に供した年月日	⑦	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
取得価額又は製作価額		⑧	円	円	円	円	円

所得税額の特別控除額の計算

取得価額等の合計額（⑧の合計）	⑨	円	調整前事業所得税額	⑬	円
⑨のうち機械及び装置並びに器具及び備品に係る額	⑩		本年税額基準額（⑬×$\frac{20}{100}$）	⑭	
⑩のうち地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業の用に供したものに係る額	⑪		本年税額控除可能額（⑫と⑭のうち少ない額）	⑮	
税額控除限度額（（⑩－⑪）×$\frac{4}{100}$＋⑪×$\frac{5}{100}$＋（⑨－⑩）×$\frac{2}{100}$）	⑫		調整前事業所得税額超過構成額	⑯	
			所得税額の特別控除額（⑮ － ⑯）	⑰	

機械設備等の概要

様式ID	NTA0KOB993010050

地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

（　　年分）　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日		①	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
計画の区分及び事業実施地域		②	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型
資産区分	種類	③					
	構造又は区分	④					
	細目	⑤					
	取得年月日	⑥	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
	事業の用に供した年月日	⑦	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
取得価額		⑧	円	円	円	円	円

所得税額の特別控除額の計算					
取得価額の合計額（⑧の合計）	⑨	円	本年税額基準額（⑫×20／100）	⑬	円
同上のうち移転型計画に係る額	⑩		本年税額控除可能額（⑪と⑬のうち少ない金額）	⑭	
税額控除限度額（（⑨－⑩）×4/100＋⑩×7/100）	⑪		調整前事業所得税額超過構成額	⑮	
調整前事業所得税額	⑫		所得税額の特別控除額（⑭　－　⑮）	⑯	

建物等の概要

様式ID	NTA0K0B977010040

地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書
（令和６年分以降用）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する事項

認定年月日	①	・　・	新設特定業務施設の事業供用日	②	・　・	事業実施地域	

地方事業所基準雇用者数に係る本年税額控除額の計算

基準雇用者数（㉞）	③	人	移転型新規雇用者総数	⑭	人
地方事業所基準雇用者数	④		移転型特定非新規雇用者数	⑮	
調整地方事業所基準雇用者数（③と④のうち少ない数）	⑤	（マイナスのときは0）	移転型特定非新規雇用者基礎数（（⑬－⑭）と⑮のうち少ない数）	⑯	（マイナスのときは0）
特定新規雇用者数	⑥		対象移転型特定非新規雇用者基礎数（⑫と⑯のうち少ない数）	⑰	
特定新規雇用者基礎数（⑤と⑥のうち少ない数）	⑦		税額控除限度額（30万円×⑦＋20万円×（⑨＋⑫＋⑰））	⑱	円
移転型特定新規雇用者数	⑧		調整前事業所得税額	⑲	
移転型特定新規雇用者基礎数（⑦と⑧のうち少ない数）	⑨		本年税額基準額（⑲×$\frac{20}{100}$）	⑳	
新規雇用者総数	⑩				
特定非新規雇用者数	⑪		本年税額控除可能額（⑱と⑳のうち少ない金額）	㉑	
特定非新規雇用者基礎数（（⑤―⑩）と⑪のうち少ない数）	⑫	（マイナスのときは0）	調整前事業所得税額超過構成額	㉒	
移転型地方事業所基準雇用者数	⑬		本年税額控除額（㉑－㉒）	㉓	

地方事業所特別基準雇用者数に係る本年税額控除額の計算

基準年		年	本年税額控除可能額（㉕と㉖のうち少ない金額）	㉗	円
地方事業所特別基準雇用者数（㊵）	㉔	内　人	調整前事業所得税額超過構成額	㉘	
地方事業所特別税額控除限度額（40万円×（㉔－（㉔の内書））＋30万円×（㉔の内書））	㉕	円	本年税額控除額（㉗－㉘）	㉙	
差引本年税額基準額残額（⑳－㉑）	㉖		所得税額の特別控除額（㉓＋㉙）	㉚	

基準雇用者数に関する明細

適用年の12月31日における雇用者の数	適用年の前年12月31日における雇用者の数	㉜のうち適用年の12月31日において高年齢雇用者に該当する者の数	基準雇用者数（㉛－（㉜－㉝））
㉛	㉜	㉝	㉞
人	人	人	人

地方事業所特別基準雇用者数に関する明細

適用年	①が令和6年3月31日以前である場合	①が令和6年4月1日以後である場合		
	地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる地方事業所基準雇用者数	措法第10条の5第3項第16号イに掲げる数	措法第10条の5第3項第16号ロに掲げる数	地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる雇用者の数（㊲と㊳のうち少ない数）（マイナスのときは０）
㉟	㊱	㊲	㊳	㊴
令和　年	内　人	内　人	内　人	内　人
令和　年	内	内	内	内
令和　年	内	内	内	内
本年分	内	内	内	内

地方事業所特別基準雇用者数（（㊱の計と０のうち多い数）＋（㊴の計））	㊵	内　人

様式ID	NTAOKOB977010030

地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書
（令和５年分以降用）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する事項			
認定年月日 (変更の認定年月日)	・・ (　・・　)	事業実施地域	

地方事業所基準雇用者数に係る本年税額控除額の計算					
基準雇用者数 (㉟)	①	人	移転型地方事業所基準雇用者数	⑪	人
地方事業所基準雇用者数	②		移転型新規雇用者総数	⑫	
調整地方事業所基準雇用者数 (①と②のうち少ない数)	③		移転型特定非新規雇用者数	⑬	
特定新規雇用者数	④		移転型特定非新規雇用者基礎数 ((⑪－⑫) と⑬のうち少ない数)	⑭	(マイナスのときは0)
特定新規雇用者基礎数 (③と④のうち少ない数)	⑤	(マイナスのときは0)	対象移転型特定非新規雇用者基礎数 (⑩と⑭のうち少ない数)	⑮	
移転型特定新規雇用者数	⑥		税額控除限度額 (30万円×⑤＋20万円×(⑦＋⑩＋⑮))	⑯	円
移転型特定新規雇用者基礎数 (⑤と⑥のうち少ない数)	⑦		調整前事業所得税額	⑰	
新規雇用者総数	⑧		本年税額基準額 (⑰×$\frac{20}{100}$)	⑱	
特定非新規雇用者数	⑨		本年税額控除可能額 (⑯と⑱のうち少ない金額)	⑲	
特定非新規雇用者基礎数 ((③—⑧) と⑨のうち少ない数)	⑩	(マイナスのときは0)	調整前事業所得税額超過構成額	⑳	
			本年税額控除額 (⑲－⑳)	㉑	

地方事業所特別基準雇用者数に係る本年税額控除額の計算							
基準年		年		本年税額控除額の計算	地方事業所特別税額控除限度額 (40万円×(㉕－(㉕の内書)) ＋30万円×(㉕の内書))	㉖	円
地方事業所基準雇用者数の基礎となる地方事業所特別基準雇用者数	適用年	年	㉒ 内 人		差引本年税額基準額残額 (⑱－⑲)	㉗	
		年	㉓ 内		本年税額控除可能額 (㉖と㉗のうち少ない金額)	㉘	
		年	㉔ 内		調整前事業所得税額超過構成額	㉙	
地方事業所特別基準雇用者数 (㉒＋㉓＋㉔)			㉕ 内 (マイナスのときは0)		本年税額控除額 (㉘－㉙)	㉚	
所得税額の特別控除額 (㉑＋㉚)						㉛	

基準雇用者数に関する明細			
適用年の12月31日における雇用者の数	適用年の前年12月31日における雇用者の数	㉝のうち適用年の12月31日において高年齢雇用者に該当する者の数	基準雇用者数 (㉜－(㉝－㉞))
㉜	㉝	㉞	㉟
人	人	人	人

様式ID	NTA0KOB977010020

地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する事項

認定年月日 （変更の認定年月日）	・　・ （　・　・　）	事業実施地域	
		平成30年改正法附則第64条第2項の規定の適用の有無	有　・　無

地方事業所基準雇用者数に係る本年税額控除額の計算

基準雇用者数（付表「⑤の１」）	①	（マイナスの場合は0）　人	特例対象年分以外の年分の場合	特定新規雇用者基礎数（③と付表「⑥」のうち少ない数）	⑲		人
地方事業所基準雇用者数（付表「⑤の２」）	②	（マイナスの場合は0）		対象移転型特定新規雇用者数（⑲と付表「⑦」のうち少ない数）	⑳		
調整地方事業所基準雇用者数（①と②のうち少ない数）	③			非新規基準雇用者数（付表「⑫」）	㉑		
調整前事業所得税額	④	円		対象移転型非新規基準雇用者数（付表「⑬」）	㉒		
特例対象年分の場合 適用年の開始の日の前日における雇用者の数（付表「③の１」－付表「④の１」）	⑤	人		税額控除限度額 30万円×⑲＋20万円×（⑳＋㉑＋㉒）	㉓		円
基準雇用者割合（①÷⑤）	⑥			本年税額基準額（④×$\frac{20}{100}$）	㉔		
給与等支給額（付表「⑯」）	⑦	円		本年税額控除可能額（㉓と㉔のうち少ない金額）	㉕		
比較給与等支給額（付表「㉓」）	⑧			本年税額控除可能額（⑱又は㉕）	㉖		
特定新規雇用者基礎数（③と付表「⑥」のうち少ない数）	⑨	人		調整前事業所得税額超過構成額	㉗		
対象移転型特定新規雇用者数（⑨と付表「⑦」のうち少ない数）	⑩			本年税額控除額（㉖－㉗）	㉘		
対象非特定新規雇用者数及び非新規基準雇用者数の合計（付表「⑩」＋付表「⑫」）	⑪						
対象移転型非特定新規雇用者数及び対象移転型非新規基準雇用者数の合計（付表「⑪」＋付表「⑬」）	⑫						
税額控除限度額の計算 ⑥≧0.08 若しくは⑥≧0.1 又は⑤＝0の場合（60万円×⑨＋50万円×⑪）	⑬	円					
税額控除限度額の計算 0.05≦⑥＜0.08 の場合（30万円×（⑨＋⑩）＋20万円×（⑪＋⑫×1.5））	⑭						
税額控除限度額の計算 ⑥＜0.05 又は⑥＜0.1 の場合（30万円×⑨＋20万円×⑪）	⑮						
税額控除限度額の計算 税額控除限度額（⑬、⑭又は⑮）（⑦＜⑧の場合は０）	⑯						
本年税額基準額（④×$\frac{20}{100}$）	⑰						
本年税額控除可能額（⑯と⑰のうち少ない金額）	⑱						

地方事業所特別基準雇用者数に係る本年税額控除額の計算

基準年		年	本年税額控除額の計算	地方事業所特別税額控除限度額（（30万円又は40万円）×（㉜－（㉜の内書））＋（20万円又は30万円）×（㉜の内書））	㉝		円
地方事業所基準雇用者数の基礎となる地方事業所特別基準雇用者数 適用年		年	㉙	内　人		差引本年税額基準額残額（（⑰又は㉔）－㉖）	㉞		
		年	㉚	内		本年税額控除可能額（㉝と㉞のうち少ない金額）	㉟		
		年	㉛	内		調整前事業所得税額超過構成額	㊱		
地方事業所特別基準雇用者数（㉙＋㉚＋㉛）			㉜	（マイナスの場合は0） 内		本年税額控除額（㉟－㊱）	㊲		
所得税額の特別控除額（㉘＋㊲）							㊳		

様式ID	NTA0KOB977020020

基準雇用者数等、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書（付表）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

基準雇用者数等の計算に関する明細

		適用年の12月31日における雇用者の数	新規雇用者総数	適用年の前年の12月31日における雇用者の数	「３」のうち適用年の12月31日において高年齢雇用者に該当する者の数	基準雇用者数（①－（③－④））
		①	②	③	④	⑤
全体	1	人		人	人	人
特定業務施設	2		内　人			
同上のうち移転型計画に係る特定業務施設	3		内			

特定新規雇用者数等の計算

特定新規雇用者数（②の２の内書）	⑥	人
移転型特定新規雇用者数（②の３の内書）	⑦	
調整新規雇用者総数（「②の２」と本表「③」のうち少ない数）	⑧	
調整新規雇用者総数の４０％相当数（⑧×$\frac{40}{100}$）	⑨	（小数点以下切捨て）
対象非特定新規雇用者数（（⑧－⑥）と⑨のうち少ない数）	⑩	（マイナスの場合は０）
対象移転型非特定新規雇用者数（（「②の３」－⑦）と⑩のうち少ない数）	⑪	
非新規基準雇用者数（本表「③」－（⑧又は「②の２」））	⑫	（マイナスの場合は０）
対象移転型非新規基準雇用者数（（「⑤の３」－「②の３」）と⑫のうち少ない数）	⑬	（マイナスの場合は０）

給与等支給額の計算に関する明細

適用年における給与等の支給額	⑭	円
同上のうち適用年の12月31日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額	⑮	
給与等支給額（⑭－⑮）	⑯	

比較給与等支給額の計算に関する明細

適用年の前年分	給与等の支給額	⑱のうち適用年の12月31日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額	差引（⑱－⑲）	12／事業を営んでいた期間の月数	改訂給与等の支給額（⑳×㉑）
⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒
年分	円	円	円	12	円

比較給与等支給額（㉒＋（㉒×本表「⑥」）×$\frac{20\text{又は}30}{100}$）	㉓	

様式ID	NTA0KOB985010040

特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

経営の改善に関する指導及び助言を受けた認定経営革新等支援機関等の名称		①					
事業名		②					
資産区分	種類	③					
	設備の名称	④					
	取得年月日	⑤	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	指定事業の用に供した年月日	⑥	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額又は製作価額		⑦	円	円	円	円	円

所得税額の特別控除額の計算

本年分	取得価額の合計額（⑦の合計）	⑧	円	前年繰越分	差引本年税額基準額残額（⑪－⑫）	⑮	円
	税額控除限度額（⑧×７／100）	⑨			繰越税額控除限度超過額（㉑の「　　年分」）	⑯	
	調整前事業所得税額	⑩			同上のうち本年繰越税額控除可能額（⑮と⑯のうち少ない金額）	⑰	
	本年税額基準額（⑩×20／100）	⑪			所得税額超過構成額	⑱	
	本年税額控除可能額（⑨と⑪のうち少ない金額）	⑫			本年繰越税額控除額（⑰－⑱）	⑲	
	所得税額超過構成額	⑬		所得税額の特別控除額（⑭＋⑲）		⑳	
	本年税額控除額（⑫－⑬）	⑭					

翌年繰越税額控除限度超過額の計算

年分	前年繰越額又は本年税額控除限度額 ㉑	本年控除可能額等 ㉒	翌年繰越額（㉑－㉒） ㉓
年分（前年分）	円	（⑰の金額）　円	
本年分	（⑨の金額）	（⑫の金額）	外　円
合計			

設備の概要

様式ID	NTA0KOB995010010

特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業種目		①					
資産区分	種類	②					
	設備等の種類又は区分	③					
	細目	④					
	取得年月日	⑤	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
	指定事業の用に供した年月日	⑥	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
取得価額又は製作価額		⑦	円	円	円	円	円

所得税額の特別控除額の計算

取得価額の合計額（⑦の合計）	⑧	円	前年繰越分	差引本年税額基準額残額（⑪－⑫）	⑮	円
税額控除限度額（⑧×10／100）	⑨			繰越税額控除限度超過額（㉑の「　　年分」）	⑯	
調整前事業所得税額	⑩			同上のうち本年繰越税額控除可能額（⑮と⑯のうち少ない金額）	⑰	
本年税額基準額（⑩×20／100）	⑪			調整前事業所得税額超過構成額	⑱	
本年税額控除可能額（⑨と⑪のうち少ない金額）	⑫			本年繰越税額控除額（⑰－⑱）	⑲	
所得税額超過構成額	⑬					
本年税額控除額（⑫－⑬）	⑭		所得税額の特別控除額（⑭＋⑲）		⑳	

翌年繰越税額控除限度超過額の計算

年分	前年繰越額又は本年税額控除限度額	本年控除可能額	翌年繰越額（㉑－㉒）
	㉑	㉒	㉓
年分（前年分）	円	（⑰の金額）　円	
本年分	（⑨の金額）	（⑫の金額）	外　円
合計			

機械設備等の概要

様式ID	NTA0K0B978010040

給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

（令和７年分以降用）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

雇用者給与等支給額（付表１④）		①	円	税額控除限度額等の計算	第１項適用の場合	⑪≧４％の場合 0.05、0.1又は0.15	⑳	
比較雇用者給与等支給額（付表１⑪）		②				⑮≧10%又は⑫＝⑭＞０の場合で、かつ、⑯≧0.05%の場合 0.05	㉑	
雇用者給与等支給増加額（①－②）		③	（マイナスのときは0）			プラチナくるみん又はプラチナえるぼしを取得している場合 0.05	㉒	
雇用者給与等支給増加割合（③÷②）（②＝０の場合は０）		④				税額控除限度額（⑲×（0.1＋⑳＋㉑＋㉒））（⑪＜0.03の場合は０）	㉓	円
増加額の計算 調整雇用者給与等支給	調整雇用者給与等支給額（付表１⑤）	⑤	円		第２項適用の場合	⑪≧４％の場合 0.15	㉔	
	調整比較雇用者給与等支給額（付表１⑫）	⑥				⑮≧10%又は⑫＝⑭＞０の場合で、かつ、⑯≧0.05%の場合 0.05	㉕	
	調整雇用者給与等支給増加額（⑤－⑥）	⑦	（マイナスのときは0）			プラチナくるみん又はえるぼし３段階目以上を取得している場合 0.05	㉖	
継続雇用者給与等支給増加割合の計算	継続雇用者給与等支給額（付表１「⑲の１」）	⑧				特定税額控除限度額（⑲×（0.1＋㉔＋㉕＋㉖））（⑪＜0.03の場合は０）	㉗	円
	継続雇用者比較給与等支給額（付表１「⑲の２」）	⑨			第３項適用の場合	④≧2.5%の場合 0.15	㉘	
	継続雇用者給与等支給増加額（⑧－⑨）	⑩	（マイナスのときは0）			⑮≧５％又は⑫＝⑭＞０の場合で、かつ、⑯≧0.05%の場合 0.1	㉙	
	継続雇用者給与等支給増加割合（⑩÷⑨）（⑨＝０の場合は０）	⑪				くるみん又はえるぼし２段階目以上を取得している場合 0.05	㉚	
教育訓練費増加割合の計算	教育訓練費の額	⑫	円			中小事業者等税額控除限度額（⑲×（0.15＋㉘＋㉙＋㉚））（④＜0.015の場合は０）	㉛	円
	比較教育訓練費の額（付表１㉓）	⑬		所得税額の特別控除額の計算	調整前事業所得税額		㉜	
	教育訓練費増加額（⑫－⑬）	⑭	（マイナスのときは0）		本年税額基準額（㉜×20/100）		㉝	
	教育訓練費増加割合（⑭÷⑬）（⑬＝０の場合は０）	⑮			本年税額控除可能額（（㉓、㉗又は㉛）と㉝のうち少ない金額）		㉞	
雇用者給与等支給額比教育訓練費割合（⑫÷①）		⑯			調整前事業所得税額超過構成額		㉟	
控除対象雇用者給与等支給増加額（③と⑦のうち少ない金額）		⑰	円		本年税額控除額（㉞－㉟）		㊱	
雇用者給与等支給増加重複控除額（付表２⑫）		⑱			前年繰越分	差引本年税額基準額残額（㉝－㉞）	㊲	
差引控除対象雇用者給与等支給増加額（⑰－⑱）		⑲	（マイナスのときは0）			繰越税額控除限度超過額（付表１㉔の計）	㊳	
						同上のうち本年繰越税額控除可能額（㊲と㊳のうち少ない金額）（①≦②又は②＝０の場合は０）	㊴	
						調整前所得税額超過構成額	㊵	
						本年繰越税額控除額（㊴－㊵）	㊶	
					所得税額の特別控除額（㊱＋㊶）		㊷	

様式ID	NTA0K0B978020040

給与等支給額及び比較教育訓練費の額及び翌年繰越税額控除限度超過額の計算に関する明細書（付表１）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

雇用者給与等支給額及び調整雇用者給与等支給額の計算				
国内雇用者に対する給与等の支給額	①の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	②のうち雇用安定助成金額	雇用者給与等支給額（①－②＋③）	調整雇用者給与等支給額（①－②）
①	②	③	④	⑤
円	円	円	（マイナスのときは０）　円	（マイナスのときは０）　円

比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算				
適用年の前年分	国内雇用者に対する給与等の支給額	⑦の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	⑧のうち雇用安定助成金額	12／⑥の月数
⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
年分	円	円	円	12

比較雇用者給与等支給額（(⑦－⑧＋⑨)×⑩）	⑪	（マイナスのときは０）　円	
調整比較雇用者給与等支給額（(⑦－⑧)×⑩）	⑫	（マイナスのときは０）	

継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算			
		継続雇用者給与等支給額の計算	継続雇用者比較給与等支給額の計算
		適用年	適用年の前年分
		1	2
年分	⑬		年分
継続雇用者に対する給与等の支給額	⑭	円	円
同上の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	⑮		
同上のうち雇用安定助成金額	⑯		
差引（⑭－⑮＋⑯）	⑰		
12／「⑬の２」の月数	⑱		12
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額（⑰又は（⑰×⑱））	⑲		円

比較教育訓練費の額の計算			
適用年の前年分	教育訓練費の額	12／⑳の月数	比較教育訓練費の額（㉑×㉒）
⑳	㉑	㉒	㉓
年分	円	12	円

翌年繰越税額控除限度超過額の計算			
年	前年繰越額又は本年税額控除限度額	本年控除可能額	翌年繰越額（㉔－㉕）
	㉔	㉕	㉖
			外　円
			外
			外
			外
計			
本年分			外
合計			

様式ID	NTAOKOB978030040

雇用者給与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書（付表２）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

調整雇用者給与等支給額	①	円	控除対象調整数の計算	移転型地方事業所基準雇用者数	⑥	人
適用年の12月31日における雇用者の数	②	人		移転型特定新規雇用者基礎数	⑦	
				対象移転型特定非新規雇用者基礎数	⑧	
調整地方事業所基準雇用者数	③			控除対象調整数 （⑥－⑦－⑧）	⑨	（マイナスのときは0）
特定新規雇用者基礎数	④		控除対象者数 （③と（④+⑤+⑨）のうち少ない数）		⑩	
			雇用者給与等支給増加重複基準額 （（①÷②）×　⑩）		⑪	円
特定非新規雇用者基礎数	⑤		雇用者給与等支給増加重複控除額 （　⑪　×　$\frac{20}{100}$　）		⑫	

様式ID	NTA0KOB978010030

国内新規雇用者に対する給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書
（令和４年分以降用）

（　　年分）　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

国内新規雇用者に対する給与等支給額（㉔のA）－（㉔のB）		①	（マイナスのときは0）　円	雇用者給与等支給増加重複控除額（付表⑫）		⑬	円
調整雇用者給与等支給額（㉓のA）－（㉓のB）		②	（マイナスのときは0）	雇用者給与等支給増加額（①と④のうち少ない金額）－⑬		⑭	（マイナスのときは0）
調整比較雇用者給与等支給額（㉛）		③		所得税額の特別控除額の計算	税額控除限度額の計算 ⑫≧0.2 又は⑨＝⑪＞0の場合（⑭×20/100）	⑮	
調整雇用者給与等支給増加額（②－③）		④	（マイナスのときは0）				
新規雇用者給与等支給増加割合の計算	新規雇用者給与等支給額（㉕のA）－（㉕のB）＋（㉕のC）	⑤			同上以外の場合（⑭×15/100）	⑯	
	新規雇用者比較給与等支給額（㉜）	⑥					
	新規雇用者給与等支給増加額（⑤－⑥）	⑦	（マイナスのときは0）		税額控除限度額（⑮又は⑯）（⑧＜0.02の場合は0）	⑰	
	新規雇用者給与等支給増加割合（⑦÷⑥）（⑥＝0の場合は0）	⑧					
教育訓練費増加割合の計算	教育訓練費の額	⑨	円		調整前事業所得税額	⑱	
	比較教育訓練費の額（㊱）	⑩			本年税額基準額（⑱×20/100）	⑲	
	教育訓練費増加額（⑨－⑩）	⑪	（マイナスのときは0）		本年税額控除可能額（⑰と⑲のうち少ない金額）	⑳	
	教育訓練費増加割合（⑪÷⑩）（⑩＝0の場合は0）	⑫			調整前事業所得税額超過構成額	㉑	
					所得税額の特別控除額（⑳－㉑）	㉒	

国内新規雇用者に対する給与等の支給額、調整雇用者給与等支給額及び新規雇用者給与等支給額の明細

		給与等の支給額 A	Aの給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額 B	Bのうち雇用安定助成金額 C
国内雇用者に対する給与等の支給額	㉓			
同上のうち国内新規雇用者に係る金額	㉔			
同上のうち一般被保険者に係る金額	㉕			

調整比較雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額の計算

適用年の前年分	㉖	年分	12／㉖の月数	㉗ 12

		給与等の支給額 A	Aの給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額 B	Bのうち雇用安定助成金額 C
国内雇用者に対する給与等の支給額	㉘			
同上のうち国内新規雇用者に係る金額	㉙			
同上のうち一般被保険者に係る金額	㉚			

調整比較雇用者給与等支給額（（㉘のA）－（㉘のB））×㉗	㉛	（マイナスのときは0）
新規雇用者比較給与等支給額（（㉚のA）－（㉚のB）＋（㉚のC））×㉗	㉜	（マイナスのときは0）

比較教育訓練費の額の計算

適用年の前年分	教育訓練費の額	12／㉝の月数	比較教育訓練費の額（㉞×㉟）
㉝	㉞	㉟	㊱
年分	円	12	円

様式ID	NTA0KOB979010020

中小事業者の給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書
（令和４年分以降用）

（　　年分）

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

雇用者給与等支給額（㉕）		①	円	雇用者給与等支給増加重複控除額（付表㉕）		⑫	円
比較雇用者給与等支給額（㉜）		②		差引控除対象雇用者給与等支給増加額（③と⑦のうち少ない金額）－⑫		⑬	（マイナスのときは0）
雇用者給与等支給増加額（①－②）		③	（マイナスのときは0）	所得税額の特別控除額の計算	中小事業者税額控除限度額の計算 ④≧0.025の場合において、⑪≧0.1 若しくは⑧＝⑩＞０のとき又は経営力向上要件を満たすとき（⑬×25/100）	⑭	
雇用者給与等支給増加割合（③÷②）（②＝０の場合は０）		④			同上以外の場合（⑬×15/100）（④＜0.015の場合は０）	⑮	
調整雇用者給与等支給増加額の計算	調整雇用者給与等支給額（㉖）	⑤			中小事業者税額控除限度額（⑭又は⑮）	⑯	
	調整比較雇用者給与等支給額（㉝）	⑥			調整前事業所得税額	⑰	
	調整雇用者給与等支給増加割合（⑤－⑥）（⑤＝０の場合は０）	⑦	（マイナスのときは0）		本年税額基準額（⑰×20/100）	⑱	
教育訓練費増加割合計算	教育訓練費の額	⑧	円		本年税額控除可能額（⑯と⑱のうち少ない金額）	⑲	
	比較教育訓練費の額（㊲）	⑨			調整前事業所得税額超過構成額	⑳	
	教育訓練費増加額（⑧－⑨）	⑩	（マイナスのときは0）		所得税額の特別控除額（⑲－⑳）	㉑	
	教育訓練費増加割合（⑩÷⑨）（⑨＝０の場合は０）	⑪					

雇用者給与等支給額及び調整雇用者給与等支給額の計算

国内雇用者に対する給与等の支給額	㉒の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	㉓のうち雇用安定助成金額	雇用者給与等支給額（㉒－㉓＋㉔）	調整雇用者給与等支給額（㉒－㉓）
㉒	㉓	㉔	㉕	㉖
円	円	円	（マイナスのときは０）　円	（マイナスのときは０）　円

比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算

適用年の前年分	国内雇用者に対する給与等の支給額	㉘の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	㉙のうち雇用安定助成金額	12／㉗の月数
㉗	㉘	㉙	㉚	㉛
年分	円	円	円	12

比較雇用者給与等支給額（（㉘－㉙＋㉚）×㉛）	㉜	（マイナスのときは０）　円
調整比較雇用者給与等支給額（（㉘－㉙）×㉛）	㉝	（マイナスのときは０）

比較教育訓練費の額の計算

適用年の前年分	教育訓練費の額	12／㉞の月数	比較教育訓練費の額（㉟×㊱）
㉞	㉟	㊱	㊲
年分	円	12	円

様式ID	NTA0KOB978020030

雇用者給与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書（付表）
（令和４年分以降用）

（　　年分）

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

旧措法第10条の５の４第１項の規定の適用を受ける場合

調整雇用者給与等支給額	①	円	控除対象調整数の計算	対象移転型特定新規雇用者総数	⑥	人
適用年の12月31日における雇用者の数	②	人		対象移転型非特定新規雇用者数	⑦	
調整地方事業所基準雇用者数	③			対象移転型非新規基準雇用者数	⑧	
				控除対象調整数（⑥－⑦－⑧）	⑨	（マイナスのときは0）
特定新規雇用者基礎数	④			控除対象者数（③と（④＋⑤＋⑨）のうち少ない数）	⑩	
				雇用者給与等支給増加重複基準額（（①÷②）×⑩）	⑪	円
対象非特定新規雇用者数	⑤			雇用者給与等支給増加重複控除額（⑪×$\frac{20}{100}$）	⑫	

旧措法第10条の５の４第２項の規定の適用を受ける場合

調整雇用者給与等支給額	⑬	円	控除対象調整数の計算	移転型地方事業所基準雇用者数	⑱	人
適用年の12月31日における雇用者の数	⑭	人		対象移転型特定新規雇用者数	⑲	
調整地方事業所基準雇用者数	⑮			対象移転型非特定新規雇用者数	⑳	
				対象移転型非新規基準雇用者数	㉑	
				控除対象調整数（⑱－⑲－⑳－㉑）	㉒	（マイナスのときは0）
特定新規雇用者基礎数	⑯			控除対象者数（⑮と（⑯＋⑰＋㉒）のうち少ない数）	㉓	
				雇用者給与等支給増加重複基準額（（⑬÷⑭）×㉓）	㉔	円
対象非特定新規雇用者数及び非新規基準雇用者数の合計	⑰			雇用者給与等支給増加重複控除額（㉔×$\frac{20}{100}$）	㉕	

様式ID	NTAOKOB850010150

所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書

納税地

（　　年分）　　氏　名

調整前事業所得税額超過額の計算

本年税額控除可能額	①	(㉙のA)　円	所得税の額から控除される特別控除額（①と③のうち少ない金額）	④	円
本年分の調整前事業所得税額	②		調整前事業所得税額超過額（①－④）	⑤	
本年税額基準額 ②×90/100	③				

調整前事業所得税額超過構成額の明細

措法第10条の6第1項各号の該当号	年分			本年税額控除可能額 A	調整前事業所得税額超過構成額 B
第1号又は第2号	本年分		⑥	円	円
第3号	本年分		⑦		
第4号	前年繰越分	令和　年分	⑧		
	本年分		⑨		
第5号	本年分		⑩		
第6号	本年分		⑪		
第7号	本年分		⑫		
			⑬		
第8号	前年繰越分	令和　年分	⑭		
	本年分		⑮		
第9号	前年繰越分	令和　年分	⑯		
	本年分		⑰		
令6旧第10号	本年分		⑱		
第10号	本年分		⑲		
令6旧第11号	本年分		⑳		
			㉑		
第11号					
震災特例法第10条第3項若しくは第4項、第10条の2第3項若しくは第4項又は第10条の2の2第3項若しくは第4項	前年繰越分	令和　年分	㉒		
		令和　年分	㉓		
		令和　年分	㉔		
		令和　年分	㉕		
		計	㉖		
	本年分		㉗		
震災特例法第10条の3第1項、第10条の3の2第1項又は第10条の3の3第1項	本年分		㉘		
合計			㉙		(⑤の金額)

様式ID	NTA0K0B850010140

所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

調整前事業所得税額超過額の計算

本年税額控除可能額	①	(㉙のA)　円	所得税の額から控除される特別控除額（①と③のうち少ない金額）	④	円
本年分の調整前事業所得税額	②		調整前事業所得税額超過額（①−④）	⑤	
本年税額基準額 ②×90/100	③				

調整前事業所得税額超過構成額の明細

措法第10条の6第1項各号の該当号	年分			本年税額控除可能額 A	調整前事業所得税額超過構成額 B
第1号又は第2号	本年分		⑥	円	円
第3号	本年分		⑦		
第4号	前年繰越分	年分	⑧		
	本年分		⑨		
第5号	本年分		⑩		
第6号	本年分		⑪		
第7号	本年分		⑫		
			⑬		
第8号	前年繰越分	年分	⑭		
	本年分		⑮		
第9号	本年分		⑯		
第10号	本年分		⑰		
第11号	本年分		⑱		
第12号	本年分		⑲		
			⑳		
			㉑		
第13号					
震災特例法第10条第3項若しくは第4項、第10条の2第3項若しくは第4項又は第10条の2の2第3項若しくは第4項	前年繰越分	年分	㉒		
		年分	㉓		
		年分	㉔		
		年分	㉕		
		計	㉖		
	本年分		㉗		
震災特例法第10条の3第1項、第10条の3の2第1項又は第10条の3の3第1項	本年分		㉘		
合計			㉙		(⑤の金額)

様式ID	NTA0KOB850010130

所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

調整前事業所得税額超過額の計算

本年税額控除可能額	①	（㉝のA）　円	所得税の額から控除される特別控除額（①と③のうち少ない金額）	④	円
本年分の調整前事業所得税額	②		調整前事業所得税額超過額（①－④）	⑤	
本年税額基準額 ②×90/100	③				

調整前事業所得税額超過構成額の明細

措法第10条の6第1項各号の該当号	年分			本年税額控除可能額 A	調整前事業所得税額超過構成額 B
第1号又は第2号	本年分		⑥	円	円
第3号	本年分		⑦		
令3旧第4号	本年分		⑧		
第4号	前年繰越分	年分	⑨		
	本年分		⑩		
第5号	本年分		⑪		
第6号	本年分		⑫		
第7号	本年分		⑬		
			⑭		
第8号	前年繰越分	年分	⑮		
	本年分		⑯		
令3旧第9号	前年繰越分	年分	⑰		
	本年分		⑱		
第9号	本年分		⑲		
第10号	本年分		⑳		
第11号	本年分		㉑		
第12号	本年分		㉒		
			㉓		
			㉔		
令2旧第13号	本年分		㉕		
第13号					
震災特例法第10条第3項若しくは第4項、第10条の2第3項若しくは第4項又は第10条の2の2第3項若しくは第4項	前年繰越分	年分	㉖		
		年分	㉗		
		年分	㉘		
		年分	㉙		
		計	㉚		
	本年分		㉛		
震災特例法第10条の3第1項、第10条の3の2第1項又は第10条の3の3第1項	本年分		㉜		
合計			㉝		（⑤の金額）

様式ID	NTA0K0B440010050

特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金に関する明細書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

特定廃棄物最終処分場の所在地		①	
特定廃棄物最終処分場の名称		②	
本年の準備金積立額		③	円
積立限度額の計算	本年中に独立行政法人環境再生保全機構に積み立てた維持管理積立金の額	④	円
	積立限度額 ④×100/100	⑤	
	本年必要経費に算入する特定災害防止準備金の額（③と⑤のいずれか少ない方の金額）	⑥	
翌年への繰越額の計算	年初の特定災害防止準備金の額	⑦	
	本年総収入金額算入額 維持管理積立金の取戻しをした場合の総収入金額算入額	⑧	
	本年総収入金額算入額 ⑧以外の場合による総収入金額算入額	⑨	
	本年総収入金額算入額 計（⑧＋⑨）	⑩	
	年末の特定災害防止準備金の額（⑦－⑩＋⑥）	⑪	

様式ID	NTA0KOB440010040

特定災害防止準備金に関する明細書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

岩石採取場、廃棄物最終処分場又は露天石炭採掘場の所在地			①	
採取、最終処分又は採掘の期間			②	・　・ ・　・
積立限度額基準	石炭採掘災害防止費用の見積額のうち本年に係る額 採石災害防止費用、最終処分災害防止費用又は露天	採石災害防止費用、最終処分災害防止費用又は露天石炭採掘災害防止費用の見積額	③	円
		③のうち本年に係る額 $\left(③\times\frac{\text{本年の採取、最終処分又は採掘の期間の月数}}{\text{採取、最終処分又は採掘の期間の月数}}\right)$	④	
		本年の採取数量、最終処分数量又は採掘数量	⑤	
		採取予定数量、最終処分予定数量又は採掘予定数量	⑥	
		③のうち本年に係る額 $\left(③\times\frac{⑤}{⑥}\right)$	⑦	円
	信託財産の本年増加額	本年末の岩石採取場、廃棄物最終処分場又は露天石炭採掘場に係る信託財産の額	⑧	
		前年末の岩石採取場、廃棄物最終処分場又は露天石炭採掘場に係る信託財産の額	⑨	
		差引金額　(⑧－⑨)	⑩	
	積立限度額 （(④又は⑦)と⑩のいずれか少ない方の金額）		⑪	
累積限度額基準	累積限度額 (③と⑧のいずれか少ない方の金額)		⑫	
	本年末における前年から繰り越された特定災害防止準備金の額 （前年の㉑）		⑬	
	差引金額　(⑫－⑬)		⑭	（赤字のときは０）
本年分特定災害防止準備金積立限度額 (⑪と⑭のいずれか少ない方の金額)			⑮	
本年必要経費に算入する特定災害防止準備金の額 (⑮以下の金額)			⑯	
翌年への繰越額の計算	年初の特定災害防止準備金の額 （前年の㉑）		⑰	
	本金年額総算収入入額	採石災害防止費用、最終処分災害防止費用又は露天石炭採掘災害防止費用を支出した場合の当該支出額	⑱	
		⑱以外の場合による総収入金額算入額	⑲	
		計 (⑱＋⑲)	⑳	
	年末の特定災害防止準備金の額		㉑	

様式ID	NTA0KOB986010010

岩石採取場及び露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金に関する明細書

（　　年分）　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

岩石採取場又は露天石炭採掘場の所在地			①	
採取又は採掘の期間			②	・　・ ・　・
本年総収入金額算入額の計算	採石災害防止費用又は露天石炭採掘災害防止費用を支出した場合の総収入金額算入額		③	円
	③以外の場合による総収入金額算入額		④	
	計 (③＋④)		⑤	
翌年への繰越額の計算	年初の特定災害防止準備金の金額		⑥	
	差引特定災害防止準備金の金額 (⑥－⑤)		⑦	
	累積限度超過額の計算	累積限度額 採石災害防止費用又は露天石炭採掘災害防止費用の見積額	⑧	
		累積限度額 岩石採取場又は露天石炭採掘場に係る信託財産の額	⑨	
		累積限度額 (⑧と⑨のうち少ない金額)	⑩	
		累積限度超過額 (⑦－⑩)	⑪	
	年末の特定災害防止準備金の金額 (⑦－⑪)		⑫	

（平成25年分以降用）

様式ID	NTA0KOB999010010

革新的情報産業活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

革新的情報産業活用設備の名称		①					
資産区分	種類	②					
	設備の種類又は区分	③					
	細目	④					
	取得年月日	⑤	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
	事業の用に供した年月日	⑥	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
取得価額又は製作価額		⑦	円	円	円	円	円

所得税額の特別控除額の計算

取得価額の合計額（⑦の合計）	⑧	円	調整前事業所得税額	⑯	円
継続雇用者給与等支給額（㉔のA）	⑨		本年税額基準額（⑯ × 20又は15/100）	⑰	
継続雇用者比較給与等支給額（㉔のB）	⑩				
継続雇用者給与等支給増加額（⑨－⑩）（マイナスの場合は０）	⑪		本年税額控除可能額（⑮と⑰のうち少ない金額）	⑱	
継続雇用者給与等支給増加割合 ⑪÷⑩（⑩＝０の場合は０）	⑫				
税額控除限度額の計算 ⑫ ≧ 3% の場合 ⑧×5/100	⑬		調整前事業所得税額超過構成額	⑲	
税額控除限度額の計算 ⑫ ＜ 3% の場合 ⑧×3/100	⑭		所得税額の特別控除額（⑱－⑲）	⑳	
税額控除限度額の計算 税額控除限度額（⑬又は⑭）	⑮				

継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算

		継続雇用者給与等支給額の計算	継続雇用者比較給与等支給額の計算
		A適用年	B適用年の前年
雇用者給与等支給額	㉑	円	円
同上のうち継続雇用者に係る金額	㉒		
12／Bの月数	㉓		
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額（㉒又は㉒×㉓）	㉔		

設備の概要

様式ID	NTA0KOB974010030

認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業種目		①					
資産区分	種類	②					
	構造、用途、設備の種類又は区分	③					
	細目	④					
	取得年月日	⑤	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
	事業の用に供した年月日	⑥	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
取得価額又は製作価額		⑦	円	円	円	円	円

所得税額の特別控除額の計算

⑦のうち⑥が令和４年３月31日以前であるものに係る額の合計額	⑧	円	税額控除限度額（(⑧＋(⑨－⑩))×15/100+(⑩+(⑪-⑫))×9/100+⑫×5/100+⑬×3/100）	⑭	円
⑦のうち⑥が令和４年４月１日から令和５年３月31日までの間であるものに係る額の合計額	⑨		調整前事業所得税額	⑮	
同上のうち条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備に係る額の合計額	⑩		本年税額基準額（⑮×20/100）	⑯	
⑦のうち⑥が令和５年４月１日から令和６年３月31日までの間であるものに係る額の合計額	⑪		本年税額控除可能額（⑭と⑯のうち少ない金額）	⑰	
同上のうち条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備に係る額の合計額	⑫		調整前事業所得税額超過構成額	⑱	
⑦のうち⑥が令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間であるものに係る額の合計額	⑬		所得税額の特別控除額（⑰－⑱）	⑲	

機械設備等の概要

様式ID	NTA0K0B973010020

情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出した場合又は生産工程効率化等設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

租税特別措置法旧第10条の5の6第7項若しくは第8項又は同法第10条の5の5第3項の該当項			①	第　項	第　項	第　項	第　項	第　項
事業適応計画の認定を受けた日			②	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
事業種目			③					
情報技術事業適応設備の明細	工程効率化等設備の明細及び生産	資産区分	種類	④					
			構造、用途、設備の種類又は区分	⑤					
			細目	⑥					
			取得年月日	⑦	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
			事業の用に供した年月日	⑧	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
		取得価額又は製作価額		⑨	円	円	円	円	円
	資産の明細	支出年月日		⑩	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
	事業適応繰延	支出した金額		⑪	円	円	円	円	円

所得税額の特別控除額の計算

調整前事業所得税額			⑫	円	生産工程効率化等設備	取得価額の合計額（⑨のうち生産工程効率化等設備に係る額の合計額）	㉗	円
情報技術事業適応設備	取得価額の合計額（⑨のうち情報技術事業適応設備に係る額の合計額）		⑬			中小事業者	㉗のうち中小事業者に係る額	㉘	
	⑬のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応の用に供するものに係る額		⑭				㉘のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものに係る額	㉙	
	税額控除限度額 〔(⑬－⑭)×3/100＋⑭×5/100〕		⑮				税額控除限度額基準額 〔(㉘－㉙)×10/100＋㉙×14/100〕	㉚	
	本年税額基準額 〔⑫×20/100〕		⑯			中小事業者以外の個人	㉗のうち中小事業者以外の個人に係る額	㉛	
	本年税額控除可能額（⑮と⑯のうち少ない金額）		⑰				㉛のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものに係る額	㉜	
	調整前事業所得税額超過構成額		⑱				税額控除限度額基準額 〔(㉛－㉜)×5/100＋㉜×10/100〕	㉝	
	本年税額控除額（⑰－⑱）		⑲			生産工程効率化等設備税額控除限度額（㉚＋㉝）		㉞	
事業適応繰延資産	支出した金額の合計額（⑪の合計）		⑳			本年税額基準額残額 〔⑫×20/100－⑰－㉔〕		㉟	
	⑳のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用の額		㉑			設備	本年税額控除可能額（㉞と㉟のうち少ない金額）	㊱	
	繰延資産税額控除限度額 〔(⑳－㉑)×3/100＋㉑×5/100〕		㉒				調整前事業所得税額超過構成額	㊲	
	本年税額基準額残額 〔⑫×20/100－⑰〕		㉓				本年税額控除額（㊱－㊲）	㊳	
	本年税額控除可能額（㉒と㉓のうち少ない金額）		㉔			所得税額の特別控除額（⑲＋㉖＋㊳）		㊴	
	調整前事業所得税額超過構成額		㉕						
	本年税額控除額（㉔－㉕）		㉖						

機械設備等の概要

様式ID	NTA0KOB973010010

事業適応設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

租税特別措置法第１０条の５の６第７項から第９項までの該当項			①	第　　項	第　　項	第　　項	第　　項	第　　項
情報技術事業適応設備及び生産工程効率化等設備等の明細	事業種目		②					
	資産区分	種類	③					
		構造、用途、設備の種類又は区分	④					
		細目	⑤					
		取得年月日	⑥	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
		事業の用に供した年月日	⑦	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
	取得価額又は製作価額		⑧	円	円	円	円	円
事業適応繰延資産の明細	支出年月日		⑨	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
	支出した金額		⑩	円	円	円	円	円

所得税額の特別控除額の計算

調整前事業所得税額		⑪	円	事業適応繰延資産	本年税額控除可能額（㉑と㉒のうち少ない金額）	㉓	円
情報技術事業適応設備	取得価額の合計額（⑧のうち情報技術事業適応設備に係る額の合計額）	⑫			調整前事業所得税額超過構成額	㉔	
	⑫のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応の用に供するものに係る額	⑬			本年税額控除額（㉓－㉔）	㉕	
	税額控除限度額〔(⑫－⑬)×$\frac{3}{100}$＋⑬×$\frac{5}{100}$〕	⑭		生産工程効率化等設備等	取得価額の合計額（⑧のうち生産工程効率化等設備等に係る額の合計額）	㉖	
	本年税額基準額〔⑪×$\frac{20}{100}$〕	⑮			㉖のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものに係る額	㉗	
	本年税額控除可能額（⑭と⑮のうち少ない金額）	⑯			生産工程効率化等設備等税額控除限度額〔(㉖－㉗)×$\frac{5}{100}$＋㉗×$\frac{10}{100}$〕	㉘	
	調整前事業所得税額超過構成額	⑰			本年税額基準額残額〔⑪×$\frac{20}{100}$－⑯－㉓〕	㉙	
	本年税額控除額（⑯－⑰）	⑱			本年税額控除可能額（㉘と㉙のうち少ない金額）	㉚	
事業適応繰延資産	支出した金額の合計額（⑩の合計）	⑲			調整前事業所得税額超過構成額	㉛	
	⑲のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用の額	⑳			本年税額控除額（㉚－㉛）	㉜	
	繰延資産税額控除限度額〔(⑲－⑳)×$\frac{3}{100}$＋⑳×$\frac{5}{100}$〕	㉑		所得税額の特別控除額（⑱＋㉕＋㉜）		㉝	
	本年税額基準額残額〔⑪×$\frac{20}{100}$－⑯〕	㉒					

機械設備等の概要

様式ID	NTA0KOB770010040

農業経営基盤強化準備金の必要経費算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等に係る必要経費算入に関する明細書

（　　年分）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　農業経営基盤強化準備金の必要経費算入に関する明細書

交付金等の該当号		①	第　　号
交付金等の額（農業所得の雑収入として計上）		②	円
必要経費算入額の計算	②のうち認定計画等に記載された農用地等の取得に充てるための金額（証明額）	③	
	事業所得の金額	④	
	必要経費算入額（③と④のうちいずれか少ない金額以下の金額）	⑤	

農業経営基盤強化準備金の取崩しに関する明細書

積立年分	本年分必要経費算入額	年初の各年分の準備金額	本年総収入金額			翌年繰越額
			5年を経過した場合	任意取崩し等の場合	⑦及び⑧以外の場合	⑤＋(⑥－⑦－⑧－⑨)
	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
年分		円	円	円	円	
年分						円
年分						
年分						
年分						
年分						
本年分	円					
計		円	円	円	円	

2　認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等に係る必要経費算入に関する明細書

取得資産の明細						
	取得した農用地等の種類	⑪				計
	取得年月日	⑫	・　・	・　・	・　・	
	取得した農用地等の取得価額	⑬	円	円	円	円
必要経費算入額の計算	準備金等総収入金額 ５年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額の総収入金額算入額	⑭				⑦
	準備金等総収入金額 任意取崩し等の農業経営基盤強化準備金の金額の総収入金額算入額	⑮				⑧の計
	準備金等総収入金額 ②のうち準備金として積み立てられなかった交付金等の金額（証明額）	⑯				
	準備金等総収入金額 計（⑭＋⑮＋⑯）	⑰				
	事業所得の金額	⑱				
	必要経費算入額（⑬の計、⑰、⑱のうちいずれか少ない金額以下の金額）	⑲				
	個別資産の必要経費算入額	⑳	円	円	円	

様式ID	NTA0KOB989010010

債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入に関する明細書

いずれか当てはまるものを ○ で囲んでください。 → { 事業所得用 / 不動産所得用 / 山林所得用 }

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）

債務処理計画に関する事項	計画策定の基とした準則	①	
	計画に基づき免除を受けた債務の金額	②	円
	債務の免除を受けた年月日	③	年　　月　　日
	計画に定められている債務免除等を行う金融機関等	④	
事業の用に供される資産	資産の区分	⑤	減価償却資産 ・ 繰延資産 ・ 繰延消費税額等
	減価償却資産の取得費とされる金額に相当する金額等	⑥	円
	準則に定められた方法により評定が行われた資産の価額	⑦	
	資産の損失の額（⑥－⑦）	⑧	（赤字のときは０）
⑧の損失の額がないものとして計算した不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額		⑨	（赤字のときは０）
⑧のうち必要経費算入額（⑧と⑨のうち少ない方の金額）		⑩	

様式ID	NTA0KOB940010020

被災者向け優良賃貸住宅の賃貸が公募要件に該当する事実を明らかにする明細書

（　　年分）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

賃貸した資産の明細	共同住宅又は長屋の所在地建物番号・名称	①			
	共同住宅又は長屋の全体の戸数	②	戸	戸	戸
	公募の対象とした独立部分	③	戸 号室、号室、 号室、号室、 号室、号室、 号室、号室、 号室、号室、 号室、号室、 号室、号室、 号室、号室、 号室、号室、 号室、号室、	戸 号室、号室、 号室、号室、 号室、号室、 号室、号室、 号室、号室、 号室、号室、 号室、号室、 号室、号室、 号室、号室、	戸 号室、号室、 号室、号室、 号室、号室、 号室、号室、 号室、号室、 号室、号室、 号室、号室、 号室、号室、 号室、号室、
公募要件に該当する事実の明細	公募の方法	④			
	公募年月日又は期間	⑤	・　・ ・　・　～　・　・	・　・ ・　・　～　・　・	・　・ ・　・　～　・　・
	公募を実施した地域	⑥			
	募集期間	⑦	・　・　～　・　・	・　・　～　・　・	・　・　～　・　・
	応募者の範囲	⑧			
	賃借人の選定方法	⑨			
備考					

様式ID	NTA0KOB982010010

被災者向け優良賃貸住宅の家賃の額が適正な家賃の計算方法によって算定された額を超えないことを明らかにする明細書

（　　年分）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

賃貸した資産の明細				
	共同住宅又は長屋の所在地 建物番号・名称	①		
	共同住宅又は長屋の全体の戸数	②	戸	戸

適正家賃要件に該当する事実の明細						
	被災者向け賃貸住宅に係る部屋番号	国土交通大臣が定める方法によって算出された額	各独立部分ごとの家賃の額	被災者向け賃貸住宅に係る部屋番号	国土交通大臣が定める方法によって算出された額	各独立部分ごとの家賃の額
	③	④	⑤	③	④	⑤
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円

備　　考

様式ID	NTA0KOB950010030

被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する明細書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

被災者向け優良賃貸住宅の種類			①	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備
適用要件等	家屋の構造又は設備の名称		②			
	細目及び耐用年数		③	（　　年）	（　　年）	（　　年）
	同上の所在地		④			
	取得等年月日		⑤	・　・	・　・	・　・
	新築等の後、最初に賃貸の用に供した年月日		⑥	・　・	・　・	・　・
	建物全体の床面積		⑦	㎡	㎡	㎡
	貸家部分の床面積	（⑦に占める割合）	⑧	㎡　％	㎡　％	㎡　％
	被災者向け優良賃貸住宅の床面積	（⑦に占める割合）	⑨	㎡　％	㎡　％	㎡　％
	建物全体の取得価額		⑩	円	円	円
	貸家部分の取得価額		⑪			
	3．3平方メートル当たりの取得価額（⑪／⑧㎡×3.3）		⑫			
	家屋及び建築物の区分		⑬	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物
	各独立部分ごとの床面積		⑭	㎡　戸	㎡　戸	㎡　戸
				㎡　戸	㎡　戸	㎡　戸
				㎡　戸	㎡　戸	㎡　戸
	生活用設備の有無		⑮	有・無	有・無	有・無
	被災者向け優先公募の有無		⑯	有・無	有・無	有・無
	単身者向け優先公募の有無		⑰	有・無	有・無	有・無
	適正家賃要件		⑱	該当・非該当	該当・非該当	該当・非該当
	該当する独立部分の戸数		⑲	戸	戸	戸
	⑲のうちその床面積が50㎡以上であるものの戸数		⑳			
償却費の計算	建物全体の償却費の計算	建物全体の取得価額（償却保証額）	㉑	円 （　　）	円 （　　）	円 （　　）
		償却の基礎となる金額	㉒			
		償却方法	㉓			
		償却率又は改定償却率	㉔	0.	0.	0.
		使用期間	㉕	月／12	月／12	月／12
		建物全体の償却費　貸家部分（㉒×㉔×㉕×⑧%）	㉖	円	円	円
		建物全体の償却費　上記以外（㉒×㉔×㉕×（1－⑧%））	㉗			
	割増償却部分の計算	被災者向け優良賃貸住宅の償却費（㉒×㉔×⑨%）	㉘			
		割増償却率	㉙	／100	／100	／100
		割増償却期間	㉚	月／12	月／12	月／12
		割増償却可能額（㉘×㉙×㉚）	㉛	円	円	円
		前年から繰り越された割増償却可能額（前年分の㉟）	㉜			
		本年分割増償却可能額計（㉛＋㉜）	㉝			
		本年必要経費に算入した割増償却費	㉞			
		翌年に繰り越した割増償却可能額	㉟			
	普通償却費の額	㉖×（1－⑨㎡／⑧㎡）	㊱			
		㉘×（㉕－㉚）	㊲			
	本年分の償却費の額（㉞＋㊱＋㊲）		㊳			
参考	建物全体の償却費の累計（㉗＋㊳＋前年までの償却費の累積額）		㊴			
	本年末の未償却残高（㉑－㊴）		㊵			
	その他参考となる事項		㊶			

様式ID	NTA0K0B984010080

特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

（　　年分）　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿

税額控除に関する規定の該当条		①	震災特例法第10条・震災特例法第10条の２・震災特例法第10条の２の２（旧震災特例法第10条、旧震災特例法第10条の２、旧震災特例法第10条の２の２）				
事業の内容及び認定地方公共団体の名称等、提出企業立地促進計画の提出があった日等又は避難等指示が解除された日等		②					
資産区分	種類	③					
	構造、設備の種類又は区分	④					
	細目	⑤					
	取得年月日	⑥	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
	事業の用に供した年月日	⑦	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
取得価額又は製作価額		⑧	円	円	円	円	円

所得税額の特別控除額の計算

本年分	取得価額の合計額（⑧の合計）	⑨	円	前年繰越分	差引本年税額基準額残額（⑫－⑬）	⑯	円
	税額控除限度額	⑩			繰越税額控除限度超過額（㉒の計）	⑰	
	本年分の事業所得等に係る所得税額	⑪			同上のうち本年繰越税額控除可能額（⑯と⑰のうち少ない金額）	⑱	
	本年税額基準額（⑪×$\frac{20}{100}$）	⑫			調整前事業所得税額超過構成額	⑲	
	本年税額控除可能額（⑩と⑫のうち少ない金額）	⑬			本年繰越税額控除額（⑱－⑲）	⑳	
	調整前事業所得税額超過構成額	⑭					
	本年税額控除額（⑬－⑭）	⑮		所得税額の特別控除額（⑮＋⑳）		㉑	

翌年繰越税額控除限度超過額の計算

年分	前年繰越額又は本年税額控除限度額 ㉒	本年控除可能額等 ㉓	翌年繰越額（㉒－㉓） ㉔
年分（４年前の年分）	円	円	
年分（３年前の年分）			外　円
年分（前々年分）			外
年分（前年分）			外
計		（⑱の金額）	
本年分	（⑩の金額）	（⑬の金額）	外
合計			

機械設備等の概要

様式ID	NTA0KOB983010050

特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

（　　年分）　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

被災雇用者等を雇用した場合	認定地方公共団体の指定を受けた日	①	・　・	所得税額の特別控除額の計算	税額控除限度額（(③×控除率）又は（⑥×控除率））	⑦	円
	本年の適用期間内における被災雇用者等に対して支給する給与等の額	②	円		本年分の事業所得に係る所得税額	⑧	
	同上のうち必要経費に算入される額	③			本年税額基準額（⑧×20/100）	⑨	
避難対象雇用者等を雇用した場合	福島県知事等の認定、指定又は確認を受けた日	④	・　・		本年税額控除可能額（⑦と⑨のうち少ない金額）	⑩	
	本年の適用期間内における避難対象雇用者等に対して支給する給与等の額	⑤	円		調整前事業所得税額超過構成額	⑪	
	同上のうち必要経費に算入される額	⑥			所得税額の特別控除額（⑩－⑪）	⑫	

様式ID	NTA0KOB994010010

福島再開投資等準備金に関する明細書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

福島県知事の認定を受けた日		①	・　・	翌年繰越額の計算	年初の福島再開投資等準備金の金額		⑮	円
積立期間		②	・　・ ・　・		本年収入金額算入額の計算	その他の場合による総収入金額に算入する額の合計額	⑯	
本年積立額		③	円			累積限度超過額⑭	⑰	
積立限度額の計算	投資予定額	④				特別償却実施額の総収入金額算入額の計算 特別償却実施額	⑱	
	定額基準額 ④×$\frac{1}{2}$	⑤				特別償却実施額の総収入金額に算入する額（（⑮－⑯－⑰）と⑱のうち少ない金額）	⑲	
	前年末までに必要経費に算入された額の合計額（前年末までの㉓の合計）	⑥				3年間均等取崩額の計算 基準年の12月31日における福島再開投資等準備金の金額（基準年の12月31日における㉔）	⑳	
	累積限度基準額 ④－⑥	⑦				3年間均等取崩額（（⑮－⑯－⑰）と（⑳×$\frac{12}{36}$）のうち少ない金額）－⑲	㉑	
	積立限度額（⑤と⑦のうち少ない金額）	⑧				計 ⑯＋⑰＋⑲＋㉑	㉒	
積立限度額の計算		⑨			本年積立額のうち必要経費に算入する額 ③－⑨		㉓	
累積限度超過額の計算	累積限度超過基準額 ⑥－④	⑩			年末の福島再開投資等準備金の金額 ⑮－㉒＋㉓		㉔	
	年初の福島再開投資等準備金の金額 ⑮	⑪						
	本年のその他の場合による総収入金額に算入する額の合計額 ⑯	⑫						
	差引福島再開投資等準備金の金額 ⑪－⑫	⑬						
	本年累積限度超過額（⑩と⑬のうち少ない金額）	⑭						

様式ID	NTA0KOB960010020

被災代替資産等の特別償却に関する明細書
（租税特別措置法の適用を受ける場合）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資産の種類	①	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産
（耐用年数表の番号） 対象資産の種類	②	（　　）	（　　）	（　　）
対象資産の構造又は名称	③			
取得等年月日	④	・　・	・　・	・　・
事業の用に供した年月日	⑤	・　・	・　・	・　・
滅失等をした資産の用途	⑥	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）
被災代替資産の用途	⑦	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）
取得価額 （償却保証額）	⑧	円	円	円
償却の基礎になる金額	⑨			
耐用年数	⑩	年	年	年
償却方法	⑪	定額法 定率法 （　　）	定額法 定率法 （　　）	定額法 定率法 （　　）
償却率 又は改定償却率	⑫	0.	0.	0.
償却期間	⑬	月 12	月 12	月 12
普通償却費	算出償却費（⑨×⑫×⑬）	⑭	円	円	円
	増加償却費	⑮			
	計　（⑭＋⑮）	⑯			
特別償却費	事業の用に供した年	特別償却の対象となる部分の取得価額	⑰			
		特別償却率	⑱	1/100	1/100	1/100
		特別償却限度額（⑰×⑱）	⑲	円	円	円
		必要経費に算入した特別償却額	⑳			
		翌年への繰越額（⑲－⑳）	㉑			
	事業の用に供した年の翌年	前年からの繰越額（前年分の㉑）	㉒			
		必要経費に算入した特別償却額	㉓			
償却費合計額（⑯＋⑳又は㉓）			㉔			
未償却残高			㉕			
その他参考となるべき事項			㉖			

様式ID	NTA0KOB961010010

被災代替資産等の特別償却に関する明細書
（震災特例法の適用を受ける場合）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資産の種類			①	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産
（耐用年数表の番号） 対象資産の種類			②	（　　）	（　　）	（　　）
対象資産の構造又は名称			③			
取得等年月日			④	・　・	・　・	・　・
事業の用に供した年月日			⑤	・　・	・　・	・　・
滅失等をした資産の用途			⑥	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）
被災代替資産の用途			⑦	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）
取得価額 （償却保証額）			⑧	円	円	円
償却の基礎になる金額			⑨			
耐用年数			⑩	年	年	年
償却方法			⑪	定額法 定率法 （　　）	定額法 定率法 （　　）	定額法 定率法 （　　）
償却率 又は改定償却率			⑫	0.	0.	0.
償却期間			⑬	月 12	月 12	月 12
普通償却費	算出償却費（⑨×⑫×⑬）		⑭	円	円	円
	増加償却費		⑮			
	計　（⑭＋⑮）		⑯			
特別償却費	事業の用に供した年	特別償却の対象となる部分の取得価額	⑰			
		特別償却率	⑱	／100	／100	／100
		特別償却限度額（⑰×⑱）	⑲	円	円	円
		必要経費に算入した特別償却額	⑳			
		翌年への繰越額（⑲－⑳）	㉑			
	事業の用に供した年の翌年	前年からの繰越額（前年分の㉑）	㉒			
		必要経費に算入した特別償却額	㉓			
償却費合計額（⑯＋⑳又は㉓）			㉔			
未償却残高			㉕			
その他参考となるべき事項			㉖			

様式ID	NTA1K0Z300010020

★

年分の総収入金額報告書

年　　月　　日　提出

						元号	年	月	日
提出先	F01		税務署長	生年月日	K01				
フリガナ	F03			個人番号	F02				
氏名	F04			職業	K02				
納税地の区分		←　以下の該当番号を記載してください。 5.住所地　6.居所地　7.事業所等		屋号	K04				
納税地	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	—		—	
	納税地	F06							
納税地以外の住所地等 (納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します)	郵便番号	F32	—	電話番号	F35	—		—	
	住所地等	F33							

○　その年中の収入金額をこの表に記入してください。

			事業所得の収入金額	不動産所得の収入金額	山林所得の収入金額
所得の生ずる場所					
その年中の収入金額	主な得意先・貸付先・売却先	(住所・氏名)	円	円	円
		裏面の計の金額			
上記以外の収入金額の計					
	合計		①	②	③
					(①＋②＋③)

※書ききれないときは、裏面に書いてください。

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	—	—

税務署整理欄	通信日付印の年月日		(西暦) 年	月	日	備考	
		F12					

様式ID	NTAOKOA050010170

＿＿年分の所得税及び復興特別所得税の＿＿申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

この付表は、租税特別措置法第41条の15（（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除））の規定の適用を受ける方が前年から繰り越された前3年分の先物取引の差金等決済に係る損失の金額を本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から控除する場合や翌年以後に繰り越される前2年分及び本年分に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額がある場合に使用します。

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

1　先物取引に係る雑所得等の金額

本年分の先物取引に係る雑所得等の金額	①	円

◀ 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書の「合計」欄の⑫の金額の合計額を転記してください。

2　翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の計算

先物取引の差金等決済に係る所得の損失が生じた年分	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	翌年分以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額
A ＿＿年（3年前）	②（前年の付表の⑦の金額）　円	③（①と②のいずれか低い方の金額）（赤字のときは0）　円		④（①－③）　円
B ＿＿年（2年前）	⑤（前年の付表の⑪の金額）	⑥（④と⑤のいずれか低い方の金額）（赤字のときは0）	⑦（⑤－⑥）　円	⑧（④－⑥）
C ＿＿年（前年）	⑨（**前年の付表の①が赤字の場合**に、その赤字の金額を△を付けずに書いてください。）	⑩（⑧と⑨のいずれか低い方の金額）（赤字のときは0）	⑪（⑨－⑩）	⑫（⑧－⑩）

※　前年分までの所得から引ききれなかった雑損失の金額（注）が、本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から差し引かれる場合には、⑫の金額から当該雑損失の金額を差し引いた後の金額を記載してください。

（注）所得税法第71条の２第２項に規定する特定雑損失金額及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第５条第１項に規定する特定雑損失金額を含みます。

3　申告書への記載事項

先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額又は損失額（⑫の金額（※））		⑬	（赤字のときは△を付けないで書いてください。）　円
①が黒字の場合（0の場合も含みます。）	先物取引に係る雑所得等の金額（上の①の金額）	⑭	
	本年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額（①－⑬）	⑮	
	翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額（⑦＋⑪）	⑯	
①が赤字の場合	翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額（⑦＋⑪＋⑬）	⑰	

◀ **申告書第三表（分離課税用）**の「**所得金額**」欄の㉕（**申告書第四表（損失申告用）**は「**1 損失額又は所得金額**」欄のFの㉘）に転記してください。

◀ **申告書第三表（分離課税用）**の「**その他**」欄の㊽（**申告書第四表（損失申告用）**は「**4 繰越損失を差し引く計算**」欄の㊷）に転記してください。

◀ **申告書第三表（分離課税用）**の「**その他**」欄の㊾（**申告書第四表（損失申告用）**は「**7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額**」欄の㊻）に転記してください。

◀ **申告書第三表（分離課税用）**の「**その他**」欄の㊾（**申告書第四表（損失申告用）**は「**7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額**」欄の㊻）に転記してください。
また、**申告書第三表（分離課税用）**の「**所得金額**」欄の㉕及び「**その他**」欄の㊽（**申告書第四表（損失申告用）**は「**1 損失額又は所得金額**」欄のFの㉘及び「**4 繰越損失を差し引く計算**」欄の㊷）に「0」を書いてください。

07.11

様式ID　NTA0K0A050010160

＿＿年分の所得税及び復興特別所得税の＿＿申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）

納税地

氏　名

この付表は、租税特別措置法第41条の15（（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除））の規定の適用を受ける方が前年から繰り越された前3年分の先物取引の差金等決済に係る損失の金額を本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から控除する場合や翌年以後に繰り越される前2年分及び本年分に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額がある場合に使用します。

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

1　先物取引に係る雑所得等の金額

本年分の先物取引に係る雑所得等の金額	①	円

← 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書の「合計」欄の⑫の金額の合計額を転記してください。

2　翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の計算

先物取引の差金等決済に係る所得の損失が生じた年分	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	翌年分以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額
A ＿＿年（3年前）	②（前年の付表の⑦の金額）　円	③（①と②のいずれか低い方の金額）（赤字のときは0）　円		④（①－③）　円
B ＿＿年（2年前）	⑤（前年の付表の⑪の金額）	⑥（④と⑤のいずれか低い方の金額）（赤字のときは０）	⑦（⑤－⑥）　円	⑧（④－⑥）
C ＿＿年（前年）	⑨（**前年の付表の①が赤字の場合**に、その赤字の金額を△を付けずに書いてください。）	⑩（⑧と⑨のいずれか低い方の金額）（赤字のときは０）	⑪（⑨－⑩）	⑫（⑧－⑩）

※　前年分までの所得から引ききれなかった雑損失の金額（注）が、本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から差し引かれる場合には、⑫の金額から当該雑損失の金額を差し引いた後の金額を記載してください。
（注）所得税法第71条の２第２項に規定する特定雑損失金額及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第５条第１項に規定する特定雑損失金額を含みます。

3　申告書への記載事項

先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額又は損失額（⑫の金額（※））		⑬	（赤字のときは△を付けないで書いてください。）　円
①が黒字の場合（０の場合も含みます。）	先物取引に係る雑所得等の金額（上の①の金額）	⑭	
	本年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額（①－⑬）	⑮	
	翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額（⑦＋⑪）	⑯	
①が赤字の場合	翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額（⑦＋⑪＋⑬）	⑰	

→ **申告書第三表（分離課税用）**の「**所得金額**」欄の㊼（**申告書第四表（損失申告用）**は「**1 損失額又は所得金額**」欄のFの㊼）に転記してください。

→ **申告書第三表（分離課税用）**の「**その他**」欄の㊾（**申告書第四表（損失申告用）**は「**4 繰越損失を差し引く計算**」欄の㊸）に転記してください。

→ **申告書第三表（分離課税用）**の「**その他**」欄の㊿（**申告書第四表（損失申告用）**は「**7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額**」欄の㊼）に転記してください。

→ **申告書第三表（分離課税用）**の「**その他**」欄の㊿（**申告書第四表（損失申告用）**は「**7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額**」欄の㊼）に転記してください。
また、**申告書第三表（分離課税用）**の「**所得金額**」欄の㊼及び「**その他**」欄の㊾（**申告書第四表（損失申告用）**は「**1 損失額又は所得金額**」欄のFの㊼及び「**4 繰越損失を差し引く計算**」欄の㊸）に「０」を書いてください。

06.11

様式ID	NTA0K0A050010150

＿＿年分の所得税及び復興特別所得税の＿＿申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

この付表は、租税特別措置法第41条の15（（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除））の規定の適用を受ける方が前年から繰り越された前3年分の先物取引の差金等決済に係る損失の金額を本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から控除する場合や翌年以後に繰り越される前2年分及び本年分に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額がある場合に使用します。

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

1　先物取引に係る雑所得等の金額

本年分の先物取引に係る雑所得等の金額	①　　円

◀ 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書の「合計」欄の⑫の金額の合計額を転記してください。

2　翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の計算

先物取引の差金等決済に係る所得の損失が生じた年分	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	翌年分以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額
A ＿＿年（3年前）	②（前年の付表の⑦の金額）　円	③（①と②のいずれか低い方の金額）（赤字のときは0）　円		④（①－③）　円
B ＿＿年（2年前）	⑤（前年の付表の⑪の金額）	⑥（④と⑤のいずれか低い方の金額）（赤字のときは０）	⑦（⑤－⑥）　円	⑧（④－⑥）
C ＿＿年（前年）	⑨（**前年の付表の①が赤字の場合**に、その赤字の金額を△を付けずに書いてください。）	⑩（⑧と⑨のいずれか低い方の金額）（赤字のときは０）	⑪（⑨－⑩）	⑫（⑧－⑩）

※　前年分までの所得から引ききれなかった雑損失の金額（注）が、本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から差し引かれる場合には、⑫の金額から当該雑損失の金額を差し引いた後の金額を記載してください。
（注）所得税法第71条の２第２項に規定する特定雑損失金額及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第５条第１項に規定する特定雑損失金額を含みます。

3　申告書への記載事項

先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額又は損失額（⑫の金額（※））		⑬	（赤字のときは△を付けないで書いてください。）　円
①が黒字の場合（０の場合も含みます。）	先物取引に係る雑所得等の金額（上の①の金額）	⑭	
	本年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額（①－⑬）	⑮	
	翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額（⑦＋⑪）	⑯	
①が赤字の場合	翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額（⑦＋⑪＋⑬）	⑰	

◀ **申告書第三表（分離課税用）**の「**所得金額**」欄の㉞（**申告書第四表（損失申告用）**は「**1 損失額又は所得金額**」欄のFの㉗）に転記してください。

◀ **申告書第三表（分離課税用）**の「**その他**」欄の㊼（**申告書第四表（損失申告用）**は「**4 繰越損失を差し引く計算**」欄の㊶）に転記してください。

◀ **申告書第三表（分離課税用）**の「**その他**」欄の㊽（**申告書第四表（損失申告用）**は「**7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額**」欄の㊺）に転記してください。

◀ **申告書第三表（分離課税用）**の「**その他**」欄の㊽（**申告書第四表（損失申告用）**は「**7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額**」欄の㊺）に転記してください。
また、**申告書第三表（分離課税用）**の「**所得金額**」欄の㉞及び「**その他**」欄の㊼（**申告書第四表（損失申告用）**は「**1 損失額又は所得金額**」欄のFの㉗及び「**4 繰越損失を差し引く計算**」欄の㊶）に「０」を書いてください。

05.11

様式ID	NTA0KOA050010140

＿＿年分の所得税及び復興特別所得税の＿＿申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

この付表は、租税特別措置法第41条の15（（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除））の規定の適用を受ける方が前年から繰り越された前3年分の先物取引の差金等決済に係る損失の金額を本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から控除する場合や翌年以後に繰り越される前2年分及び本年分に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額がある場合に使用します。

1　先物取引に係る雑所得等の金額

本年分の先物取引に係る雑所得等の金額	①	円	◀ 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書の「合計」欄の⑫の金額の合計額を転記してください。

2　翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の計算

A ＿＿年（3年前）	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	②	円	◀ 前年の申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）の⑦の金額を転記してください。
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額（①と②のいずれか低い方の金額）	③	（赤字のときは0）	
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額（①－③）	④		
B ＿＿年（2年前）	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	⑤		◀ 前年の申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）の⑪の金額を転記してください。
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額（④と⑤のいずれか低い方の金額）	⑥	（赤字のときは0）	
	翌年分以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額（⑤－⑥）	⑦		
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額（④－⑥）	⑧		
C ＿＿年（前年）	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	⑨		◀ 前年の申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）の①が赤字の場合に、前年の㉒の金額を転記してください。
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額（⑧と⑨のいずれか低い方の金額）	⑩	（赤字のときは0）	
	翌年分以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額（⑨－⑩）	⑪		
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額（⑧－⑩）	⑫		

3　翌年以後に繰り越される雑損失の計算

A ＿＿年（3年前）	前年分までに引ききれなかった雑損失の額		⑬	円
	本年分で差し引く雑損失の額	左のうち総合課税の所得等から差し引く雑損失	⑭	
		左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失（⑫と（⑬－⑭）のいずれか低い方の金額）	⑮	（赤字のときは0）
B ＿＿年（2年前）	前年分までに引ききれなかった雑損失の額		⑯	
	本年分で差し引く雑損失の額	左のうち総合課税の所得等から差し引く雑損失	⑰	
		左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失（（⑫－⑮）と（⑯－⑰）のいずれか低い方の金額）	⑱	（赤字のときは0）
C ＿＿年（前年）	前年分までに引ききれなかった雑損失の額		⑲	
	本年分で差し引く雑損失の額	左のうち総合課税の所得等から差し引く雑損失	⑳	
		左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失（（⑫－⑮－⑱）と（⑲－⑳）のいずれか低い方の金額）	㉑	（赤字のときは0）

◀ 前年分までの所得から引ききれなかった3年前の雑損失の金額を、前年の申告書第四表（二）などから転記してください。

※　雑損失の金額は、総合課税の所得、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の上場株式等の配当所得等、一般株式等の譲渡所得等、上場株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等、山林所得、退職所得の順で差し引きます。ただし、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の上場株式等の配当所得等、一般株式等の譲渡所得等、上場株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等から差し引く順序はこれと異なる順序で差し引いても差し支えありません。

◀ ※ 前年分までの所得から引ききれなかった2年前の雑損失の金額を、前年の申告書第四表（二）などから転記してください。

◀ ※ 前年分までの所得から引ききれなかった前年の雑損失の金額を、前年の申告書第四表（二）などから転記してください。

◀ ※ 申告書第三表（分離課税用）の「所得金額」欄の㉞（申告書第四表（損失申告用）は「1 損失額又は所得金額」欄のFの㉗）に転記してください。

◀ ※ 申告書第三表（分離課税用）の「その他」欄の㊼（申告書第四表（損失申告用）は「4 繰越損失を差し引く計算」欄の㊶）に転記してください。

○　次の該当する欄を書いてください。

先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額又は損失額（⑫－⑮－⑱－㉑）			㉒	（赤字のときは△を付けないで書いてください。）円
申告書への転記事項	(1)　①が黒字の場合（0の場合も含みます。）	先物取引に係る雑所得等の金額（上の①の金額）	㉓	
		本年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額（①－㉒）	㉔	
		翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額（⑦＋⑪）	㉕	
	(2)　①が赤字の場合	翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額（⑦＋⑪＋㉒）	㉖	

◀ ※ 申告書第三表（分離課税用）の「その他」欄の㊽（申告書第四表（損失申告用）は「7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の㊺）に転記してください。

◀ 申告書第三表（分離課税用）の「その他」欄の㊽（申告書第四表（損失申告用）は「7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の㊺）に転記してください。
また、申告書第三表（分離課税用）の「所得金額」欄の㉞及び「その他」欄の㊼（申告書第四表（損失申告用）は「1 損失額又は所得金額」欄のFの㉗及び「4 繰越損失を差し引く計算」欄の㊶）に「0」を書いてください。

○　この付表は、申告書と一緒に提出してください。

様式ID	NTA0TEZ310010090

死亡した者の＿＿年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表
（兼相続人の代表者指定届出書）

1　死亡した者の住所・氏名等

住所	（〒　　－　　）	氏名	フリガナ	死亡年月日	年　月　日

2　死亡した者の納める税金又は還付される税金　〔第３期分の税額〕　〔還付される税金のときは頭部に△印を付けてください。〕　＿＿＿＿＿＿円 … A

3　相続人等の代表者の指定　〔代表者を指定されるときは、右にその代表者の氏名を書いてください。〕　相続人等の代表者の氏名　＿＿＿＿＿＿

4　限定承認の有無　〔相続人等が限定承認をしているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。〕　限定承認

5　相続人等に関する事項

(1)	住所	（〒　－　）	（〒　－　）	（〒　－　）	（〒　－　）
(2)	氏名（署名）	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
(3)	個人番号				
(4)	被相続人との続柄及び職業	職業　続柄	職業　続柄	職業　続柄	職業　続柄
(5)	生年月日	明・大・昭・平・令　年　月　日	明・大・昭・平・令　年　月　日	明・大・昭・平・令　年　月　日	明・大・昭・平・令　年　月　日
(6)	電話番号	—　—	—　—	—　—	—　—
(7)	相続分 … B	法定・指定 ＿＿＿	法定・指定 ＿＿＿	法定・指定 ＿＿＿	法定・指定 ＿＿＿
(8)	相続財産の価額	円	円	円	円

6　納める税金等

Aが黒字のとき	各人の納付税額 A × B 〔各人の100円未満の端数切捨て〕	00円	00円	00円	00円
Aが赤字のとき	各人の還付金額 〔各人の１円未満の端数切捨て〕	円	円	円	円

7　還付される税金の受取場所

振込みを希望する場合 銀行等の預金口座に	銀行名等	銀行 金庫・組合 農協・漁協	銀行 金庫・組合 農協・漁協	銀行 金庫・組合 農協・漁協	銀行 金庫・組合 農協・漁協
	支店名等	本店・支店 出張所 本所・支所	本店・支店 出張所 本所・支所	本店・支店 出張所 本所・支所	本店・支店 出張所 本所・支所
	預金の種類	預金	預金	預金	預金
	口座番号				
希望する場合 口座に振込みを受取りを希望するゆうちょ銀行の	貯金口座の記号番号	—	—	—	—
郵便局等の窓口を受取りを希望する場合	郵便局名等				

（注）「**5　相続人等に関する事項**」以降については、相続を放棄した人は記入の必要はありません。

税務署欄	整理番号											
			0		0		0		0			
	番号確認	身元確認		□ 済 □ 未済		□ 済 □ 未済		□ 済 □ 未済		□ 済 □ 未済		

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。※還付される税金の受取りを代表者等に委任する場合には委任状の提出が必要です。

一連番号

様式ID	NTA0K0B840010030

保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書
保険料を支払った場合等の課税の特例の還付請求書

年　月　日　提出

						元号	年	月	日
提出先	F01		税務署長	生年月日	K01				
個人番号	F02			国籍					
フリガナ	F03			氏名	F04				
納税地の区分		← 以下の該当番号を記載してください。 5.住所地　6.居所地							
納税地	郵便番号(納税地)	F05	―	電話番号(納税地)	F07	―		―	
	納税地	F06							

1　基本事項

国内において役務の提供を開始した日			年　月　日		
居住形態	居住者	居住者となった日	年　月　日		
	非居住者	当初入国年月日	年 . 月 . 日	在留期間	年 . 月 . 日 ～ 年 . 月 . 日
		在留資格		相手国の納税者番号	
		相手国の納税地			
		納税管理人	住(居)所		
			フリガナ 氏名		電話番号

2　(特定社会)保険料に関する事項

相手国法人との雇用契約	日本での就労期間	課税の特例を受けることができる事情の詳細
有・無	年 . 月 . 日 ～ 年 . 月 . 日	

(特定社会)保険料	種類		(特定社会)保険料の支払(控除)金額	①	円
	支払(控除)年月日	年　月　日	(特定社会)保険料の上限	②	
			特例の対象となる(特定社会)保険料の額 (①と②のいずれか少ない方の金額)	③	
(特定社会)保険料の金額の計算の基礎となった所得	種類		期間 年 . 月 . ～ 年 . 月 .	所得の金額	④ 円
				④に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	⑤
	支払者	住(居)所又は所在地			
		氏名又は名称			

3　還付に関する事項(実特法第５条の２の２第５項の規定による還付を受けようとする場合にのみ記入します。)

2③×20.42%	⑥	円	還付請求金額 (2⑤と⑥のいずれか少ない方の金額)	⑦	円

還付される税金の受取場所	(銀行等の預金口座に振込みを希望する場合)			(ゆうちょ銀行の口座に振込みを希望する場合)
		銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 本所・支所 出張所	貯金口座の記号番号 ―
	預金種類	口座番号		(郵便局等の窓口受取りを希望する場合)

税理士署名	R01		電話番号(税理士)	R02	―		―

税務署整理欄	通信日付印の年月日		(西暦)年	月	日	備考		
		F12						
	個人番号カード／通知カード　・　運転免許証 その他(　　)						番号確認	身元確認

様式ID	NTA0K0B840010020

保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書
保険料を支払った場合等の課税の特例の還付請求書

年　月　日　提出

						元号	年	月	日
提出先	F01		税務署長	生年月日	K01				
個人番号	F02			国籍					
フリガナ	F03			氏名	F04				
納税地の区分		← 以下の該当番号を記載してください。 5.住所地　6.居所地							
納税地	郵便番号(納税地)	F05	―	電話番号(納税地)	F07	―		―	
	納税地	F06							

1　基本事項

国内において役務の提供を開始した日			年　月　日		
居住形態	居住者	居住者となった日	年　月　日		
	非居住者	当初入国年月日	年　月　日	在留期間	年　月　日 ～ 年　月　日
		在留資格		相手国の納税者番号	
		相手国の納税地			
		納税管理人	住(居)所		
			フリガナ 氏名		電話番号

2　(特定社会)保険料に関する事項

相手国法人との雇用契約	日本での就労期間	課税の特例を受けることができる事情の詳細
有・無	年　月　日 ～ 年　月　日	

(特定社会)保険料	種類		(特定社会)保険料の支払(控除)金額	①	円
	支払(控除)年月日	年　月　日	(特定社会)保険料の上限 (計算方法は、裏面を参照してください。)	②	
			特例の対象となる(特定社会)保険料の額 (①と②のいずれか少ない方の金額)	③	

(特定社会)保険料の金額の計算の基礎となった所得	種類		期間	年　月　日 ～ 年　月　日	所得の金額	④
					④に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	⑤
	支払者	住(居)所又は所在地				
		氏名又は名称				

3　還付に関する事項(実特法第５条の２第５項の規定による還付を受けようとする場合にのみ記入します。)

2③×20.42%	⑥	円	還付請求金額 (2⑤と⑥のいずれか少ない方の金額)	⑦	円

還付される税金の受取場所	(銀行等の預金口座に振込みを希望する場合)				
		銀行 金庫・組合 農協・漁協		本店・支店 本所・支所 出張所	
	預金種類		口座番号		

(ゆうちょ銀行の口座に振込みを希望する場合)	
貯金口座の記号番号	―
(郵便局等の窓口受取りを希望する場合)	

税理士署名	R01		電話番号(税理士)	R02	―	―	

税務署整理欄	通信日付印の年月日		(西暦)年	月	日	備考			
		F12							
	個人番号カード／通知カード　・　運転免許証 その他(　　)						番号確認		身元確認	

様式ID NTA0K0A140010060

L01 令和 年分収支内訳書（一般用）付表≪医師及び歯科医師用≫

診療科目	E01	科	住所	氏名

1．収入金額の内訳

		診療件数（件）		診療実日数（日）		決定点数（点）		収入金額（円） 診療報酬当座口払込額		診療報酬窓口収入金額
社会保険診療報酬	①基金事務所から支払を受ける社会保険診療報酬 一般社会保険	G01		G02		G03		G04		
	生活保護法	G05		G06		G07		G08		
	精神保健福祉法	G09		G10		G11		G12		
		G13		G14		G15		G16		
		G17		G18		G19		G20		
	小計	G21		G22		G23		G24		
	②国民健康保険診療報酬 国民健康保険法	G25		G26		G27		G28		
	高齢者医療確保法	G29		G30		G31		G32		
		G33		G34		G35		G36		
	小計	G37		G38		G39		G40		
	③介護報酬	G41		G42		G43		G44		
		G45		G46		G47		G48		
	小計	G49		G50		G51		G52		
	④その他	G53		G54		G55		G56		
		G57		G58		G59		G60		
	小計	G61		G62		G63		G64		
	⑤計（①＋②＋③＋④）	G65		G66		G67		G68		G69
自由診療の収入等	一般の自由診療	G70		G71				G72		
	労働者災害補償保険診療	G73		G74				G75		
	公害健康被害補償診療	G76		G77				G78		
	自動車損害賠償責任保険診療	G79		G80				G81		
	高齢者医療確保法	G82		G83				G84		
		G85		G86				G87		
	⑥計（雑収入は下の欄に書きます。）	G88		G89				G90		
雑収入								G91		

2．自由診療割合の計算

この計算は、租税特別措置法第26条の規定の適用に当たり、自由診療収入に係る所得計算を行う際に、自由診療と社会保険診療のいずれに係る経費であるか明らかではない経費を合理的に区分するために自由診療割合を算出するものです。

自由診療割合は、次の(1)又は(2)のいずれかの方法により算出してください。

(1) 診療実日数による割合（⑦）

自由診療実日数（「G89」） G92 日 ／ 総診療実日数（「G66」＋「G89」） G93 日 × 100 ＝ (⑦) C01 %

(2) 収入による割合（⑧）

自由診療収入（「G90」） G94 円 ／ 総診療収入（「G68」＋「G69」＋「G90」） G95 円 × 100 × 調整率 % ＝ (⑧) C02 %

（注）社会保険診療報酬が5,000万円を超えた場合又は医業及び歯科医業から生ずる収入金額が7,000万円を超えた場合は、租税特別措置法第26条の規定により計算した金額を必要経費とすることはできません。
なお、7,000万円の判定については、「G68」＋「G69」＋「G90」の合計額で行うことになります。

様式ID NTA0K0A140020060

3．必要経費の内訳

(1)　自由診療分

原価及び経費の総額（収支内訳書(一般用)の⑨＋⑱＋⑳） G01 [　　] 円 － 自由診療分と社会保険診療分とに明確に区分できる経費の総額 ⓐ G02 [　　] 円 } × 自由診療割合（表面の⑦又は⑧） C01 [　　] % ＋ 左のⓐのうち自由診療分に係る経費の金額 G03 [　　] 円 ＝ 自由診療分の原価及び経費の合計額 A G04 [　　] 円

（注）　ⓐの欄には、事業税のようにいずれの収入に係る経費であるかの区分が明らかな経費の総額を記載します。

(2)　保険診療分

原価及び経費の総額（収支内訳書(一般用)の⑨＋⑱＋⑳） G05 [　　] 円 － 自由診療分の原価及び経費の合計額（Aの金額） G06 [　　] 円 ＝ 社会保険診療分の原価及び経費の合計額 B G07 [　　] 円

(3)　租税特別措置法第26条の規定による社会保険診療分の経費の額

右の速算表から社会保険診療報酬の金額に応じたⓑ率及びⓒ加算額を次の算式に当てはめて計算してください。

社会保険診療報酬（表面の「G68」＋「G69」） G08 [　　] 円 × 速算表のⓑ率 G09 [　　] % ＋ 速算表のⓒ加算額 G10 [　　] 円 ＝ 租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額 C G11 [　　] 円

【速算表】

社会保険診療報酬	概算経費額	
	ⓑ率	ⓒ加算額
2,500万円以下	72%	－ 円
2,500万円超　3,000万円以下	70%	500,000円
3,000万円超　4,000万円以下	62%	2,900,000円
4,000万円超　5,000万円以下	57%	4,900,000円

(4)　社会保険診療分の経費と租税特別措置法第26条による金額との差額

租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額（Cの金額） G12 [　　] 円 － 社会保険診療分の原価及び経費の合計額（Bの金額） G13 [　　] 円 ＝ 差額 D G14 [　　] 円

（注）　Dの金額を「収支内訳書(一般用)」１ページの「所得金額㉑」欄の下の余白に「措置法差額○○○円」と記載し、その金額を控除して所得金額を計算し、記載してください。
併せて、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法26」と記載してください。

様式ID NTA0K0A250010060

L01 令和 年分所得税青色申告決算書（一般用）付表≪医師及び歯科医師用≫

診療科目	E01	科	住所		氏名	

1．収入金額の内訳

			診療件数（件）		診療実日数（日）		決定点数（点）		収入金額（円） 診療報酬当座口払込額		診療報酬窓口収入金額	
社会保険診療報酬	①基金事務所から支払を受ける社会保険診療報酬	一般社会保険	G01		G02		G03		G04			
		生活保護法	G05		G06		G07		G08			
		精神保健福祉法	G09		G10		G11		G12			
			G13		G14		G15		G16			
			G17		G18		G19		G20			
		小計	G21		G22		G23		G24			
	②国民健康保険診療報酬	国民健康保険法	G25		G26		G27		G28			
		高齢者医療確保法	G29		G30		G31		G32			
			G33		G34		G35		G36			
		小計	G37		G38		G39		G40			
	③介護報酬		G41		G42		G43		G44			
			G45		G46		G47		G48			
		小計	G49		G50		G51		G52			
	④その他		G53		G54		G55		G56			
			G57		G58		G59		G60			
		小計	G61		G62		G63		G64			
	⑤計（①＋②＋③＋④）		G65		G66		G67		G68		G69	
自由診療の収入等	一般の自由診療		G70		G71				G72			
	労働者災害補償保険診療		G73		G74				G75			
	公害健康被害補償診療		G76		G77				G78			
	自動車損害賠償責任保険診療		G79		G80				G81			
	高齢者医療確保法		G82		G83				G84			
			G85		G86				G87			
	⑥計（雑収入は下の欄に書きます。）		G88		G89				G90			
雑収入									G91			

2．自由診療割合の計算

この計算は、租税特別措置法第26条の規定の適用に当たり、自由診療収入に係る所得計算を行う際に、自由診療と社会保険診療のいずれに係る経費であるか明らかではない経費を合理的に区分するために自由診療割合を算出するものです。

自由診療割合は、次の⑴又は⑵のいずれかの方法により算出してください。

⑴　診療実日数による割合（⑦）

自由診療実日数（「G89」） G92 ＿＿＿ 日 ／ 総診療実日数（「G66」＋「G89」） G93 ＿＿＿ 日 × 100 ＝ （⑦） C01 ＿＿＿ %

⑵　収入による割合（⑧）

自由診療収入（「G90」） G94 ＿＿＿ 円 ／ 総診療収入（「G68」＋「G69」＋「G90」） G95 ＿＿＿ 円 × 100 × 調整率 ＝ （⑧） C02 ＿＿＿ %

（注）社会保険診療報酬が5,000万円を超えた場合又は医業及び歯科医業から生ずる収入金額が7,000万円を超えた場合は、租税特別措置法第26条の規定により計算した金額を必要経費とすることはできません。
なお、7,000万円の判定については、「G68」＋「G69」＋「G90」の合計額で行うことになります。

様式ID　NTA0K0A250020060

3．必要経費の内訳

(1)　自由診療分

イ　一般経費分

{ 原価及び経費の総額（決算書の「損益計算書」の⑥＋㉜） G01 ［　　］円 － 自由診療分と社会保険診療分とに明確に区分できる経費の総額 ⓐ G02 ［　　］円 } × 自由診療割合（表面の⑦又は⑧） C01 ［　　］％ ＋ 左のⓐのうち自由診療分に係る経費の金額 G03 ［　　］円 ＝ 自由診療分の原価及び経費の合計額 A G04 ［　　］円

（注）　ⓐの欄には、事業税のようにいずれの収入に係る経費であるかの区分が明らかな経費の総額を記載します。

ロ　特典経費分

（イ）専従者給与

専従者給与の金額（決算書の「損益計算書」の㊳） G05 ［　　］円 × 自由診療割合（表面の⑦又は⑧） C02 ［　　］％ ＝ 自由診療分の専従者給与の金額 B G06 ［　　］円

（ロ）一括評価による貸倒引当金繰入額

12月31日現在の自由診療分の一括評価による貸金額の合計額 G07 ［　　］円 × 55 / 1,000 ＝ 自由診療分の一括評価による貸倒引当金繰入額 C G08 ［　　］円

（ハ）退職給与引当金勘定への繰入額

退職給与引当金勘定への繰入額 G09 ［　　］円 × 自由診療割合（表面の⑦又は⑧） C03 ［　　］％ ＝ 自由診療分の退職給与引当金勘定への繰入額 D G10 ［　　］円

（注）　個別評価による貸倒引当金繰入額等のある方は、税務署にお尋ねください。

(2)　保険診療分

イ　一般経費分

原価及び経費の総額（決算書の「損益計算書」の⑥＋㉜） G11 ［　　］円 － 自由診療分の原価及び経費の合計額（Aの金額） G12 ［　　］円 ＝ 社会保険診療分の原価及び経費の合計額 E G13 ［　　］円

ロ　特典経費分

{ 専従者給与の金額（決算書の「損益計算書」の㊳） G14 ［　　］円 － Bの金額 G15 ［　　］円 } ＋ { 退職給与引当金繰入額 G16 ［　　］円 － Dの金額 G17 ［　　］円 }

＋ ({ 一括評価による貸倒引当金繰入額（決算書の「貸倒引当金繰入額の計算」の④） G18 ［　　］円 － Cの金額 G19 ［　　］円 } － { 一括評価による貸倒引当金繰戻額 G20 ［　　］円 － 自由診療分の一括評価による貸倒引当金繰戻額 G21 ［　　］円 })

赤字の場合は０とする。

＝ 社会保険診療分の特典経費の合計額 F G22 ［　　］円

(3)　租税特別措置法第26条の規定による社会保険診療分の経費の額

右の速算表から社会保険診療報酬の金額に応じたⓑ率及びⓒ加算額を次の算式に当てはめて計算してください。

社会保険診療報酬（表面の「G68」＋「G69」） G23 ［　　］円 × 速算表のⓑ率 G24 ［　　］％ ＋ 速算表のⓒ加算額 G25 ［　　］円 ＝ 租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額 G G26 ［　　］円

【速算表】

社会保険診療報酬	概算経費額	
	ⓑ率	ⓒ加算額
2,500万円以下	72%	－ 円
2,500万円超　3,000万円以下	70%	500,000円
3,000万円超　4,000万円以下	62%	2,900,000円
4,000万円超　5,000万円以下	57%	4,900,000円

(4)　社会保険診療分の経費と租税特別措置法第26条による金額との差額

租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額（Gの金額） G27 ［　　］円 － 社会保険診療分の原価及び経費と特典経費の合計額（E＋Fの金額） G28 ［　　］円 ＝ 差額 H G29 ［　　］円

（注）　Hの金額を決算書の「損益計算書」の「所得金額㊺」欄の下の余白に「措置法差額○○○円」と記載し、その金額を控除して所得金額を計算し、記載してください。併せて、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法26」と記載してください。
この場合、青色申告特別控除の限度額は、租税特別措置法第26条の適用を受けた所得を除いたところで計算しますのでご注意ください（この計算に当たっては「記載要領」を読んでください。）。

様式ID	NTA0K0B997010010

災害損失特別勘定の必要経費算入に関する明細書

いずれか当てはまるものを ○ で囲んでください。 → { 事業所得用 / 不動産所得用 / 山林所得用 }

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）

災害のあった日		①	年　月　日
繰入限度額の計算	費用の見積額の合計額（⑪の合計額）	②	円
	保険金等の見込額の合計額（⑫の合計額）	③	
	繰入限度額（②－③）	④	
災害損失特別勘定繰入額		⑤	

被災資産の修繕等のために要する費用の見積額の明細

被災資産の明細	名称及び種類又は共通費用の費目				
	被災資産の所在地				
	構造、設備の種類及び細目				
	事業の用に供した年月日	・　・	・　・	・　・	・　・
修繕費用等の見積額	修繕費用等の見積額のうち支出見込額 ⑥	円	円	円	円
	再取得価額等 ⑦				
	未償却残額 ⑧				
	被災資産の価額 ⑨				
	（⑧－⑨の金額を基に計算した）修繕費用等の見積額のうち支出見込額 ⑩				
費用の見積額（⑥と⑩のいずれか多い方の金額）		⑪			
保険金等の見込額		⑫			

様式ID	NTA0K0B998010010

災害損失特別勘定の総収入金額算入に関する明細書

いずれか当てはまるものを ○ で囲んでください。 → { 事業所得用 / 不動産所得用 / 山林所得用 }

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）

災害のあった日			①　・　・	金額算入額	修繕完了年分における取崩額	⑦	円	
同上の日から１年を経過する日			②　・　・		本年分の要取崩額（「⑥又は⑦」と⑩とのいずれか少ない方の金額）	⑧		
修繕完了年分			③　年分		総収入金額算入額「⑧」（＋延長確認申請書の「③」）	⑨		
本年分総収入	おける取崩額の計算修繕完了年分前の年分に	本年分の必要経費に算入した修繕費用等の額（⑯の合計額）	④　円	翌年分繰越額の計算	年初災害損失特別勘定残高	⑩		
		④を補填する保険金等の額	⑤		総収入金額算入金額（⑨の金額）	⑪		
		差引要取崩額（④－⑤）	⑥		年末災害損失特別勘定残高（翌年分へ繰り越す金額）（⑩－⑪）	⑫		

本年分において被災資産に係る修繕費用等として必要経費に算入した金額の明細

被災資産	名称及び種類又は共通費用の費目				
	被災資産の所在地				
	構造、設備の種類及び細目				
修繕等の工事の名称等	⑬				
同上の修繕等の工事期間	⑭	・　・　・　・	・　・　・　・	・　・　・　・	・　・　・　・
同上の修繕等の工事に係る修繕費用等の金額	⑮	円	円	円	円
⑮のうち本年分の必要経費算入額	⑯				

様式ID	NTA0VKX100010010

特定の基金に対する負担金等の必要経費算入に関する明細書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

基金に係る法人名	①				
基金の名称	②				
告示番号	③	・　・ 第　　号	・　・ 第　　号	・　・ 第　　号	・　・ 第　　号
当年に支出した負担金等の額	④	円	円	円	円
同上のうち必要経費に算入した額	⑤				

様式ID	NTA0K0B670010040

公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額の計算書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

この計算書は、公的年金等に係る雑所得がある方で、各種の所得の損失額（赤字）を他の各種の所得の黒字から差し引く方が、公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額を計算する場合に使用します。

1　損失額又は所得金額

A	公的年金等に係る雑所得以外の経常所得 （申告書第一表の「①から⑥までの合計額」及び「⑧及び⑨の合計額（赤字のときは０）」の合計額）						①	円	
所得の種類				Ⓐ 差引金額	Ⓑ 「譲渡」の通算後	Ⓒ 特別控除額	Ⓓ 損失額又は所得金額		
B	譲渡	短期	分離譲渡	円	円		②	円	
			総合譲渡			円	③		
		長期	分離譲渡				④		
			総合譲渡			円	⑤		
	一時				（赤字のときは０）		⑥		
C	山林						⑦		
D	退職			円			⑧	（赤字のときは０）	
E	一般株式等の譲渡						⑨		
	上場株式等の譲渡						⑩		
	上場株式等の配当等			（赤字のときは０）　円			⑪		
F	先物取引等						⑫	（赤字のときは０）	

2　損益の通算

所得の種類				Ⓐ 通算前		Ⓑ 第１次通算後	Ⓒ 第２次通算後	Ⓓ 第３次通算後	Ⓔ 損失額又は所得金額
A	公的年金等に係る雑所得以外の経常所得			①	円	円	円	円	円
B	譲渡	短期	総合譲渡	③					
		長期	分離譲渡（特定損失額）	④	△				
			総合譲渡	⑤					
	一時			⑥					
C	山林			---------->		⑦			
D	退職			----------		⑧			

損失額又は所得金額の合計額	⑬	

3　公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額の計算

(1)	② 欄の金額（赤字のときは０）	円	(5)	⑪ 欄の金額	円
(2)	④ 欄の金額（赤字のときは０）	円	(6)	⑫ 欄の金額	円
(3)	⑨ 欄の金額（赤字のときは０）	円	(7)	⑬ 欄の金額（赤字のときは０）	円
(4)	⑩ 欄の金額（赤字のときは０）	円	(8)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額（(1)～(7)の合計の金額）	（申告書第一表の㊺㊻欄に転記します。）円

様式ID	NTA0K0B670010030

公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額の計算書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

この計算書は、公的年金等に係る雑所得がある方で、各種の所得の損失額（赤字）を他の各種の所得の黒字から差し引く方が、公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額を計算する場合に使用します。

1　損失額又は所得金額

A	公的年金等に係る雑所得以外の経常所得（申告書第一表の「①から⑥までの合計額」及び「⑧及び⑨の合計額（赤字のときは０）」の合計額）						①	円
所得の種類				Ⓐ 差引金額	Ⓑ 「譲渡」の通算後	Ⓒ 特別控除額	Ⓓ 損失額又は所得金額	
B	譲渡	短期	分離譲渡	円	円		②	円
			総合譲渡			円	③	
		長期	分離譲渡				④	
			総合譲渡			円	⑤	
	一時				（赤字のときは０）		⑥	
C	山林						⑦	
D	退職			円			⑧	（赤字のときは０）
E	一般株式等の譲渡						⑨	
	上場株式等の譲渡						⑩	
	上場株式等の配当等			（赤字のときは０）　円			⑪	
F	先物取引等						⑫	（赤字のときは０）

2　損益の通算

所得の種類				Ⓐ 通算前		Ⓑ 第１次通算後	Ⓒ 第２次通算後	Ⓓ 第３次通算後	Ⓔ 損失額又は所得金額
A	公的年金等に係る雑所得以外の経常所得			①	円	円	円	円	円
B	譲渡	短期	総合譲渡	③					
		長期	分離譲渡（特定損失額）	④	△				
			総合譲渡	⑤					
	一時			⑥					
C	山林			---------->		⑦			
D	退職			----------		⑧			

第１次通算　第２次通算　第３次通算

損失額又は所得金額の合計額	⑬	

3　公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額の計算

(1)	② 欄の金額（赤字のときは０）	円	(5)	⑪ 欄の金額	円
(2)	④ 欄の金額（赤字のときは０）	円	(6)	⑫ 欄の金額	円
(3)	⑨ 欄の金額（赤字のときは０）	円	(7)	⑬ 欄の金額（赤字のときは０）	円
(4)	⑩ 欄の金額（赤字のときは０）	円	(8)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額（(1)～(7)の合計の金額）	（申告書第一表の㊲欄に転記します。）円

様式ID	NTA0K0B670010020

公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額の計算書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

この計算書は、公的年金等に係る雑所得がある方で、各種の所得の損失額（赤字）を他の各種の所得の黒字から差し引く方が、公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額を計算する場合に使用します。

1　損失額又は所得金額

A	公的年金等に係る雑所得以外の経常所得 （申告書第一表の「①から⑥までの合計額」及び「⑧及び⑨の合計額（赤字のときは０）」の合計額）						①	円
所得の種類				Ⓐ 差引金額	Ⓑ 「譲渡」の通算後	Ⓒ 特別控除額	Ⓓ 損失額又は所得金額	
B	譲渡	短期	分離譲渡	円	円		②	円
			総合譲渡			円	③	
		長期	分離譲渡				④	
			総合譲渡			円	⑤	
	一時				（赤字のときは０）		⑥	
C	山林						⑦	
D	退職			円			⑧	（赤字のときは０）
E	一般株式等の譲渡						⑨	
	上場株式等の譲渡						⑩	
	上場株式等の配当等			（赤字のときは０）　円			⑪	
F	先物取引等						⑫	（赤字のときは０）

2　損益の通算

所得の種類				Ⓐ 通算前		Ⓑ 第１次通算後	Ⓒ 第２次通算後	Ⓓ 第３次通算後	Ⓔ 損失額又は所得金額
A	公的年金等に係る雑所得以外の経常所得			①	円	第１次通算	第２次通算	第３次通算	
B	譲渡	短期	総合譲渡	③					
		長期	分離譲渡（特定損失額）	④	△				
			総合譲渡	⑤					
	一時			⑥					
C	山林			---------->		⑦			
D	退職			----------		---------->	⑧		

損失額又は所得金額の合計額	⑬	

3　公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額の計算

(1)	② 欄の金額（赤字のときは０）	円	(5)	⑪ 欄の金額	円
(2)	④ 欄の金額（赤字のときは０）	円	(6)	⑫ 欄の金額	円
(3)	⑨ 欄の金額（赤字のときは０）	円	(7)	⑬ 欄の金額（赤字のときは０）	円
(4)	⑩ 欄の金額（赤字のときは０）	円	(8)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額（(1)～(7)の合計の金額）	（申告書第一表の㊺欄に転記します。）　円

様式ID	NTA0VKX390010010

年分　青色申告決算書又は収支内訳書（不動産所得用）付表
《国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例》

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

1　国外中古建物（所得金額が赤字になる場合）の損失金額等

資産の名称	A　収入金額	B　必要経費	C　損失金額 (B－A)	D　Bの必要経費のうち 減価償却費の金額	E　国外中古建物の損失金額 のうち償却費の金額 (CとDのうちいずれか少ない方の金額)	F　国外中古建物の損失金額 のうち償却費以外の金額 (C－E)
	円	円	円	円	円	円
合計					(Mに転記)	(Kに転記)

2　上記１に記載した国外中古建物以外の国外不動産等の所得金額（所得金額が黒字になる場合）

資産の名称	G　収入金額	H　必要経費	I　所得金額 (G－H)
	円	円	円
	円	円	円
合計			(Jに転記)

3　国外不動産所得の損失の金額の計算

J　国外中古建物（所得が赤字になる場合）以外の国外不動産の所得金額の合計額 【Iの合計を転記】	円
K　国外中古建物の損失金額のうち償却費以外の金額の合計額 【Fの合計を転記】	
L　国外不動産等の所得金額（国外中古建物の損失金額のうち償却費以外の金額控除後）の合計額 【J－K】（赤字の場合は０）	
M　国外中古建物の損失金額のうち償却費の金額の合計額 【Eの合計を転記】	
N　損益通算ができない国外不動産所得の損失の金額 【M－L】（赤字の場合は０）	

様式ID	NTA0VKX430010010

添付対象外国関係会社の名称等に関する明細書

（　　年分）

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

外国関係会社の名称等	名称		1				（外国関係会社の平成三十年四月一日以後開始事業年度分）
	本店又は主たる事務所の所在	国名又は地域名	2				
		所在地	3				
	事業年度		4	・　・ ・　・	・　・ ・　・	・　・ ・　・	
	主たる事業		5				
	外国関係会社の区分		6	特定外国関係会社 ・ 対象外国関係会社 ・ 外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社 ・ 外国金融子会社等	特定外国関係会社 ・ 対象外国関係会社 ・ 外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社 ・ 外国金融子会社等	特定外国関係会社 ・ 対象外国関係会社 ・ 外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社 ・ 外国金融子会社等	
	資本金の額又は出資金の額		7	（　　円）	（　　円）	（　　円）	
	株式等の保有割合		8	%	%	%	
	営業収益又は売上高		9	（　　円）	（　　円）	（　　円）	
	営業利益		10	（　　円）	（　　円）	（　　円）	
	税引前当期利益		11	（　　円）	（　　円）	（　　円）	
	利益剰余金		12	（　　円）	（　　円）	（　　円）	
	所得に対する租税の負担割合（付表２「39」又は「40」）		13	%	%	%	
	企業集団等所得課税規定の適用を受ける外国関係会社の該当・非該当		14	該当・非該当	該当・非該当	該当・非該当	
	添付書類		15	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地国の法人所得税に関する法令により課される税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地国の法人所得税に関する法令により課される税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地国の法人所得税に関する法令により課される税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類	
課税対象金額等の状況	適用対象金額、部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額（④「25」、⑤「7」又は⑥「9」）		16				
	請求権等勘案合算割合（④「27」、⑤「8」又は⑥「10」）		17	%	%	%	
	課税対象金額、部分課税対象金額若しくは金融子会社等部分課税対象金額（④「28」、⑤「9」又は⑥「11」）		18	（　　円）	（　　円）	（　　円）	

様式ID	NTA0VKX440010010

添付対象外国関係会社に係る株式等の保有割合等に関する明細書（付表１）

（　　年分）

氏名

外国関係会社の名称	1		事業年度	2	・ ・ ・

居住者等株主等の株式等保有割合等

	3 氏名又は名称	4 住所又は本店所在地	5 株式等保有割合 直接	6 株式等保有割合 間接	7 議決権保有割合 直接	8 議決権保有割合 間接	9 請求権保有割合 直接	10 請求権保有割合 間接	11 実質支配関係
居住者・内国法人等	本人		%	%	%	%	%	%	有・無
	同族株主グループ（本人を除く。）								
	その他								
合計			%		%		%		

同族株主グループの株式等保有割合等

	12 氏名又は名称	13 住所又は本店所在地	14 株式等保有割合	15 議決権保有割合	16 請求権保有割合	17 実質支配関係
	本人		%	%	%	有・無
	その他					
合計						

（外国関係会社の平成三十年四月一日以後開始事業年度分）

様式ID | NTA0VKX450010010

添付対象外国関係会社に係る外国関係会社の区分及び所得に対する租税の負担割合の計算に関する明細書（付表２）

（　　年分）

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

（外国関係会社の平成三十年四月一日以後開始事業年度分）

外国関係会社の名称	1		事業年度	2	・ ・ ・ ・	
添付対象外国関係会社に係る外国関係会社の区分に関する明細						
特定外国関係会社の判定						
ペーパー・カンパニー	主たる事業を行うに必要と認められる固定施設を有する外国関係会社でないこと			3	該当・非該当・未判定	
	本店所在地国において事業の管理、支配及び運営を自ら行う外国関係会社でないこと			4	該当・非該当・未判定	
	外国子会社の株式等の保有を主たる事業とする一定の外国関係会社でないこと			5	該当・非該当・未判定	
	特定子会社の株式等の保有を主たる事業とする等の一定の外国関係会社でないこと			6	該当・非該当・未判定	
	不動産の保有、石油その他の天然資源の探鉱等又は社会資本の整備に関する事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしている等の一定の外国関係会社でないこと			7	該当・非該当・未判定	
キャッシュ・ボックス	総資産額に対する一定の受動的所得の金額の割合が30％を超える外国関係会社（総資産額に対する一定の資産の額の割合が50％を超えるものに限る。）であること			8	該当・非該当・未判定	
	外国関係会社の事業年度が平成31年４月１日以後に開始する場合において、非関連者等収入保険料の合計額の収入保険料の合計額に対する割合が10％未満であり、かつ、非関連者等支払再保険料合計額の関連者等収入保険料の合計額に対する割合が50％未満である外国関係会社であること			9	該当・非該当・未判定	
対象外国関係会社の判定						
経済活動基準	事業基準	株式等若しくは債券の保有、無形資産等の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とする外国関係会社でないこと		10	該当・非該当・未判定	
		事業基準の特例	統括会社特例の適用	11	有・無	
			外国金融持株会社特例の適用	12	有・無	
			航空機リース子会社特例の適用	13	有・無	
	実体基準	本店所在地国において主たる事業を行うに必要と認められる固定施設を有する外国関係会社であること		14	該当・非該当・未判定	
	管理支配基準	本店所在地国において事業の管理、支配及び運営を自ら行う外国関係会社であること		15	該当・非該当・未判定	
	非関連者基準	非関連者取引割合が50％を超える外国関係会社であること		16	該当・非該当・未判定	
	所在地国基準	主として本店所在地国において事業を行う外国関係会社であること		17	該当・非該当・未判定	
部分対象外国関係会社の判定						
特定外国関係会社及び対象外国関係会社以外の外国関係会社であること				18	該当・非該当・未判定	
清算外国金融子会社等であること				19	該当・非該当・未判定	
(2)の事業年度が特定清算事業年度であること				20	該当・非該当・未判定	
外国金融子会社等であること				21	該当・非該当・未判定	

所得に対する租税の負担割合の計算

所得の金額の計算	当期の所得金額	当期の決算上の利益又は欠損の額	22		租税の額の計算	本店所在地国の外国法人税の額	本店所在地国において課される外国法人税の額	34	
		本店所在地国における課税所得金額	23				所得の額に応じて税率が高くなる場合に納付したものとみなされる税額	35	%
	加算	非課税所得の金額	24				納付したものとみなして本店所在地国の外国法人税の額から控除される額	36	
		損金の額に算入した支払配当等の額	25				本店所在地国外において課される外国法人税の額	37	
		損金の額に算入した外国法人税の額	26				租税の額（(34)から(37)までの合計額）	38	
		保険準備金繰入限度超過額	27			所得に対する租税の負担割合 (38)/(33)		39	%
		保険準備金取崩不足額	28			(33)が零又は欠損金額となる場合の租税の負担割合		40	
		小計	29						
	減算	収益配当等の額	30						
		益金の額に算入した還付外国法人税の額	31						
		小計	32						
	所得の金額（(22)又は(23)）＋(29)－(32)		33						

様式ID	NTA0VKX460010010

特定外国関係会社又は対象外国関係会社の適用対象金額等の計算に関する明細書

（　　年分）

氏名

（外国関係会社の平成三十年四月一日以後開始事業年度分）

外国関係会社の名称		1		事業年度		2	・・	
適用対象金額及び課税対象金額等の計算								
所得計算上の適用法令		3	本邦法令・外国法令	減算		16		
当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額		4				17		
加算	損金の額に算入した法人所得税の額	5				18		
		6				19		
		7			小計	20		
		8		基準所得金額 (4)＋(11)－(20)		21		
		9		繰越欠損金の当期控除額 ((30)の計)		22		
		10		当期中に納付することとなる法人所得税の額		23		
	小計	11		当期中に還付を受けることとなる法人所得税の額		24		
減算	益金の額に算入した法人所得税の還付額	12		適用対象金額 (21)－(22)－(23)＋(24)		25		
	特定部分対象外国関係会社株式等の特定譲渡に係る譲渡利益額	13		調整金額		26		
	控除対象配当等の額	14		請求権等勘案合算割合		27		%
		15		課税対象金額 ((25)-(26))×(27)		28	（　　円）	

欠損金額の内訳

事業年度	控除未済欠損金額	当期控除額	翌期繰越額 (29)－(30)
	29	30	31
・・			
・・			
・・			
・・			
・・			
・・			
・・			
・・			
計			
当期分			
合計			

様式ID	NTA0VKX470010010

外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社に係る部分適用対象金額及び特定所得の金額等の計算に関する明細書

（　　年分）

氏名

（外国関係会社の平成三十年四月一日以後開始事業年度分）

外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社の名称		1		事業年度		2	・・
部分適用対象金額及び部分課税対象金額等の計算							
(20)＋(29)＋(32)＋(70)＋(80)＋(98)		3		(4)－(5)		6	
(39)＋(47)＋(50)＋(53)＋(61)＋(90)（マイナスの場合は０）		4		部分適用対象金額 (3)＋(6)		7	
				請求権等勘案合算割合		8	%
部分適用対象損失額の当期控除額		5		部分課税対象金額 (7)×(8)		9	（　　円）
特定所得の金額の計算							
剰余金の配当等	剰余金の配当等の額の合計額	10		有価証券の譲渡損益	(33)に係る原価の額の合計額	36	
	(10)のうち持株割合25%以上等の子法人から受ける剰余金の配当等の額	11			(36)のうち持株割合25%以上の法人の株式等の譲渡に係る対価の額の合計額に係る原価の額の合計額	37	
	(11)のうち支払法人において損金算入される剰余金の配当等の額	12			(35)に係る直接費用の額の合計額	38	
	(10)－((11)－(12))	13			(35)－(((36)－(37))＋(38))	39	
	(13)に係る直接費用の額の合計額	14			一単位当たりの帳簿価額の算出の方法	40	移動平均法・総平均法
	負債利子配賦額 当期に支払う負債利子の額の合計額	15		デリバティブ取引に係る損益	デリバティブ取引に係る損益の額	41	
	負債利子配賦額 (15)のうち(14)に含まれる金額	16			(41)のうちヘッジ取引として行った一定のデリバティブ取引に係る損益の額	42	
	負債利子配賦額 総資産の帳簿価額	17			(41)のうち短期売買商品等損失額を減少させるために行った一定のデリバティブ取引に係る損益の額((42)に該当するものを除く。)	43	
	負債利子配賦額 (13)に係る株式等の帳簿価額	18			(41)のうち先物外国為替契約等に相当する契約に基づくデリバティブ取引に係る損益の額((43)に該当するものを除く。)	44	
	負債利子配賦額 (15)×(18)/(17)－(16)（マイナスの場合は０）	19			(41)のうち一定の金利スワップ等に係る損益の額((43)に該当するものを除く。)	45	
	(13)－(14)－(19)（マイナスの場合は０）	20			(41)のうち一定の商品先物取引業者等が行う一定の商品先物取引に係る損益の額((42)から(45)までに該当するものを除く。)	46	
					(41)－((42)＋(43)＋(44)＋(45)＋(46))	47	
受取利子等	受取利子等の額の合計額	21		外国為替差損益	外国為替差損益の額	48	
	(21)のうち業務の通常の過程において生ずる預貯金利子の額	22			(48)のうちその行う事業(投機的な取引を行う事業を除く。)に係る業務の通常の過程において生ずる外国為替差損益の額	49	
	(21)のうち一定の貸金業者が行う金銭の貸付けに係る利子の額	23			(48)－(49)	50	
	(21)のうち一定の割賦販売等に係る利子の額	24		その他の金融所得	その他の金融所得に係る損益の額((20)、(29)、(32)、(39)、(47)又は(50)に該当するものを除く。)	51	
	(21)のうち一定の棚卸資産の販売から生ずる利子の額((24)に該当するものを除く。)（外国関係会社の事業年度が令和２年４月１日以後に開始する場合に限る。）	25			(51)のうちヘッジ取引として行った一定の取引に係る損益の額	52	
	(21)のうち一定のグループファイナンスに係る利子の額((23)に該当するものを除く。)	26			(51)－(52)	53	
	(21)－((22)＋(23)＋(24)＋(25)＋(26))	27		保険所得（外国関係会社の事業年度が平成31年４月１日以後に開始する場合に限る。）	当期に収入した、又は収入すべきことの確定した収入保険料(当該収入保険料のうち払い戻した、又は払い戻すべきものを除く。)	54	
	(27)に係る直接費用の額の合計額	28			当期に収入した、又は収入すべきことの確定した再保険返戻金	55	
	(27)－(28)（マイナスの場合は０）	29			当期に支払った、又は支払うべきことの確定した再保険料及び解約返戻金の合計額	56	
有価証券の貸付けに係る収益	有価証券の貸付けによる対価の額の合計額	30			(54)＋(55)－(56)（マイナスの場合は０）	57	
	(30)に係る直接費用の額の合計額	31			当期に支払った、又は支払うべきことの確定した支払保険金の額の合計額	58	
	(30)－(31)（マイナスの場合は０）	32			当期に収入した、又は収入すべきことの確定した再保険金の額の合計額	59	
有価証券の譲渡損益	有価証券の譲渡に係る対価の額の合計額	33			(58)－(59)（マイナスの場合は０）	60	
	(33)のうち持株割合25%以上の法人の株式等の譲渡に係る対価の額の合計額	34			(57)－(60)	61	
	(33)－(34)	35					

（次ページに続きます。）

様式ID　NTA0VKX470020010

（外国関係会社の平成三十年四月一日以後開始事業年度分）

特定所得の金額の計算（続き）

固定資産の貸付けに係る収益

固定資産（無形資産等を除く。）の貸付けによる対価の額の合計額	62	
(62)のうち主としてその本店所在地国において使用に供される固定資産（不動産及び不動産の上に存する権利を除く。）の貸付けによる対価の額((65)に該当するものを除く。)	63	
(62)のうちその本店所在地国にある不動産及び不動産の上に存する権利の貸付けによる対価の額((65)に該当するものを除く。)	64	
(62)のうち一定の要件を満たす部分対象外国関係会社が行う固定資産の貸付けによる対価の額	65	
(62)－((63)＋(64)＋(65))	66	
(66)に係る直接費用の額の合計額((68)に該当するものを除く。)	67	
(66)に係る償却費の額	68	
(67)＋(68)	69	
(66)－(69) （マイナスの場合は０）	70	
償却費計算上の適用法令	71	本邦法令・外国法令

無形資産等の使用許諾に係る収益

無形資産等の使用料の合計額	72	
(72)のうち部分対象外国関係会社が自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等の使用料	73	
(72)のうち部分対象外国関係会社が取得をしその事業の用に供する無形資産等の使用料	74	
(72)のうち部分対象外国関係会社が使用を許諾されその事業の用に供する無形資産等の使用料	75	
(72)－((73)＋(74)＋(75))	76	
(76)に係る直接費用の額の合計額((78)に該当するものを除く。)	77	
(76)に係る償却費の額	78	
(77)＋(78)	79	
(76)－(79) （マイナスの場合は０）	80	
償却費計算上の適用法令	81	本邦法令・外国法令

無形資産等の譲渡損益

無形資産等の譲渡に係る対価の額の合計額	82	
(82)のうち部分対象外国関係会社が自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等の譲渡に係る対価の額	83	
(82)のうち部分対象外国関係会社が取得をしその事業の用に供する無形資産等の譲渡に係る対価の額	84	
(82)－((83)＋(84))	85	
(82)に係る原価の額の合計額	86	
(86)のうち部分対象外国関係会社が自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等の譲渡に係る対価の額に係る原価の額の合計額	87	
(86)のうち部分対象外国関係会社が取得をしその事業の用に供する無形資産等の譲渡に係る対価の額に係る原価の額の合計額	88	
(85)に係る直接費用の額の合計額	89	
(85)－(((86)－(87)－(88))＋(89))	90	

異常所得

税引後当期利益の額		91	
(10)＋(21)＋(30)＋((33)－(36))＋(41)＋(48)＋(51)＋(61)＋(62)＋(72)＋((82)－(86))		92	
(91)－(92) （マイナスの場合は０）		93	
所得控除の金額	総資産の帳簿価額	94	
	人件費の額	95	
	減価償却費の累計額	96	
	((94)＋(95)＋(96))×50%	97	
(93)－(97) （マイナスの場合は０）		98	

部分適用対象損失額の内訳

事業年度	控除未済部分適用対象損失額	当期控除額	翌期繰越額 (99)－(100)
	99	100	101
・・・			
・・・			
・・・			
・・・			
・・・			
・・・			
・・・			
計			
当期分			
合計			

様式ID　NTA0VKX480010010

外国金融子会社等に係る金融子会社等部分適用対象金額及び特定所得の金額等の計算に関する明細書

〔　　年分〕

氏名

外国金融子会社等の名称	1		事業年度	2	・　・ ・　・
外国金融子会社等の区分	3	外国金融機関　・　外国金融持株会社等			

金融子会社等部分適用対象金額及び金融子会社等部分課税対象金額等の計算

(35)＋(45)＋(76)	4		(4)＋(7)	8	
(55) (マイナスの場合は０)	5		金融子会社等部分適用対象金額 ((8)と(26)のいずれか多い金額)	9	
金融子会社等部分適用対象損失額の当期控除額 (78の計)	6		請求権等勘案合算割合	10	%
(5)－(6)	7		金融子会社等部分課税対象金額 (9)×(10)	11	(　　円)

特定所得の金額の計算

外国金融子会社等に係る異常な水準の資本に係る所得	親会社等資本持分相当額	事業年度終了時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額	12		固定資産の貸付けに係る収益	固定資産(無形資産等を除く。)の貸付けによる対価の額の合計額	27	
		事業年度終了時における貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額	13			(27)のうち主としてその本店所在地国において使用に供される固定資産(不動産及び不動産の上に存する権利を除く。)の貸付けによる対価の額((30)に該当するものを除く。)	28	
		(12)－(13) (マイナスの場合は０)	14			(27)のうちその本店所在地国にある不動産及び不動産の上に存する権利の貸付けによる対価の額((30)に該当するものを除く。)	29	
		事業年度終了時における貸借対照表に計上されている利益剰余金の額 (零を下回る場合はその零を下回る額)	15			(27)のうち一定の要件を満たす部分対象外国関係会社が行う固定資産の貸付けによる対価の額	30	
		当該事業年度以前の各事業年度において利益剰余金の額を減少して資本金の額等を増加した場合のその増加した金額	16			(27)－((28)＋(29)＋(30))	31	
		事業年度終了時における貸借対照表に計上されている特定外国金融機関の株式等及び他の外国金融持株会社等の株式等の帳簿価額	17			(31)に係る直接費用の額の合計額((33)に該当するものを除く。)	32	
		外国金融機関である場合 (14)－((15)＋(16)) (マイナスの場合は０)	18			(31)に係る償却費の額	33	
		外国金融持株会社等である場合 (14)－((15)＋(16)＋(17)) (マイナスの場合は０)	19			(32)＋(33)	34	
	事業年度終了時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額 (12)		20			(31)－(34) (マイナスの場合は０)	35	
	再保険契約に伴い積み立てないこととした責任準備金に相当するものの額及び支払備金に相当するものの額の合計額		21			償却費計算上の適用法令	36	本邦法令・外国法令
	(20)又は((20)＋(21))		22					
	(18)又は(19)／(22)		23	%				
	(23)が70%を超える場合	本店所在地国の法令に基づき下回ることのできない資本の額の２倍に相当する金額	24					
		((18)又は(19))－(24) (マイナスの場合は０)	25					
		(25)×10%	26					

(次ページに続きます。)

(外国関係会社の平成三十年四月一日以後開始事業年度分)

様式ID　NTA0VKX480020010

（外国関係会社の平成三十年四月一日以後開始事業年度分）

特定所得の金額の計算（続き）

無形資産等の使用許諾に係る収益	無形資産等の使用料の合計額	37		異常所得	税引後当期利益の額	56	
	(37)のうち部分対象外国関係会社が自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等の使用料	38			支払を受ける剰余金の配当等の額の合計額	57	
	(37)のうち部分対象外国関係会社が取得をしその事業の用に供する無形資産等の使用料	39			受取利子等の額の合計額	58	
	(37)のうち部分対象外国関係会社が使用を許諾されその事業の用に供する無形資産等の使用料	40			有価証券の貸付けによる対価の額の合計額	59	
	(37)－((38)＋(39)＋(40))	41			有価証券の譲渡に係る対価の額の合計額	60	
	(41)に係る直接費用の額の合計額((43)に該当するものを除く。)	42			(60)に係る原価の額の合計額	61	
	(41)に係る償却費の額	43			デリバティブ取引に係る損益の額	62	
	(42)＋(43)	44			外国為替差損益の額	63	
	(41)－(44)（マイナスの場合は０）	45			その他の金融所得に係る損益の額	64	
	償却費計算上の適用法令	46	本邦法令・外国法令		保険所得の金額	65	
無形資産等の譲渡損益	無形資産等の譲渡に係る対価の額の合計額	47			固定資産(無形資産等を除く。)の貸付けによる対価の額の合計額	66	
	(47)のうち部分対象外国関係会社が自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等の譲渡に係る対価の額	48			支払を受ける無形資産等の使用料の合計額	67	
	(47)のうち部分対象外国関係会社が取得をしその事業の用に供する無形資産等の譲渡に係る対価の額	49			無形資産等の譲渡に係る対価の額の合計額	68	
	(47)－((48)＋(49))	50			(68)に係る原価の額の合計額	69	
	(47)に係る原価の額の合計額	51			(57)＋(58)＋(59)＋((60)－(61))＋(62)＋(63)＋(64)＋(65)＋(66)＋(67)＋((68)－(69))	70	
	(51)のうち部分対象外国関係会社が自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等の譲渡に係る対価の額に係る原価の額の合計額	52			(56)－(70)（マイナスの場合は０）	71	
	(51)のうち部分対象外国関係会社が取得をしその事業の用に供する無形資産等の譲渡に係る対価の額に係る原価の額の合計額	53		所得控除の金額	総資産の帳簿価額	72	
	(50)に係る直接費用の額の合計額	54			人件費の額	73	
	(50)－(((51)－(52)－(53))＋(54))	55			減価償却費の累計額	74	
					((72)＋(73)＋(74))×50%	75	
					(71)－(75)（マイナスの場合は０）	76	

金融子会社等部分適用対象損失額の内訳

事業年度	控除未済金融子会社等部分適用対象損失額	当期控除額	翌期繰越額 (77)－(78)
	77	78	79
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
計			
当期分			
合計			

様式ID	NTA0VKX070010010

特定課税対象金額等がある場合の外国法人から受ける配当等の総収入金額不算入額の計算に関する明細書

（　　年分）

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

外国法人の名称	1		本店又は主たる事務所の所在	国名又は地域名	3		
外国法人の事業年度	2	・ ・ ・ ・		所在地	4		

配当日	5	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	計
剰余金の配当等の額	6					
特定課税対象金額	7	(16)の合計	(9)のイ	(9)のロ	(9)のハ	
(6)と(7)のうち少ない金額	8					
差引 (7)－(8)	9	イ	ロ	ハ		
間接特定課税対象金額	10	(⑧の「19」)	(12)のイ	(12)のロ	(12)のハ	
((6)-(8))と(10)のうち少ない金額	11					
差引 (10)－(11)	12	イ	ロ	ハ		
総収入金額不算入額 (8)＋(11)	13	(　　円)	(　　円)	(　　円)	(　　円)	

特定課税対象金額の明細	請求権等勘案直接保有株式等の保有割合	14	%	本年発生額 (④(「26」-「27」)、⑤「7」又は⑥「9」)×(14)	15	((16)の「本年分」に転記します。)

特定課税対象金額の明細	年分	前年繰越額又は本年発生額	本年控除額	翌年繰越額 (16)－(17)
		16	17	18
	年分 (3年前)			
	年分 (2年前)			
	年分 (前年)			
	計			
	本年分	(15)		
	合計			

様式ID	NTA0VKX080010010

間接特定課税対象金額の計算に関する明細書

（　　年分）

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

外国法人の名称		1		他の外国法人の名称		4	
本事務所又は主所在地	国名又は地域名	2		本事務所又は主所在地	国名又は地域名	5	
	所在地	3			所在地	6	

間接特定課税対象金額の明細

配当日の属する年	7	年	前二年内の各年分のうち最も古いもの	8	年分

外国法人が他の外国法人から剰余金の配当等を受けた日	外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額	請求権勘案直接保有株式等の保有割合	(9) × (10)	(11)のうち特例適用配当等の額	間接配当等 (11)－(12)
	9	10	11	12	13
合計					

年分	他の外国法人に係る課税対象金額等	間接保有割合	(14) × (15)	(16)のうち特例適用配当等の額	(16)－(17)
	14	15	16	17	18
年分 （２年前）					
年分 （前年）					
計					
本年分					
合計					

間接特定課税対象金額 ((13)の合計と(18)の合計のうち少ない金額)	19	

様式ID　NTA0VKX520010010

特殊関係内国法人及び添付対象外国関係法人の状況等に関する明細書

（　　年分）

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（外国関係法人の平成三十年四月一日以後開始事業年度分）

特殊関係内国法人の状況					
名称	1		事業年度	3	・　・ ・　・
本店又は主たる事務所の所在地	2		特定関係が生じた日	4	・　・

特殊関係株主等の状況			
氏名又は名称	居住者・非居住者・内国法人・外国法人の区分	氏名又は名称	居住者・非居住者・内国法人・外国法人の区分
5	6	7	8
本人	（居住者）・非居住者・内国法人・外国法人		居住者・非居住者・内国法人・外国法人
	居住者・非居住者・内国法人・外国法人		居住者・非居住者・内国法人・外国法人
	居住者・非居住者・内国法人・外国法人		居住者・非居住者・内国法人・外国法人
	居住者・非居住者・内国法人・外国法人		居住者・非居住者・内国法人・外国法人
	居住者・非居住者・内国法人・外国法人		居住者・非居住者・内国法人・外国法人
	居住者・非居住者・内国法人・外国法人		居住者・非居住者・内国法人・外国法人
	居住者・非居住者・内国法人・外国法人		居住者・非居住者・内国法人・外国法人
	居住者・非居住者・内国法人・外国法人		居住者・非居住者・内国法人・外国法人
	居住者・非居住者・内国法人・外国法人		居住者・非居住者・内国法人・外国法人

添付対象外国関係法人の状況			
名称	本店又は主たる事務所の所在		事業年度
	国名又は地域名	所在地	
9	10	11	12
			・　・ ・　・
			・　・ ・　・
			・　・ ・　・
			・　・ ・　・
			・　・ ・　・
			・　・ ・　・
			・　・ ・　・
			・　・ ・　・
			・　・ ・　・

様式ID	NTA0VKX010010010

雑損失の金額の計算書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

この計算書は、災害により住宅や家財などに被害を受け、雑損失の金額のうちに災害関連支出がある場合に使用します。
なお、損失額の合理的な計算方法により損失額を計算する場合には、「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」を併せて使用します。

1　損害の原因等

損害の原因		損害年月日	・　・

→申告書第二表「雑損控除に関する事項」の「損害の原因」欄及び「損害年月日」欄にそれぞれ転記します。

2　災害関連支出の内訳

	区分	支払先の名称・所在地等	工事内容	支払年月日	支払金額	支払金額の内訳 イ 原状回復のための支出金額	支払金額の内訳 ロ 資本的支出の金額	支払金額の内訳 ハ イとロの区分が困難な金額	A 原状回復のための支出額 (ハ×30%＋イ)
原状回復のための支出				・　・	円	円	円	円	円
				・　・					
				・　・					
				・　・					
				・　・					
				・　・					
				・　・					
				・　・					
	合　　計								

	区分	支払先の名称・所在地等	工事内容	支払年月日	B 支払金額
取壊し、除去等の費用				・　・	円
				・　・	
				・　・	
				・　・	
				・　・	
				・　・	
				・　・	
	合　　計				

【備　考】

様式ID	NTA0VKX010020010

3　損失額の計算

区分		住宅	家財	車両			C 合計
損害金額 （「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」を使用した場合には⑤、⑫、⑱の金額をそれぞれ「住宅」、「家財」又は「車両」の欄に記入します。）	①	円	円	円	円	円	円
原状回復のための支出額 （2のA欄の各区分ごとの金額）	②						
①と②のいずれか大きい方の金額	③						
③から差し引く保険金等で補てんされる金額 （③の金額を超える場合は③の金額）	④	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
③ － ④	⑤						
原状回復に係る災害関連支出の金額（②－①） （赤字のときは0、⑤の金額を限度）	⑥						
取壊し、除去等の額の合計額 （2のB欄の各区分ごとの金額）	⑦						
⑦から差し引く保険金等で補てんされる金額 （⑦の金額を超える場合は⑦の金額）	⑧	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
⑦ － ⑧	⑨						
災害関連支出の金額（⑥＋⑨）	⑩						
損失額の計（　①　＋　⑩　）	⑪						

4　雑損失の金額（雑損控除額）の計算

		損害金額等の全体	
損害金額（（③のC）＋（⑦のC））	⑫	円	→⑫の金額を申告書第二表「雑損控除に関する事項」の「損害金額」欄に転記します。
保険金などで補てんされる金額 （（④のC）＋（⑧のC））	⑬		→⑬の金額を申告書第二表「雑損控除に関する事項」の「保険金などで補塡される金額」欄に転記します。
差引損失額（　⑫　－　⑬　）	⑭		
所得金額	⑮		←この計算書の「書き方」をご覧ください。
⑮ × 0.1	⑯		
⑭ － ⑯	⑰	（赤字のときは0）	
差引損失額のうち災害関連支出の金額（⑩）	⑱		→申告書第二表「雑損控除に関する事項」の「差引損失額のうち災害関連支出の金額」欄に転記します。
⑱ － 50,000円	⑲	（赤字のときは0）	
雑損失の金額 （⑰と⑲のいずれか多い方の金額）	⑳		→申告書第一表「雑損控除」欄に転記します。
雑損控除額 **（⑮と⑳のいずれか少ない方の金額）**	㉑		←⑮に分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額が含まれている場合には、この計算書の「書き方」をご覧ください。
翌年以後に繰り越す雑損失の金額 （⑳ － ⑮）	㉒	（赤字のときは0）	

様式ID	NTA0VKX030010010

被災した住宅、家財等の損失額の計算書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

損害年月日	．　．	損害の原因	

住宅・家財等の損失額の計算					
住宅の種類				住宅・その他（　　）	住宅・その他（　　）
住宅の区分				平屋・二階建・その他（　　）	平屋・二階建・その他（　　）
住宅の構造				木造・鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ・鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ 鉄骨造・その他（　　）	木造・鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ・鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ 鉄骨造・その他（　　）
住宅の取得年月				年　月	年　月
住宅の床面積				㎡	㎡
被害の区分				全壊・流失・埋没・倒壊・半壊 ・一部破損・床上浸水　　cm・床下	全壊・流失・埋没・倒壊・半壊 ・一部破損・床上浸水　　cm・床下
浸水時間				２４時間以上 ・ ２４時間未満	２４時間以上 ・ ２４時間未満
土砂（海水）の流入				有 ・ 無	有 ・ 無
1 住宅の損失額	(1) 取得価額等が明らかな場合 住宅の取得価額		①	円	円
	(2) (1)以外の場合 1㎡当たりの工事費用×総床面積		②	＿＿＿＿千円/㎡ × ＿＿＿＿㎡ ＝＿＿＿＿＿＿＿＿円	＿＿＿＿千円/㎡ × ＿＿＿＿㎡ ＝＿＿＿＿＿＿＿＿円
	(①・②)×０．９×償却率（＿＿＿＿）×経過年数（＿＿＿年）		③		
	被災直前の時価相当額（(①・②)－③）		④		
	損害額（④×被害割合（＿＿＿％））		⑤		
	保険金などで補填される金額		⑥		
	差引損失額（⑤－⑥）		⑦		
2 家財の損失額	(1) 取得価額等が明らかな場合 家財の時価の合計額（別紙から転記）		⑧	円	
	(2) (1)以外の場合	家族構成別家財評価額（世帯主の年齢＿＿＿歳 ： 夫婦 ・ 独身）	⑨	円	
		生計を一にする親族による加算額 大人（18歳以上の者）１人につき1,300,000円 子供（18歳未満の者）１人につき 800,000円	⑩	大人 １，３００，０００ 円×＿＿＿人＝＿＿＿＿＿＿円 子供 ８００，０００ 円×＿＿＿人＝＿＿＿＿＿＿円 計 ＿＿＿＿＿＿＿＿円	
		被災直前の時価相当額（⑨＋⑩）	⑪	円	
	損害額（(⑧・⑪)×被害割合（＿＿＿％））		⑫		
	保険金などで補填される金額		⑬		
	差引損失額（⑫－⑬）		⑭		
3 車両の損失額	普通・軽の区分			普通・軽	普通・軽
	取得年月			年　月	年　月
	車両の取得価額		⑮	円	円
	⑮×０．９×償却率×経過年数（＿＿＿＿）（＿＿＿＿年）		⑯		
	被災直前の時価相当額（⑮－⑯）		⑰		
	損害額（⑰×被害割合（＿＿＿％））		⑱		
	保険金などで補填される金額		⑲		
	差引損失額（⑱－⑲）		⑳		
差引損失額の合計（⑦＋⑭＋⑳）			㉑		

様式ID	NTA0VKX030020010

被災した家財の個別明細書

（この用紙は、「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」の２(1)を計算する場合に使用します。）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

①　品　名	②取得年月	③取得価額	④(③×0.9×償却率×経過年数)	⑤時　価(③－④)
	年　月 ・	円	円	円
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
合　計				

様式ID	NTA0K0B540010210

居住形態等に関する確認書

Confirmation of the Type of Resident Status etc.

（令和７年分）

一面

氏　　名 Name (Last, First, Middle)	
住所又は居所 Domicile or residence	
電話番号 Telephone number	
国　　籍 Nationality	
在留カード番号等 Residence Card number or Alien Registration number	

居住形態等（Type of Resident Status）

1　下記事項を記入してください。（Please fill out the following items.）

（Year）　（Month）　（Day）

(1)　当初の入国年月日（Date of original entry into Japan）　　年　　月　　日

(2)　在留資格（Visa status in Japan）

(3)　在留期間（Permitted period of stay in Japan）

2　令和７年中に出国しましたか。（Did you leave Japan anytime during 2025 ?）　□（Yes）はい　□（No）いいえ

3　２の答えが「はい」の人は下の欄に記入してください。

（If your answer to 2 is “Yes” , please fill out the following items.）

(1)　出国の期間（Period of absence from Japan）　　月　日～　月　日

月　日～　月　日

月　日～　月　日

(2)　出国の目的（Purpose of absence from Japan）

4　令和７年中の居住形態による期間区分（Period of each type of resident status during 2025）

(1)　非居住者期間（Period of Non-resident Taxpayer）　月　日～　月　日

(2)　非永住者期間（Period of Non-permanent Resident Taxpayer）　月　日～　月　日

(3)　永住者期間（Period of Permanent Resident Taxpayer）　月　日～　月　日

5　(1)　４(2)の非永住者期間があるときは、その期間中に国外に源泉のある所得はありますか。

（If you were a Non-permanent Resident Taxpayer during any period of 2025, did you receive any foreign source income during that period?）　□（Yes）はい　□（No）いいえ

(2)　(1)の答えが「はい」の人は下の欄に記入してください。

（If your answer to (1) is “Yes” , please fill out the following items.）

①　国外に源泉のある所得の金額（Amount of foreign source income）　円

②　①のうち国内で支払われた金額（Amount paid in Japan out of ①）　円

③　①のうち国外から送金された金額（Amount remitted to Japan out of ①）　円

様式ID	NTA0K0B540020210

二面

住所又は居所を有していた期間の確認表

○　平成27年１月１日から令和６年12月31日までにおいて国内に住所又は居所を有していた期間を記入してください。

Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan within the preceding 10 years（2015～2024）.

住所又は居所を有していた期間 （Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan）	年数・月数・日数 （The number of years, months and days）
(Year) (Month) (Day) 年 月 日 ～ (Year) (Month) (Day) 年 月 日	年 月 日
年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日
年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日
年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日
年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日
年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日
年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日
年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日
年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日
年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日
住所又は居所を有していた期間の合計（Total） （注）　年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、30日を１月、12月を１年として計算します。 Please add the above number of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30, 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.	年 月 日

○　令和７年において国内に住所又は居所を有していた期間を記入してください。

Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan during 2025.

住所又は居所を有していた期間 （Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan）	年数・月数・日数 （The number of years, months and days）
(Month) (Day) 月 日 ～ (Month) (Day) 月 日	年 月 日
月 日 ～ 月 日	年 月 日
月 日 ～ 月 日	年 月 日
住所又は居所を有していた期間の合計（Total） （注）　年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、30日を１月、12月を１年として計算します。 Please add the above number of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30, 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.	年 月 日

（令和７年分）

様式ID	NTA0K0B540010200

居住形態等に関する確認書
Confirmation of the Type of Resident Status etc.

（令和６年分）

一面

氏　　名 Name (Last, First, Middle)	
住所又は居所 Domicile or residence	
電話番号 Telephone number	
国　　籍 Nationality	
在留カード番号等 Residence Card number or Alien Registration number	

居住形態等（Type of Resident Status）

1　下記事項を記入してください。（Please fill out the following items.）

（Year）（Month）（Day）

(1)　当初の入国年月日（Date of original entry into Japan）　年　月　日

(2)　在留資格（Visa status in Japan）

(3)　在留期間（Permitted period of stay in Japan）

2　令和６年中に出国しましたか。（Did you leave Japan anytime during 2024?）　☐（Yes）はい　☐（No）いいえ

3　２の答えが「はい」の人は下の欄に記入してください。

（If your answer to 2 is “Yes” , please fill out the following items.）

(1)　出国の期間（Period of absence from Japan）

月　日～　月　日

月　日～　月　日

月　日～　月　日

(2)　出国の目的（Purpose of absence from Japan）

4　令和６年中の居住形態による期間区分（Period of each type of resident status during 2024）

(1)　非居住者期間（Period of Non-resident Taxpayer）　月　日～　月　日

(2)　非永住者期間（Period of Non-permanent Resident Taxpayer）　月　日～　月　日

(3)　永住者期間（Period of Permanent Resident Taxpayer）　月　日～　月　日

5　(1)　４(2)の非永住者期間があるときは、その期間中に国外に源泉のある所得はありますか。

（If you were a Non-permanent Resident Taxpayer during any period of 2024, did you receive any foreign source income during that period?）　☐（Yes）はい　☐（No）いいえ

(2)　(1)の答えが「はい」の人は下の欄に記入してください。

（If your answer to (1) is “Yes” , please fill out the following items.）

①　国外に源泉のある所得の金額（Amount of foreign source income）　円

②　①のうち国内で支払われた金額（Amount paid in Japan out of ①）　円

③　①のうち国外から送金された金額（Amount remitted to Japan out of ①）　円

様式ID	NTA0K0B540020200

住所又は居所を有していた期間の確認表

二面

○　平成26年１月１日から令和５年12月31日までにおいて国内に住所又は居所を有していた期間を記入してください。

Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan within the preceding 10 years (2014～2023).

住所又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)	年数・月数・日数 (The number of years, months and days)
(Year) (Month) (Day) 年 月 日 ～ (Year) (Month) (Day) 年 月 日	年 月 日
年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日
年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日
年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日
年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日
年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日
年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日
年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日
年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日
住所又は居所を有していた期間の合計（Total） （注）　年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、30日を１月、12月を１年として計算します。 Please add the above number of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30, 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.	年 月 日

○　令和６年において国内に住所又は居所を有していた期間を記入してください。

Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan during 2024.

住所又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)	年数・月数・日数 (The number of years, months and days)
(Month) (Day) 月 日 ～ (Month) (Day) 月 日	年 月 日
月 日 ～ 月 日	年 月 日
月 日 ～ 月 日	年 月 日
住所又は居所を有していた期間の合計（Total） （注）　年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、30日を１月、12月を１年として計算します。 Please add the above number of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30, 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.	年 月 日

（令和６年分）

様式ID	NTA0K0B540010190

居住形態等に関する確認書
Confirmation of the Type of Resident Status etc.

（令和５年分）

一面

氏　　名 Name (Last, First, Middle)	
住所又は居所 Domicile or residence	
電話番号 Telephone number	
国　　籍 Nationality	
在留カード番号等 Residence Card number or Alien Registration number	

居住形態等（Type of Resident Status）

1　下記事項を記入してください。（Please fill out the following items.）

（Year）（Month）（Day）

(1)　当初の入国年月日（Date of original entry into Japan）　　年　　月　　日

(2)　在留資格（Visa status in Japan）

(3)　在留期間（Permitted period of stay in Japan）

2　令和５年中に出国しましたか。（Did you leave Japan anytime during 2023?）　☐（Yes）はい　☐（No）いいえ

3　２の答えが「はい」の人は下の欄に記入してください。
（If your answer to 2 is “Yes” , please fill out the following items.）

(1)　出国の期間（Period of absence from Japan）

月　日～　月　日
月　日～　月　日
月　日～　月　日

(2)　出国の目的（Purpose of absence from Japan）

4　令和５年中の居住形態による期間区分（Period of each type of resident status during 2023）

(1)　非居住者期間（Period of Non-resident Taxpayer）　月　日～　月　日

(2)　非永住者期間（Period of Non-permanent Resident Taxpayer）　月　日～　月　日

(3)　永住者期間（Period of Permanent Resident Taxpayer）　月　日～　月　日

5　(1)　４(2)の非永住者期間があるときは、その期間中に国外に源泉のある所得はありますか。
（If you were a Non-permanent Resident Taxpayer during any period of 2023, did you receive any foreign source income during that period?）　☐（Yes）はい　☐（No）いいえ

(2)　(1)の答えが「はい」の人は下の欄に記入してください。
（If your answer to (1) is “Yes” , please fill out the following items.）

①　国外に源泉のある所得の金額（Amount of foreign source income）　円

②　①のうち国内で支払われた金額（Amount paid in Japan out of ①）　円

③　①のうち国外から送金された金額（Amount remitted to Japan out of ①）　円

様式ID	NTA0K0B540020190

住所又は居所を有していた期間の確認表

二面

○　平成25年１月１日から令和４年12月31日までにおいて国内に住所又は居所を有していた期間を記入してください。

Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan within the preceding 10 years（2013～2022）.

住所又は居所を有していた期間 （Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan）	年数・月数・日数 （The number of years, months and days）
(Year) (Month) (Day) 年 月 日 ～ (Year) (Month) (Day) 年 月 日	年 月 日
年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日
年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日
年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日
年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日
年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日
年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日
年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日
年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日
住所又は居所を有していた期間の合計（Total） （注）　年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、30日を１月、12月を１年として計算します。 Please add the above number of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30, 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.	年 月 日

○　令和５年において国内に住所又は居所を有していた期間を記入してください。

Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan during 2023.

住所又は居所を有していた期間 （Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan）	年数・月数・日数 （The number of years, months and days）
(Month) (Day) 月 日 ～ (Month) (Day) 月 日	年 月 日
月 日 ～ 月 日	年 月 日
月 日 ～ 月 日	年 月 日
住所又は居所を有していた期間の合計（Total） （注）　年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、30日を１月、12月を１年として計算します。 Please add the above number of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30, 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.	年 月 日

（令和５年分）

様式ID	NTA0KOB540010180

居住形態等に関する確認書
Confirmation of the Type of Resident Status etc.

（令和４年分）

一面

氏　　名 Name (Last, First, Middle)	
住所又は居所 Domicile or residence	
電話番号 Telephone number	
国　　籍 Nationality	
在留カード番号等 Residence Card number or Alien Registration number	

居住形態等（Type of Resident Status）

1　下記事項を記入してください。（Please fill out the following items.）

（Year）　（Month）　（Day）

(1)　当初の入国年月日（Date of original entry into Japan）　年　月　日

(2)　在留資格（Visa status in Japan）

(3)　在留期間（Permitted period of stay in Japan）

2　令和４年中に出国しましたか。（Did you leave Japan anytime during 2022?）　☐（Yes）はい　☐（No）いいえ

3　２の答えが「はい」の人は下の欄に記入してください。
（If your answer to 2 is “Yes” , please fill out the following items.）

(1)　出国の期間（Period of absence from Japan）　月　日～　月　日
月　日～　月　日
月　日～　月　日

(2)　出国の目的（Purpose of absence from Japan）

4　令和４年中の居住形態による期間区分（Period of each type of resident status during 2022）

(1)　非居住者期間（Period of Non-resident Taxpayer）　月　日～　月　日

(2)　非永住者期間（Period of Non-permanent Resident Taxpayer）　月　日～　月　日

(3)　永住者期間（Period of Permanent Resident Taxpayer）　月　日～　月　日

5　(1)　４(2)の非永住者期間があるときは、その期間中に国外に源泉のある所得はありますか。
（If you were a Non-permanent Resident Taxpayer during any period of 2022, did you receive any foreign source income during that period?）　☐（Yes）はい　☐（No）いいえ

(2)　(1)の答えが「はい」の人は下の欄に記入してください。
（If your answer to (1) is “Yes” , please fill out the following items.）

①　国外に源泉のある所得の金額（Amount of foreign source income）　円

②　①のうち国内で支払われた金額（Amount paid in Japan out of ①）　円

③　①のうち国外から送金された金額（Amount remitted to Japan out of ①）　円

（令和４年分）

様式ID	NTA0K0B540020180

住所又は居所を有していた期間の確認表

二面

○　平成24年１月１日から令和３年12月31日までにおいて国内に住所又は居所を有していた期間を記入してください。

Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan within the preceding 10 years（2012～2021）.

住所又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)	年数・月数・日数 (The number of years, months and days)
(Year) 年　(Month) 月　(Day) 日　～　(Year) 年　(Month) 月　(Day) 日	年　月　日
年　月　日　～　年　月　日	年　月　日
年　月　日　～　年　月　日	年　月　日
年　月　日　～　年　月　日	年　月　日
年　月　日　～　年　月　日	年　月　日
年　月　日　～　年　月　日	年　月　日
年　月　日　～　年　月　日	年　月　日
年　月　日　～　年　月　日	年　月　日
年　月　日　～　年　月　日	年　月　日
年　月　日　～　年　月　日	年　月　日
住所又は居所を有していた期間の合計（Total） （注）　年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、30日を１月、12月を１年として計算します。 Please add the above number of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30, 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.	年　月　日

○　令和４年において国内に住所又は居所を有していた期間を記入してください。

Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan during 2022.

住所又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)	年数・月数・日数 (The number of years, months and days)
(Month) 月　(Day) 日　～　(Month) 月　(Day) 日	年　月　日
月　日　～　月　日	年　月　日
月　日　～　月　日	年　月　日
住所又は居所を有していた期間の合計（Total） （注）　年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、30日を１月、12月を１年として計算します。 Please add the above number of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30, 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.	年　月　日

（令和４年分）

* Calendar year for which you file this Return

様式ID	NTA1K0A060010060

* 年分所得税及び復興特別所得税の準確定申告書

(所得税法第 172 条第 1 項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第 17 条第 5 項に規定する申告書)

Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction Quasi-Final Return (Under Article 172, Paragraph 1 of the Income Tax Law and Article 17, Paragraph 5 of Special Measures Act for the Reconstruction Funding After the Great East Japan Earthquake)

Date of filing your return 提出年月日	(Year) (Month) (Date) 年 月 日	Name of the Tax Office where your return should be filed 提出先	F01		税務署長
Nationality 国籍		Individual Numbers 個人番号	F02		
Name(last,first,middle initial) 氏名	F04				
Domicile or residence 住所 又は 居所	F06				
Date of birth 生年月日 Y01	年 (Year)	月 (Month)	日 (Date)	Telephone number 電話番号	— —

下記事項を記入してください。

Please fill out the following items.

当初の入国許可年月日 The date of original entry into Japan	年 月 日	在留期間 The period you are permitted to stay in Japan	From 年 月 日から To 年 月 日まで
在留資格 Your visa status in Japan		この申告に係る非居住者期間 The period in this tax year you were classified as a non-resident(Enter the beginning and ending dates during this calendar year.)	From 年 月 日から To 年 月 日まで
日本における勤務、人的役務の内容 Description of employment or other personal services performed in Japan			

1．給与又は報酬の明細 (Details of your income)

源泉徴収の方法により納付済のものは記入しないでください。

(Do not enter receipts from which income tax and special income tax for reconstruction has been withheld at source.)

所得の種類(該当する所得を○で囲む) Type of income(circle the applicable income.)	給与所得・退職所得・人的役務の提供による所得 Employment income・Retirement income・Income from the provision of personal services	
支払者の氏名又は名称 Name or title of the payer	支払者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地 Domicile residence place of head office or place of main office of the payer	収入金額 Amount of receipts
課税所得金額 Amount of taxable income (The same amount of receipts.) Ⓐ	G01	

2．納める税金の計算 (Calculation of your tax)

Ⓐ 課税所得金額 (Amount of taxable income) G02 ×（所得税の税率 (Income tax rate) 20/100）= Ⓑ 所得税額（基準所得税額） (Amount of (base) income tax) G03

（1,000 円未満の端数は切り捨ててください。）

(Any fractional sum of less than ¥1,000 shall be discarded.)

Ⓑ 基準所得税額 (Amount of base income tax) G04 ×（復興特別所得税の税率 Special income tax for reconstruction rate 2.1/100）= Ⓒ 復興特別所得税の額 Amount of special income tax for reconstruction G05

所得税及び復興特別所得税の申告納税額（Ⓑ＋Ⓒ） Amount of income tax and special income tax for reconstruction = G06 円

（黒字の場合 100 円未満の端数は切り捨ててください。）

(Any fractional sum of less than ¥100 shall be discarded in case of black.)

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	(西暦)年	月	日	備考					
	個人番号カード／通知カード ・ 運転免許証 その他( )					番号確認	K21		身元確認	K22	

様式ID	NTA1K0Y020010070

年末調整のための（特定増改築等）
住宅借入金等特別控除関係書類の交付申請書

年　　月　　日　提出

提出先	F01		税務署長	生年月日		元号	年	月	日
納税地の区分		← 以下の該当番号を記載してください。 5.住所地　6.居所地　7.事業所等			K01				
電話番号（納税地）	F07	—	—	フリガナ	F03				
納税地	郵便番号（納税地）	F05	—	氏名	F04				
	納税地	F06							

居住開始年月日	平成 令和　　年　　月　　日	確定申告により（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受けた年分	平成 令和　　年分
請求事由	1　紛失により、電子での再交付を希望するため（注） 2　紛失により、書面での再交付を希望するため 3　書面での交付をとりやめ、電子交付を希望するため（注） 4　電子交付をとりやめ、書面での交付を希望するため 5　その他（　　）		

（注）1　証明書の電子交付の対象となる方は、居住開始年月日が平成31 年１月１日以降の方で、マイナンバーカード等の電子証明書を利用してe-Tax で確定申告書又はこの交付申請書を提出された方に限ります。
なお、証明書の内容によっては、電子交付を行うことができない場合があります。
2　証明書の内容を確認するためには、マイナンバーカード等の電子証明書による認証が必要です。

上記の理由により、次の対象年分の年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書兼給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書が必要となったので、交付の申請をします。

交付申請書類の対象年分	令和＿＿＿＿年分　　から　　令和＿＿＿＿年分

税務署整理欄	来署者	本人等確認	委任事実等の確認
	本人	個人番号カード・免許証・ 他（　　）	
	代理人（上記以外）	個人番号カード・免許証・ 他（　　）	□　委任状

整理番号	

様

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額(合計欄の金額)を記載し、差し引いて計算してください。

令和８年６月15日

税務署長

税務署長の氏名の記載及び署長印の押なつは省略してあります。

令和８年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（一般用）

●予定納税について

あなたの令和８年分の予定納税額（第１期分・第２期分）を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額（又は下の⑰の金額）が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和８年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

※予定納税基準額は、　　円です。

予定納税額		円
	第１期分	
	第２期分	
	合計	

確定申告の際に、上記の「合計」欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に記載します。

振替納税利用金融機関名	

●予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第１期分：令和８年７月31日 第２期分：令和８年11月30日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第１期分：令和８年７月１日 ～同年７月31日 第２期分：令和８年11月２日 ～同年11月30日	同封の納付書で左記納付期間に金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。なお、クレジットカード納付など、納付書以外の方法で納付している方には、納付書を同封していません。 第２期分の納付書は、次の方を除き後日送付します。 ・クレジットカード納付など、納付書以外の方法で納付している方 ・ダイレクト納付の届出を提出している方 納付書が必要な方は所轄の税務署にお問い合わせください。

※期限に遅れるとそれぞれの期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区分			金額
令和７年分の総所得金額（分離課税の所得は除かれています。）		①	円
①の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額		②	
差引総所得金額（①－②）		③	
令和７年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額		④	
所得から差し引かれる金額		⑤	
課税される所得金額（⑤の金額を、まず③の金額から差し引き、引ききれないときは、④の金額から差し引きます。）	③に対する金額	⑥	
	④に対する金額	⑦	
税額	上の⑥に対する税額	⑧	
	上の⑦に対する税額	⑨	
	合計	⑩	
配当控除　投資税額等の控除（特定増改築等）住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別控除　住宅特定改修特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除		⑪	
差引所得税額（⑩－⑪）		⑫	（赤字のときは０）
所得税に係る外国税額控除等		⑬	
所得税に係る源泉徴収税額（下の㉑の金額）		⑭	
再差引所得税額（⑫－⑬－⑭）		⑮	（赤字のときは０）
復興特別所得税額相当額 ⑮ × 2.1%		⑯	
予定納税基準額（⑮＋⑯）		⑰	

⑭の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区分		金額
令和７年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	⑱	円
⑱のうち退職、株式等の譲渡等、一時、雑、臨時の各所得に対するもの	⑲	
差引税額（⑱－⑲）	⑳	
⑳のうち所得税に係る源泉徴収税額（⑳×100／102.1）	㉑	

詳しくは、同封の『令和8年分　予定納税について』をご覧ください。

整理番号	

様

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額(合計欄の金額)を記載し、差し引いて計算してください。

令和８年10月15日

税務署長

税務署長の氏名の記載及び署長印の押なつは省略してあります。

令和８年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（一般用）

特別農業所得者

●予定納税について

あなたの令和８年分の予定納税額（第２期分）を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額（又は下の⑰の金額）が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和８年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

※予定納税基準額は、　　円です。

予定納税額		
	第１期分	
	第２期分	円
	合計	

※特別農業所得者の方は、第１期分はありません。

確定申告の際に、上記の「合計」欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に記載します。

振替納税利用金融機関名	

●予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第２期分：令和８年11月30日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第２期分：令和８年11月２日 ～ 同年11月30日	同封の納付書で左記納付期間に金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。なお、次の方には納付書を同封していません。 ・クレジットカード納付など、納付書以外の方法で納付している方 ・ダイレクト納付の届出を提出している方 納付書が必要な方は所轄の税務署にお問い合わせください。

※期限に遅れると期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区分			金額
令和７年分の総所得金額（分離課税の所得は除かれています。）		①	円
①の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額		②	
差引総所得金額（①－②）		③	
令和７年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額		④	
所得から差し引かれる金額		⑤	
課税される所得金額（⑤の金額を、まず③の金額から差し引き、引ききれないときは、④の金額から差し引きます。）	③に対する金額	⑥	
	④に対する金額	⑦	
税額	上の⑥に対する税額	⑧	
	上の⑦に対する税額	⑨	
	合計	⑩	
配当控除　投資税額等の控除（特定増改築等）住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別控除　住宅特定改修特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除		⑪	
差引所得税額（⑩－⑪）		⑫	（赤字のときは０）
所得税に係る外国税額控除等		⑬	
所得税に係る源泉徴収税額（下の㉑の金額）		⑭	
再差引所得税額（⑫－⑬－⑭）		⑮	（赤字のときは０）
復興特別所得税額相当額 ⑮ × 2.1%		⑯	
予定納税基準額（⑮＋⑯）		⑰	

⑭の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区分		金額
令和７年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	⑱	円
⑱のうち退職、株式等の譲渡等、一時、雑、臨時の各所得に対するもの	⑲	
差引税額（⑱－⑲）	⑳	
⑳のうち所得税に係る源泉徴収税額（⑳×100／102.1）	㉑	

詳しくは、同封の『令和8年分　予定納税について』をご覧ください。

TEX700(4.0)

整理番号	

様

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額（合計欄の金額）を入力し、差し引いて計算してください。

年　月　日

＿＿＿＿＿＿税務署長

年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（一般用）

●予定納税について

あなたの　　年分の予定納税額（第１期分・第２期分）を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に入力された申告納税額（又は下の17欄の金額）が15万円以上であった方が、法令の規定上、　　年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

※予定納税基準額は、　　円です。

予定納税額		
	第１期分	円
	第２期分	
	合　計	

確定申告の際に、上記の「合計」欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に入力します。

振替納税利用金融機関名	

●予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第１期分：　年　月　日 第２期分：　年　月　日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第１期分：　年　月　日 ～同年　月　日 第２期分：　年　月　日 ～同年　月　日	電子通知を希望した方へは納付書を送付していません。左記納付期間にメッセージボックスに格納される納付区分番号通知から納付してください。納付書が必要な方は所轄の税務署にお問い合わせください。

※期限に遅れるとそれぞれの期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区分			金額
年分の総所得金額（分離課税の所得は除かれています。）		1	円
１欄の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額		2	
差引総所得金額（１欄－２欄）		3	
年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額		4	
所得から差し引かれる金額		5	
課税される所得金額（５欄の金額を、まず３欄の金額から差し引き、引ききれないときは、４欄の金額から差し引きます。）	３欄に対する金額	6	
	４欄に対する金額	7	
税額	上の６欄に対する税額	8	
	上の７欄に対する税額	9	
	合計	10	
配当控除 投資税額等の控除 （特定増改築等）住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除		11	
差引所得税額（10欄－11欄）		12	（赤字のときは０）
所得税に係る外国税額控除等		13	
所得税に係る源泉徴収税額（下の21欄の金額）		14	
再差引所得税額（12欄－13欄－14欄）		15	（赤字のときは０）
復興特別所得税額相当額 15欄×2.1%		16	
予定納税基準額（15欄＋16欄）		17	

14欄の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区分		金額
年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	18	円
18欄のうち退職、株式等の譲渡等、一時、雑、臨時の各所得に対するもの	19	
差引税額（18欄－19欄）	20	
20欄のうち所得税に係る源泉徴収税額（20欄×100／102.1）	21	

電子通知

TEX703(4.0)

整理番号	

様

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額（合計欄の金額）を入力し、差し引いて計算してください。

年　月　日

＿＿＿＿＿ 税務署長

年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（一般用） 特別農業所得者

●予定納税について

あなたの　　年分の予定納税額（第２期分）を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に入力された申告納税額（又は下の17欄の金額）が15万円以上であった方が、法令の規定上、　　年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

※予定納税基準額は、　　円です。

予定納税額		
	第１期分	
	第２期分	円
	合　計	

※特別農業所得者の方は、第１期分はありません。

確定申告の際に、上記の「合計」欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に入力します。

振替納税利用金融機関名	

●予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第２期分：　　年　月　日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第２期分：　　年　月　日 ～同年　月　日	電子通知を希望した方へは納付書を送付していません。左記納付期間にメッセージボックスに格納される納付区分番号通知から納付してください。納付書が必要な方は所轄の税務署にお問い合わせください。

※期限に遅れると期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区分			金額
年分の総所得金額（分離課税の所得は除かれています。）		1	円
１欄の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額		2	
差引総所得金額（１欄－２欄）		3	
年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額		4	
所得から差し引かれる金額		5	
課税される所得金額（５欄の金額を、まず３欄の金額から差し引き、引ききれないときは、４欄の金額から差し引きます。）	３欄に対する金額	6	
	４欄に対する金額	7	
税額	上の６欄に対する税額	8	
	上の７欄に対する税額	9	
	合計	10	
配当控除 投資税額等の控除 （特定増改築等）住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除		11	
差引所得税額（10欄－11欄）		12	（赤字のときは０）
所得税に係る外国税額控除等		13	
所得税に係る源泉徴収税額（下の21欄の金額）		14	
再差引所得税額（12欄－13欄－14欄）		15	（赤字のときは０）
復興特別所得税額相当額 15欄×2.1%		16	
予定納税基準額（15欄＋16欄）		17	

14欄の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区分		金額
年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	18	円
18欄のうち退職、株式等の譲渡等、一時、雑、臨時の各所得に対するもの	19	
差引税額（18欄－19欄）	20	
20欄のうち所得税に係る源泉徴収税額（20欄×100／102.1）	21	

電子通知

整理番号	

様

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額（合計欄の金額）を記載し、差し引いて計算してください。

令和８年６月15日

＿＿＿＿＿＿税務署長

税務署長の氏名の記載及び署長印の押なつは省略してあります。

令和８年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（変動所得のある方用）

●予定納税について

あなたの令和８年分の予定納税額（第１期分・第２期分）を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額（又は下の㉓の金額）が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和８年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

※予定納税基準額は、　　円です。

予定納税額		
	第１期分	円
	第２期分	
	合計	

確定申告の際に、上記の「合計」欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に記載します。

振替納税利用金融機関名	

●予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第１期分：令和８年７月31日 第２期分：令和８年11月30日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第１期分：令和８年７月１日 ～同年７月31日 第２期分：令和８年11月２日 ～同年11月30日	同封の納付書で左記納付期間に金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。なお、クレジットカード納付など、納付書以外の方法で納付している方には、納付書を同封していません。 第２期分の納付書は、次の方を除き後日送付します。 ・クレジットカード納付など、納付書以外の方法で納付している方 ・ダイレクト納付の届出を提出している方 納付書が必要な方は所轄の税務署にお問い合わせください。

※期限に遅れるとそれぞれの期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区分		金額
令和７年分の総所得金額（分離課税の所得は除かれています。）	①	円
①の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額	②	
差引総所得金額（①－②）	③	
令和７年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額	④	
所得から差し引かれる金額	⑤	
課税される所得金額（⑤の金額を、まず③の金額から差し引き、引ききれないときは、④の金額から差し引きます。）	③に対する金額 ⑥	
	④に対する金額 ⑦	
課税される所得金額に対する税額	令和７年分の変動所得の超過額 ⑧	
	令和７年分の変動所得たる雑所得の金額 ⑨	
	差引金額（⑧－⑨） ⑩	
	調整所得金額 {(⑥－⑩×4/5) 又は(⑥×1/5)} ⑪	
	特別所得金額（⑥－⑪） ⑫	
	調整所得金額に対する平均税率及び税額 ％ ⑬	
	特別所得金額に対する税額（⑫×⑬の平均税率） ⑭	
	⑦に対する税額 ⑮	
	課税される所得金額に対する税額（⑬＋⑭＋⑮） ⑯	
配当控除　投資税額等の控除（特定増改築等）住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除　住宅耐震改修特別控除　住宅特定改修特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除	⑰	
差引所得税額（⑯－⑰）	⑱	（赤字のときは０）
所得税に係る外国税額控除等	⑲	
所得税に係る源泉徴収税額（下の㉗の金額）	⑳	
再差引所得税額（⑱－⑲－⑳）	㉑	（赤字のときは０）
復興特別所得税額相当額 ㉑ × 2.1%	㉒	
予定納税基準額（㉑＋㉒）	㉓	

⑳の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区分		金額
令和７年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	㉔	円
㉔のうち退職、株式等の譲渡等、一時、雑、臨時の各所得に対するもの	㉕	
差引税額（㉔－㉕）	㉖	
㉖のうち所得税に係る源泉徴収税額（㉖×100/102.1）	㉗	

詳しくは、同封の『令和8年分　予定納税について』をご覧ください。

整理番号	

様

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額（合計欄の金額）を記載し、差し引いて計算してください。

令和８年10月15日

税務署長

税務署長の氏名の記載及び署長印の押なつは省略してあります。

令和８年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（変動所得のある方用）

特別農業所得者

●予定納税について

あなたの令和８年分の予定納税額（第２期分）を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額（又は下の㉓の金額）が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和８年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

※予定納税基準額は、　　円です。

予定納税額		
	第１期分	
	第２期分	円
	合計	

※特別農業所得者の方は、第１期分はありません。

確定申告の際に、上記の「合計」欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に記載します。

振替納税利用金融機関名	

●予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第２期分：令和８年11月30日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第２期分：令和８年11月２日 ～ 同年11月30日	同封の納付書で左記納付期間に金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。なお、次の方には納付書を同封していません。 ・クレジットカード納付など、納付書以外の方法で納付している方 ・ダイレクト納付の届出を提出している方 納付書が必要な方は所轄の税務署にお問い合わせください。

※期限に遅れると期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区分		金額
令和７年分の総所得金額（分離課税の所得は除かれています。）	①	円
①の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額	②	
差引総所得金額（①－②）	③	
令和７年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額	④	
所得から差し引かれる金額	⑤	
課税される所得金額（⑤の金額を、まず③の金額から差し引き、引ききれないときは、④の金額から差し引きます。）に対する金額	⑥	
課税される所得金額（⑤の金額を、まず③の金額から差し引き、引ききれないときは、④の金額から差し引きます。）に対する金額	⑦	
課税される所得金額に対する税額：令和７年分の変動所得の超過額	⑧	
課税される所得金額に対する税額：令和７年分の変動所得たる雑所得の金額	⑨	
課税される所得金額に対する税額：差引金額（⑧－⑨）	⑩	
課税される所得金額に対する税額：調整所得金額｛(⑥－⑩×4/5)又は(⑥×1/5)｝	⑪	
課税される所得金額に対する税額：特別所得金額（⑥－⑪）	⑫	
課税される所得金額に対する税額：調整所得金額に対する平均税率及び税額　％	⑬	
課税される所得金額に対する税額：特別所得金額に対する税額（⑫×⑬の平均税率）	⑭	
課税される所得金額に対する税額：⑦に対する税額	⑮	
課税される所得金額に対する税額（⑬＋⑭＋⑮）	⑯	
配当控除　投資税額等の控除（特定増改築等）住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別控除　住宅特定改修特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除	⑰	
差引所得税額（⑯－⑰）	⑱	（赤字のときは０）
所得税に係る外国税額控除等	⑲	
所得税に係る源泉徴収税額（下の㉗の金額）	⑳	
再差引所得税額（⑱－⑲－⑳）	㉑	（赤字のときは０）
復興特別所得税額相当額 ㉑ × 2.1%	㉒	
予定納税基準額（㉑＋㉒）	㉓	

⑳の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区分		金額
令和７年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	㉔	円
㉔のうち退職、株式等の譲渡等、一時、雑、臨時の各所得に対するもの	㉕	
差引税額（㉔－㉕）	㉖	
㉖のうち所得税に係る源泉徴収税額（㉖×100/102.1）	㉗	

詳しくは、同封の『令和8年分　予定納税について』をご覧ください。

TEX706(4.0)

整理番号	

様

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額（合計欄の金額）を入力し、差し引いて計算してください。

年　月　日

＿＿＿＿＿ 税務署長

年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（変動所得のある方用）

●予定納税について

あなたの　　年分の予定納税額（第１期分・第２期分）を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に入力された申告納税額（又は下の23欄の金額）が15万円以上であった方が、法令の規定上、　　年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

※予定納税基準額は、　　円です。

予定納税額		
	第１期分	円
	第２期分	
	合　計	

確定申告の際に、上記の「合計」欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に入力します。

振替納税利用金融機関名	

●予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第１期分：　年　月　日 第２期分：　年　月　日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第１期分：　年　月　日 ～同年　月　日 第２期分：　年　月　日 ～同年　月　日	電子通知を希望した方へは納付書を送付していません。左記納付期間にメッセージボックスに格納される納付区分番号通知から納付してください。納付書が必要な方は所轄の税務署にお問い合わせください。

※期限に遅れるとそれぞれの期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区分			金額
	年分の総所得金額（分離課税の所得は除かれています。）	1	円
	１欄の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額	2	
	差引総所得金額（１欄－２欄）	3	
	年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額	4	
	所得から差し引かれる金額	5	
	課税される所得金額（５欄の金額を、まず３欄の金額から差し引き、引ききれないときは、４欄の金額から差し引きます。）　３欄に対する金額	6	
	課税される所得金額（５欄の金額を、まず３欄の金額から差し引き、引ききれないときは、４欄の金額から差し引きます。）　４欄に対する金額	7	
課税される所得金額に対する税額	年分の変動所得の超過額	8	
	年分の変動所得たる雑所得の金額	9	
	差引金額（８欄－９欄）	10	
	調整所得金額（（６欄－10欄×４／５）又は（６欄×１／５））	11	
	特別所得金額（６欄－11欄）	12	
	調整所得金額に対する平均税率及び税額　％	13	
	特別所得金額に対する税額（12欄×13欄の平均税率）	14	
	７欄に対する税額	15	
	課税される所得金額に対する税額（13欄＋14欄＋15欄）	16	
	配当控除 投資税額等の控除 （特定増改築等）住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除	17	
	差引所得税額（16欄－17欄）	18	（赤字のときは０）
	所得税に係る外国税額控除等	19	
	所得税に係る源泉徴収税額（下の27欄の金額）	20	
	再差引所得税額（18欄－19欄－20欄）	21	（赤字のときは０）
	復興特別所得税額相当額 21欄×2.1%	22	
	予定納税基準額（21欄＋22欄）	23	

20欄の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区分		金額
年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	24	円
24欄のうち退職、株式等の譲渡等、一時、雑、臨時の各所得に対するもの	25	
差引税額（24欄－25欄）	26	
26欄のうち所得税に係る源泉徴収税額（26欄×100／102.1）	27	

電子通知

TEX709(4.0)

整理番号	

様

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額（合計欄の金額）を入力し、差し引いて計算してください。

年　月　日

＿＿＿＿＿ 税務署長

年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（変動所得のある方用） 特別農業所得者

●予定納税について

あなたの　　年分の予定納税額（第２期分）を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に入力された申告納税額（又は下の23欄の金額）が15万円以上であった方が、法令の規定上、　　年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

※予定納税基準額は、　　円です。

予定納税額		
	第１期分	
	第２期分	円
	合　計	

※特別農業所得者の方は、第１期分はありません。

確定申告の際に、上記の「合計」欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に入力します。

振替納税利用金融機関名	

●予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第２期分：　　年　月　日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第２期分：　　年　月　日 ～同年　月　日	電子通知を希望した方へは納付書を送付していません。左記納付期間にメッセージボックスに格納される納付区分番号通知から納付してください。納付書が必要な方は所轄の税務署にお問い合わせください。

※期限に遅れると期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区分			金額
	年分の総所得金額（分離課税の所得は除かれています。）	1	円
	１欄の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額	2	
	差引総所得金額（１欄－２欄）	3	
	年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額	4	
	所得から差し引かれる金額	5	
	課税される所得金額（５欄の金額を、まず３欄の金額から差し引き、引ききれないときは、４欄の金額から差し引きます。） ３欄に対する金額	6	
	課税される所得金額（５欄の金額を、まず３欄の金額から差し引き、引ききれないときは、４欄の金額から差し引きます。） ４欄に対する金額	7	
課税される所得金額に対する税額	年分の変動所得の超過額	8	
	年分の変動所得たる雑所得の金額	9	
	差引金額（８欄－９欄）	10	
	調整所得金額 （６欄－10欄×４／５）又は（６欄×１／５）	11	
	特別所得金額（６欄－11欄）	12	
	調整所得金額に対する平均税率及び税額 ％	13	
	特別所得金額に対する税額（12欄×13欄の平均税率）	14	
	７欄に対する税額	15	
	課税される所得金額に対する税額（13欄＋14欄＋15欄）	16	
	配当控除 投資税額等の控除 （特定増改築等）住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除	17	
	差引所得税額（16欄－17欄）	18	（赤字のときは０）
	所得税に係る外国税額控除等	19	
	所得税に係る源泉徴収税額（下の27欄の金額）	20	
	再差引所得税額（18欄－19欄－20欄）	21	（赤字のときは０）
	復興特別所得税額相当額 21欄×2.1%	22	
	予定納税基準額（21欄＋22欄）	23	

20欄の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区分		金額
年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	24	円
24欄のうち退職、株式等の譲渡等、一時、雑、臨時の各所得に対するもの	25	
差引税額（24欄－25欄）	26	
26欄のうち所得税に係る源泉徴収税額（26欄×100／102.1）	27	

電子通知